白川静著作集

別巻　金文通釈１〔上〕

平凡社

金文通釋　1〔上〕

再版の序

金文通釋は、昭和三十七年八月より、その數年前から阪神間の有志十二名を以て組織する樸社において、月に一回講じていた兩周金文の考釋を、白鶴美術館誌として付印したものである。はじめ講義案を油印として用意していたが、改めて印刷をするに當つて器影や銘文を加え、一部改稿して發表することとなつた。爾來刊行を重ね、昭和五十四年五月に至つて、補釋篇の五十輯を刊了、更に十二月と翌年三月に補記篇五一・五二輯を加え、また本文篇上下（五三・五四輯）、索引二篇（五五・五六輯）を加えて五十六輯とし、昭和五十九年三月に刊了した。刊行をはじめてから、前後二十二年に及んだ。

刊了の後今日に至るまで、またすでに二十年である。その間に新しく出土・報告された器數も甚だ多く、殊に紀年銘をもつものも約二十器に上る。金文研究は、究極的にはこれらの紀年銘の斷代編年を成し遂げ、これを史料として西周史を再構成することにあり、舊釋においても、私はその斷代編年のことを試み、それに本づいて「西周史略」（四六・四七輯）を書いた。その後、新出器の資料が加わるとともに、改めて斷代編年を試みる研究者も多く、私の知る範圍においても十家に近い。それらの斷代編年說について、私も舊稿において試みたような方法を以て改めて檢討を加えたが、その何れにもかなり不適合なところがあつて、そのまま使用しうるものがないことが明らかとなつ

た。それでまた改めて舊稿について新出の器の編年を試みたところ、その大部分が殆んど舊譜のままでその譜に錄入しうるものであることを驗證することができた。舊譜の骨格を維持したまま、新しい資料のすべてを譜入しうることが確かめられたのである。

ただその考證の過程において、舊稿の記述のうち、ある程度の改訂、解釋の補充・變更を要する部分が生ずることも、避けがたいことであつた。通釋の執筆は二十數年にわたるものであつたから、その執筆の間においても、逐次資料として補充すべきもの、行論上訂正を加える必要が生ずるということもあつて、そのために新しい資料としては第六卷の後半に補釋篇を用意し、また第一卷以來の通釋に補入すべきものは補記篇として加えたが、その補記篇も昭和五十四年の執筆であるから、またすでに二十數年前のことである。從つて改めて補筆を要するところも少くはない。

本來ならば、後出の器についてはまた新たに補篇を加え、またその間に發表された多くの研究・考釋についても、前例によつて補記を加えることが望ましいことである。ただ卷帙すでに多く、私もすでに頽齡の身であるから、新たに補篇・補記篇を加えることは容易でない。しかし多年精力を費して刊行し續けてきたこの通釋は、兩周期金文の種々の問題について、いくらか注意して編集してきたものであるから、舊稿をそのまま存することも、類書をみない現在の狀況においては後學の方には幾分の參考となりうるものであろうと思う。それで舊稿をそのまま存し、全體の總括に當る第五卷通論篇の第八章・第九章を、後出の紀年銘の釋文・訓讀を加えて、新たに編年改稿し、斷代編年を試み、斷代研究の大綱をまとめることにした。またこの新しい斷代編年に從つて、舊稿中の

改訂を要する部分は、全卷にわたつて版型の許す範圍において改訂を加えた。ただ斷代編年においては、大體において舊說を維持し、問題の多い共和期のとり扱いについては、若干の變更を試みたところがある。舊稿のうち十分に改訂を施しえなかつた部分もあるが、編年上のことは、すべて新稿によつて舊稿を改めたものと理解して頂きたいと思う。その斷代譜において新たに加えた資料については、別の機會にいくらか詳しい考釋を試みたいと考えている。

改めていうまでもないことであるが、西周金文の斷代編年のことは、これで終るものではない。今後も新しい資料が出て、またそれに適合する斷代の作業が必要となれば、當然若干の改訂が必要となるであろう。しかし現在の金文資料において、私の試みた斷代編年は、一應の適合性をもつものであると信ずるのである。

なおこの度の再刊に當つて、別卷として殷文札記一册を加えることとした。殷金文の考釋については、すでに赤塚忠氏に「稿本殷金文考釋」があり、詳細な解讀が試みられている。しかし殷金文の大半は、殆んど記述の文のない圖象や祖考の廟名を加えたもので、殷代史の直接の資料となりうるものではない。ただそのような圖象銘のありかたや、あるいは殷王朝崩壞後の殷系諸族の消息によつて、殷代史の再構成の方法がえられるかどうかということについても、一の檢證を試みておきたいと思うのである。

昨今、學術的な書の刊行は、困難を極めている。このような狀況の中にあつて、本書のように特に困難な研究書の出版について、協力を與えられた平凡社に對して、深甚なる謝意を表する次第で

ある。

平成十五年九月

白川　静

金文通釋卷一［上］　目次

凡　例
再版の序
序
金文通釋一……………………一
金文通釋二……………………三九
金文通釋三……………………八九
金文通釋四……………………一四一
金文通釋五……………………一九七
金文通釋六……………………二五五
金文通釋七……………………三一七
總目（一）

白鶴美術館誌 第一輯

白川靜

金文通釋 一

一、大豐段

大豐段

財團法人 白鶴美術館發行

凡例

一、本卷金文通釋は、白川靜著作集別卷六種の一である。

一、金文通釋は、財團法人白鶴美術館を發行所とする白鶴美術館誌として一九六二（昭和三七）年八月に第一輯を刊行して以後、一九八四年三月に第五六輯の索引篇二を以て完結した。

一、本著作集別卷の一種として、各輯を合册して全七卷九册（第一卷と第三卷を上・下册とする）に景印刊行する。

一、景印にあたっては、誤植の訂正のほか考釋・引用文獻等、改めて見直しを行なって景印技術の許す範圍の修訂を施した。

一、收載した各器銘の釋文は、第七卷に載せる器銘釋文と異なる處があるが、考釋の行論に相渉る點もあるので、ほぼ舊稿のままにしておいた。

一、第五卷通論篇第八・第九章は、新出の紀年銘の釋文・訓讀を加えて編年改稿した新稿である。

一、文獻の引用は、中略・節錄して引用した場合もあるが、必ずしも全てにわたって中略記號・注記をいちいち付してはいない。

一、引用文獻中の異體字・俗體字も、據ったテキストに從っていない場合がある。

一、器銘釋文は、漢字フォントと作字の制約から、金文の示す字形通りの隷釋ではなく近似、または同意の字體に置き替えている場合がある。

一、著錄等の文獻名は簡稱に從っているが、これらについては、著作集別卷の一種「金文集1」に載せる主要著錄・考釋、或いは容庚「商周彝器通考」に付する徵引書目などにおいて、その詳細を知ることができる。

一、白川靜著作集別卷六種の一、「段文札記」全一卷を金文通釋の續編とする。

序

金文考釋の業は宋代の著錄家によつてすでに試みられ、淸末以來多く刊行された著錄の類には概ね考釋を付する例となり、中には考釋を以て一家を成す名家も尠くない。しかし彝銘の考釋を重要な學問的領域として確立し、すぐれた業績を殘したものとしては、孫詒讓・王國維の二家を推すべきであろう。その後殷周遺址の科學的發掘調査が進むにつれて考古學的知見は日に加わり、銘文考釋の業もいよいよ精微に赴いて、ついに兩周彝器の斷代硏究が興るに至つた。郭沫若氏の「兩周金文辭大系」、容庚氏の「商周彝器通考」がこれである。前者は銘文を主とし、後者は器形・文樣を主として編年を試みたものである。近年に至つて楊樹達氏は「積微居金文說」を著わして訓詁・考釋を論じ、陳夢家氏も「西周銅器斷代」を編して西周期金文の編年を試みた。陳氏の斷代は六回にしてその發表を中斷され、全容を知りえないのは遺憾である。わが國では書道全集等に金文若干を錄しその訓讀が施されたが、兩周金文の全體にわたる考釋はなお試みられていない。

近年私は楪社雅友諸契の需めに應じて金文の講讀をつづけてきたが、積んで若干の略稿を得る

に至つた。それでこれを廣く研究者の參閲に供し、その批正に待ちたいと考えながらも、付印のことも容易でないままに、机邊に堆積するに任せていたのである。

このたび白鶴美術館において館誌發行の議があり、その紙幅を小稿のために與えられることになつた。現在學術研究の發表は困難を極め、金文考釋の付印のごときは殆んど絶望に近い。いま中國古美術に深い理解をもたれ、蒐集の富贍と收藏の精美とを以て稱せられる當館が、その館誌として小稿を世に出されることは、私にとつて望外の喜びである。ただ卷帙すでに多く、その全部を依託しがたい事情もあるので、遺品の見るべく、銘拓の錄すべきものを擇んで本誌に登載し、餘は私の「甲骨金文學論叢」に續載することとした。從つて器の群別・編年は他の方法によることとし、概ね陳・郭兩氏の排次するところに從つて發表してゆく考えである。

ここに小稿發表の機會を與えられた白鶴美術館及びその關係者各位に深甚なる謝意を表し、經緯を記して一言を卷首に弁するのである。

昭和三十七年七月

白川　靜

金文通釋

一、大豐設

器名　天無敦奇觚　周祀刊敦從古　聃敦窓齋　大豐敦攈古・周存等　毛公聃季敦簠齋　朕簋唐蘭　天亡設孫作雲

時代　武王簠齋等　昭王殷滌非

出土　「清道光末年、與毛公鼎同出關中」簠齋

收藏　「余藏此器三十年」簠齋　「一九五六年、歸故宮博物院」院刊

著錄

器影　通考・二九八　院刊・一・五二　文參・一九五八・九・六九　大系新版・二五四

銘文　從古・一五・八　攈古・三之一・七二　奇觚・四・一一　周存・三・三一　窓齋・一一・一五　簠齋・三・一　研究・上・一九　大系・一　小校・八・六〇　三代・九・一三　書道・三四　河出・一六七　二玄・一九五

考　釋　餘論・三・一二　簠齋考釋・三　叢攷・二六一　大系・一　文錄・三・一　文選・上・三・一
厤朔・一・四　通考・三四四　積微居・一六二・二五八　斷代・一・一五一

聞一多　大豐𣪘考釋古典新義所收
孫作雲　說天亡𣪘爲武王滅商以前銅器文參・一九五八・一
張克忠　朕簋院刊・一
唐　蘭　朕簋文參・一九五八・九
赤塚忠　西周初期金文考釋二甲骨學第八號

大　豐　𣪘

孫作雲　再論天亡𣪘二三事文物・一九六〇・五
殷滌非　試論大豐𣪘的年代同上
白川靜　大豐𣪘の時代立命館文學二〇〇號紀念論文集

器　制

張克忠いう。「四耳方座、通高二四糎、口徑二〇・五糎、座高九・二糎、寬一八・五糎、侈口、有獸頭形互爲對稱的把手兩對、即一般所謂四耳、主題花紋是怪鳥、施于器腹和方座四壁、圈足和方座四角上、飾夔紋和三角形獸面紋、雄健有力、別具風格」。通考には文様を夔龍とみて、「腹及方座、皆飾夔龍紋、四耳作獸首形、有珥」という。器影は通考以下何れも鮮明を缺くが、大系新版に収めるものによつてほぼその文様を識ることができる。尾部は大きく下卷内向し、頭部は象のようである。唐蘭氏は「上面有一種獸頭鳥身的怪鳥花文」としているが、鳥身とはみえない。他にあまり例をみない奇怪な文様である。象紋𣪘故宮・下・一六八　仲爯𣪘海外・一八、通考・二九〇叔德𣪘斷代・二・圖一七の器文が最もこれに近い。最近四川彭縣から出土した獸面紋飾羊頭加環耳罍及び獸面紋罍文物・一九六一・一一も、器腹にこれと同じ文様をもつ。かつ兩器とも蓋上に怪獸を付しているが、その獸身は蝸形をなして卷いている。

大豐𣪘は器影の鮮明なものが少く、その文様の詳細をみがたいので、岡田芳三郎氏からこの圖を拜借した。圖は通考の器影によつて描き起されたものである。

孫作雲氏は、この四耳方座の器制が殷器にみえぬことより推して、この形制は周の獨自のものであり、周は克殷の前より自ら殷と異る一系の青銅器文化をもつていたと考え、この器が克殷以前の周器であることの一證としている。器制上からの時代の推論については後に述べるが、この器と文樣の類似している前記の諸器は、ほぼ成康期ごろのものと考えられる。

銘　文　八行七七字

乙亥、王又大豐

乙亥の乙は泐損している。餘論に、「以下文丁丑推之、此疑當爲乙亥」というのに従う。丁丑の二日前である。王字もまた僅かに上部のみを殘しているが、愙齋の釋するように王字である。

「又大豐」を餘論に「有大豐」と釋し、諸家概ねこれに從う。ただ餘論は豐を禮とみて、「疑當讀爲有大禮」とし、奇觚も同說である。しかるに愙齋賸稿にはこれを豐鎬の豐とみて、「首述文王遷豐之事」とし、竹書紀年「商受三十五年、西伯自程遷于豐、明年、諸侯朝于周」の文を引く。從古もまた豐邑と解している。地名としての豐は小臣宅毁・乍册魑卣にみえるが、小臣宅毁は東征のときの器であり、郭氏は沛豐の豐を充てている。また乍册魑卣は宗周に見服することを述べており、あるいは豐鎬の豐であろう。しかし地名に直接大を付していうことは殆んど例のないことであり、また遷都のことをいうのに「有大豐」という表現をとることも考えがたい。

大豐の語はまた麥尊にみえ、「王乘于舟、爲大豐」とは、この文と同じ禮をいうものとみられる。大豐を周禮にみえる「大封之禮」に充てて説くものは、郭氏にはじまる。研究に麥尊の文を引いている。

觀此、則所謂大豐、乃田役蒐狩之類、或係操習水戰、周禮春官大宗伯、以軍禮同邦國、大師之禮、用衆也、大均之禮、恤衆也、大田之禮、簡衆也、大役之禮、任衆也、大封之禮、合衆也、封豐本同聲字、所謂大豐、當即大封、鄭注大封云、正封疆溝塗之固、所以合聚其民、恐

不免望文爲訓矣

その說は大系においても維持されている。これに對して聞一多氏は、いわゆる「大封之禮」とは實は諸侯封建の禮をいうものであるとして、前記大宗伯の文の外に

大宗伯　王大封則先告后土、孫疏、謂封建諸侯也
大　卜　凡國大貞、卜立君、卜大封、則眡高作龜、注、卜大封、謂竟界侵削、卜以兵征之、若魯昭元年秋、叔弓帥師疆鄆田、是也
詩周頌賚序　大封于廟也、箋、大封、武王伐紂時、封諸臣有功者
左傳昭三十年　(吳) 二公子奔楚、楚子大封而定其徙、注、大封、與土田、定其所徙之居

などをあげ、大封とは后土に告げ、宗廟に祀り、諸侯を封建する禮であつて、この器文にいう大豐とは同一でないことを論じている。

聞一多はかくて麥尊の文を、詩の靈臺正義に引く五經異義の韓詩說により、璧雍における春射秋饗の儀禮であるとみて、この器や麥尊にいう大豐は大封之禮ではなく、字もまた孫詒讓の訓んだように大禮と解すべきであるとした。すなわち周禮大宗伯「治其大禮、詔相王之大禮」、また小宗伯「詔相祭祀之小禮、凡大禮佐大宗伯」とあるもので、この場合は韓詩說にいう饗射の禮が器文にいう大禮に當るものとしている。

楊樹達氏は同じく麥尊の文を參考としながらも、聞氏と說を異にし、大豐は他の祀典とは關係のない遊娯のことに過ぎず、周禮等の經典を以てこの文を解するのは當らぬとしている。

據彼文觀之、似大豐乃遊娯之事、不關典禮也、或疑此銘所記爲祭享之事、不得涉及娯遊、此自是後人見解、麥尊記莽京酌祀之次日爲大豐、此文記衣祀天室之前有大豐、事正相同、不得以此爲疑也、惜書闕有間、無由以載籍證明耳

しかし祭祀の後にかりに娯遊のことが行なわれたとしても、祭祀の前にそれと無關係に娯遊のことが爲されたとは考えがたく、また無關係のものならば彝銘に加える必要もないことである。楊氏の說は、古代における祭祀儀禮の理解のしかたに問題がある。

陳夢家氏の說は、孫氏の大禮說、聞氏の饗禮說に承けるところがある。いう。

周禮大行人注云、大禮曰饔餼也、司儀注云、小禮曰飧、大禮曰饔餼、大禮是饗射之禮、行於辟雍

かくて麥尊の文、及び遹𣪘「乎漁于大池、王鄉酉」、靜𣪘「射于大池」等を引き、辟雍の制とその禮とを詳論し、「王又大禮」とは「是王有大禮於辟雍的池中」の義であるといい、下文の「凡三方」を、池中の三方に舟を泛べる意であるとしている。

近ごろ黃盛璋氏は、大豐を以て分封受土の禮であるとし、これを詳論している。その說は、麥尊の文は王が井侯を井に封ずることを主題とするものであり、この文もまた大旨において麥尊と同じであるから、字は郭說によつて大封とよむべく、詩の賚の序、「大封于廟也」という分封受土、土田爵祿を賜うて封疆を定めることであるとしている。非常に新說のような論じかたであるが、實は聞氏のあげている說と殆んど轍を同じうするものである。

以上のように從來この大豐については大禮說・豐京遷都說・大封說・饗射說・娯遊說・封建說な

どの諸説があるが、別に赤塚氏に奠醴あるいは祼鬯の儀禮であるとする説がある。氏は大豐を大醴と釋し、器銘を「王又大豐」・「王凡三方」と三祀以下の、王を主語とする三つの部分に分析し、又を侑、豐を醴酒の意とし、水酒を無形態の神靈に類比して考える古代の觀念に從つて、祊祭の前に饗醴が行なわれ、それを大豐とよんだと考えるのである。そして儀禮に、祭の前日に酒食を奠き、陳設に玄酒をおくのは、この古禮に本づくものであるとする。この説は、下文にみえる祭祀との關聯において、祀典の次序の中でこの句を解こうとするもので、その方法においてすぐれたものがある。ただその解釋については、なお二三の問題がある。たとえば又は卜辭では侑の意味に習用されているものであるが、金文にはあまりその例がなく、殊に鬯酒ならば、王が祖考に侑薦すべきものではない。醴を用いるときは鄉醴という。新出の長甶盉に「王鄉豐」の語がある。豐は後には醴に作り、師遽方彝・大鼎以下、みな酉に從う。その祀典中の次序については、麥尊の文を參考すべきである。麥尊にいう。

雩若二月、侯見于宗周、亡述、迨王客葊京彭祀、雩若翌日、在璧雝、王乘于舟爲大豐、王躲大龔禽、侯乘于赤旂舟、從死咸、之日、王以侯內于寢、侯易玄周戈、雩王在厈、巳夕、侯易者俎臣二百家

この文は1、見事の禮、2、王の葊京彭祀、3、乘舟大豐、王射禽、4、廟見賜與、5、巳夕賜賞」という次第を以て記されている。見事の禮と辟雍の祭祀とは本來別のことであるが、たまたまその祭祀のときに當つたので、井侯は特に廟に內ることを許されたのであろう。彭祀の翌日に大豐が舟中で爲され、その禮の終つた後に入寢が許されている。大豐は彭祀の後に行なわれているのである。

彭は卜辭では

貞、彭彡衣　後・上・二〇・二

貞、其彭彡、勿鼓　前・五・一・一

乙亥卜、彡彭、又史　續存・下・五八九

甲戌、工𢦏、其彭彡　後・下・二〇・七

于既彭父甲、翌日𧴲日彡日、王廼賓　南北・明・六二九

のように、他の祭祀とあわせて行なわれている。佚・三六七によると、戊戌の日に父丁に彡龠し、また兄己に彡夕している。前日に彡龠し、翌夕に彡夕するのである。いま麥尊の文をそれに合せて考えると、前日彭祀、當日大豐、翌日に夕の禮が行なわれたことになる。もしこのように解しうるならば、大豐は本祭の中で行なわれるものであつて、奠醴あるいは祼鬯の儀禮とはみがたい。おそらく主祭の中で行なわれるものであるから、大を附していうのであろう。大豐は舟中でもなしうる儀禮であるが、その詳細は知りがたい。本器では衣祀の前に行なわれている。

王凡三方

凡を從古に邦域の象として域と釋し、愙齋賸稿にも「凡陳簠齋釋爲或、古域字、文王三分天下、有其二、惟靑兗冀三州、尙屬商、故云三方」と説いている。攈古・餘論には同と釋するもその説

なく、奇觚には凡とみて「王有大禮、凡三事、即下文祀天室、祀文王、饎上帝也」という。大系は風にして諷告の義とし、「凡叚爲風、諷也、告也」とし、三方については愙齋の説を稍しく改めて、「周人在西、故此僅言三方」と解している。

聞一多はこの句においても麥尊の文を引いて、凡は汎泛の義であるという。

竊謂、麥尊紀王在辟雍乘舟爲大豐、此亦云大豐、則凡疑當讀爲汎、彼王在辟雍中汎舟也、汎舟而言三方者何、……辟雍卽泮宮、而泮水箋曰、泮之言半也、半水者、蓋東西門以南通水、北無也、則是辟雍之水、亦半圓形之水、水形半圓、故但得三方、如鄭說卽東西南三方、𣪘文曰、王汎三方、猶言王遍遊辟雍之水矣

陳夢家氏の考釋は、明らかにこの聞氏の説に據つている。陳氏は辟雍大池の制を詳論し、「王又大禮、是王有大禮於辟雍的池中、所以王凡三方、是汎舟於大池中的三方」という。聞氏の説をあげていないが、全く同説である。孫作雲氏もまた同じ解釋で、「王汎三方、可能是指武王在璧雍中射魚、以供祭獻之用」と述べている。

赤塚氏はHをト文のHと同じ字であるとして、

貞、H河于上甲　續一・五・四

庚子卜牽貞、王H、其遘、之日H、遘雨　前・五・二七・五

等の例をあげている。しかしてHは盤の象形で、その義については、周禮の男巫「旁招以茅」の旁とする貝塚氏の説を引き、方・祊といわれる降神の祭儀であろうと解する。大豐を祼醴あるいは祼鬯、Hを降神の祊の義とみて、みな天室における祭祀の豫備的な儀禮とするのである。從つて三方とは、天室を背にして、東南西の三方に對して祊を行なつたということになる。

Hはおそらく祭祀の名あるいは祭儀であろうが、その用法には上文二例のほか

丙子卜、H父乙　乙・五四九三

鄭弗其H㞢　乙・四五四二

など、祭名にして動詞的に用いられている例がある。そして

戊辰卜貞、雀囚、H㞢疾」戊申卜貞、雀弗囚、H㞢疾　續・四・一一・一

子妥咼、H　乙・六二四三

貞、翌乙巳、子漁咼、H、□㞢且戊　續・三・四七・七

などの例によると、禍尤に臨んでこれを祓うためにもHが行なわれている。H又、H㞢、H…㞢、H樂などの語例もあつて、Hは祭祀の名である。それは外方に對してもまた行なわれている。

乙酉卜、牽貞、穈告曰、方呂、今楙H、受㞢又　天・六二、京・一二二一

□□卜、賓貞、穈告曰、方呂、今楙H、受㞢又　前・七・二八・四

呂は「父乙呂、告王」乙・六二三五のように禍尤あることを意味する字である。右の二例は外方たる方が呂をなすので、これをHして祓禳すれば祐又を授けられんかと問うものである。周頌にみえる般も、この系統の祭祀であろうかと思われる。甲骨金文學論叢・五・一二頁以下

この文においては、Hは三方に對して行なわれている。この三方が、愙齋や大系のいうような政

治的な區域を意味するものでないことは明らかである。それでこれを辟雍大池の三方とみるか、明堂の三面とみるか、この二説が一應檢討の對象となるが、特に大池といわぬ限り、大池を以てこれに充てることはできない。麥尊にはこのことを記していないのである。この場合、これに關聯して考えられることは、殷の祖神である上甲が田、また報乙・報丙・報丁が何れも匚・匸の中に乙・丙・丁を記して示されていることである。□・匚はその郊宗石室の象であるとされている。卜辭に三匚京・三九七二三匸粹・一二〇があり、匚・匸は同字である。兩字ともまた匚祀する意の動詞にも用いるが、それは經籍に方・祊・閍・鬃・報としてみえているものであつて、みな祭名である。

貞、酌匸于㘡室、亡尤　鐵・五〇・一

㞢匸于□于南室　佚・四一三

貞、其㞢匸于保于□室、酌　文・三七九

これらの例において、酌匸・㞢匸は㘡室・南室等において行なわれている。これらの諸室はおそらく特定祖考の廟所ではなく、祀禮の行なわれる場所であろう。從つてそこに祭祀を行なうときは、神を招いたものと思われる。器銘の凡はこの匚系の祭名と音において近いものがあるが、しかし兩者同一の儀禮であるか否かは確かめがたい。すでに凡あり、また匚があるとすれば、一應兩者を區別して考えるのが常識である。

凡に關して、これと字形の近いものになお冓があり、その字についても一考しておく必要がある。

冓はそれぞれの祖神に對して個別的に行なわれていて

辛亥卜、冓妣戊」辛亥卜、冓祖庚」辛亥卜、冓子□」辛亥卜、冓妣辛」辛亥卜、冓祖庚

乙・五三二七

のように一事ごとに一辭を用いている。字は凡と四手とに從う。搬の初文とみられる。これはあるいはその主を遷すことを示した字かと思われるが、もし器銘の凡がその省文であるとすれば、三方の主を祀室に移すことをいうものとなる。この場合三方とは三匚、周の三先王を指すとみるのである。

以上によつていえば、「王凡三方」には三通りの解釋が可能であるように思われる。

1、凡を卜辭にみえる凡祭にして祓禳のためのものとし、王が天室に祀るに當つて、石室の三面を祓つたものと解する。

2、凡を凡㞢・凡又の凡、すなわち盤侑の盤とみて、天室に祀るに當つて、三方すなわち三匚にまず盤侑を行なつたと解する。

3、凡を冓の省文とみて、三匚の示主を天室に遷し、そこで衣祀を行なつたものと解する。

何れでも一應は通ずると思われるが、いま下文の衣祀に主點をおき、かつ天室を卜文の南室等と似たものと解すれば、3の成立する可能性が生ずるが、凡の字形に多少の難點が殘る。また3を采る場合においても、1・2の解を參照することも不可能ではない。衣祀のときに示主を祀處に遷すということが實際に行なわれたかどうかは知りがたいが、祖神を自然神とともに祀るという

ようなときには、示主を遷したらしいことは、卜辭の例によつて推知しうるのである。祊などの旁招降神の祭儀のあること、前掲卜文の𢆶の字形、南室等における匚祭などの例を合せ考えると、衣祀のような場合に示主を一處に合することは、一應考えてもよいように思われる。すなわちこの句は、衣祀を行なうための豫備儀禮と解すべく、これが終つた後、「王祀丂天室」という祀が行なわれているのである。

王祀丂天室、降

丂は于。殷末周初に行なわれた。天室は愙齋賸稿に「天室當卽太室之偁」といい、太室とする。餘論には、攈古に昊室と釋するのを非として

天舊釋爲昊、今審當爲大之變體、大室金文習見、若作昊室、則不可通

といい、字を直ちに大と釋している。しかしこの器文においては、大と天とは區別して書かれているので、天を大と釋することはできない。

郭沫若氏は天室を解して

亦謂天亡之室、猶庚贏卣言王洛于庚贏宮、豆閉設言王各于師戲大室也

といい、下文にみえる天亡の室とみている。しかし設の文が先王の衣祀をいうものである以上、これを册命のときのように臣下の家廟において行なうはずはない。それで楊樹達氏は、これを逸周書度邑解の「定天保、依天室」の天室、また漢書律厤志に引く書の武成「武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位」の天位と同じく、衣祀の行なわれるところであると解している。その說はすでに從古に詳論されている。陳夢家氏はまた逸周書世俘解にみえる天位、呂氏春秋孟冬紀及び月令にみえる天宗、禮記明堂位の「明堂之位」などみな同じく、天室とはもと祀天の場所である明堂のことであると解している。孫作雲氏の解も陳氏の說を承け、大池辟雍・明堂・靈臺はみな一であるから、天室とは明堂・靈臺の謂に外ならないとしている。

殷代においては、衣祀は多く天邑商において行なわれていた。

乙丑卜貞、在獄、天邑商公宮衣、茲夕亡尤、寧　前・二・三・七

癸巳卜、在獄、天邑商公宮衣、茲夕亡尤、寧　菁・九・一　林・一・二七・八

のように衣祀は天邑商の公宮において行なわれる例であつた。天邑商は殷の神都で、あたかも周の莽京に相當すると考えられる。尤も器銘は後に「衣祀丂王」といい、衣祀が天室で行なわれているのではないが、衣祀前の祀典が天室で執行されているのである。

降を從古に「降天祚祐」と下文につづけてよんでいるが、愙齋に降を以て句讀としているのがよい。すなわち禮記祭統、「祭之日、一獻、君降」の降である。しかるに陳氏は從古のように降を下文につづけてよみ、「降天亡又王」を一句とし、「是降命天亡佑助王以二事」と解し、衣祀を一事、また喜上帝を一事に數えている。しかし降の主語は上文の王であるべく、降命ならば命の字を省くということはありえない。

降というも祀禮はこれで終るのではなく、衣祀の前の豫備儀禮的な日・祀を終つたにすぎない。一の儀節が終つて王がその祀禮の場所から退出することをいう。下文にも大宜の後にまた「王降」

の語を著けている。ここに「王降」といわないのは、上に「王祀」の語があるからである。

天亡又王

攈古に「昊亡又王」と釋し、餘論は上文の降とつづけて「降大廷」とよんでいる。天を大、また亡を廷の省文と解したもので、大廷に降るのは「立廷」と同じく、これから祀禮がはじまるとみたのであろう。郭氏ははじめ「天無尤王」と釋したが、のち劉心源の說に從つて改めていう。

劉云、天亡、據文義、決是作器者名、亡無通、古今人表、賓須亡・費亡極、左傳並作無、姓考、天、黄帝臣天老之後、則此銘爲天姓亡名

積微居にもまたその姓氏を考えていう。

周初臣工、未見有名天亡者、天顚古本一字、余疑卽書君奭篇之泰顚也、堯臣有四岳、人尊之曰太岳、天亡葢亦由人尊之曰泰顚、與太岳例同矣

しかしここまでいわなくても、聞一多はすでに𣪘金文中に天某と稱する人名を多くあげていて、當時天を氏號とするものがあつた事實が知られる。ただ聞氏が天亡を周と同姓としているのは、𣪘金文にみえる天姓の例からみても、もとより疑問とすべきである。また孫作雲氏は亡は佚と通じ、天亡は周初の史佚であろうというが、これまた推測の言にすぎない。又は右。いわゆる詔相のことである。

衣祀𢓊王

愙齋にこの四字を一句とし、「衣祀當讀殷祀、禮記中庸、壹戎衣、注、衣讀如殷、聲之誤也、齊人言殷聲如衣、今姓有衣者、殷之冑與、大澂按、衣殷古叚借字」という。衣祀を殷祭とみるものであり、餘論も同じ。殷祭については王國維の殷禮徵文、殷祭の條に詳說がある。ただ王氏はその中でこの器銘に言及し、「惟卜辭爲合祭之名、大豐敦爲專祭之名、此其異也」として、この衣祀を殷祭と解していない。これはおそらく𣪘の文を、「王衣祀𢓊不顯考文王」とよんで、文王一人を衣祀するものとみたのであろう。郭氏もこの句讀に從い、しかも衣祀を專祭とも定めかねて、これを禋祀とし、「禋祀卽柴燎之意、故其次卽言事喜上帝」としたのであるが、のちまた說を改めて、「五年而再殷祀」の殷祀であるとしている。楊・孫二氏の句讀も同じく文王までを連ねているから、同說とみてよい。また陳夢家氏は「降天亡、又王衣祀于不顯考文王事、喜上帝」という句讀を示し、降を降命とし、降命の內容は下二句の二事であるという解釋であるが、これは不顯の上に一王字を脫していて、殊に杜撰の譏りを免れない。庚贏鼎に「王客□宮衣事」とあるのによつて、又王より事までを一句としているのも、拘泥に失したものである。しかもその說は、句讀も解釋も殆んど聞一多の說に近い。聞氏の說にいう。

降字、諸家皆屬上讀、最誤、降有授與之義、……𣪘文曰、降天亡又王衣祀𢓊王不顯考文王、事喜上帝

陳說はただ事の一字を上句に移したにすぎない。

赤塚氏は上句を「天亡又」で切り、この句を「王衣祀𢓊王不顯考文王」とつづけているが、さきにあげた諸說とともに、卜辭にみえる衣祀が一般に殷祭と解されているのと合致しないところに

問題がある。それで赤塚氏は卜辭の衣祀例を検討し、また衣祀の名の起原が、青衣文衣して節候を迎える祈年祭の儀禮から起つたとし、衣祀はもと禘祫とは同じでなく、禮記月令にいう鞠衣を薦める儀禮であることを詳論している。これは、以上のように句讀する限りにおいては、文王を專祭するに衣祀と稱する不合理に陥ることを免れないので、これを回避し、その矛盾を解くために試みられた努力に外ならないが、問題はやはりその句讀に存しているようである。

赤塚氏が「天亡又」を句とし、また「王衣祀」以下を句としたのは、この𣪘文が、概ね各句の首に王の一字をおいている例からみて、この句首にも王字があるべきだとの考えであろうと思われる。しかしまた金文の語例からいうと、又・右には概ね賓語を附する例であり、また「不顯考文王」というような場合に、さらに一王字を領格としてその上に加えるという語法も例のないことである。それでどうしても「天亡又王」との四字を一句とすべきであるが、次の王を不顯につづけてよむために、衣祀專祭の説や禋祀を以て説くことになる。赤塚氏が衣祀を祈年の祭祀と解するのも、同様の考え方とみられる。

このところは「衣祀亐王」で句となるべきところと思われる。王とは王所の意である。同じ語例としては、令彝に

甲申、明公用牲亐京宮、乙酉、用牲亐康宮、咸既、用牲亐王、明公歸自王

とあるのが參考されよう。王は京宮・康宮と對擧されていて、また用牲のところである。「天亡又王」と「衣祀亐王」とは、それぞれ王字の義を異にしている。令彝では京宮・康宮に牲を用い、終つて王に牲を用いている。この器文を以ていえば、天室における祀が終つて王に衣祀しており、その次序において類するものがある。

不顯考文王、事喜上帝

窓齋賸稿に「曰考文王、則是器爲文王之子所作無疑」という。諸家は多く上句を上文につづけてよんでいるが、上帝に事喜するものは文王のことであつて、それはたとえば猶鐘に「先王其嚴在帝左右」とあるのと同じ意味とみられる。やや後のものであるが、宗周鐘「用卲各不顯祖考先王、先王其嚴在上」、また叔夷鐘「虔〻成唐、又嚴在帝所」なども同じ。文王が上帝に事喜し、かくて今は帝の左右にあるというので、そのゆえに下句に直ちにこれを承けて、「文王臨在上」とつづくのである。考は金文においては皇考、すなわち父をいう語であるから、この句によつてこの器は武王期のものとされ、諸家は概ねこれを周朝の第一器としているのである。ひとり殷滌非氏はこれを疑つて器を昭王期まで下しているが、この考の解釋に苦しんで、「不顯下一字、我很懷疑舊說」というのみで釋を與えず、何の説明をも加えていない。殷氏の説では、この字を解しないかぎり立説の根據を弱めるのである。字はやはり字形上からも考と釋する外はない。

不顯は一般に天子を美めていう語に用いられているが、それは靜𣪘あたりから後期のはじめごろまでその用法がみられる。前期には概ね先王をいうときに用いる。

大盂鼎　王若曰、盂、丕顯玟王、受天有大命、在武王、嗣玟作邦

禹　鼎　不顯趄〻皇祖穆公、克夾召先王

宗周鐘　用卲各不顯祖考先王、先王其嚴在上

などがあり、概ね祖王・皇祖に用いている。これを

大克鼎　不顯天子、天子其萬年無疆、保辥周邦、畯尹四方

のように現王に冠していうのは、新しい用法とみられる。また

伊　段　伊用乍朕不顯文祖皇考徲叔寶鷺彝

においては、徲叔を不顯文祖皇考と稱している。

これらの語例から考えてゆくと、不顯はもと嫡祖に冠した語であるように思われる。大盂鼎では ひとり文王にのみ不顯を冠し、武王にはこれを用いていない。この段文では不顯考・不顯王・不 翻王という三通りのいい方があつて、諸家は多く不顯考を文王・不顯王・不翻王を武王とみてい るのである。これについては後に述べるが、不顯が古くは大盂鼎・禹鼎のように嫡祖を稱した語 と思われることは、注意を要するところである。

事喜の喜は饎。郭氏は熹の省文として、「卜辭、延于丁宗熹、當與柴燎同意」というが、饎とみ ておいてよい。ここでは上帝に事えるというほどの意で、周公段にいう「克奔走上下帝」という のに近い。詩小雅天保に「吉蠲爲饎、是用孝享」とあり、事喜とは孝享をいう。文王が天にあつ てよく上帝に事える意で、次に直ちに「文王臨在上」を以て承けているのである。この句を窓齋 に「事喜帝文王」とよみ、帝は禘であるという。拓迹にやや不明のところはあるが、上下帝もし くは上帝であろう。いま一應上帝と釋しておく。

文王臨才上

擴古に「文王德在上」とよみ、餘論・奇觚、また積微居も同じ。窓齋は文王の二字を上屬、「德 在上」を句とし、「卽詩所謂文王在上、於昭于天也」という。郭氏は「在上」の句が金文では多 く「嚴在上」という例であることに注意しながらも、字に目の形が認められるところから、「監 在上」とよむべきであるとし、その後の考釋には概ねその釋がとられている。孫作雲氏は字を見 と釋したが、やはり監の義で監の初文であると解している。

しかし監は赤塚氏の指摘にもあるように、史頌彝「其朽之朝夕監」、善鼎「監𤔲師戍」のように 鑑・監司の意に用いられる字で、その釋はこの場合適切でない。詩大雅大明、「天監在下」、大雅 烝民「天監有周、昭假于下」のような詩句もあるが、なお大雅雲漢「上帝不臨」、大明「上帝臨 女」、思齊「不顯亦臨」などの方が、この器文の義に合している。字も皿に從わず、臨と釋する 方が無難であろう。大盂鼎の「天翼臨子」というのにひとしい。詩の大雅文王に「文王在上」・ 「在帝左右」とあつて、文王を上帝のように監司するものとしてよりも、「不顯亦臨」といわれ るような祖王とみる方がよいと思われる。

なお楊樹達氏は、この句以下の四句を禱祝の辭とみているが、末句以外は、祭祀においてその對 象である諸王を讃頌した語である。

不顯王乍省

不顯はさきに述べたように、もと嫡祖に冠する語であつたと思われ、大盂鼎では文王にだけ冠し

て用いられている。この器でも上文に「不顯考文王」とあつて文王をいう。それに對して、ここでは「不顯王」とのみいつて考を付していない。從つてこの「不顯王」は武王をいうものであろうと思われる。文武何れにも不顯を用いているので、「不顯考」と「不顯」とを以て文武を區別したのである。

省は攈古に相、奇觚に省と釋し、この何れかの釋がとられている。愙齋に「詩淸廟、肅雝顯相、傳、相助、作相猶言克相上帝之意」とし、積微居には「相者、視也、助也」と兩訓を用いている。また郭氏は研究においては相と眚との別を詳論しているが、大系では相と釋している。大盂鼎・宗周鐘に遹[illegible]の語があり、小克鼎には遹正という。相助の意ではなく、視省の意である。語は上文の「臨在上」の句を承けている。詩大雅皇矣「皇矣上帝、臨下有赫、監觀四方、求民之莫、……乃眷西顧、此維與宅」、「帝省其山」、常武「省此徐土」などが參考されよう。詩書には相・省を同義に用いたところ多く、兩字同源の字であろう。いま省と釋する說をとる。聞一多氏は[illegible]を卜文の[illegible]と同字として循と釋し、遹省を遹循とよみ、遹循とは書の顧命「率循大卞」の率循の義であるとしているが、この器文では文義が通じない。

乍は作の初文。郭氏はこれを卜辭の「我其巳㝑、乍帝降若、我勿巳㝑、乍帝降不若」、また書の多方「惟聖罔念作狂、惟狂克念作聖」の例によつて字を則の假借とみている。しかし金文にはその義に用いた適例がなく、また上に動詞を用いてもいないので、ここはやはり爲の義としてよいと思われる。

不緐王乍虒

攈古に「不隊王作庸」と釋し、餘論は緐・虒の二字缺釋のままである。愙齋に「不肆王作賡」とよみ

　書乃賡載歌曰、傳、賡續也、作賡猶以似以續之意、緐卽肆類于上帝之肆

という。說文の緐字下に書を引いて「緐類于上帝」に作り、今本は肆に作つている。楊樹達は爾雅の「力也」、文選注の「勤也」を引いて、「大いに力むる王」の義であるという。なお赤塚氏は肆・肆はもと一字、肆は說文に「極陳也」というその訓をとるべきであるとしている。思うに說文に字を𨽸に作り、從長隶聲という。隶聲は㣇の聲に近い。書の「肆類」を史記には「遂類」に作り、また周禮小子「羞羊肆羊殽肉豆」の注に「肆讀爲鬄」という。これを以ていえば、肆の古い形は𨽸に作つていたとみてよい。𨽸はまた逮に作る。書の呂刑「群后之逮在下」を墨子尙賢中に引いて肆に作つている。逮はまた棣に作る。詩の邶風柏舟「威儀棣棣」を禮記孔子閒居に逮に作り、詩の釋文及び左傳襄卅一年傳釋文にともに逮に作る。詩の傳に「富而閑習也」というのも、𨽸から義をえているようである。𨽸の本字はおそらく鬄で、その威儀あるをいう。字はまた⿰糸聿に作り、說文籒文はその形に近い。器文の緐はその⿰糸聿の初文とみられ、威儀あるさまをいう。本來は不顯の顯も不緐の緐も、何らかの靈力の觀念を含む語であつたと思われる。金文の例を以ていえば、不顯は德を以ていい、不緐は威儀を以ていう語のようである。虒を愙齋は賡續とし、多くその解がとられている。ひとり郭氏は別解を出し、虒は唐の古文にして皇張の義であるとする。

その說にいう。

> 庚字从庚从凡、卜辭有之、己酉方彝亦有之、當是从凡庚聲之字、凡古文盤、盉卽湯之古文、與唐爲一字、唐卜辭作𠶹、下从ㅂ形、亦盤皿之象、非口舌字、卜辭以唐爲成湯、叔夷鎛鐘、成湯亦作成唐、不僅音同通用、實古今字也

そしてこの句の意は、「丕𧩙王作唐者、言文王於穆、　武王則發皇之」と解するのである。しかしこの字は、卜文・金文の唐とは字形異なり、唐とは釋しがたい。殊に郭氏の唐字についての字形解釋は殆んど揣摩の域を出でず、ㅂのごときも盤皿の象ではなく載書の器を示す形である。載書關係字說參照

聞一多は上句の省を循とみているので、この二句を「當讀爲丕顯王且循、丕肆王且賡」といい、循を追述、賡を賡續と解し、「循賡、皆指殷祀言、二句連下、不克三衣王祀讀、猶言王一祀再祀以至三祀也」とし、その祀が連續して行なわれる意であるという。これは上文を下の三衣王祀の說明の語とみているのである。しかし三祀がかりにつづけられたとしても、一祀ごとに、一王ごとに、このような分述の形式をとるという例はない。また文義も必らずしも疏通をえないようである。

赤塚氏は庚を以て祊・衣二祀の間に行なわれる祭祀の名であると解して、庚は舂で、楚語に、天子禘祫のことあるときは、王后が粢を舂き黍稷を薦める禮があり、その禮をいう語であるとする。この解釋は、上句の「不顯王乍省」をも祭儀を含む句としなければ文の對應を失するので、氏は省を𢦏の假借とみて犧牲を殺す意であると解する。しかし勿論そういう用例は他にはない。また舂が王后のなすところならば、不𧩙王に屬していうことも妥當でない。赤塚氏は卜辭の

□□卜、出貞、……翌乙未、方庚衣　前・五・一・一

によつて方・庚・衣という祀序があつたとし、これを器銘の解釋に適用したのであるが、上文に缺落があり、方以下が三祀の名であるか否かは確かめがたい。この祀序を他の卜片によつて證明することはできないようである。

器文は韻をふんでいるとみられ、庚は王・省・鄉とともに韻に入つている字である。これを以ていえば字は庚の音であると思われ、おそらく經籍にみえる賡の初文であろう。かつその字義も文王の作省に對し作庚と稱しているので、賡續の義であることは殆んど疑ない。何れも祭名・祭儀とはみがたいところである。

この句を上文の文王に屬して說く人が多いが、楊樹達氏は「不顯王作省」を文王に、この句を武王に屬して說いている。またこの兩句をすべて武王に屬してみる考え方もあるが、庚が賡續の義とすれば、この句は當然武王についていうものとなる。殷滌非氏は「文王監在上」を文王、「不顯王乍相」を武王、「不肆王乍庚」を成王、「不克王衣王祀」を康王に屬するものとして、この器を昭王期にまで下したのであるが、最後の一句の解釋には問題がある。そのことについては次にふれる。

不克王衣、王祀

窓齋・餘論以來、「不克三衣王祀」とよみ六字一句としている。しかしその文義が通じがたいので、諸家の間に各々說が異なつている。郭氏の研究にいう。

> 丕克三衣王祀、卽承上王凡三方而言、殆卽祀于天室、衣祀文王、事熹上帝之三祀、衣亦讀爲禋、精意以享、曰禋

しかし大系では衣祀を殷王之祀と改め解しているので、三を三倍の三とし、「言祀典之隆、大能覗殷王之祀而三倍之也」といい、さらに大系新版では三を乞にして訖とし、殷王の祀を終止する意とみている。すなわち滅商の意とするものである。また聞一多は循・庬をみな殷祀に當るものとし、これを以て三祀の數に合せているが、省・庬が祭名でないことは明らかである。なお文の「不克」の不を乃と解し、書の盤庚「予丕克羞爾用懷爾然」の句を引いているが、不克は後にいうように不顯・不綹と對文となる語である。この句の最も難解な點は、不克の下一字が不明であることである。字は三の形であるけれども、數字の三としては形が合わない。郭・聞二氏は何れも三祀としてその說を求めたものであるが、楊樹達氏も三祀とよむ立場から解を求め、年祀を三倍とする意で、王室の永續を希うものであるとしている。

> 說者多釋祀爲祭祀、則與句中數字之三字、不相承貫、余按、爾雅釋天曰、夏曰歲、商曰祀、周曰年、唐虞曰載、……殷王祀者、殷代稱王之年歲也、三殷王祀、謂三倍殷室稱王之年歲也、古人以三表多、三倍者多倍也、不限于三也、此四句、言文王之德業、在于天上、大顯赫之文王、眷顧其子孫、大勤力之武王、又繼承文王之德業、必能使周室、保有天下之歲年、數倍於殷室稱王之年代也

楊說は不克を上文の不顯・不綹と對應させず、器文の衣についても、上文においては衣祀、ここでは殷室の祀年と解し、またこの句だけを、殷室に數倍する繼命を祝禱する辭と解するなど、不通のところが多い。厤朔にはこの三衣祀を以て武王の三年であるとしているが、これも文義の疏通をえないものである。

陳夢家氏は、「文王臨在上」より「衣王祀」までは武王克殷のことを述べたものとする解釋である。それで不顯・不綹を、作器者が時王である武王を美めた語であるとみて、「不克三衣王祀」とは、武王が文王の佑護により、文王を典型として殷を滅ぼしたこと、すなわち「乃克終訖殷王之祀」の意とするのである。三を乞にして訖と釋するのである。陳氏は上文の三方の三と、この三衣の三との字形の相違に注意し、卜文にみえる三を于省吾氏が乞と釋しているのにより、これを下文につづけて「乞衣王祀」、すなわち「訖殷王祀」にして、滅商の意としたのである。郭氏も大系新版においてその說に從い、孫作雲氏もまたこれに據る。そして書の西伯戡黎「天旣訖我殷命」の句を引いている。

不克を楊・陳二氏は「乃克」と解しているのであるが、これは上文の不顯・不綹と相對すべき語であるので、赤塚氏は不兢にして詩の執兢「無兢維烈」の無兢に當る語であるという。金文においてこの種の語彙には、不綹・不杯・不䫀のように左右同形の字を用いることが多く、不克はあるいは不兢の省文であろう。ゆえに今その說をとり、不兢とみておく。

三を陳・孫二氏は卜文の三、すなわち乞・迄・訖に當る字としたが、卜文は三畫殊に相接し、金文では、𠄞・𠄟に作る。これと少しく字形が異なつている。器文の字は三畫が卜文のように接して作られていない。いま器文の構成を以ていうと、「不顯王乍省」・「不䋣王乍庬」に對して、ここも「不兢王衣」となるべきところと思われる。それで殷滌非氏は「是王字的變體或壞字」として、字を王と釋する說を出している。おそらく王の中畫を脫したものと思われ、字形も文中の王字と極めて近い。金文にもときに字に譌誤あることを免れないのである。これを王とよむときは、「不克王、衣」が上二句に對するものとなる。王祀は上文の「王祀刋天室」を承け、この一段を總括した語である。

以上述べたところによつて器文の構造を整理すると、大要次のようになる。

Ⅰ1、乙亥、王又大豊
Ⅱ2、王凡三方、王祀刋天室、降
Ⅲ3、天亡右王、衣祀刋王
　4、不顯考文王、事喜上帝、文王臨在上
　5、不顯王乍省
　6、不䋣王乍庬
　7、不克王、衣
Ⅳ8、王祀
Ⅴ9、丁丑、王鄉、大宜

1はこの祭祀を行うことを提擧する。2はその豫備的儀禮。3は衣祀を行うことを述べ、4に衣祀の中心たる文王の威德をいう。5は4を承けて武王、6はつづいて成王をいう。7は康王の衣祀することをいい、8に祀禮の終るをいう。9以下は祭餘の饗宴を記し、下文に賜賞のことに及んでいる。

器文がこのような構成をもつものとすれば、文中の王・不克王は康王をいうことになる。5、6、7を武成康に充てることは殷滌非氏の首唱するところで、この難解な文の疏通に寄與するところが大きい。ただ殷氏は7、8をつづけて一句とし、衣を殷盛の義とみて、「不克王、衣王祀」とし、5、6に對して7、8を康王の業を頌するものとしたのは、前後の對應を失する。もし文・武・成を並擧するならば、康王に對しても「不克王乍□」という形をとるべきところである。殷氏はそのために器を昭王期にまで下す結果となつたが、種々の點からみて時代觀として妥當でないと思われる。

金文中、文武成のことをいうものに小盂鼎があり、宜侯夨段・乍冊大䵼にも武・成をいう。この器もまた文・武・成を衣祀することをいうものである。7は現王に對して「不克」と稱しているのであるが、「不杯」・「不䋣」を生者に對して用いている例は盠尊にみえる。現王に「不克」を稱しても異例ではない。不顯は古くは先王に對してのみ用いられた。7の句法が5、6と異るのは、7が現王のことを記しているからである。

丁丑、王鄕、大宜

乙亥より丁丑に至るまで三日である。聞一多は「乙亥一祀、丙子再祀、丁丑三祀而畢、乃饗大宜也」というが、祭祀はおそらく乙亥・丙子の兩日に行なわれ、丁丑には鄕・宜がなされているのである。饗は他の器文にみえる饗酒・饗醴のことで、ここに至つて醴を用いる、饗はもと神人饗食の儀禮に發し、族食・共同聖餐の俗もこれより發していよう。文首の大豐とは、この儀禮をも含むものとして用いられているのであろう。

鄕・宜は何れも卜辭にみえ、卜辭では多く庚宗とか磬京のような特定のところで行なわれている。また大宜と稱するものもある。みな饗酒・隮宜のことをいう。

宜については別解をなすものもあり、郭氏はこの場合妥適の義であるという。

　圂字金文習見、卜辭亦多有、舊釋宜、羅振玉釋俎、余曩以爲房俎之房、今案仍以釋宜爲是、

　說文宜古文作圂、……宜有肴義、令𣪘・己酉方彝之隮宜是也、有妥適義、本銘之大宜、貉子卣之咸宜是也、有祭社以祈戰勝之義、般甗王宜夷方無敄是也

郭氏はこのうちの妥適の義を以てこの文を解したが、これに對して楊樹達氏は、大宜を大俎にして大祖の義とし、「謂設祭於太祖之廟、蓋后稷之廟也」という。卜辭・金文にみえる鄕・宜の禮を檢するに、必らずしも太祖の廟に祀るものではなく、また太祖という語も古い例はみえず、その說は證をえがたいものである。赤塚氏も宜を俎とする釋をとり、字は牲架に肉を盛る象にして胙肉を分つ儀禮であるとし、鄕と合せて經傳にいう繹祭に當るものとする。しかし肜繹のことを饗俎という例はないようである。

金文に隮宜という語がある。

　令　𣪘　隹王于伐楚白、在炎、隹九月旣死霸丁丑、乍册夨令隮宜于王姜

　戍令彝　己酉、戍令隮宜于盥

これは饗禮の後の大宜とはまた異つたもので必らずしも適例としがたいが、令𣪘の文を以ていうと、宜とは廟祭の胙を致すというようなものではなかつたらしい。またやや後のものであるが

　貉子卣　隹正月丁丑、王各于呂、敐王牢于厎、咸、宜、王令士道、歸貉子鹿三

においては、王牢を治めた後、こと咸つて宜を行なつている。咸は終。噩侯鼎、「王宴、咸、畬」とあるのと同じ。本器の文も、貉子卣・噩侯鼎と同例とみるべきである。

王降、亡助□□□

王降は上文「王祀𠀠天室、降」と同じ。鄕・宜を終えて王が退出することをいう。郭氏は王降以下を一讀とし、王が天亡に賀爵復櫜を賜うた意とする。しかし降は「天降喪」・「王降征命」・「降余多福」のように用い、物を賜與するに用いた例はなく、「王降」で一讀とすべきである。亡は拓迹が明らかでなく、愙齋は釋文に作と釋するも賸稿では缺釋、從古には胙の假借とし、郭氏は亡とする。字は天亡の亡とやや筆意を異にするが、一應亡とみておく。

助には賜・得・助・加・賀・敗の諸釋がある。敗の釋は赤塚氏の說であるが、字形上、加・賀に近い。卜文の嘉は𡚧に作り、金文は喜と力とに從う。力は耒耜の象で、卜文・金文何れも生子・

農耕の儀禮に關する字である。助は貝と力とに從い、字の立意は嘉・賀に近い。晋姜鼎に「嘉遣我、易鹵責千兩」の語がある。この文の助も嘉遣の意であろう。語は受身によむべきである。下の三字は諸家にそれぞれの説があるが、もともと拓迹不明のところで確釋は求めがたい。赤塚氏は「王降り、登を徹するに、敗ること亡し」の意であるとするが、下句に「又慶」を以て承けているのであるから、ここは賜物とみてよい。祭祀の際であるから、やはり禮器の類であろう。助祭のこと終つて、亡に禮器を賜うたのであろう。亡は天亡。楊樹達氏は「天子耴」を天姓にして名は子聽であるとして天姓の例證としているが、これは「天子、耴」で天姓の證とはしがたい。天亡の名はおそらく天室における祀禮に與かることよりえているのであろう。

隹朕又慶

簠齋に朕を聃と釋して器名にもこれを用いているが、擴古・餘論はこの句を「隹□又德」、愙齋には「惟聃有德」、從古に「惟朕右德」、奇觚には「惟朕又德」とし、郭氏に至つてはじめて「隹朕又慶」の釋がある。しかし郭氏は隹を又、朕を賸とし、「又賸有慶」の義とする。聞一多は慶を慶にして慶の古文であるといい、句法は伯𢦚殷の「隹匄萬年」と同じであるという。すなわち祝禱の語とみるのである。

朕は金文においては殆んど領格に用いているので、郭説のように賸を以て解する説も出てくるのであるが、朕を賸に假借するのは、たとえば郳賓父鬲のような後のものにみられるにすぎない。

また周公殷「朕臣天子」においては永の意味に用いられており、この訓をここに用いることもできる。しかしいま余と同義としておく。「又慶」の語は秦公殷・秦公鐘にもみえていて、字は慶に作つている。

毎甥王休秄隮

毎は敏の初文。宗廟に事える君婦の象から出た字である。甥はやや異體にかかれている。隮下に小さく白形の字があり、別に一字とみる説もあるが、獨立した字とはみえず、隮の異體とすべきである。この末文もやや異例の形式である。

訓　讀

乙亥、王に大豐有り。王、三方を般す。王、天室に祀りて、降る。」天亡、王を右けて、王に衣祀す。」丕顯なる考文王、上帝に事喜す。文王臨みて上に在り。」丕顯なる王、省を作し、丕繇なる王、賡ぐことを作し、丕兢なる王、衣す。王祀る。」丁丑、王、饗し大宜す。王、降る。」亡、□□□を嘉せらる。隹朕に慶有り、王の休を隮に敏揚す。

參　考

器は大豐𣪘の名を以て知られ、最初の收藏者簠齋が武王の時の器として寶藏し、從來西周の第一器と目されているものである。その文は孫詒讓のいうように「文字古樸、義難通曉」、字迹に殘泐もあり、一見して異様な感を與える。文中に「丕顯考文王」の語があるので、諸家はこれによつてみな武王の器とし、また天亡を周の同族とする說をも生じたのである。これに對して最初に疑問を提出したのは殷滌非氏であつた。氏は文中の「文王臨在上」を文、「丕顯王則相」を武、「丕肆王則庚」を成、「丕克王殷王祀」を康とし、以上四王の祭祀を右けた臣工の器であるから、その時代は昭王に屬すべしとするのである。そして「王凡三方」を以て昭王の遠征をいうとし、昭王期說の一證としている。丕顯は古くは遠祖に用いるので、文中では文王に對しては特に「丕顯考」といい、武王にはただ「丕顯」と稱して兩者を區別したのであり、成王にはまた「丕緐」の語を用いた。衣祀とは、文武成の三王を衣祀するものであり、その祭祀を行なうものは「丕兢王」康王である。銘文解釋上、器が康王期に屬すべきものであることは、殆んど疑のないところと思われる。なお考釋外の二三の問題について附記しておく。

一、押韻について　郭氏の韻讀によると、韻は

三方。　又王。　文王。　在上。　乍相。　乍唐。　大宜。房　王降。　復黼。　又慶。　隮邑。享

の諸字で、降は冬韻、他は陽韻で陽冬の合韻であるという。上記の釋文によると、この韻讀に若干の異同を生ずる。すなわち次のようになる。

三方。　室降。　又王。　丏王。　文王。　在上。　乍省。　乍賡。　王鄉。　王降。　又慶。

これによつてみると、殆んど每句韻に近いほど頻繁な用韻である。この器に近い時期のものでは、令𣪘に同じく多く韻を用いている。おそらく一時の、あるいは特定の傳承者の間に行なわれた風尙であろう。令𣪘が成王期のものであることはまず疑のないところであるが、文中の王姜は睘卣にもみえ、睘卣には「隹十又九年」という紀年がある。王國維はこれを文王紀元にして成王の六年であるとするが、それは後世經學家の說に拘泥しすぎたもので、そのまま成王十九年とみてよい。さすれば令𣪘・睘卣は成王末年の器と考えてよく、康王初年とみられる本器とは時期が膚接するのである。兩器に頻繁な押韻がみられるのは、この點から理解しうるのである。

二、器制について　押韻の問題から令𣪘との關係が注意されるのであるが、器制の上からも見のがしがたい關係が認められる。器は四耳方座形式のものである。この器制は殷器には確實なものがなく、周初に盛行したものと思われる。それで孫作雲氏はこの形式を周獨自のものとし、その青銅器文化の傳統を示すものとみているが、しかしその初型とみられる四耳形式のものは殷系の器に多くみえるところであつて、この器制はそれからの變形ともみられるのである。方座の形にも種々あり、本器のそれよりは、令𣪘などが初形に近いであろう。本器は令𣪘などに比べると器形が完整にすぎてむしろ形式化の傾向もみられ、令𣪘・大保𣪘などから感じられる滂勃たる氣象、古樸深奥なる趣致に乏しく、また殷器の一系にみられる高雅な品格をも備えていない。その文様は獸首卷尾とみられる甚だ要領をえないもので、しかもその文様に叔德𣪘のような雋鋭なところも感じられない。一言にしていえば周初の器のもつ力感とリズムとを備えていない。相似た

文様をもつ仲爯𣪘・叔德𣪘は何れも成康期の器と思われ、ほぼ同期としてよい。本器を四耳あるいは方座形式をもつ他の器中においてその位置するところを求めるとき、これを舊說のように西周第一器とすることには、大きな懸念を感じさせるものがある。

三、銘文について　この器にいう大豐の禮は麥尊のほかには所見がない。麥尊は麥氏諸器の關係から推してほぼ康王期の末年と考えられるものである。衣祀は祀典そのものとしては古く殷代から行なわれており、卜辭にもその例が多くみられるが、金文では庚嬴鼎に「衣事」、也𣪘に「克衣」の語がある。この二器は康王末年から昭王期に及ぶもので、當時なお衣祀の行なわれていたことが知られる。衣祀は直系の祖王を合祀するものであるから、祭祀の性質としても康昭以後に行なわれるのが自然である。

語彙の關係においても、後の器文に類するものが多い。「文王臨在上」は「嚴在上」というにひとしく、丕顯の語も大盂鼎以後にみえる。文・武をいうものは大盂鼎にはじまり、文武成をいうものは小盂鼎、また武成を並擧するものに宜侯夨𣪘・作册大方鼎がある。この器も文武成の三王を衣祀するものである。

不䋣は近出の豐尊にみえる。豐尊に「唯九月在炎自」といい、令𣪘にも「在炎」の句がある。豐尊もおそらく成王末年の器であろう。又慶は遙かに下つて秦公の器にみえる。

語法の上ではかなり古い形式を存している。各句に主語を略せず、この短文中に王を主語に用いること六、王祀・王饗・王降など、儀節の異なるごとに一々主語を加えている。段落もまた整つており、四字句・五字句の間に二字句を交え、多く韻を用いるなど、修辭上の配慮がみられる。このような簡整な修辭は、令𣪘と相似たところがある。しかしその文は整齊に過ぎて、古樸さに乏しい憾みがある。

四、字迹について　殷周期の字迹には、その地域・傳統によつておのずから流派的なものもあり、必らずしもこれによつて時期を定めうるものではない。卜辭三・四期に頽靡なる書風が行なわれたが、金文を以ていえば縣改𣪘・格伯𣪘・散氏盤などは、何れかといえばその系統に屬している。本器の字迹も、その頽靡なる一系に屬するものと思われる。これより先、禽𣪘の字様がこれに類するものがあり、その字やや縱に長く、横畫弱く、また殆んど肥瘠を用いない。禽𣪘の王字のごときは最も本器の王字に似ている。しかし禽𣪘の文字はときに暢達の筆意を示しているところがあり、うちに氣象のみるべきものがあるが、この器の文字は委蛇としていて鋭さを感じさせるものがない。このような書風は殷周期のものに、その例をみないといつてよい。その點からいえば、本器の字迹は、禽𣪘の系統から出て、麥盉・縣改𣪘、さらに下つては格伯𣪘へと展開してゆく一系の中に位置させることができる。本器では介詞の于を丂に作るが、それは麥尊にもみえている。本器の祀典は麥尊にいうところと最も近く、比較していうべきことが多いのであるが、麥尊はその字迹を傳えず、參照することができないのは遺憾である。しかし同じく麥氏の器である麥盉の字迹と比較してみると、本器の字迹は禽𣪘よりも麥盉に近いものがある。

以上すべての徵證からみて、この器の時代は、多くの研究者が信じているような武王期のもので

はなく、おそらく康王の初年にあろうと思われる。近ごろ黄盛璋氏は器を武王十一年、その始封分建の典禮を述べたものとして大いに論證につとめているが、殆んど嚮壁の見に近い。僅かに大豐の二字をとつてこれを大封に充て、これを以て周初の大封建を論ずるごときはまことに武斷の説というべく、それでは同じく大豐のことをいう麥尊の文を説くことができない。早くから西周の第一器とされ、郭沫若・陳夢家氏のごときもその大系・斷代の首においているものであるが、いま銘文の考釋及び器制・字迹・文章などの上から、器を康王期に屬すべきものとするのである。器名は、作器者の名を冠していう慣例に從えば、當然「天亡殷」と稱すべきであるが、すでに大豐殷の名がひろく行なわれているので、いまは「大豐殷」の舊稱を存しておく。

昭和三十七年八月印刷發行
昭和五十年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

白川靜

金文通釋 二

二、大保卣
大保方鼎
成王方鼎
三、大保段
四、束觶
五、旅鼎
六、叔隋器
七、椆殘器
八、御正良爵

大保卣

白鶴美術館誌

第二輯

二、大保卣

器名　禽形卣白鶴　大保鳥卣水野

時代　殷白鶴　成王通論　康王斷代

出土　「傳河南省濬縣出土」白鶴　「梁山古器七種、魯侯鼎犧尊二器、已歸曲阜孔廟、犧尊一、卽大保鴞卣」斷代・大保殷條

收藏　白鶴美術館

著錄

器影　安陽・三六　通考・六五二　白鶴撰集・四　通論・一七二　日本・四三　水野・一〇二

銘文　水野・挿圖・七〇・e

考釋　通論・五四

器制　通高廿三・五糎。その器制は殷代の鳥形尊から出ているが、提梁あり、器種としては卣に屬する。殷代の鳥形

大保卣

卣は概ね前後二面あり、鳥形は器面の裝飾的文樣に用いられているが、本器では雞形が寫實的に立體化されており、極めて珍らしい形態のものである。器體には細文なく彫像的に雞形を寫し、他の文様を加えていない。二足と尾羽とが足部をなし、強く張り出た胸部と鳥身を覆う羽翼とが器腹部を構成している。頭は前向、やや上向きで眼は圓く大きく、鋭く強い嘴、一對の肉垂、それに頭部から後に流れる二條の冠毛は、その立體的な器形と相俟つて、異様な力強さをみせている。兩旁に鐶鈕あり、蛇腹狀の提梁をもつ。後頭部に蓋を附している。この器は中國の著錄に殆んどその器影を載せていないが、出土後、間もなくわが國に將來されたからであろう。斷代にこの器を梁山七器の一にして孔廟に入つた犧尊としているのは誤である。

器　文

蓋　文

銘文　器蓋二文　各一行三字

大保鑄

銘文は僅かにこの三字であるが、大保の器として注目されるものである。同銘のものに方鼎二あり、一鼎は天津博物館にあり、その一鼎は拓影のみを存している。同銘三器中、器の現存するものはこの一器である。

大保は作册大方鼎に皇天尹大保として、また大保𣪘・旅鼎に大保とみえているもので、召公奭であることは疑がない。周初の經營は周召二公によつて推進され、召公は周公と相並ぶ地位をえているが、その家は殷代召方の後で、古くから河南西部の雄邦であつた。殷周鼎革のときその代表者である召公は周に協力し、その家は兩周期を通じて獨自の地位と勢力とを保つていた。召方考參照。このような歷史上著名な人物の器が殘されていることは稀有の例とすべく、その意味でもこの器は周初の貴重な資料というべきである。

同銘の方鼎は一器現存、一器は拓影を存するが、この卣とともにその器制に獨自のものがあり、周初彝器の編年の上にも重要な資料とみられ、その時期の推定が重視される。同銘の方鼎との關係からみても殷代とはしがたいが、成・康二期の何れに屬するかについて、議論が分れている。銘文を大保召公の銘するところとして成王說を執るものあり、召公を祀るための器と解して康王說を執るものあり、また方鼎の「大保鑄」を、成王方鼎の「成王𨽍」と一銘分載の形式と解し、大保が成王のための祀器を作つたものとして康王期說をとるものがある。第三說は陳夢家氏の主張するところであるが、本器銘文の意味するところを理解するために、この第三說の検討からはじめることが便宜である。それでいま本器と同銘の大保方鼎二器、及びこれと一銘分載の關係にあるとされる成王方鼎について小記を附し、「大保鑄」の意味するところを考えることにしたい。

*大保方鼎

器名　大保鬲敬吾　太保敦窓齋

時代　成王通考　康王斷代　昭王麻朔

出土　梁山七器之一。「咸豐間、山左壽張所出」綴遺

收藏　一、「山東濟寧鍾養田衍培藏」攈古　「張筱農觀察藏器」奇觚　「歸安丁氏藏器」周存

「李山農觀察藏器」窓齋・綴遺　二、「今藏曲阜衍聖公府中」濟寧

著錄

器影　一、斷代・二・圖版一二　陳氏いう。

「其圖象、罕有傳本、我于一九四八年、偶然得之北京古肆中、乃端方石印的全形拓本、因此拓本、方知它是方鼎、窓齋七・六以爲段、敬吾二・五一以爲鬲、都因未見原器而致誤」。その圖象はあまり知られていなかつたのである。五五頁參照。第二器の圖象は知られない。

銘文

一、濟寧・一・一一　攈古・一之二・五・三　奇觚・一・一四　敬吾・下・五一　周存・二・八六　窓齋・七・六　綴遺・四・二・二　小校・二・二一　三代・二・三一・四　山東・下五・一

二、濟寧・一・一五

考釋　韡華・乙中・三一　麻朔・二・一二　斷代・三・八六

器制　一、斷代に端方の全形拓本により、その大小を「高約六〇糎、寛約三六糎」と記している。これによると、この方鼎は成王方鼎の約二倍の大きさである。角稜あり、兩耳四足。兩耳は兩虺龍相向う形をなし、脚頭に兩角ある獸頭を飾る。口緣下には各稜を中心に兩饕餮相對する帶文あり、器腹には三角形の變樣蕉文を附している。脚の中ほどに圓形の鐶をめぐらしているのも珍らしい。二、濟寧に漢尺高八寸とあり成王鼎とほぼ同じ大きさである。

銘文　器文、一行三字「大保鑄」。鑄字は大保卣と稍しく字體は異るが、同字異文である。奇觚にいう。「攈古錄一之二大保鼎、文同笵異、二之一又一彝、引許印林說、曲阜孔氏有大保鼎、銘三字、作大保鑄、濟寧鍾氏有大保鼎、銘三字、作大保鑄」。許說は攈古二之一・四にみえる。兩鼎中の一器は、濟寧にも記しているように孔氏に入つたのである。奇觚に攈古と異笵というも、兩者は異るところがみえない。

*成王方鼎

器名　成王鼎綴遺　成王尊書道

時代　成王麻朔　康王綴遺・小校・斷代

收藏　「沈仲復中丞所藏器」綴遺　William Rockhill Nelson Gallery of Art, Kansas City

著錄

器影　斷代・二・圖版一三　水野・九二

銘文　周存・二・補　綴遺・四・一　小校・二・二一　書道・五三

考　釋　麻朔・一・三五　斷代・三・八七

器　制　器高・二八・五糎、口徑一五・五糎×一八・一糎。いわゆる百乳文方鼎である。角稜あり、兩耳。兩耳は虺龍の相向う形からなり、大保方鼎と同じ。司母戊方鼎の兩立耳がこれに似た文様をもつが、本器や大保方鼎はこれを立體化したものである。角稜は脚部にまで及び、脚頭にこれを鼻梁とする獸首を飾る。その兩角はまた突出し、大保方鼎と同形である。器腹は口下に夔鳳一對が相對する。鳥身は曲線的で尾部上卷。腹部中央に角稜を挾んで小直文あり、三方に乳文を附す。乳端は鋭く突出している。殷代方鼎のもつ渾厚の風に乏しいが、文様が一體に立體化していて、周初の繁縟な作りを示している。

銘　文　器文、一行三字「成王隮」。字迹高古にして典麗。周初彝銘の代表的なものとなしうる。

大保卣・大保方鼎の銘は「大保鑄」とよむべきである。第三字を鑄と釋すべきことについては、奇觚に多くの文例をあげ、その字形は「鑪橐鎔化之形」に象るものであることを論じている。またその時期については、成・康の何れに屬するかに分れるが、綴遺には梁山出土諸器の目をあげて、

其銘皆有大保及召伯等文、許印林明經定爲燕召公之器、而以出山左爲疑、今審其文字、亦有後人作以祀召康公者、此鼎獨曰大保鑄、或爲康公自作

と述べている。大史友甗によつて梁山諸器の時代を康王に下るものありとしながらも、この大保方鼎を自作の器と考えようとするものである。

陳氏は大保方鼎の「大保鑄」を成王方鼎の「成王隮」と前辭・後辭の關係にあるものとし、銘文は大保召公が成王のために器を作つたことをいうもので、作册大方鼎に「公朿鑄武王成王異鼎」というものがその事實に當るとし、兩鼎を康王の初年に屬している。この二つの考え方の中に一是を求めるとすれば、まず陳氏のいう兩方鼎は一銘分載の雙器であるとする說に對して、十分な檢討を加えることが必要である。

一體「成王隮」のような形式は、一般に彝銘として祖考の名だけを錄するものに近く、また「大保鑄」にしても、「某作」と稱するものと一類と考えられ、それ自體はそれほど問題ともされていないことである。それでたとえば「成王隮」について、吳大澂は「此成王廟中之鼎」小校・二・二一・六といい、綴遺も「康王時所作」というように無雜作に時期を定めており、從來十分な注意が拂われなかつた憾みがある。その意味で陳氏が雙器說を以て兩鼎の文を一銘分載形式のものと考えたのは、この種の銘識に對する重要な問題提示であつたといえる。かつこの雙器說は、それに伴なつて生號諡號の論、召公姬姓說、また兩鼎の時期などについても問題の展開が豫想され、波及するところが頗る複雜である。從つて卣銘の解釋についても、まずこの雙器說の解決が必要となる。

「大保鑄」という銘文は、その形式からいえば主語と動詞のみで目的語を缺いている。そこで陳夢家氏は、その目的語に相當する部分は、おそらく雙器である他の一器に銘刻されているのであろうと考えた。そしてたとえば「成王隮」のごとき形式のものがそれに相當しうるとして、次のような關係を想定している。

大保方鼎　a——a′武王方鼎*
大保方鼎*　b——b′成王方鼎

*を附したものは一應想定器としてあげたものであるが、事實大保方鼎は濟寧州金石志卷一によると、二器存するのであるから、右の四器中a・b・b′の三器が存することになる。金文に「某作」「作某彝」のように、二器にわたるらしい形式の銘辭が多いことからみて、陳氏のこの想定は、一應その成立の可能性が考えられるのであるが、これを雙器とみる場合にはまた種々の問題を生ずる。

陳氏の假説によると、この器は同銘のもう一器とともに、武王・成王の祭器としてそれぞれ雙器をなすものであるという。しかしそういう器がどういう目的で作られたものであるかについては、ふれていない。金文には、たとえば「饗王出入」のように王の入御の際に備えたらしいもの、あるいは「隹用獻于師尹朋友婚媾」のようにその用いるところを記したものが多くみられるけれども、他の皇宗のために器を作るということは殆んどその例がない。もし陳氏の假説のごとくならば、大保は武王・成王のためにその祭器を作つて獻じたことになるが、それならばそういう作器の由來・目的を彝銘として勒しておくべきであろう。あるいは陳氏のいうようにこれを雙器として、これを以て召公姫姓説の一證と考える論者もあるであろうが、召公の家が周と同姓でありえないことは、卜辭・金文の資料の示すところによつて明らかである。召方考參照。これを以ていえば、雙器説は銘文の理解を困難にしているといわなければならない。

第二に、大保鼎は梁山の出土であり、成王鼎はその出土を明らかにしないが、少くとも同出の器ではないということについての疑問である。もし兩器雙器にして成王を祀るものであるとするならば、兩器とも宗周におかれているのでなくては禮器の用をなさない。雙器説は、作冊大方鼎に召公が武王成王の異鼎を鑄たという記事があり、陳氏はこれを大保・成王の二鼎の上に施こして前記の雙器二組を考えたのであるが、それならば器の時期はいうまでもなく康王期となる。時期の問題は後にふれるが、一たび二王の祭器として周室に入つたものが、その一器のみが遠く梁山から出土するということも不審である。

まず雙器の問題から述べよう。雙器という概念は、簠簋陳設の數や柉禁の制の問題もあつて、なお明確にされていないところもあるが、要するに固定的な組合せ關係をもつ彝器とみてよいようである。その場合、銘文においても器制においても、雙器であることを示す一定の方法がある。銘文は概ねその全文を分つて銘するか、あるいは同文を銘するかの二を出ない。分載のときには一器には單に作器者の名を記し、あるいは「某作」という銘が前辭となり、また一器に「作從彝」「作某寶鼎」などというものが後辭となると考えられる。もとよりこのような前辭の形式・後辭の形式をもつものがすべて雙器であるというのではなく、雙器として銘辭を分載する場合には、そういう形式をとることが多いであろうと思われるのである。鐘銘が一肆數鐘に分載されているのも、その形式によつたものとみてよい。

短い銘辭のものを前辭・後辭の形式を以て勒しているものは、卣・爵・盉の類に多い。これは蓋下に

銘を入れることが困難であるという技術的な關係もあつたであろうが、周禮にいう六尊六彝、聘禮にいう八壺、禮器にいう「五獻之尊」のように、酒器の類はセットとして用いられることが多かつたことにもよると思われる。しかし鼎・段の場合は、その器形上長銘のものを收めうるので、こういう分載の法をとる必要性は殆んどないといつてよい。それで倗生段・師酉段・無㠱段・小克鼎・史頌段のごとき、何れも數器みな同文を錄している。雙器の彝銘には、一銘分載、あるいは數器同文という方法が考えられる。

陳氏は作册大方鼎の條下にいう。

召公所鑄祭祀武王・成王的異鼎、可能就是下將述及的二鼎、一爲大保鑄鼎、一爲成王奠鼎、此二者都是方鼎、而耳上都有特殊的匍伏之獸、所謂異鼎、或即指此、前者之銘有主詞・動詞、而無賓詞、後者之銘有賓詞、而無主詞・動詞、合而觀之、則知大保所鑄者、爲致祭成王之奠鼎

いま陳氏の假説を以ていえば

大保鑄……武王隮
大保鑄……成王隮

という一銘分載形式の雙器二組をうることとなるが、鼎・段の銘にこのような分載法をとつた確實な例證をみない。それでこれらは各器とも一種の省略形をとつた銘とも考えられる。陳氏のいうa・a′、b・b′の必然性を證することは、單に銘文のみに即していえば不可能であり、たとえば大保關係の諸器によつていえば、「大保鑄——父辛」のような關係を考えることもありうるのである。それで雙器の條件として、なお器制の對應ということを加えなければならぬ。

雙器は原則としてその器制を同じうするものである。ただ鐘鼎のように數器にわたつて大小排次するものあり、また酒器の類には左右に排次するものもあり、盛器などには器形を異にするものもあるが、その場合には原則として同一の文様を用いる。これによつて、それらがセットとして不分離の關係にあることを示しているとみてよい。陳氏の假説はその點にも考慮が拂われていて、前引の文には、その何れも方鼎であること、耳上の獸飾が似ていることがあげられている。しかしなお兩器の文様は全く異なるものであるので、この兩器を原配とせず、各々これと雙器たるべき原配があつたはずであるという。

這兩鼎原非一對、但原來或有大保鑄・武王奠、和大保鑄・成王奠的兩對、異鼎之異、或是比翼之義

これは兩器の器制の相違するところから、この兩鼎は相互にその原配を失したものとするのである。陳氏の說は、作册大方鼎にいう「武王成王異鼎」をこの二鼎に充てるもので、あくまでも成王を諡號とする立場に立つている。鼎の成王は從來そのよ

大保方鼎一銘文

成王方鼎銘文

うに解されており、そのため、呉・方二氏も器を康王期に屬したのである。しかし郭氏のように、西周に諡號なしとする立場からは、これを生號とみる解釋も成立しないことはない。陳氏は多くの例證をあげて、𨺅とは致祭の器であり、成王は大盂鼎の場合と同じく致祭の對象であるとしているが、しかし生號說をとるならば、成王がなすべき祭祀の器であるという解釋もまた成り立ちうるのである。人名を直接器名の上に列ねていう例としては、「大祝禽鼎」などがある。この場合「大祝禽」はその廟號ではなく、官名の下に私名を連ねていて、その人を祭る器ではなく、その自作の器とみられる。これによつていえば、𨺅・鼎の語を用いていても必らずしも致祭の器とは定めがたい。

陳氏は「田告乍母辛奠」・「匽侯旨乍父辛奠」などの例をあげて、「成王奠」の成王もまた受祭者の名であることを論じているが、それらの例はすべて上文に「某作」の語を著けており、實はこの器銘と例を異にするものであるから、この器の成王を受祭者の名とする證とはしがたいものである。いまこの文に卽していえば、それは

a、某作成王𨺅

b、成王作𨺅

の何れかの省文と解することができる。これと同形式のものに

叔姜壺　「子叔𨺅」三代・一二・一〇・四
彭女甗　「彭女彝」三代・五・四・八
光　斝　「光從彝」三代・一三・五二・五

などがある。このうち叔姜壺はその器文に「子叔𨺅」の三字のみを銘し、「成王𨺅」と同形式の文であるが、この壺には別に蓋文があつて

子叔作叔姜𨺅壺

と銘する。すなわちこの壺は、子叔が叔姜を祀るための器として作つたもので、子叔は作器者、叔姜は祭祀の對象たる人である。從つて器文に銘する「子叔𨺅」とは、子叔を祀るための器であることをいうものではなく、子叔の作器であることを示す。すなわち「子叔𨺅」とは、「子叔作叔姜𨺅壺」の省文であり、器に省文を銘し、蓋にはその全辭を勒したのである。同様のことは光斝においてもこれを確かめることができる。光には別に彝があり、「光作從彝」三代・六・二四・八と銘しているが、これは前揭の「光從彝」と同じ意味と思われ、斝の文はその省略形式とみられるのである。

この二例を以ていえば、大保・成王二鼎の文を連ねて一銘となるとする陳氏の假說は銘文の形式上成立しがたく、從つてaは本銘に妥當せず、bの形式を以てこの銘を解すべきものであることが知られる。すなわち陳氏がこの銘と形式を異にするとした「大祝禽鼎」が、實はこの「成王𨺅」と同じく、「作」の一字を略したb形式のものであることを知りうるのである。すでに銘文の形式をbを以て解する以上、次の結論がえられる。

一、本器は成王自作の器と認められる。

二、作冊大方鼎にみえる「武王成王異鼎」を、大保・成王の二方鼎に充て、各〻その雙器の一であるとする陳氏の假說は成立しがたい。

かくて成王方鼎がその祭器ではなく自作の器であるとすれば、器の時代は當然成王期に屬すべきものとなる。そして器の時期を問題とする場合、第二の問題として出土地の關係、さらに第三の問題としてその器制についても論及しなくてはならない。

雙器說の成立しがたいことは、銘文解釋上すでに明らかなところであるが、そのことはまた出土地の關係からも側面的にいうことができる。二鼎のうち成王方鼎は出土不明であるが、大保方鼎はいわゆる梁山七器の一で、その出土事情はかなり知られている。七器の目については異說もあるが、いま參考とすべき器の銘文は以下のごとくである。

1、害　鼎　唯九月既生霸辛酉、在匽、侯易害貝金、揚侯休、用作䵼伯父辛寶障彝、害萬年、子〻孫〻寶光用　大僳

2、大保方鼎　大保鑄　第一器本器

3、大保方鼎　大保鑄　第二器

4、大保𣪘　王伐彔子聖、䖒厥反、王降征命于大保、大保克敬亡譴、王迨大保、易休余土、用茲彜對命

5、伯害盉　白害作䵼伯父辛寶障彝

6、小臣艅犧尊　丁巳、王省夔且、王易小臣艅夔貝、隹王來征夷方、隹王十祀又五、肜日

7、大史友甗　大史友作䵼公寶障彝

以上七器中6を除いて他はみな召公關係の器である。すなわち2・3・4は大保の作器、1・5は召伯父辛の器、7は召公の器で、6のみは董作賓氏の殷曆譜によると殷の帝辛十又五祀、第二回の夷方征伐の際に作られたものという。他の六器中、1〜4は同期の器と思われ、7のみが一期おくれるようである。召伯父辛は召公の父と考えられるからである。

七器中7は召公の器を作つていて、康王期の末年のものとみてよい。しかしそれによつて、他器をも康王期にまで下す必要はない。4は彔子聖すなわち彔父の叛を記するものと思われ、史傳にいうところを信ずるとすれば成王初年のことである。大保召公は「召公壽」という語のあるように長壽を以て聞える人で、しかも康王期には沒しているのであるから、征命を奉じて軍旅に從つたのはおそらく成王期にあろう。5までの器はその東征に關聯するものとみられる。1に「在匽」の語があるが、小臣𧶠鼎にも「䵼公□匽」とあつて、「匽」という地名は召族と關係の深いことが知られる。この鼎は成王期のものと考えられる。

梁山の七器は、以上の傳世六器に7を加えて陪葬したものであろう。大保方鼎について特に出土のことにふれておくのは、雙器說の成立しがたいことを側面から證するとともに、鼎を成王方鼎と合せて康王期とする陳氏の時代觀を批判する上にも必要であると思われるからである。かつ大保方鼎と同文の大保卣は梁山以外の出土の器であるとするも、同銘の關係上、同時の器と考えられる可能性が大きいので、成王・大保方鼎の雙器說は一層根據の弱いものとなるのである。

陳氏はまた兩鼎を康王期に屬する理由として、その銘文解釋と合せて器制・花文を論じている。いう。

此鼎的形制、大體上近于成王鼎、耳上匍伏的雙獸、四稜上的扉子、足上的扉子與突出的獸頭、前二者又是此二鼎與上文第廿七器（獻方鼎）所共有者、此三方鼎、形制雖相同、而稍有差異、第廿七器的花文、同于成王時的厚趠方鼎（商周一三八）、是較早的、大保方鼎的花文、（上帶爲獸面文、下爲蕉葉文、都是變形的）、非當時一般方鼎所常具的、成王鼎的花文、是成康方鼎所常見的、它較之康世的乍册大方鼎的乳丁、更老一點

與大保方鼎同出同銘之鴞卣（安陽遺寶圖版三六、挿圖二三・二四）、較之殷代的鳥尊爲簡樸、尊銘的鑄字、同于康世的乍册大方鼎、都從兩又持鬲、而大保方鼎、沒有兩又、鼎卣雖系同時（康世）之作、而其飾文中的鑄字、却有早晚之別

成王方鼎

陳氏は康王期の器である作册大方鼎と兩鼎を比較して、兩鼎の時期はそれよりなおやや下るものがあるとし、また兩鼎と形制の酷似する獻方鼎を成王期に屬しながら、兩鼎の時代を康王に屬している。これは銘文解釋上、兩鼎を康王期とする立場から少しく不自然な説明を加えたあとがある。いま成王期の器であることほぼ確實とみられる康侯鼎を例として比較しても、兩鼎のこの繁縟な器制が、殷器の繁縟な一系を承けた周初の器であることと疑いがたいように思われる。殷鼎の形制には牛鼎鹿鼎が典型的に示しているように、器腹深く足短く、足の上半は文飾のためやや太い一類のものがある。獻方鼎はその遺制を承け、成王・大保の兩鼎もまたこれと器制を同じうする。鑄字の字形からも時期の區別を試みているが、この種の筆畫の繁簡のごときは金文に常にあることであり、かつこれを以て何れを前後と定めうるものでもない。周初の成王期に繁縟系の器制が一時盛行したことは、四耳段・鳥足形鼎をはじめ令・臣辰の器などによつて容易に認めうるところで、康王期以後にはそのような繁縟形式は次第に行なわれなくなつている。器制演變のこのような一般的傾向からみても、兩鼎を康王期に屬すべき理由は認められない。これを要するに、陳氏の説はその銘文解釋よりしてついに器制の時代觀にまで及ぶに至つたものであるが、彝器の時代觀は、あくまでも銘文の意味するところを愼密に考え、器形文様についてはその樣式の演變のあとをよく見定めて論ず

大保方鼎第一器

る要がある。僅か三字の銘文であるけれども、その解釋の及ぶところが極めて重要であるので、いささか考説を試みたのである。

大保卣については雙器説の問題はないが、大保方鼎と同銘であることからみて大保自作の器と考えてよく、かつその時期も方鼎と同時としてよい。同銘であることからいえば、大保の卣・方鼎の間にこそ雙器の關係が考えられてもよいが、出土地が異るとされている點を考慮に入れて、ほぼ相近い時期の作器としておく。尤も陳氏のごときは本卣を梁山出土とし、一たび孔廟に入つたものと考えているが、梁山の器にして孔廟に入つた犧尊は小臣艅犧尊であつて、この卣ではない。

大保召公は尚書顧命篇によると康王の即位繼體の大禮を司會しており、その卒年は今本紀年に康王廿四年としている。すなわち成康二代にわたる人である。從つてこの器がその何れに屬するものであるかは、改めて考える必要がある。この場合梁山出土の七器が、この卣の製作時期に最も佐證を與えるものとなろう。前掲梁山七器のうち、2〜4は大保の作器であり、その作器の時期もほぼ相近いとみられるが、4は彔父叛亂のときのもので成王の初年にある。それらはおそらく大保東征の際のものと考えてよく、2・3は本器と同銘である。それで出土地がかりに異るとしても、大保が東方の經營に當つていた當時の器であろうと推定される。

大保召公の族は河南西部の大族として殷以來の傳統をもち、殷周革命のときには周に左袒して大いに中原にその勢威を及ぼした。梁山諸器・匽侯關係・盬關係の諸器のごときはその明證である。稍しく時期は後のものであるが、盬卣によると盬は畢・土方の地五十里を賜うている。畢は卜辭にみえる畢の地と思われ、殷の王畿內にあつた殷室出自の族の領した地である。召族は早くからこの方面に采地をもつていたらしく、盬尊によると炎にはその旅宮團宮があつた。本卣が傳えられるように濬縣の出土であるとするならば、おそらくその方面の召族がこの器を傳えていたのであろう。梁山の器中に同銘の方鼎を存することからみても、當時の召族の活動のあとをみることができる。なお大保𣪕の項參照。

三、大保段

時代　成王大系・通考・斷代　昭王麻朔

出土　「梁山七器之一、梁山七器的出土、或以爲在道光間一八二一〜一八五〇、頌續考釋九、或以爲在咸豐間一八五一〜一八六一、綴遺・四・二　梁山今山東梁山縣、在壽張縣東南、此一地區內、在殷周之際、頗多小國」斷代　濟寧州金石志一・一二　貝塚三七五參照。

收藏　「山東濟寧鍾養田藏」攈古　「李山農藏敦」愙齋　「鍾衍培・李宗岱・溥倫舊藏、尊古齋售出、今不知何在」斷代

著錄

器影　尊古・二・七　通考・二八一

銘文　攈古・二之三・八二　愙齋・七・五　奇觚・三・三二　周存・三・四七　大系・一三　小校八・三八　三代・八・四〇・一　山東・下・七二　書道・四六　河出・一七三　Dobson・一九一

考釋　餘論・二・三一　愙齋賸稿・四六　韡華・丙・一　大系・二七　文錄・三・三　文選・上三・二　麻朔・二・一二　通考・三四〇　積微居・八七　斷代・二・九五　Dobson・一九〇

器制　通考にいう。「大小未詳、腹飾饕餮紋、足飾夔紋、四耳作獸首形、有珥」。獸首の羊角は扁平に幅廣く上に廣がり、器よりも高く、甚だ特徴的である。獸首の角をこの形に作るものに四

大　保　段

耳乳紋簋通考・二四九、四耳方座簋白鶴撰集・一六、通考・二五四などがあり、また兩耳のものでは亞醜方簋通考・二五一や濬嗣土遙簋通考・二五九、（康侯段）なども同樣の作りである。圈足部がかなり高いが、その點もそれらの諸器に通じてみられるところである。珥は大きく垂れ、殆んど器底に近い。器腹の饕餮は眼形甚だ大、獸身は肉太く簡略に作られている。四耳が特に大きく、饕餮も目部が强調されているので、一見して異樣な力强さを感じさせる。銘文の字迹も暢達にして氣象に富み、その器形と相稱うものがある。

銘　文　　四行三四字

王伐彔子耶

王は成王。彔子耶はいわゆる祿父であろう。耶はその名。耶の字釋は餘論による。愙齋は聽、韡華には聞と釋する。積微居に「王伐彔子、耶」と句讀し、耶を聽の初文とみて、「謂、王伐彔子、彔子聽命」の意に解し、一たび命を聽いて服した後また叛したので、大保に征命を降したとみている。しかし「彔子耶」はまた「天子耶」とも稱し、その作器になる觚があり

天子耶乍父丁彝　愙齋・二一・九

と銘している。敢て天子と稱するものは、殷宗既に滅んだ後においてその後を嗣ぐ意を示したもので、彔子耶と併せ考えるとき、殷の餘民を以て封ぜられたという「王子祿父」であることは疑ない。

右は王が彔父の叛を伐つことを提擧したもので、總敍に當る。

䖒厥反、王降征令于大保

䖒は餘論に徂、愙齋には國名としながら賸稿では叉取の義とし、文錄には及と釋する。小臣謎毀・師旂鼎・大盂鼎・縣改毀などではすべて語詞として用いられている。餘論に徂とするのは追述の文

とするものであり、愙齋がはじめ國名としたのは作器者の名に䖒と稱するものがあるからであろう。後に文義の通じがたいことを知つて、「取厥反」と改め解したのである。語例からいえば語詞に解してよく、その文義は文錄のいうように「及其反也」の意である。

上文の伐字は、多く「厥反」にまで貫到してよまれている。楊樹達氏はその讀を非とし、「王伐彔子」で一讀とする説であるが、「厥反」を伐後の叛とみる考え方である。いう。

説者多謂、伐者伐其反、今知不然者、如彼說、文當先記反、而後言伐、今文先伐而後反、知反在伐後也、下云征令、征令謂征討之令、則征此反耳

愙齋はまた反を叛ではなく班師の意とし、「伐彔及䖒、而班師也」というも、金文に反を班師の意に用いた例はない。

反は一般に「伐反虎方」・「伐反夷」・「伐反荊」のように修飾語として叛者の上に冠していう例である。しかしこの銘はその形式をとつていないため、吳・楊兩家のような説を生ずるのであるが、楊說はすでに耶を聽と解し、天子耶觚の耶との關係に注意していないので、誤讀に陷つたものである。彔子耶を天子耶と一人とみるならば楊氏の讀のごときは成立せず、上文はまず彔子討伐の綱領を提擧し、この文に征命を降す事由を述べたと解すべきである。文首に綱領を示すのは、中方鼎「隹王令南宮伐反虎方之年」のような大事紀年形式のものにも認められるところで、小臣謎毀「䖒東夷大反」、疐鼎「隹王伐東夷」なども みな總敍として述べられたものである。楊說は拘泥に失するものというべきである。

征令は征伐の命。東命というのと同じ語例である。降は宗周鐘「降余多福」、師訇段「天疾畏降喪」のように神靈のなすところに用いる文字で、王の下命の意に用いるのは珍らしい例である。毓且丁卣貞松・續・中・二二に「王在廙、降令曰」の語がみえている。賸稿に「降征」の二字をつづけてよみ、「王親征也」と解しているのはもとより語例に合わない。大保はこの場合召公奭であろう。のち召公家の名號となつたらしく、大保を圖象標識のように用いた例もある。

大保克芍、亡啚

芍を奇觚に茍の省にして敬であるという。愙齋は字を節と釋し「持卪之形」としているが、賸稿では敬と改め釋している。大系は字形を「象狗貼耳而坐之形」といい、それより敬の義をえたものとしている。しかし字の下半は人の跪坐する象で、犬の形ではない。頭飾を付した巫女などが神意を敬聽している象とみられ、字の立意は若に近いものがある。

亡啚は亡譴。啚は遣の初文である。大系にいう。「乃金文恆語。遣讀爲譴、猶言亡尤・亡咎」。積微居には「遣余疑當讀爲愆」とし、麥尊の「亡尤」と同義という。字は兩手に𠂤を執つてこれを載書の前におく象で、軍を派遣するときの禮を示す字であるが、藉りて譴に用いたのである。釋師參照。

「大保克敬亡譴」とは、その征命を遂行して過誤のなかつたことをいう。

王□大保、易休余土

第二字を攈古に道と釋し、「導之使升也」、すなわち導いて堂に升らせると解し、賜與の儀禮のこととみており、愙齋も同じ。奇觚にはその字釋を非とし、徲にして待の義、その成功を待つて、賜與を行なつたと解している。

説文、徲行平易也、此卽韓詩周道倭夷之夷、毛詩作倭遲者也、匡謬正俗八、遲卽夷也、古者遲夷通用、……遲待也、此銘葢言、王待大保成功而歸、錫之土地也

この説は字形解釋上難點があり、また銘文の文例からいうも、成功して歸るを待つて賜與するというのは迂遠な解である。吳闓生は第二字を旅と釋し、「旅嘉也」という。嘉賜の意とみるものであろう。そして字は從であるが、從彝と旅彝とは同じく、陳公子叔原父作旅甗の旅が從字に從つていることを證とし、從來この第二字が永・道と釋されているのを誤とし、「古文旅從永每相亂也」という。字形は從なるも旅の義に解すべしとするものである。

大系には字を㞢と釋し、説文に㞢を「讀若稗縣之稗」とあることによつて、俾使の俾、すなわち使役の語とみている。そして作器者は下句にみえる休であり、大保をして休に賜與せしめたと解する。人に命じて賜與のことを行なわせる例は、たとえば中氏の器に「南宮兄」・「令大史兄褭土」のような例もあることであるが、本器においては上文に「降征令丂大保」・「大保克敬、亡啚」と記されていて大保の事功を稱しているのであるから、受賜者は大保でなくてはならぬ。もし休が受賜者ならば、文はその事功に及ぶべきである。積微居には「第二字不識、所當闕疑耳」として釋を與えていない。通考には字のままを隷釋、陳氏は郭釋により㞢とするも、休を錫休の義とする。受賜者を大保と解しているのである。韡華には衍にして曼衍の義とするも、文義は通じがたい。

思うに第二字の字形は永字の一體と極めて似たところがある。父乙簋三代・六・五一・三の永寶の

永などがそれである。しかし永は多く副詞に用い、これを動詞に用いるものは曾器の「則永祜福」のように列國の器にその例をみるに過ぎない。

文意を以ていえば、大保の事功に對し王がこれを褒賞する行爲を示す字であることは明らかである。この字に從うものに、保侃母壺録遺・二三一・一，二の侃字がある。しかし動詞としての侃は先人を喜侃せしめる意に用いる。保侃母𣪘雙劍・上・二二も同人の器であるがその字形はやや異なる。本器と同じ字が、歐米・一一一の中甬𣪘にみえ、「用饗王逆□」という。「逆□」は「逆造」と同語であろう。いま□・造を同義の字とし、「いたる」の意としておく。

「易休余土」についても異釋が多い。攈古・奇觚・窓齋は易休を動詞にして賜與の義とするが、郭氏は休を人名にして、作册休卣の休であるとする。そして卣については、その文辭典雅、字迹また古意饒く、周初の器とみているようである。作册休卣は攀古・下・一八、恒軒・上・六四、窓齋・一九・二三、周存・五・八〇、綴遺・一二・三一、小校・四・六七、三代・一三・四六・一等に著録されているものであるが、殘泐甚だしく、作器者の名も確かめがたいほどのもので、これを佐證として本器の釋を定めることは困難である。

易休の二字は連文の動詞で他に休易に作る例もあり、積微居には陝角の例をあげている。

余土を韡華に餘土にして餘地、また文錄に徐土と解し、徐の地を賜うたとする。郭氏は字を梌の古文にして徐に非ず、別の國族の名とみているが、その地望については及んでいない。

余は郭氏が指摘しているように、明らかに余とは異なる。郭氏は劍匣の意の梌の初文とするが、一應このままの形でその意象を考えるべきである。思うに字の上部は奄葢の象で、字は木を奄葢する形に象り、把手のある辛器を示す余とは別系の字である。奄葢を葢屋に改めると宋となる。宋は列國の器にはじめてその字がみえるが、字はあるいは宋の初文であろう。宋は史傳によると武庚祿父の亂の後、微子を封じて商祀を嗣がしめたというが、微子の家が宋と稱したのは微子・微仲の後宋公稽に至つてからであり、それまでは宋を稱していない。この器は大保が王の征命を奉じて彔子耶を伐ち、その功によつて余土を賜うことを記したもので、その地はおそらく殷の故地であろう。微子は商丘にあり、後三代にしてはじめて宋と稱しているのは、微子のときなお宋を領有していなかつたのではないかと思われる。召氏はすでに諸鄙の地を占め、東は壽張梁山の地に在り、北は畢・土方など殷の王畿にその所領をもつなど、河南を中心としてその勢力は大いに諸方に及んでおり、余もまた周初に大保の收めた所領の一である。字形上、徐と釋するよりも宋字に近いので、いま河南東部の地とみておく。彔父討伐の結果、殷商の故地の一を以て賜與を受けたのである。

用兹彝對令

この末文は大豐𣪘や縣改𣪘と似ており、やや異例に屬する。文錄に「此當是召公僚屬所作」というが、大保を三人稱的に解したのであろう。しかしこの末文からいえば、自述の語である。陳氏は「大保因作此器、以述(或揚)王命」として令を王命と解しているが、令には獻𣪘「令厥臣獻金車」のように賜與の義もあり、賜賞の恩命をも命という。ここでは余土を賜うたことを承け、その賜賞に對揚する意である。賜土の場合、そのことを彝銘に勒するのは、單にその寵榮を記念するのみで

なく、約劑としての意味をも持つている。「用𢆶彝對令」とは、そういう約劑的文書としての性格を、この末文によつて與えているものとみられる。

訓讀

王、彔子耶を伐つ。𠭯に厥の反するや、王、征命を大保に降す。大保、克く敬しみて、譴亡し。王、大保に造(いた)りて、余の土を賜休す。玆の彝を用て、命に對ふ。

參　考

前項の大保卣とこの大保𣪘とは、大保關係彝器中の代表的な優品である。梁山出土の諸器については別稿に述べるが、陳氏は涵清閣金石記を引いて大保卣を梁山七器の列に加え、その器目を示している。いう。

涵清閣金石記說、濟寧鍾養田（衍培）、近在壽張梁山下得古器七種、鼎三・彝一・盉一・尊一・甗一、此（指害鼎）其一也、魯公鼎・犧尊二器、已歸曲阜孔廟、綴遺四・二說、咸豐間、山左壽張所出古器凡三鼎・一𣪘・一甗・一盉、其銘皆有大保及召伯等文

此兩種記錄、大致相同、而後者少錄了犧尊一、卽大保鴞卣、梁山七器應是

1、大保方鼎　攈古・一之二・五・三　鍾・李・丁彥臣・端方
2、大史友甗　攈古・二之一・四二・一　泉屋・一・一二　鍾・李・住友
3、白害盉　攈古・二之一・五五・一，二　頌續・五六　鍾・李・錢有山・溥倫・端方・容庚
4、害　鼎　攈古・二之三・五〇・一　鍾・李・陶祖光・清華大學
5、大保𣪘　攈古・二之三・八二・二　尊古・二・七　鍾・李・溥倫
6、大保鴞卣　遺寶・附・二四　遺寶・三六
7、魯公鼎

陳氏は大保方鼎に二器あることをその條下では論じながら、ここでは一器のみをあげている。また6について陳氏は「流傳不詳、其銘同于1、所以同出的可能極大」と記している。大保鴞卣は濟寧州金石志・涵清閣金石記にいう犧尊とは異なり、犧尊とは小臣艅犧尊をいう。本器とは別である。右のうち7は大保方鼎第二器とともに一たび孔廟に入つたが、そののち所傳不明。1・5・6についてはすでに述べた。2〜4については別項においてふれる。

大保關係の器は梁山出土のものの外、他器にその名のみえるものも多く、陳氏はこれを次の三項に整理している。

甲、生稱的大保
大保　大保方鼎・鴞卣・𣪘・𣪘（夢續・一七）・史叔彝
公大保　旅鼎・御正良爵（善・一五五）
皇天尹大保　乍冊大方鼎

乙、追稱的大保

害鼎　光用大保

丙、族名之大保

鼎　三代・三・一〇・三

鼎　陶・續・一・一六（三代・三・六・五）

三代・三・六・四（山東金文集存以爲出梁山）

西清・甲・一・一〇

虎鼎　寧壽・一・二八・二九

なお甲類大保に屬するものに、陶齋古玉器・八四に著錄する玉戈銘がある。これを加えると、その項に屬するもの六器、なお梁山諸器中に方鼎一を加えうるからすべて七器となる。このうち大保自作の器としては大保卣・大保方鼎一・二・大保𣪘・朿觶の計五器がある。この卣・方鼎・𣪘・觶は何れも器制奇異瑰麗、その銘辭あるものは「詞氣雄偉」文錄、字迹また暢達、周初彝器中の最も特色あるものである。ゆえにまず卣・方鼎を合せ論じ、尋いで𣪘銘に及んだのである。

なお𨐨華に彔を秦邑とし、𠭯を詩の皇矣「自阮阻共」の阻に充てて解し、器を「敦出陝西」としているが、出土地も異なり、器文の解釋も妥當でない。

四、朿　觶

器　名　朿父辛卣貞松補　朿卣文選　朿父辛觶黃縣

時　代　成王貝塚・四〇九　昭王厤朔　西周早期黃縣

出　土　丁氏拓本印記にいう。「丙申年一八九六・光緒二二年　黃萊陰出器」分域篇・九・一五

また黃縣㠱器に王道新の黃縣志稿金石目を引いていう。

光緒廿二年春、城東南魯家溝田中、出古銅器十、鐘三・鼎二、一鼎破碎、鐘無款識、尙有壺一・盤一、盤無款識、壺亦破碎、若甗若盉若觶、皆有銘、倶歸丁幹圃」、王又有橙窓隨筆未刻、載鼎甗盉觶四事、山東文管處藏該縣淳于鴻恩金石搨册、有觶銘題記、謂春三月出土

この四器中に、本器と𨗥甗とが含まれている。

收　藏　「黃縣丁氏陶齋藏」貞松補

著　錄

器影　「各書著錄爲卣、此據黃縣志稿、未見原器或圖片、今不能定」黃縣

銘文　貞松・補・中・一〇　三代・一三・三〇・四

考　釋　文選・下三・九　厤朔・二・一九　貝塚・四〇五　黃縣・一四六

銘　文　器蓋二文　三行九字

公賞朿、用乍父辛于彝

朿は作冊大方鼎にみえる公朿であろう。すなわち召公奭に賜賞を與えている公は、おそらく周公とみてよいと思われる。厤朔・黃縣に賞を賞貝の二字に析ち、朿用と下につづけてよむも不可。父辛は召伯父辛。召公の文考である。召伯父辛關係の項に述べる。于は雩・異に作るものと同じで、大の意であろう。

訓讀

公、朿に賞す。用て父辛の于彝を作る。

參考

この器は器影を存せず、器制を考えがたいが、字迹からみて大保關係の器と定めてよい。また萊陰出土と傳えるが、遇甗と同出である理由なども知られない。

朿の字形は作冊大方鼎と少しく異るところあるも、同字異文とみてよい。公朿の朿を楊樹達は來の異文としたが、明らかに筆意は異つている。

大保召公奭自作の器と考えられるものは、大保卣・大保方鼎一・二・大保𣪘及びこの朿觶、合わせて五器である。うち器の存するもの卣・𣪘及び方鼎の三器、五器みな銘を存している。

五、旅　鼎

器　名　　大保鼎攈古

時　代　　成王大系・通考・斷代　康王唐蘭　昭王厤朔

出　土　　「山東金文集存説、此鼎與𣪘鼎遇甗、都是光緒二十二年丙申（一八九六年）出土於黄縣之萊陰、而貞松堂集古遺文四・二一・一則只記甗出土於黄縣」斷代　束觶の項參照。

收　藏　　「福建長樂梁章鉅舊藏、一九五四年夏、見於上海羅伯昭處」斷代

著　錄

器影　　斷代・一・圖版一〇

銘文　　攈古・二之三・八〇・一　大系・一二　綴遺・四・二　三代・四・一六・一　斷代・一・圖版一〇

考　釋　　大系・二七　文錄・一・一二　文選・下・一・五　厤朔・二・一一　斷代・一・一七〇

器　制　　斷代にいう。「器高二三糎、口徑一六・九糎」。器形は立耳、長い三圓足をもち、胴は分當形で圓足を中心としたふくらみがあり、饕餮文を飾る。眉が大きな罒形をなしている。斷代にはその器形・文様が貞松一・一六・泉屋一・二、一・三・寶蘊八等の器と相近く、何れも成王のときの器制であることを指摘している。

旅　鼎

銘　文　　六行三三字

隹公大保、來伐反夷年

いわゆる大事紀年の形式をとるものであるが、この征役は作器者の事功に關するところがあろう。大事紀年の形式はこの後永く行なわれたもので、綴遺には左傳の文例三をあげている。

公大保の保字は玉に從うている。多く周初の器及び齊器にこの字形が用いられている。公大保は、一般に召公君奭のこととされている。召公關係の器に大保と銘するものが多く、作册大方鼎に「皇天尹大保」とあるものは、その上文にいう「公束」にしてすなわち召公奭と考えられるからである。しかるに陳氏は、本器の公大保は令彝の明公を指す可能性があるとしている。

據令方彝、周公子明保、又稱明公、他是師保之官、而又有公的尊號、明公伐東國、見於金文、則公大保、也可能指明公

この説は吳其昌氏の厤朔にすでにみえており、吳氏は器を昭王十年に屬し、厤朔と關係器文の地名よ

りしてその説を證しようとしている。すなわち矢彝は昭王十年八月六日甲申、九日丁亥周公子明保に事を命じ、矢段に九月晦丁丑、王、楚を伐つて炎に在り、矢彝は十月八日乙酉、王、明公と成周に會し、本器は十一月庚申、明保が盩自に在ることを記し、前後悉く啣接するという。

令器の明保・明公をかりに合せて稱するも公大保の稱はえがたく、大保關係の器が悉く召公家に關するものであることを以ていえば、本器の公大保はやはり召公奭とすべきである。大保は召公家の專稱するところであつたと考えられる。明公關係のものに大保と稱した例をみない。

來は初期金文においては、厚趠鼎に來格、宗周鐘に來逆の語がある。この器が所傳のように黃縣萊陰の出土であるとすれば、來伐はこの遠征を意味する語なのであろう。反は叛。夷を綴遺に西戎と解し、盩自の名と召公分陜の説とをその證としているが、大保東征のことは大保段その他にもみえることで、

金文の用例上、夷はもとより東夷・南夷とみるべきである。器銘にいうところはおそらく大保段と同時のことであろう。

才十又一月、庚申、公才盩自

才は十又一月にかかる。月と干支とを分つていうことが多い。公は公大保。盩自は所在不明。おそらく東方の基地の名であろう。綴遺には盩屋とするが、盩屋とは無關係であると思われる。麻朔に、盩嗣土幽尊貞松・七・一五、同卣貞松・八・二六にみえる盩がそれであろうという。尊・卣二器同文にして、「盩嗣土幽乍且辛旅彝」の九字を銘している。出土の地を明らかにしないが、祖辛と稱するものであるから東方系のものと思われる。おそらく周の東方經營の一基地であろう。「某嗣土」と稱するものには康侯段にみえる「涾嗣土逘」があり、それは衞地に近い地である。盩もおそらくその方面で、出土地の萊陰とは無關係であろう。夷の所在は淮水流域の方面であつたと思われる。

公易旅貝十朋

公は公大保。事功を記していないが、旅が大保の東征に從つて功あり、貝を賜うたのであろう。貝を賜うことは、東方の族に對する賜與に多くみられるところである。

旅用乍父隮彝 𠦂

綴遺に摩滅した字が一字あるという。どの字のことをいうのか知られないが、あるいは父下に一字あるのではないかと思われる。もしあるとすれば、空格を殆んどもたないから丁の字などであろう。單に父と稱するのはやや異例に屬する。𠦂は圖象文字款識。旅の族徽である。

訓讀

隹公大保、來りて反夷を伐ちたまへる年、十又一月に在り。庚申、公、盩自に在り。公、旅に貝十朋を賜ふ。旅、用て父の障彝を作る。个

參考

この作器者旅と、師旂鼎の旂とを同一の氏族とする郭氏らの說もあるが、師旂鼎の旂とは字形が異つている。本器において旅は公大保に從い、師旂鼎では旂は白懋父の隷下にあつて、その時期も同じではない。また一は賜賞をえ、一は罰を課せられていてその事も異なる。師旂鼎條參照。

六、叔隋器

器名　史叔隋器斷代　叔卣王海文・唐蘭

時代　成王斷代　康王唐蘭

收藏　「一九五一年七月、見于杭州浙江省文物管理委員會」斷代　「故宮博物院」院刊二

著錄

器影　斷代・三・圖版一・二・三　故宮院刊・二・一八四

銘文　斷代・三・圖一　故宮院刊・二・一八四　錄遺・一六一

叔　隋　器

考釋　斷代・三・六五　故宮院刊・二

器制　この器は陳氏が杭州の文管委員會保管の僞器中から見出したものであるが、器形やや特異なるも眞器である。斷代にいう。

器高一九糎、寬（連耳）一七・四糎×二三糎、蓋高六・八糎、寬一三・五糎×一八糎、此器雜在許多僞造的銅器中、審視再三、定爲眞器而佳者、其形制尤

所罕見

此器形制特異、器和蓋的口部、作隋方形(卽長方形而圓角者)、器的口沿下和蓋上有四個相對的貫耳、蓋的冠(卽蓋頂小圓圈足)上和器的圈足上、各有四個相對的穿孔、這四對貫耳和穿孔、乃所以穿系、因此器無可以把握的兩耳、則器乃用繩類提携的、它和頌續五三(商周六四五)一器相似、而約略同時、該器圓口、無耳、器沿下兩貫耳

一九五四年秋、考古研究所在洛陽西郊發掘、在八一六號西周墓中、出土一圓形之蓋(高八、徑二七・五糎)、也是四貫耳四穿孔(圖版陸、右)、與史叔器相類、由此蓋的尺寸、可知它可能是𣪘類的蓋、而非卣類的、由于此蓋出土時、却立如盤、中盛牲體殘骨、卽知它的功用和盨蓋相同、史叔器的隋口和西周晚期的盨相似、可能是它的前身、此器花文、同于第十三器(禽𣪘)、故可確定文爲成王時器

隋方形之器、在殷末周初已經存在、賸稿八，九之甗、花文與此同、尊古・二・一八，一九之我方鼎、以及下將述及的北子方鼎・應公方鼎(圖版伍)、都是隋方形的口、時代皆在周初、而不晚于成王、麥方鼎(商周一四三)、亦是隋方形之口、而屬于康初、詳下

思うに器體は𣪘・卣に最も近く、また貫耳は壺に多くみえるところで、この器制は盨の前身というよりも𣪘あるいは卣・壺に近いところがある。また貫耳が鐶鈕となれば敦と通ずるところもみられる。陳氏がこれを盨の先驅形式とみたのは器の隋圓形であることを重視したためであろうが、器はむしろ𣪘・敦の用をなしたものであろう。これと最も近い圓渦四瓣花紋卣の花文は𣪘制を承けていて、その器が殷末周初のものであることが知られるが、本器の文様も三層よりなる饕餮文で全身を雷文を以て埋めるいわゆる目雷文を口緣下に帶文として附し、その上層は立刀形をなしている。また殷末周初に行なわれた文様である。器を實見した陳氏が、「眞器而佳者」と稱しているのであるから、その器制は類例のないものであるけれども、文様もすぐれ、銘文の字迹は殊に觀るべきものがあり、眞器と考えて差支えないものと思われる。

叔隋器第二器銘文

銘　文　　二器、器蓋二文、各五行三二字

隹王𠦪于宗周

𠦪は獻侯鼎・盂爵などにみえ、前者は宗周、後者は成周において行なわれている。かつ獻侯鼎では「成王大𠦪」、また盂爵では「初𠦪」と稱していて重要な祭祀儀禮であることが知られる。本器では大や初をつけていないが、下文によると王姜や大保がこれに與かつており、重要な祀典であつたらしい。陳氏はあるいは獻侯鼎と同時のことかとしている。楊樹達の卜辭求義四五に𠦪を祈祀、積微居二三に禘を禮祭と解する。卜辭には「𠦪年」・「𠦪雨」の辭が多くみえているから、𠦪はおそらくもと祈年の祭祀であろう。かつその祀典が宗周・成周において行なわれているのは、都城の社稷でその禮が擧げられたものとみられる。莽京で行なわれている例はみえない。

王姜史叔使于大保

王姜は乍册睘卣・令𣪕にもみえる。睘卣では睘が王姜の命によつて夷白を安んじ、令𣪕では、乍册矢令が王姜に隮宜して賜賞を受けたことを記している。この器では祭祀に關して大保に使者を出している。君婦が外事に與かることは一應不審とすべきであるが、これらのことが祭祀に關聯する行爲であつたとすれば、王姜が祭事に關して使者を派遣することは當然あつたとしてよい。尤も西周金文中、君夫人がこの種の公的行爲に與かつている例は王姜の他には殆んどなく、王姜のこのような活動は、周初經營の事業に關するところがあつたのであろう。姜姓出自の人であるから、その本貫は姜姓四國の一であるらしく、成周方面の諸族とは密接な交渉を有していたものと思われる。

この句を陳氏は「王姜命其史名叔者、使于大保」と釋し、史字を職名とみている。しかし下文にはただ「賞叔」と記しており、史を職名とすると、叔に對する動詞、もしくは使に對する助動詞がなくなるのである。語法的にいえばこの句は　1、「王姜史叔、使于大保」、2、「王姜史、叔使于大保」、3、「王姜使叔使于大保」と三様に釋しうるが、1の「王姜の史叔」という主從關係は考えがたく、2の史を史祭とみるのは上文の𠦪と祭名が重複し、3の史を使とするのが文義において順である。ただ使役に史を用いることはあまりないが、「史…使」という形式のものが數例ある。遹甗に

師雍父戍在古𠂤、遹從、師雍父肩、史遹使于䚄侯

という文があり、本器と同例であるから、いま3の解をとつておく。祭事の際に使者が出されるのは、あるいはその脤胙を頒つことなどを行なつたものであろう。

叔を陳氏は叔と釋する。叔と訓する字は別にあり、弔・叔の二字に隷釋されている。器文の字は柲形のものを把執する形からなり、兵器を執る象の字で、おそらく叔金・叔市の叔であろう。白素の義をもつ字である。

大保はいうまでもなく召公奭である。宗周における𠦪祀に際して大保に使者が派遣されているのは、大保がこのとき宗周に參會していない證であり、かつその地が宗周の外にあつたことを示す。召公の本貫は成周の方面にあつたのである。召方考參照。

以上にいうところは、卜辭にみえる「事人」・「立事」・「載王事」などのことに近い。史が出使・使役の意に用いられるのは、本來は他の地に史祭を奉行する意からの轉義である。釋史參照。

賞叔鬱鬯・白金・□牛

この賜物は、令彝において、明公が亢師及び矢令に鬯・金・牛を賜うている例と同じである。かつ令彝ではこれらの物を賜うとき、「用禘」という語を添えており、これらの賜物が祼祭を行なうときに用いるものであることが知られる。鬱は鬱鬯西清・八・四三・鬱壺西清・一九・一六 貞松・一・四二 三代・一二・八・一のように用いられる。字は鬱の初文である。鬱鬯・白金は令彝では單に鬯・金と稱している。白金とは後の呼稱でいえば銀のことである。陳氏いう。

白金之賜、僅見于此、史記平準書曰、金有三等、黄金爲上、白金爲中、赤金爲下、集解云、駰按漢書音義曰、白金銀也、赤金丹陽銅、説文、銅赤金也、而銀鐐鋈三字俱訓白金、是所謂三等之金、乃指黄金銀和銅、西周金文所錫之金、或是黄金、赤金見彔殷・舀鼎

牛上の一字は識りがたい。令彝では、鬯・金・牛を賜うている。この器では鬱鬯・白金と並擧しているので、おそらく形容の語であると思われる。あるいはその毛色をいう語かも知れない。

使者に對しては概ね儐賜という例であるが、この器では賞という。大保は聖職であるから、敢て伉禮しない意を示したものであろうか。賞の字形は奇異、小臣傳卣の字形に近い。

叔對大保休、用乍寶隮彝

睘卣では睘が王姜の使者として夷白に使して儐賜を受け、王姜の休に對えて器を作り、また遹甗では遹は誅侯に使してその蔑曆を受け、金を賜うて旅甗を作つている。本器では大保に使して鬯・金・牛を賜い、大保の休に對えて器を作るという。命者の休に對える場合と、儐賜を受けてその休に對える場合とがあつたのである。

訓　讀

隹王、宗周に𠦪す。王姜、叔をして、大保に使せしむ。叔に鬱鬯・白金・□牛を賞す。叔、大保の休に對へて、用て寶隮彝を作る。

參　考

字迹は雋鋭の風なきも整齊にして力あり、殷器の典麗雄偉なる書風を承けている。周初の文字としては、大保殷・令殷の宏達の風とは異なるが、睘・趞などの雋鋭とは別に、むしろ成王方鼎に近い正統的な筆意を示しているものとみられる。

斷代に器名を「史叔隋器」とするも、史は官名でなく使役の助動詞である。

七、椈殘器

器名　父丁殘彝夢郼　大保彝周存　椈彝麻朔

時代　昭王麻朔

椈　殘　器

收藏　「祇一底、余以廉價得之、旋與人博易他物、今在唐風樓」周存附說

著錄

器影　夢郼・續・一七

銘文　夢郼・續・一七　周存・三・一一一　小校・七・三九　三代・六・四五・六

考釋　麻朔・二・一二

器制　この器は多く彝と名づけられているが、器は殘缺して圏足部一層を殘しているに過ぎない。かつ銘は器底にあり、彝とは考えがたい。文様は三層より成る目雷文。上層に立刀形あり、周初の制である。

銘文　二行一三字。器底にあり。剔抉よろしからず、

字迹は明晰を缺いている。

大保易厥臣椈金、用乍父丁障彝

大保はおそらく召公であろう。保字は玉に從う。厥臣は獻設に「令厥臣獻金車」とあり、周初にもその文例がある。臣とは君臣の關係を以ていい、獻設にも上文に「朕辟天子獻白」の語がある。後には晋鼎「厥臣廿夫」のように臣隷のものをいう。ここでは臣下の義である。單に金と稱するものは赤金と區別があろう。父丁の器を作つていることからみて、作器者は大保の臣屬である東方系の人とみられる。椈を韡華に「古栝字、今文作杯、是也」といい、杯の初文とするが確かめがたい。

訓讀

大保、厥の臣椈に金を賜ふ。用て父丁の障彝を作る。

八、御正良爵

器名　大保爵貞松　陽君大保爵善齋

時代　成王通考　昭王厤朔

收藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松

著録

器影　善齋・一五五　彝古・三・六　雙劍古物・上・三二　通考・四四一　通論・九八

銘文　貞松・一〇・二二　善齋・禮六・五五　小校・六・七七　三代・一六・四一・二

考釋　厤朔・二・二四　通考・三七八　貝塚　四〇三　積微居・一九五

御正良爵

器制　善齋にいう。「身高九寸九分、口至後八寸」。また通考には「高六寸九分、腹飾饕餮紋一道」といい、通論には「高二三糎」とある。兩柱あり、把手に獸頭を飾つている。

銘文　器文六行二二字。銘は器腹柱旁にあり右行、鋬内に一圖象文字を記す。善齋にいう。「按此爵腹旁及柱旁二十一字、鋬内一字、金文箸錄表六百爵中、銘文以此爲最多、盂爵猶遜此一字、惜微泐耳、昔曾摩挲于尊古齋、故憶其文、貞松堂・小校經閣、均有誤釋。」二行最下の一字を泐しているので、賞を于と誤釋しているのである。

佳四月既望丁亥、今大保賞御正良貝、用乍父辛障彝

善齋に器名を陽君大保爵と稱しているのは、銘の「丁亥今大保」を誤り釋したものである。今は「今余隹」の形式に専用し、「今貺」・「今敢」のような用法もあるが、職名の上に「今大保」と附した例はない。今日の意ともとれるがこれも適例なく、大保の修飾語とすれば「前大保」に對する語となる。一般の副詞の用法と異なるので、一應大保の修飾語とみておく。大保は召公の家號として用いられ、その族の代表者が稱していたところであるから、召公奭一人の名號ではない。

良字の釋は積微居・通論による。拓影が鮮明でないが、字形からみて良と釋してよい。御正は官名。御正衞段にもみえる。父辛を貝塚氏は召伯父辛とし、從つて御正良は召公奭と兄弟輩とするも、干名の一致は比々として多く、これだけでは二者を兄弟と定めることはできない。殊に銘下にある圖象文字は、召家と關係あるものとは思えない。

訓讀

佳四月既望丁亥、今の大保、御正良に貝を賞す。用て父辛の隮彝を作る。

參考

「今大保」を賜與者を稱ぶ語であるとすれば、あるいは召公の後嗣として大保の職にある者を稱するのであろう。しからば器は康王期後半のものとなる。いましばらく大保の賜與をいう器の終に列しておく。

以上、大保の賜與をいうものは旅鼎・叔隋器・栩殘器及び御正良爵の四器である。御正良爵のみ「今大保」と稱しているので、あるいは大保の後を襲ぐものであろう。別に玉戈銘あり、大保が南國を省し、厲侯に賜賞したことをいう。金文に屬しないので、關係のある器の條に附說する。

昭和三十七年十一月印刷發行
昭和五十年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第三輯

白川靜

金文通釋 三

九、小臣單觶
一〇、禽𣪘
魯侯諸器
師旦鼎
塱方鼎
一一、征盤
一二、魯侯爵
一三、明公𣪘

禽𣪘

財團法人
白鶴美術館發行

九、小臣單觶

器名　單觶文錄

時代　武王大系・厤朔・文錄　成王綴遺・斷代・唐蘭

收藏　「吳縣潘氏滂喜齋藏」貞松　「李筌漁司馬所藏」綴遺

著錄

銘文　貞松・九・二九　大系・一　綴遺・二四・一五　小校・五・九七　三代・一四・五五・五

河出・一七〇

考釋　大系・二　文錄・四・三〇　文選・下三・一五　厤朔・一・六　斷代・一・一六〇

赤塚・二

銘文　四行二二字

王後臤克商、才成𠂤

首五字は極めて難解である。その解釋によつて器を武王・成王の何れの期に屬するかが分れ、器銘理解の關鍵ともなるところである。問題は特に第三字にあり、文錄には未詳とするも、貞松・大系は臤、斷代には坙と釋する。大系にいう。

此武王克商時器、叚卽坂字、叚爲反若叛、武王以文王紀元九祀、武王二年東觀兵至孟津、後以十一祀、師渡孟津克商、故此云後反也

すなわち句を「王後反克商」とよみ、武王伐商の前後二役のうち、前役においては諸侯の期せずして盟津に會するもの八百に及んだが、王はなお天命の時期に非ずとして一たび軍を還し、後二年、紂の昏亂暴逆いよいよ甚だしくして比干・箕子等みなその厄を受けたと聞いて、諸侯を率いて商郊牧野に至り紂を殺した後役を以て、この句に充てるのである。しかし銘文がもしこの後役をいうものとすれば、「王後反」という表現は語義順當を缺くものがあり、もしその意ならば「王反、後克商」というべきところである。それで厤朔には文に誤倒ありとして、これを「王克商後反」とし、克殷の後に成自に歸還した

意とする。そして「次序互倒、乃至平常之事也」といい、このような誤倒は金文において尋常のこととしているが、宗廟の重器に銘し、かつこのような重要事を記した短文の中に、そう誤倒があるべきではない。郭・吳の二釋に何れも不自然な點が認められるのは、叚字の解釋になお問題があることを示すものである。

陳氏は字を掘の初文である屋にして、假りて屈・絀の義であるとする。その說にいう。

字從厂從圣、說文曰、汝潁之間、謂致力于地曰圣、從土從又、讀若兔窟、圣就是掘、此處假作屈詘絀黜、詩泮水、屈此群醜、書序、旣黜殷命、詩有客箋和周本紀、作旣絀殷命、秦策、詘敵國、注云、詘服也、王後絀克商、是成王第二次克商、卽克武庚之叛、淮南子齊俗訓稱、周公放蔡叔、誅管叔、克殷殘商、克殷卽克商、殘商卽殘商奄、武王伐紂、則爲前克商、卽第一次克商

銘文の後を第二次の義とみることは大系と同じであるが、大系は武王期における二次の伐殷中の後役とし、陳氏は武王の克殷を一次の役、成王の克商を二次の役とみて、器を成王期武庚三監の叛に充てる。陳說はすでに綴遺に「王後叚克商、當謂成王克武庚之事、以武王先巳克商、故此云後也」とあるのと同じく、ただ第三字の字釋を異にするのみである。綴遺に叚と釋し、格・大の兩義何れとも通ずるというが、金文にはそれぞれその字があり、また何よりも字形が合しない。しかし字形の點からいえば、陳說もまた確當とはしがたいところがある。

陳氏のいう屋・圣は、卜文にみえる[illegible]田・[illegible]田京津・二三六三、契・四一七、粹・一二二三等の[illegible]・[illegible]の字に當り、この器銘の叚とは形義ともに異なる字である。從つて屈・絀とする字釋は成立しがた

く、これを絀命と解することは困難である。郭氏は、字を𠬝にして坂、假りて反・叛の義とする。しかし金文では叛の意には反を用いるのが例である。中方鼎二「隹王命南宮伐反虎方之年」・小臣謎𣪘「𣪘東夷大反」・大保𣪘「王伐彔子耶、𣪘厥反、王降征命𢍰大保」などみな反を用いており、他の字を用いた例はない。器銘の字は左旁厈、右旁は丑形に作る。金文では稀に又をこの形に作るものもあるけれども、また丑に又形を用いる例もあり、兩字は形義において通ずるところがある。それでいま字形を𠬝と隷釋しておくが、字は丑旁に従う。說文に收める丑旁の字十二文中、この銘の文義に當る字を求めがたい。あるいは爪の形であるともみられる。「王後𠬝克商」の文からみて、「後𠬝」の二字を合せてその義を求むべき語のようである。

後を從來はすべて副詞に解している。郭・陳二氏らの釋はみな時間的な後の意とし、また河出の訓釋は空間的な意味の後と解している。河出は「後𠬝」を「後より壓する」意としているのであるが、壓は厭から出た字と思われ、字釋になお問題がある。字は壓というよりは後にいうようにむしろ封に近い字である。かつ金文には後を副詞に用いた例なく、後人・後男・後民・聖人之後のように最も多く後嗣子孫の意に用いている。他には𦣞鼎「師氏眔有嗣遂或」のように後國の語がある。これを以ていえば、後𠬝は後國と同じ語例で名詞であると思われ、この場合軍旅の名、編隊の稱のようである。𠬝の從う厈はあるいは蔑曆の曆の初文厯と關係があるらしく、その兩禾を除いた象である。庸伯𣪘三代・八・五〇・四に「易庸白𠬝貝十朋」とあり、字は厂下に土形二を重ねている。壓の象とはみえず、社主をおくところとみられる。字は又に從い、この字との同異は知りがたいが、立意は甚だ近い。あるいは封の意があるかも知れない。すなわち軍中儀禮の行なわれる本陣に比すべきところで、後𠬝とは、おそらくその名をとつた部隊名であろう。詩大雅緜の篇に文王のときの師旅の編成を記して、「予曰有疏附、予曰有先後、予曰有奔走、予曰有禦侮」という。もし後𠬝を部隊名とすれば、詩にいう先後の軍などであろう。下文に周公が賜賞を行なつていることからみると、その軍は周公の率いるところであり、單はあるいはその軍に屬していて事功を樹て、賜賞を受けたものとみられる。「後𠬝」を戰闘の方法をいう語と解するのは、そういう例が他にみえず、また單の賜賞をいうのに、その事功と無關係の語を着けることも考えがたい。それでもしこれが軍旅の名であるならば、「王の後𠬝、商に克つ」となつて、少くとも語法的には諸家の訓の矛盾を免れうるし、下文の賜賞のこととも連なるのである。かつこの二字の解よりして武王期說・成王期說が岐れているのであるが、この解によれば兩說は何れもその立脚の處を失い、器の時期の問題は、銘文中の他の部分によつて論ずべきものとなる。

成皐の所在については郭氏の成皐說、陳氏の郕說が代表的なものである。郭說にいう。

成乃成皐、一名虎牢、在古乃軍事重地、與孟津相近

すなわち滅殷の地に近い地である。しかるに陳氏は地を遙か東方に求めて、史記管蔡世家にいう「封叔武于成」の成であろうという。しかもその成についても三地ありとして、次の諸地をあげている。

1、正義引括地志云、在濮州雷澤縣東南九十一里、漢郕陽縣、古郕伯、姬姓之國、其後遷于成之陽、

又漢書地理志、廩丘縣南有成故城
2、春秋隱五年、衞師入郕、杜注云、郕國也、東平剛父縣有郕鄕
3、左傳桓三年、公會杞侯於郕、在今寧陽縣東北九十里、地在曲阜之北
陳氏はこのうち1の濮陽の地が最も器銘の事情に合するものとして
此三地都名郕、都在魯境、競卣、以成𠂤卽東、則成地應不甚東、似以濮陽之成、較爲合適、此成介於東西朝歌與曲阜之間、乃是克商以後、踐奄途中的中點
と論じている。武王期説の郭氏は盟津の近くに、成王期説の陳氏は踐奄の役に近い地點にそれぞれ比定しているのであるが、成𠂤の名はまた競卣にもみえており、競卣によつてその地を考えるのが最も公平の見がえられるようである。卣文にいう。
隹白屖父、以成𠂤卽東命、戍南夷
すでに「以成𠂤卽東命」という以上、成𠂤が齊魯の地にあるべきではなく、やはり成皋附近と考えるのが合理的である。かつ克商後に一たび師を還したところとすれば、銘文の事情とも合する。當時の南夷は淮の上流方面に在り、競卣の役は東南に兵を動かしたものであつた。
𠂤は軍あるいは軍の所在地をいう。その字釋について、郭氏は說文によつて次のように論じている。
𠂤字習見、多于師旅有關、舊釋爲師、然有師𠂤同見于一辭者(𠭘觶・遹甗・稽卣等是)、知其非是、古追歸字以此得聲、師餗字從此會意、𠂤卽說文𠂤小𠂤也、又𠂤猶衆也之𠂤
かくて郭氏は𠂤を險峻なる連峯を橫にした字形を示すもので堆の初文とし、その聲義を論じていう。

𠂤之後起字爲堆、古或叚追爲之、(士冠禮、毋追、鄭注、追猶堆也、文選七發、踰岸出追、李善注、追亦堆字)、音變爲巋、(爾雅釋山、山小而衆、巋)、又叚魁爲之、(周語、高山而蕩以爲魁陵糞土、賈逵・韋昭皆云、小阜曰魁、賈注見海賦)、再轉而爲敦、(爾雅釋丘、如覆敦者敦丘、又、丘一成爲敦丘、郭注、今江東呼地高堆者爲敦、字今作墩)、故又叚屯爲之、(莊子至樂篇、生于陵屯、釋文引司馬注、屯阜也)、本銘𠂤字、當卽屯聚之屯、師戍所在處也、屯聚之屯蓋𠂤之引伸、其用屯字者亦出叚借、𠂤與敦同、古當有二讀、陰聲爲堆、都回反、陽聲爲屯、陟倫反、字廢、乃有堆與屯字代替之也
これは𠂤を師と釋する舊說を誤とし、字を堆の初文にして屯聚の義とするものである。立論の根據は𠂤を說文の𠂤と同字とするところにあるが、卜文の𠂤は𠃊に作り、卜文において𠃊に從う諸文の立意を求めるに、一として堆・屯聚の義を含むものがない。その共通義よりいえば、𠂤は軍行の際に奉ずる胙肉の象であること疑なく、官・追・遣・歸・辪・孽などみなこれに從う。說文の堆の義よりしてこの字を釋するのは誤である。𠂤は卜文において軍旅・師長の意に用いる。
癸丑卜、㱿貞、𠂤往衞、亡𡆥前・四・三一・五
丁酉貞、王作三𠂤、右中左粹・五九七
貞、𠂤般其㞢𡆥佚・一九四
「在𠂤某」というときは、その師旅名である。
丁未卜、行貞、王賓歲、伐十人、亡尤、在𠂤寮粹・一二一二

貞、亡尤、在𠂤澅文・五六一

軍を駐屯する場合は𠂤を用いる。𠂤下の一は、ときに二・三横畫を用いることがある。名詞・動詞の例がある。

𠂤般以人于北鄭𠂤後・下・二四・一

……㱿貞、王𠂤于洮續・一・四・六

𠂤は卜辭後期になると𩂣字を用いる。𠂤は胙肉を以て壇上に寘く形、また𩂣は封木の前に𠂤を寘く形で、何れも征旅中に神位を安んずるところである。

金文においては多少その用字を異にする。すなわち師某のときには卜文は𠂤某と書するが、金文では師某という。しかし軍旅のときには卜文と同じく「殷八𠂤」・「成周八𠂤」・「西六𠂤」のように𠂤を用いる。卜文では「在𠂤寮」のような表現がみられ、「北鄭𠂤」・「在齊𠂤」の場合と字を異にしており、𠂤寮は師旅名、齊𠂤は軍の基地名で兩者語位も用字も異なるが、金文では「在𠂤某」という表現がなく、すべて「在某𠂤」という形式をとる。この「某𠂤」は、卜文の「在𠂤某」・「在某𩂣」の雙方にわたる用い方をしている。たとえば小臣謎毀において

叡東夷大反、白懋父以殷八𠂤征東夷、唯十又二月、遣自䨣𠂤述東、陟伐海眉、雩厥復歸、在牧𠂤

とある䨣𠂤・牧𠂤は軍の基地の意であるから、卜文の𠂤・𩂣に相當する用法であるが、競卣

佳白屖父、以成𠂤卽東命、戍南夷

の成𠂤は明らかに師旅の名である。それで二字を區別し、𠂤を以て師旅、𩂣を以て基地を示した中

甗のような用法もみられる。

中省自方、復造□邦、在□𠂤𩂣

この𩂣を郭氏は動詞によみ次と訓している。すなわち卜文「王𠂤于洮」の𠂤と同じようによむのである。𠂤を動詞に用いるときは、東周の器に至つて𨸏を用いるが、西周期には例がない。それで中甗の文は、「□𠂤の𩂣に在り」とよむべく、周初に基地に𩂣を用いた例である。中方鼎一にはまた「王在寒𩂣」の文がある。これら𠂤系諸字の形義と用法とについては、小稿「釋師」に詳しい。

以上によつて、金文に「在某𠂤」という場合、その軍旅の名をいうときと、その基地をいうときと兩義のあることが知られる。成𠂤は競卣にみえるものはその軍旅のことであるが、この文では小臣謎毀「雩厥復歸、在牧𠂤」と同じように克商ののち復歸したことをいうものであろうから、軍の基地名と考えてよい。またその地は競卣によると成皐説の方が事情に合う。ただしこれは武王期説をとる意味ではなく、今次の作戰が商の舊王畿において行なわれたものであるとするのである。武王期説のとりがたいことについては、下文に述べる。

周公易小臣單貝十朋、用乍寶障彝

周公は周公旦であろう。周公沒して後、その胤は分れて各地に封ぜられ、魯の他にも「凡蔣邢茅胙祭」左傳僖二四年の諸國は周公の胤とされている。左傳に魯を周公の胤に加えないのは周公の本宗が魯にあるとするからであるが、金文資料によつて考えると周公の本宗はむしろ成周にあつたと思われ、詩によつていえば豳地もまた周公の後が宰領した地であつた。令彝にいう明保・明公は、そ

の名號よりしても周公の本宗を嗣いだものと思われ、東周期の周公家はその後であろう。詩の周南はその地の詩篇であると考えられ、その意味で王風と區別され、召伯家の召南と竝稱されているのである。器銘の周公を周公旦その人と定める積極的な理由はないが、令彝その他にみえる周公は一應周公旦と考えてよいと思われるので、本器においても周公旦と解しておく。

小臣を諸家は概ね奴隷階級に屬する微賤な身分のものと解している。范文瀾・翦伯贊等はみな生產奴隷の一とみており、郭沫若氏も周禮にみえる小臣の身分職掌を以てそのまま卜辭金文にみえる小臣を解し、その周官質疑中にも小臣に對する疑問をあげていない。ただ郭氏は范・翦氏らのようにこれを全くの生產奴隷とはみないで、詩にいう保介・田畯のような衆人の管理者であり田官であろうとしているが、それはおそらく彝器中に小臣某と銘する多くの優品が殘されており、これを生產奴隷の身分にあるものの作器とすることに躊躇を感じたからであろう。范・翦氏らの說は、これらの事實に全く顧慮することのない武斷な說というべきである。

小臣はもと王族出自のものの身分稱號であり、卜辭にも小子・小臣の名がみえている。おそらく王子たる小子の後を小臣と稱したものと思われ、卜辭や西周金文にみえる小臣は、東方系氏族の貴游の列にあるものである。小臣と稱するものに彝器の優品の多いことも、これによつてはじめて理解することができる。小稿「小臣考」參照。

本器において、小臣單が周公から貝十朋を賜うていることは、注意を要する。まず周公が周公旦であるとすれば、作器の時期は周公の生存中にあるべきであるから、少くとも成王期の前半を下らぬものとなる。しかし「克商」の語によつてこれを武王期に屬することについては、若干の疑問がある。小子・小臣が東方系氏族貴游の身分稱號から出たものであるとすれば、小臣單は東方系の氏族である。そのような東方系氏族が東征に従つて周公から賜賞をうけるという事態は、殷宗すでに滅び、庶殷をはじめ東方の貴游が成周に遷され、東都・成周の造營もすでになされており、その後に殷商の遺孽がなお東方に蠢動するのを伐つために、成周等における東方の餘裔が動員されたという事情を想定することによつて、最も自然に理解しうるからである。しからば器は殷宗滅亡の後、その遺孽の試みた叛亂に對する克定の戰を記したものとみられ、必らずしも武王の克殷、成王の踐奄の役に比定するを要しない。ただ周公が賜賞を行なつている事實から、小臣單が周公の指揮下にあつて東方の作戰に従つたときのものであることは疑なく、周公の家が令彝にみえるように成周方面の董督に當つていたことからいえば、小臣單は成周庶殷の一であつたと推定されるのである。器の出土地が知られていないので、その關係を確かめえないことが惜しまれる。周初の器にして貝を賜うことを記しているものは、東方系氏族の作器に多い。

朋は貝の單位數。一聯の貝をいう。圖象文字款識に一荷の貝を描くものがあり、一荷を一朋というのであろう。十朋二字合文である。

訓讀

王の後𠬝、商に克ちて成𠂤に在り。周公、小臣單に貝十朋を賜ふ。用て寶隫彝を作る。

器の時期については、すでに述べたように武王期説と成王期説とがある。武王期説は武王の二次の伐商の役のうち、器銘はその後役のことをいうものとし、成𠂤を成皋とする。成王期説は武王の伐商に對し成王の滅商踐奄の役のことをいうものとし、成𠂤を商奄の間の郕に當るという。しかし器銘にいう征役をこの二役に限定しないでむしろ滅商踐奄後の東方戡定の一役とし、成𠂤を成周と解する説がある。綴遺に述べる方濬益の説がこれである。いう。

成𠂤當卽成周、……疑雒邑本有成𠂤之名、因後建東都、遂稱爲成周、……按成王黜殷之後、欲宅洛邑、周召二公營之、洛誥謂王在新邑、烝祭歲、當是初涖洛邑時事、其後伐淮夷踐奄、往來成周者非一、此爲何時、雖不可攷、然以後克商語徵之、其在新邑旣成、遷殷頑民之際乎

これは器の時期を洛邑すでに成るの後に在りとするもので、陳説よりもなお後となる。

史に傳えるところによると、武王のとき二次、成王のとき一次の伐殷の役があつたという。それで金文の考釋においても、器銘にみえる東征をそれぞれその何れかに屬して解するのが普通であり、郭・陳兩氏の解もまたその轍に從うものであるが、方氏はその後にも數次にわたる東方戡定の役があつたものとみている。周初の器銘にみえるところを以てするも、成王・王姜の親征あり、周公・伯禽・明公の器あり、召公關係の彝器も甚だ多く、また白懋父・白雝父等將帥の率いるものあり、これらの諸役に從つた東方系諸族の作器また少なからず、周初の器の大部分はこれら征役・賜賞の

器によつて占められ、無慮數十器に及ぶ。別にまた中氏諸器のように南方の作戰とみられるもの、呂行壺のように白懋父の北征をいうものあり、周初數十年の間は殆んど滅商後の各地の經略に費やされていたとみられ、これらのすべてを僅かに一次、二次の伐殷・滅商の役に歸一しようとするのは、金文の示す周初の實情を無視したものというべく、その點において方氏の説は確かに見識あるものとしなくてはならぬ。

方氏はまた器を洛邑造營後のものとみているが、これまた首肯しうるものがある。作器者の小臣單は、小臣の名が示すように殷系貴游の出自のものである。貝を賜うことも、西周金文においては殆んど東方系氏族に對する賜賞であつた。おそらくは成周庶殷の一であると考えられる小臣單がその軍行に加わつているとすれば、その時期は、殷宗すでに滅び、その餘裔が東方にのがれてなお抵抗を試みつつあり、周公等がその戡定に當つていた時期の器と考えられるのである。ただ方氏が成𠂤を成周の古名とするのは當らず、成周の師旅は「成周八𠂤」・「殷八𠂤」の名でよばれていて、成𠂤と成周とは一應區別して考うべきであろう。

その字迹は殷末勁直の風なく、また波折も甚だしからず、別に溫雅なる一體をなし、䣄卣・匽侯旨鼎の字迹に近い。文中に周公の名がみえるので、令彝よりも前に排次すべきものであるけれども、これを武王期に屬する理由はない。

從來、周初武王期の器とする説のあるものに、大豐殷・保卣・小臣單觶の三器がある。尤も容庚氏のごときは武王期に十四器の名をあげているが、郭氏は大豐・小臣單の二器、陳氏は大豐・保卣の

二器をあげている。保卣は新出の器で通考には収めていないが、他の二器は容庚氏もこれを武王期に列している。従つて一應武王期の器とみなされているものは、以上の三器ということになろう。しかしこれらは、すでに各器の條下に述べたように何れも武王期に屬すべき確證をえがたいものである。殊に大豐𣪘のごときは、その銘文の解釋においても、器制文様の上よりするも、これを西周の第一器とすることは頗る疑わしく、おそらく康王期の初年にあるべきことは、かつて「大豐𣪘の時代」及び本通釋大豐𣪘の條に論じたところである。また保卣及び本器も、器は何れも成王期に屬すべきものと考えられ、武王期のものとはしがたい。

從來、武王期に屬することと比較的確實と考えられていたこの三器が、何れも武王期に屬しがたいものであるとすれば、周初の青銅器文化、特に彝器禮器の制作について、その來源の問題、殷文化との接觸・受容の問題など、新たに検討を要するものがあろうと思われる。作册大方鼎に「公朿鑄武王成王異鼎」という文があり、召家が周の宗室の器を作つているというような事實も、器はすでに康王期のものであるが、以上のような意味を以て一應注意すべきものがあろうと思う。

一〇、禽　𣪘

器　名　　祖畀彝十六　禽彝積古

時　代　　成王大系・斷代・唐蘭　昭王麻朔

禽　𣪘

收　藏　　「江蘇嘉定錢獻之藏、今歸諸城劉氏」擴古　「此彝現存東武王氏商盉堂」研究　「錢玷・劉喜海・王蘭谿舊藏、一九五四年夏、見于上海羅伯昭處」斷代

著　錄

器影　　十六・二・三　大系・五八　斷代・二・圖版一

銘文　　積古・五・二八　清愛・一四　從古・一〇・三〇　擴古・二之三・二二　敬吾・下・四二　周存・三・一〇八　研究・上・七九　大系・四　小校・七・四五　三代・六・五〇・一

斷代・二・七四　書道・四〇

考釋　韡華・己・八　研究・上・七九　大系・一一　文錄・二・一五　文選・下二・八　厤朔・二・一六　斷代・二・七三

器制　斷代にいう。「器高一三・七糎、口徑一八・八糎、底徑一五・五糎」。敬吾にもその尺寸を記し、重六十兩という。兩耳獸首、珥あり、口緣下及び圈足部に三層の方形雷文を以て構成する饕餮文を附している。いわゆる目雷文である。帶文の中央に何れも獸首を附す。器形完整、器制は母段通考・二六一　祖癸段故宮・下・一三一　子父戊段同・一三九　戟段同・一六一などに甚だ近く、殷末周初に行なわれたものである。

銘文　四行二三字。同銘のものに禽鼎がある。

王伐埜侯

埜を長樂堂に說文によつて許と釋し、積古・攈古等これに從う。從古には楚と釋し、詩の小雅采芑にいうところの征役はこれに當り、周公とは詩の方叔であると論じているが、まことに武斷の說である。大系には楚の異文とし、去疋同聲であるという。陳夢家氏は悉く舊說を排して、字は蓋にして奄の異文であり、銘にいうところは踐奄の役に當るとする。その說にいう。

所伐之國、疑卽蓋侯、蓋卽墨子耕柱篇・韓非子說林上所述周公征伐之商蓋、左傳昭九作商奄、昭元作奄、奄蓋皆訓覆而古音並同、所以吳世家吳公子蓋餘左傳昭廿七作掩餘、蓋侯卽孟子所謂的奄君、說文鄣、周公所誅、鄣國在魯、後漢書郡國志、魯國古奄國、周本紀正義引括地志云、兗州曲阜奄里、卽奄國之地也、集解引鄭玄曰、奄國在淮夷之北、據竹書紀年、南庚遷于奄、盤庚自奄遷于殷、則奄舊爲商都、所以左傳定四說、因商奄之民、命以伯禽、而封于少皞之虛、左傳昭元、周有徐奄、杜注云、二國皆嬴姓、正義云、世本文也、諸書都說周公伐奄、與此器合

蓋・奄の同聲については說文段注に詳論があり、音韻上の問題は一應說明されている。しかし問題は埜を蓋と釋しうるかどうかである。楚は令段に楚伯があり、字は明らかに疋に從う。郭氏は古くは侯伯定稱なしとして令段の楚白を本器の埜侯と一にしているのであるが、なお疑問である。盍は去に從い、本器の埜も去に從うので通ずるところなしとしないが、蓋字は楚器にみえるのみで、兩字形の近似を證すべきものがない。韡華は卜辭にみえる去であろうという。

文に「王伐埜侯」とあり、周公・伯禽らがこれに從つている。すなわち成王親征の際のものであることは疑なく、いわゆる踐奄の役に最も關係の深い器であるといえよう。ただ埜を蓋にして奄とみてよいかどうかはなお定めがたい。伯禽の入魯以前のものとすれば、器は成王前期のものとなしう

る。

周公某、禽祝

郭氏は五字一讀、某を謀にして誨猷の義とし、王孫鐘の「誨猷」の語をあげている。また第五字を祝と釋している。郭說では、「周公、禽に誨へて祝せしむ」とよむことになろう。陳氏は「周公某」で句、某を謀とみる。錢・阮以來の訓で、積古には「謀元帥」の謀の義としている。某はもとより謀の初文であるが、單なる謀議の意ではない。字は曰と木とに從うが、曰は載書の象、神木の上にこれを載せて祝告する義を示す字とみられ、本來は神意に訴え、神意に謀る意である。この場合もそういう儀禮を行なつたのであろう。周公の後は令彝にみえるように明保・明公と稱しているが、明は神明の稱であつて聖職者たる周公の家の職掌を示している。某はこの場合、征役に臨んで何らかの祝禱儀禮が行なわれたものと解すべきであろう。

禽もまた大祝禽鼎によつて知られるように大祝の職にあつた。やはり宗教儀禮の執行者たる地位を占めている。祝を積古には宜と釋して宜社の宜とするも字形合わず、また郭・陳二氏は何れも錢氏が祝と釋したのによるが、大祝禽鼎の祝と字形が異なつている。祝は卜文の𢦏とその形近く、卜文にはなお木・玉・戈を執る形に作るものがある。これを執つて祝禱することを示したもので、その執るところのものは何れも祝禱のときに用いる聖物である。下文にもう一字祝が出ている。王の親征に從つて周公父子がこのような儀禮を行なつているのは、周公家が周の聖職者としてその宗教儀禮を掌つていた事實を示すものとして注意される。書の金縢說話のごときも、本來は周公家のそういう職掌に關して生れたものであろう。

禽又𠭯祝

𠭯を長樂堂に敦と釋するも文義を成さず、積古には脤にして受脤のこととし、從古には振旅の振とする。郭氏は「禽有𠬝祝」とよみ、𠬝を賢にして臧の義とする。陳氏には說なし。積古にこの句を解していう。

春官大祝、大師宜于社、禽或居其職、故周公謀、使涖其事、禽右

これ又を佑とみるものである。またいう。

𠭯、玉篇訓爲擊、此當讀爲脤、左成十三年傳、成子受脤于社、杜注、脤宜社之肉也

阮元はすでに祝を宜と釋し、よつて𠭯を脤を以て解し出師の際の軍禮とみているのであるが、その解によると文は「周公謀、禽宜、禽佑、脤宜」となつて、文義の通貫をえがたい。

思うに𠭯は玉篇に擊聲とするも、字は脤肉を擊つ象であり、古く戰爭儀禮として行なわれた呪的行爲の一であるらしい。卜辭に「師蜃」・「師亡蜃」という辭があり、蜃とは震驚の義である。師の震驚することはしばしば經籍にみえ、書の舜典に「震驚朕師」、詩の常武に「徐方繹騷、震驚徐方」、また長發に「不震不動」とあるものはみなこれである。原意は、何らかの呪力によつて師衆が憂懼繹騷することをいうものとみられ、敵に對してそのような呪術を行なうことを𠭯といつたのであろう。字は脤肉を擊つ象でその呪的行爲のしかたを示している。從つて文は明公𣪘の「魯侯又囚工」というのと同じく「禽又𠭯祝」とよむべく、又には何れも有・侑の義がある。これによつて敵の師を震

驚せしめたとの意であろう。下文の賜賞はその儀禮執行に對するもので、その重賜よりみてこの儀禮の重要さが知られるのである。

王易金百寽

寽は金の單位數を示す字であるが、その字釋及び重量については諸説がある。郭氏いう。

1、説文受部に「寽、五指捋也、从受一聲、讀若律」とみえている。

按金文均作一手盛一物、別以一手抓之、乃象意字、説爲五指捋、甚是、然非从受一聲也、金文均用爲金量之單位、卽是後起之鋝字、鋝字多異文

2、説文、鋝、十一銖二十五分銖之十三

3、周禮攷工記冶氏、重參鋝、北方以二十兩爲三鋝、鄭司農云、鋝量名也、讀若刷、玄謂、許叔重説文解字云、鋝鍰也、今東萊稱或以大半兩爲鈞、十鈞爲環、環重六兩大半兩、鍰鋝似同矣、則三鋝爲一斤四兩

4、説文、鍰亦鋝也、从金爰聲、書曰、罰百鍰

周禮職金正義云、夏侯歐陽説、墨罰疑赦、其罰百率、古以六兩爲率、古尙書説、百鍰、鍰者率也、一率十一銖二十五分銖之十三也、百鍰爲三斤、鄭玄以爲、古文率多作鍰

5、周禮攷工記冶氏、重三垸、鄭司農云、垸量名、讀爲丸、孫氏正義、此量謂權也、賈疏謂、垸是稱兩之名、非斛量之號、至垸之爲量、經注無文、戴震謂、卽鍰之叚字、云、十一銖二十五分銖之十三、程瑤田及段玉裁、並從其説、又云、戴震云、鍰鋝篆體易訛、説者合爲一、恐未然也、鍰讀如丸、十一銖二十五分銖之十三、垸其叚借字也、鋝讀如刷、六兩大半兩、率選饌、其叚借字也

權量のことは時代と地域とにより、またその對象物などによつても異なるところがあるべく、準的をうることがむつかしい。いま金文の寽の字形よりして鋝字の義を以て解しておく。寽は金・貝・絲を通じて用いられ、𤔲卣に「貝卅寽」、曶鼎に「絲三寽」の例がある。また「取徵若干寽」と稱する例が多い。概ね五寽乃至二十寽・三十寽の範圍である。これを以ていえば、禽がこのとき「金百寽」を與えられているのは、非常な重賜であることを知りうるのである。

禽用乍寶彝

禽と稱するのはその自作の器である。禽にまた大祝禽鼎あり、「大祝禽鼎」と銘している。もし後人の作るところならば、魯公あるいは魯侯と稱するところである。魯侯熙鬲においては、伯禽を「文考魯公」と稱している。禽はその生稱で、このように歴史上の著名な人物がその生稱を留めている例は極めて珍らしい。

禽の時代は、左傳昭十二年に「禽父並事康王」とあり、世家にはその卒年を康王十六年としている。康王期にまで及んだ人であるが、器銘中に周公の名がみえているので、器は成王前期、周公なお在世のときのものである。器制・銘文から考えて、西周の最も早い時期のものとして差支えない。字迹は字形がすべて縦長で横畫短く、あまり肥瘠を用いず、康王前期とみられる大豐段などは、この風を承けているものとみられる。

訓讀

王、棊侯を伐つ。周公某し、禽、祝す。禽に啟祝有り。王、金百寽を賜ふ。禽、用て寶彝を作る。

參考

この器と同銘のものに、別に禽鼎がある。

＊禽鼎

大祝禽方鼎

貞松・三・一八　三代・四・二・三

貞松に「廬江劉氏善齋藏」という。行款・字様すべて禽㲃と同じであるが、剔抉の不十分なためか、拓迹は㲃文ほどに明晰でない。

禽及び魯侯關係の器には、なお次のごときものがある。

＊明公㲃　別項

＊魯侯爵　別項

＊大祝禽方鼎

器影　尊古・一・二四

銘文　十六・一・一五　積古・四・五　攈古・一之二・四七　金索・一・三三　周存・二・六・五　小校・二・二七　三代・二・四一・五　河出・一八八

「大祝禽鼎」の四字を銘する。方鼎。口縁下にいわゆる目雷文の帯文あり、器腹中央を空格として三方に乳文がある。器制は田告方鼎通考・一二二父癸方鼎同・一二四に近く、殷器の形制を傳えている。禽㲃・禽鼎とともに、伯禽の名を銘したものとして注意される。

＊魯侯鴞尊

銘文　綴遺・一八・二八　三代・六・三七・三

「魯侯乍姜享彝」の六字を銘する。器銘は亞字形中にかかれている。綴遺にいう。「右李山農觀察所藏器、據拓本摹入、潘伯寅尚書曰、此器作鴞鳥、形制絕奇異、銘為大亞形、此葢銘也」。陳氏は姜を「即成王之后王姜」というも、王姜を單に姜と稱することは考えがたく、おそらく魯侯の先

妣であろう。綴遺には左傳哀廿四年、「自桓以下、娶於齊」とあるのによつて魯桓以後の器とするも、形制が鴞尊であること、及び銘文の字迹からみてそれほど下るものでなく、周初の器であると思われる。伯禽の妃あるいは伯禽より一・二世の間のものであろう。亞字形は殷では宗教儀禮に關する職掌を示すもので、魯侯は周の聖職者として、その傳統を承けているのである。このことは禽設の理解の上に參考となろう。

*魯侯熙鬲　　別項

*魯侯壺

銘　文　　擄古・二之一・一五　周存・五・五六　小校・四・七六　三代・一二・八・七

「魯侯乍尹叔姬壺」の七字を銘する。

*魯侯鬲

銘　文　　貞松・四・五　周存・二・八四　小校・三・五七　三代・五・一七・七

「魯侯乍姬番鬲」の六字を銘する。

壺・鬲の二器は時期下り、周初の魯侯とは關係がない。

周公の生稱が器銘にみえるものは、以上の小臣單觶・禽設・禽鼎の三器である。しかしなお他にその名の著聞しているものに、宋刻の復齋鐘鼎款識にみえる周師旦鼎と、厤朔・斷代に載するところの塱方鼎とがある。周公旦鼎はいまその器形を傳えないが、塱方鼎はその器影を存し、厤朔・斷代等にその器銘を眞刻として扱つている。他にも宋刻や淸宮內府の器に周公關係の器と稱するものもあるが、多くはその僞を論ずる要もないものである。しかしこの二器は特に著聞しているものであるから、いまここに附記しておく。

*周師旦鼎

銘　文　　王氏復齋鐘鼎款識・一〇　積古・四・二〇　擄古・三之一・一二

考　釋　　文錄・一・一一　厤朔・一・一

文にいう。

隹元年八月丁亥、師旦受命、乍周王大姒寶尊彝、敢拜䭫首、用旛眉壽無疆、子ゝ孫ゝ、其萬億年、永寶用享

文錄に「此銘初見復齋款識、傳世最久、世或疑僞製、姑錄存之」といい、僞刻かと疑つている。銘辭は全く周初の器に類せず、銘の末辭の形式は西周後期金文にみえるものであり、萬億年のごときは列國器である嗣子壺などに用いられている。また「敢拜䭫首」以下は概ね册命賜與を受けたときの對揚の語であり、この銘のように唐突な用法はない。その文は語彙・語法において到底周初の文とはしがたく、おそらく眞刻ではあるまい。しかるにその器は復齋に「翟耆年伯壽、籀史作太姒鼎、……此器後爲秦檜之取去」とあつて、よほどの重器として扱われていたように傳えられ、劉師培のごときもその暦算に本づいて器を武王元年としている。厤朔にはその說を是とし、「按此鼎爲周公於武王元年所鑄器、其證甚多」といい、厤朔に合すること、師旦とは師尙父と同じ名號なること、子

孫の語は周の宗法制の創始を示すものであること、周王と稱するは文王の諡號なお定まらぬ以前であること、受命とは武王の命を受ける意であり、萬億年の語は洛誥にもみえる周初の成語であること、魯の文王を祀るは周公のときより行なわれたことであり、以て經籍の誤を正すべく、「此月爲丁亥、器銘書其朔日、故作八月丁亥、是鼎爲周開國後最早期之器、其後周器多鑄於吉日丁亥、疑皆法是器也」という。かくてこの器を以て周の第一器とし、これをその著の卷首に出している。朱右甫のごときもその曆朔を周書の諸篇に稽えて悉く合するとし、

此鼎爲周公作、灼然無疑、以古證古、疑義氷釋、今其器雖佚、其銘僅存、義山詩所謂湯盤孔鼎有述作、今無其器存其詞也、王復齋云、此鼎爲秦檜所得、乃流傳數百年、拓本尙完好如故、非東坡所謂神物義不汚秦垢乎、金石之學、有俾經史、莫大乎是、故特爲之說

という。阮刻復齋款識引しかし厤朔の論は自恣に流れ、爲弼の說は篤信に失したものといえよう。董作賓氏がこれを眞刻とみてその西周年曆譜の首に掲げているのは、曆譜の性質上、なお戒愼を要するものがあるように思われる。

積古にまたいう。「元購得秦檜家廟銅豆一器、其銘詞自稱師臣、檜奸妄不臣、即此可見、及覩此册、知所本存此、正如魏晉上擬禪受耳」。その器はいま中央博物院に藏し、圖影は善齋下・一七四故宮下・二一二に收めている。餘談としては面白い話であるから錄しておく。それにしても宋代にすでにこの種の僞刻が行なわれていることは、宋刻中にも單に譌刻とみなしがたい器を含むものとして、注意すべき事實である。

*塱方鼎

器名　周公東征鼎文錄　豐白塱鼎厤朔

時代　成王厤朔・斷代・唐蘭

出土　「此鼎近出」文錄　「鳳翔新出土」厤朔　「器曾爲黨匪玉崑所得、傳一九二四年在鳳翔西四十里之靈山、黨匪大事挖掘、獲銅器數百件、此鼎或即其中之一、金文厤朔疏證以爲鳳翔秦文公墓出土、金文分域編以爲寶雞出土」斷代

塱方鼎

著錄

器影　斷代・三・圖版四

銘文　厤朔・一・一〇　斷代・一・圖版九　河出・一七一

考釋　文錄・一・一二　文選・上二・一　厤朔・一・九　斷代・一・一六八

器制　斷代にいう。「器高二六・八糎、口徑一六×二一・一

糎」、「此器拓本流傳極少、……器形照片、尤不易見、器是方鼎、並不甚大、器身四面都是一對大鳥、每一面的兩鳥是尾對尾的、頭向器角、所以此面的鳥喙與隣面的鳥喙、相交於器角、其喙伸出角線之外、成爲扉、四足各爲扁形之鳥、喙亦伸出、與扉相應、這樣結構的方鼎、是罕有的、西周初期的大鳥、通常是頭向頭的、集中於一面的中界」。「扁形鳥獸形之鼎足、只見於所謂文王鼎的圓鼎下、（如武英一八）、而方鼎多是圓柱形足、博古圖二・三周公乍文王障彝、也是方鼎、鼎身是獸面文、而鼎足與此器同、周公方鼎應與此器爲同時代、兩個方鼎的周公、都是周公旦」。

この器は出土のとき金色の鼎であつたと傳えられ、一時喧傳されたものだという。斷代にまたいう。「此鼎出土後、盛傳爲金鼎、又說是鎏金鼎、恐皆不足據、西周時代並無金製之鼎、而鎏金術發達較遲、曾見某些西周銅器因合金關係、表面有近乎赤金之色、但依然是青銅成分、鎏金之說、大約因此而誤、圖錄中又有錯金的殷與西周器、亦不可據」。こういう説が行なわれたということは、この器の眞僞について、多少の問題があることを示しているようにも思われるが、器の照片についてみると、珍らしい器制のものながら、全く僞器と定めうるものでもないようである。ただその鳥足は底の淺い圓鼎に多くみられるもので、部分的には問題もあろうと思われる。銘は勿論僞刻である。

銘　文　　五行三五字

文にいう。

隹周公刋征伐東夷豐白專古、咸𢦏、公歸𩰤刋周廟、戊辰、酓秦酓、公賞曹貝百朋、用乍障鼎

周公の周字は口に從つていない。周の舊い字形である。博古の文王鼎に「魯侯作文王障彜」と釋しているように、舊釋に多く魯に作るは誤である。

「刋征伐」の三字を陳氏はみな動詞とし、令毀「隹王于伐楚白」、書大誥「予惟以爾庶邦于伐殷逋播臣」を引いている。しかし「刋征伐」と三字を連ねた例はないようである。

この東伐を、文錄には東夷を對象としたものとし、陳氏は「東夷豐伯尃古」を對象としたものとする。文錄は「豐白尃古」を「豐國名、敷古者、敷陳古義、以佐公也」と解するが、いかにも望文の解である。陳氏は東夷と豐伯・尃古とを同位語とみて、この東伐を厤朔と同じく書大誥、詩破斧にいう周公の東征とし、商奄・薄姑を伐つた役とみている。それで豐伯を商奄の地の國名としていう。

豐伯亦見豐白車父𣪘攈古錄・二之三・四八係西周晩期器、考釋引許印林說豐字上體已泐、以筆勢定爲豐字、濟寧州金石志載楊石卿跋、據射禮注、古豐國之君云云、謂、豐爲國、伯爵、車父字、此𣪘若出在濟寧、則古豐國在今曲阜之西南方、金石索卷一所錄鬭匡爵・癸父爵・魚觚謂、得之任城、卽濟寧、都是殷周間器

しかしこの字を豐と釋するのには疑問があり、字は散氏盤にみえる人名と同じ形である。斷代にまた尃古を薄姑に充てていう。

尃古卽薄姑、(或作蒲姑)、他和奄君、是誘致武庚叛周的主使者、左傳昭九、及武王克商、蒲姑・商奄、吾東土也、周之東土、擧蒲姑與商奄、可知其重要、周初之分封齊魯、正是針對了蒲姑與商奄、齊監覶着蒲姑、魯監覶着奄、這可由蒲姑的地望說明之

かくて陳氏は水經注・後漢郡國志・漢書地理志等によつてその地望を推定し、その故城は臨淄西北五十里、今の博興縣の東南境、柳橋の地であるという。そして諸城・睢寧の薄姑は、周公討伐後に南遷した地であると論じている。古の字釋に問題はあるが、尃古と釋しうるとすれば、一應その地とみてよい。ただ經籍に周公の東征として傳える蒲姑の名が、この器以外にみえぬのは不審である。

「咸𢦏」を文錄に咸を一字句とするも、咸命・咸既のように副詞の例もあり、この句も同じ。𢦏は栽の初文で傷の意であろう。𩛥は卜辭に祭名としてみえる。隹は倒形に從う。西周金文にはみえぬ字であるから、陳氏がこれを眞刻と考える一根據となつたものと推考される。廟字は朝に從う。陳氏は「與西周金文廟字不同」とこの字形に注意している。

「酓秦酓」は解しにくい句であるが、陳氏は「第二酓字指酒漿、說文、秦禾名、秦飲是酒名」という。その說は文錄にみえ、文錄には秦金の例をあげている。酓は金文に數見するが、秦酓のように酒名をあげている例はない。

「公賞」の公は下部の口形が甚だ窘束して、殆んど字形をなしていない。塱は作器者の名で、厤朔にその作器とすべき數器をあげている。

塱盨考古・三・三四　薛氏・一五・九(別項)

塱拜𩒨首、對揚天子不顯魯休、用乍寶盨、叔邦父叔姞萬年(文略)

塱壽周存・二・七九

塱肇家鑄作𩰫、其永子孫寶

叔邦父簠博古・一八・七　嘯堂・二・六二　薛氏・一五・二

叔邦父乍簠、用征用行、用從君王、子〻孫〻、其萬年無疆

厤朔に諸器の塱を一人とし、諸器の時期も同じとしているが、三器みな晩周の器である。文錄に塱を汗簡にみえる古文の寅字に近しとし、金文に壬寅・丙寅の寅をこの形に作るものがあるという。

そして塱は卽ち豐伯の名であるとしているが、これは周公東伐のとき、豐伯に輔佐の功があつて賜賞をえたと解しているのである。

作器者は貝百朋の賜賞をえているが、金文にみえる賜貝は多くても卅朋、五十朋にとどまつている。それで文錄には「疑是五朋、摹拓之誤」と述べているが、厤朔・斷代に載せる拓影は正に百朋に作る。

この鼎は一時好事の間に喧傳されたものとみえ、金鼎・鎏金との說も傳えられ、またその銘辭も史上の大事を記しているというので、文錄には「此鼎近出、周公事罕見、識者寶之」と記し、陳氏のごときも周公東伐のことを證する重器とみており、唐蘭氏も成王初年の器と定めている。しかしその文は「酓秦酓」のように語をなさぬ句を含み、殊に字迹字形に至つては最も疑うべく、周初の器にこのように平板無氣力な隷體の字を見ず、筆畫みな生彩を缺き、初期金文の字形とは思われない。隹・周・征・夷・豐・戈・公・歸・廟・辰・酓・賞・塱・貝・百朋・隮鼎の諸字は一として佳なるものなく、到底眞刻とはみがたいものである。その出土は黨匪の盜掘によるといい、その鼎は金鼎・鎏金といい、拓は僅かに厤朔の一本を存するに過ぎない。凡そ文王・太姒・周公の器と稱するものには僞託甚だ多く、周公の名を存するものでは、上記の小臣單觶・禽𣪘・禽鼎の三器は一應その生稱を勒したものと考えうるであろうが、他には殆んど採るべきものがなく、概ね僞銘僞器とみてよいものである。ただこの二器は廣くその名の識られているものであり、特に塱方鼎のごときは陳氏も眞刻として斷代に列しているほどのものであるから、一應ここに附記しておく。

二器の僞刻であることは疑問の餘地もないものと思われるが、塱方鼎は、器は眞器であるかも知れない。その器制は類例のないものであるが意匠すぐれ、文様もこの期のものとして特に不審とすべき點もない。影片によるとかなり銹斑もあり、製作もよいように思われる。器眞にして銘の僞なるものは極めて多く、特に鳳翔・寶雞出土と稱するものには、陝中に蘇兄弟のような僞銘の專家のいたところであるから、警戒すべきものが多い。尤も塱方鼎の字迹のごときは、蘇聾の手に出たとも思われない拙作で、彷僞の迹の顯然たるものがある。塱の名は他に殆んど見えず、宋刻に傳える塱甗と周存の塱鬲とがあるのみである。二器とも西周後期以後の器と考えられ、本器とはもとより關係がない。

一一、征　盤

器名　延作周公彝貞松・補　延彝三代　征作周公盤通論

時代　康王通考　昭王厤朔

收藏　George Eumorfopoulos Collection, London

著錄

器影　The Gerge Eumorfopoulos Collection, Catalogue of The Chinese and Corean Bronzes, A. 64　歐米・一五〇　殷周・Pl一六・B四一　通考・八二九　通論・二五二

銘文　貞松・補・上・二二　三代・六・三七・二　河出・一七二

考釋　厤朔・二・一九　通考・四六〇　通論・六六　河出・一七〇

器制　通論にいう。「口徑三五糎、附耳、腹足各飾蟬紋一道」。腹足とも中央部に獸首あり、これを中心に左右に蟬文三を附している。盤に蟬文を用いている例は稀である。

征　盤

器文鮮麗、殷代の蟬文を承けたものである。

銘　文　二行六字

征乍周公隮彝

征は人名。この字は沽罰土遂段（康侯段）保卣・麥方鼎・麥盉にもみえ、それらの器にあつては、人名と解するか、あるいは虚詞・動詞とするかによつてその解釋が大きく異なるので注目されている字であるが、この器においては人名であること疑ない。征は本器において周公の隮彝を作つている。一般に彝器を作るのはその祖考に奉ずるためであるから、征は周公の後と考えられる。しかし征と稱する他の彝器を檢してゆくと、征にはまた殷系と考えられるものがある。すなわち保卣にみえる五侯征はおそらく殷系の氏族で、子征尊・征角・征鼎等はその族の作器であろう。保卣の條參照

本器の征は、麥方鼎・麥盉にみえる征と同一人であろうと思われる。その文にいう。

麥方鼎　隹十又二月、井侯征嗝祀麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用卿多者友

麥盉　井侯光厥吏麥、鬲于麥宮、侯易麥金、乍盉、用從井侯征事、用奔走夙夕、鬲□□

本器の𢓊が麥器にみえる𢓊と一人であるか否かは確かめがたいが、井侯𢓊とは周公の胤たる諸侯國中の邢であると思われ、從つて𢓊は周公の子と考えられる。邢は後に宗周にあつて王の左右となつた井公・井白・井叔の家である。本器において𢓊が周公の障彜を作つているのは、その文考の器を作つたのであろう。

訓讀

𢓊、周公の障彜を作る。

參考

おそらく麥尊において井侯に封ぜられている𢓊が、その先考周公のために作つた器と思われ、從つてその時期は成王の後年と考えてよい。その鮮麗な蟬文にしても、また圈足部が下底に直下していることなど、殷器の形制そのままで、時代の早いことを示している。ただその字は勁直なるもいかにも稚拙の感がある。剔抉のよくない點もあろうが、周の字などはどうみても雅馴の筆致とはいえない。器の精巧なるに比して、字迹がかなり見劣りするようである。そこに、殷代青銅器文化の受容過程における周金文の問題などが、あるいはひそめられているのではないかとも思われる。僞刻というほどのものではないようである。

一二、魯侯爵

器名　魯侯角攈古　魯侯簋積古

時代　成王通考・斷代　周初大系

收藏　「嘉興方蓮卿惟祺藏」攈古　「嘉興郭止亭承勳舊藏」綴遺　「嘉興郭氏舊藏、後歸吳興陸氏」周存

魯　侯　爵

著錄

器影　周存・五・一一九　通考・四四二　研究・上・一一三　河出・一七一　通論・一〇〇

銘文　積古・七・一二　從古・一二・四　攈古・二之一・四九　奇觚・一八・八　敬吾・下・五　七　周存・五・一一八　研究・上・一一三　大系・二二五　綴遺・二六・二八　小校・六・八

二　三代・一六・四六・六　河出・一八六

考　釋　餘論・二・六　韡華・辛下・一　研究・上・一一五　大系・一九五　文錄・四・三一　通考・三七

八　通論・四四

器　制　通論にいう。「高一八・三糎、無柱、腹飾雷紋一道」。郭氏はその器制を論じて

此爵形制、至壯美可愛、以峻險之曲線、與有力之直線相配、深淺大小、脩短厚薄、各得其度、花紋亦不病繁冗、於簡易之中、寓以莊嚴、此在中國靑銅器中、當推爲有數之美術品

と激賞している。おそらくどこかで器を實見したのであろう。また陳氏は

魯侯爵、似爵而缺柱、它的花文・銘文、當屬成王

という。無柱のものは殷周期に行なわれ、有蓋の爵が多い。この器もあるいはもと蓋があつたものかも知れない。積古に器を簋と稱しているのは銘文中の字を誤り釋したものである。器は無柱であるため、角として扱われていることが多いが、流があつて器制からいえば爵である。

銘　文　二段各二行、一〇字

魯侯乍爵、用隮纂鬯専盟

銘文は孫詒讓が「字多奇詭難通」と歎じているように甚だよみにくいものであり、その上二截になつていて、普通によんでは全く文義をえがたいものである。それで積古や攈古などは一應隷釋を施こしてはいるが、たとえば攈古の

魯侯作婚鬯□、用尊彝盟

のごときも殆んど文を成さず、他の注家もみなその釋に苦しんでいる。文を二截にしてはじめて文意の疏通を試みたものは孫詒讓である。孫氏はすでに墨經の解釋にその法を用いているが、この銘文に對してもこれを試み、二截にしてよむ訓み方を提示している。餘論にいう。

此銘以意推之、葢當作兩截讀、上之「魯侯作用隮」、下之「爵鬯専祼盟」、言用以酌鬯以待聘祼與盟之用也

これは文を

魯侯作用𨽥、爵邕甹祼盟

とよむのである。この二截とする讀法は銘文の解釋に一の關鍵を與えたものと思われるが、しかし現在でも、河出・通論のように全體を兩行一〇字のままで讀む研究者もある。

孫氏が文を兩截して解したのはたしかに正しい方法であると思われるが、しかし字の配列を以ていえば、下段の三字のみがやや上段と字間をおいて記されているので、郭氏はそこから兩截する訓を試みて

魯侯作爵、用𨽥皐邕甹盟

とよんだ。孫讀を少し改めたものであるが、この方が文義は一層通じ易い。

「魯侯作爵」の四字を一句とすることは、まず問題のないところであろう。第四字は攈古が許瀚の說によつて婚と釋して以來、その解が行なわれ、攈古も「惟婚故用盟耳」と婚のためにこの器が作られたという解釋をとつている。しかし從古は文を兩行によみ、下の邕字につづけて鬱邕と解した。やや望文に近い解である。孫氏は字形が勳・聞と釋されている字と近いことから、字を爵と釋している。史獸鼎に「豕鼎一・爵一」の文があり、字形はその爵の字と最も近く、ここは「作爵」、すなわちその器名を記したものと解してよい。

「用𨽥」の𨽥を郭氏は動詞とする。彝銘において、「用」以下はその用うるところをいう例である。郭氏は𨽥の動詞例として令毀の「用𨽥事于皇宗」の句をあげているが、令毀にはまた「𨽥宜于王姜」の句もあり、小盂鼎には「𨽥其旅服」という例がある。陳夢家氏は彝銘にみえる𨽥字は奠にして奠置の義であり、それで器名の上に修飾語として用いるのであるという。すなわち本來動詞的な語とみるのである。この句において𨽥が動詞の用であることは疑なく、𨽥事・𨽥宜・𨽥旅服の例から推して、器を奠置する義であるとみてよい。

皐を積古には簋と誤釋して器名をも簋と稱したのであるが、攈古には彝の異文とし、奇觚は說文鼏の古文と同字とする。これは暨の初文とされているもので、奇觚は文を「用𨽥眔盟」と訓している。しかしこのような竝列の場合には、金文では多く眔の字を用いる例である。從古は字を祼とよみ、攷工記の玉人注に「祼之言灌也、或作淉作果」とあるのによつて、この字は木の果あるに象り、かつ兩旁に水を加えたもので淉と同じ形象であるという。その自に從う所以については、「自讀如鼻、禮郊特牲云、灌用邕臭、鼻所以司臭也」としている。餘論も同說であるが、ただ自に從う理由については「不知何義」という。吳大澂の說文古籀補にも、この字を祼と釋している。陳侯因脊毀にもこれと似た字がある。

郭氏は字を莤と釋する。これと形象の似た字が卜文にもあり、王國維はこれを莤と釋している。

說文莤、禮、祭束茅加于祼圭、而灌邕酒、是爲莤、像神歆之也、从酉草、此象雙手奉束于酒旁、殆莤之初字矣殷契類篇・一四・一九

郭氏はその說により、字を束に酒滴を加えている象とし、鼻に從うことについては「神之歆之」の義であるといい、詩大雅生民「上帝居歆、胡臭亶時」の句を引いている。思うに字が自に從つてい

るのは、その儀禮にこのような形象のものを用いたのであろう。茜はまた縮・蕭に作る。みなその聲をとるもので、周禮甸師に「祭祀共蕭茅」とみえているものは、これを縮酒に用いるのである。鬯字は下截初行の第一字。茜鬯は同一の儀禮であるから、この二字が連文となるところであろう。

甹は積古に庚、從古・綴遺には角と釋する。從古にいう。

說文、角與刀魚相似、爾雅、魚枕謂之丁、盎角形有象魚枕者、故字从魚从丁

また綴遺には

按此乃角之古文、上象其盎、下从丁、與爵銘中舉爵形同意……或疑、此是角下有豐、以承之之形、說亦可通、盎角之爲器、與爵相似、爵前有流、象雀之咮、後象雀之尾、角則前後雙歧、象鹿之角……、鹿角聲近、相通也

という。綴遺の解は器を角とみてこの字を器名としたものであるが、鬯角の語は他に例なく、器には流があつて無柱の爵であること明らかである。

郭氏は、公伐郘鐘及び楚公彖鐘にこれと近似の字があり、林・南の二音のある字であるから、ここでは假りて林の音をとり臨の義に用いたものとする。しかし臨は金文にその字があつて特に他字を借用するまでもなく、ここは字形のままで解する方がよいと思われる。餘論に字を甹の異文とし聘の義とする。孫氏は上截を「魯侯作」の三字とし、從つて甹と祼とをつづけた結果語義がえられぬこととなつたが、もし聘盟の二字を連文とすれば、一應文義は通ずるのである。字形上なお問題はあるけれども、いま孫釋により聘と釋しておく。

以上のようにしてえた結果は、吳闓生の文錄に釋するところと殆んど同じ。ただ吳氏は郭讀により兩截によんだのみで、殆んど考釋を加えるところはない。

訓讀

魯侯、爵を作る。用て茜鬯・聘盟に隮す。

參考

聘盟のために器を作るということは、例の少いことである。從古に、

春秋時、諸侯盟者屢見、卽魯侯盟事、經傳亦不一書、因斷是器爲盟事而作

という。これは器を春秋期のものと解してのことであるが、器の形制・銘文は極めて古く、郭氏もその期を「殆在周初」とし、容庚氏も器を成王期に屬している。綴遺には魯侯鴞尊との字迹の一致よりして、兩器を同時の作器であるとしている。明公段の字迹もこれと極めて近いものがあり、ほぼ成康期のものと考えて差支えない。

魯侯鴞尊は、その銘文が大亞字形中に記されており、大祝禽鼎・禽段・明公段など、その銘文は何れも特殊な儀禮の執行に關している。いまこの器銘にも茜鬯・聘盟のことをいう。魯侯關係の器銘は、みな共通した一の特質というべきものをもち、大祝の名號をもつ禽の家系が、周において獨自の傳統を有するものであつたことが知られるのである。

一三、明公毀

器名　魯侯彝西清　明公尊貞松　魯侯尊韡華

時代　成王大系・斷代　昭王韡華・文錄・麻朔・唐蘭

收藏　「吳縣潘氏攀古樓藏器」通考　「清宮舊藏、後爲潘祖蔭所藏」斷代

著錄

器影　西清・一三・八　大系・五七　通考・三〇一　通論・五三

銘文　周存・五・八　貞松・七・一七　研究・上・四三　大系・四　小校・五・三五　三代・六・四九・二　河出・一八七

明　公　毀

考釋　韡華・戊上・六　大系・一〇　文錄・二・一五　文選・下二・九　麻朔・二・一五　通考・三四四　斷代・二・六九　通論・三六

器制　通論にいう。

高二三・四糎、兩耳作獸首形、下有方座、兩旁有帶、下垂如翼

その形制は頗る奇異。四耳方座の父癸毀通考・二五五、あるいは四珥がそのまま四足の形となる**圓渦夔紋四足毀**通考・二五六、又・三〇三のごときものと通ずるところがある。素文。侈口著しく、兩耳の犧首は口緣の下に入りこんでいる。圈足部は高く大きく、方座も圈足の下にはまりこむような形で稀にみる器制であるが、疑うべきところが甚だ多く、到底眞器とは信じがたい。また銘文は必らずしも僞刻ではないかも知れぬが、もし眞刻とすれば、あるいはその殘片によつて補修し、器の原形を失なつたものであろう。

銘文　四行二二字

唯王令明公、遣三族伐東或、才𨳌

明公は令彝に「王令周公子明保」・「明公朝至于成周」・「明公用牲于京宮」・「明公歸自王」・「作冊令敢揚明公尹厥宦」などと見えている明公で周公の子。このとき王命によつて東伐のことに當つたのであるが、「遣三族伐東或」とあるから明公自ら東國に赴いたものとは思われない。遣とは人を派する意で、もし明公自ら三族を率えて征途につくならば、「以三族」というべきところである。三族とは明公の三族であろう。周初の封建事情をみると、周公の胤は文・武の昭穆と並んでその多數が封地に就いており、その家は相當の大族であつたらしい。族人は氏族軍の主力を構成し、班毀

には「以乃族従父征」、また毛公鼎にも「以乃族、干吾王身」のような例がある。
この東國征伐を、雝華には宗周鐘にみえる南夷東夷征伐に關するとし、郭氏は令𣪘にみえる伐楚の役とし、陳氏は班𣪘にいう東國征伐に當るとする。令𣪘には成王・王姜の親征を記しており、また班𣪘において毛公の軍に従つたものは「邦家君・土駿・□人」と記されていて、何れにも明公の三族が與かつたとはされていない。この器銘にみえる東伐は、一應兩器にいう東征ときりはなして考

えるべきであろう。またこの文を宗周鐘と同時のことというのは、時期を下し過ぎるようである。
句末の一字は卜文にもみえるものであるが、字は識りがたい。吳闓生・郭氏はこれを粊の本字とし、この役を書の粊誓にいうところと結合して考えようとしている。郭氏の説にいう。

史記魯世家、伯禽卽位之後、有管蔡等反也、淮夷徐戎、亦並興反、於是伯禽率師、伐之於肹、作肹誓、集解引徐廣云、一作鮮、一作獮、又引尚書作粊、孔安國云、魯東郊之地名、今本尚書作費、乃衞包所改也、本銘……營卽肹粊等之本字也、徐廣以爲一作獮者、爲近實、肹粊鮮、均叚借字

粊誓は、伯禽入魯のときに徐夷等並び興つてその東郊を擾し、伯禽がこれを討伐しようとして發した誥命とされているものであるが、史記にはこの役を三監の叛に先立つてこれを啓いたものとみており、郭氏は器をその際のものとするのである。思うにそのときには周公なお世に在り、もし周公の族に事を命ずるならば、文はまさに「王令周公」というべく、その子明公に命ずべきではない。明公が周公の子であることは令彝に記すところによつて明らかである。いま事を明公に命じていることを以ていえば、本器を三監の叛以前とされる粊誓の文と結合する郭氏の説は、時期を誤るものというべきである。
通論・斷代は字を缺釋のままにしている。斷代も魯世家の文を引いて器銘との比較を試みているが、器銘にいうところは粊誓の役ではなく、その後の徐戎討伐を指すもので、班𣪘にいうところと同時のことであるという。魯世家の「二年而畢定」という文を、班𣪘の「三年靜東國」の語に充てているのである。しかしさきにも述べたように、班𣪘は毛公を總帥として東國痛戎を討つ役を記すもの

で、その作戰は必らずしも魯にまで及んだものではない。毛公は虢城公に命ぜられて主として潁水の域において作戰したものと思われる。班設の條參照。

魯侯又𤰈工

魯侯を大系には伯禽にして上文の明公その人であり、魯侯・明公は一人であるという。

魯侯卽明公、此器言伐東國在䣄、既與尙書史記合、而據令彝、又知明公爲周公子、則明公卽魯公伯禽、無可疑也

令彝によると、周公沒後にその家をついだものは明保・明公といわれる人で、周公在世のとき魯侯に封ぜられた伯禽とその人とが同一人であるとは考えがたい。この器においても上文に明公といい、ここに魯侯という。それで文錄には

説者謂、上言明公、下言魯侯、是明公卽魯侯矣、吾謂、觀此益知明公與魯侯非一人也、此魯侯亦非伯禽、當是伯禽後人耳

といい、明公と魯侯とを別人とするのみならず、魯侯はまた伯禽その人でなく、伯禽の後人であるという。

斷代には明公・魯侯を別人とするも、魯侯を伯禽とみている。

他和周公長子伯禽、不是一人、伯禽曾爲大祝之官、後封於魯、稱魯侯或魯公

もし吳闓生のいうように、この魯侯が伯禽の後であるならば、伯禽の卒は康王十六年史記世家・漢書律曆志であるから、器はそれよりも後のものとなる。吳氏は令彝の時期を文中の康宮の名によつて昭王期に下し、この器をもそれと同期と考えて「此亦明公彝之一證」といい、本器をもその時期に屬している。近時唐蘭氏の「西周銅器斷代中的康宮問題」も、この説と全く同じ。しかし令彝が成王期のものであることは殆んど疑がなく、明公は周公の成周における宗を嗣ぎ、魯侯は魯に受封したものであろう。從つて兩者はもとより一人ではなく、またこの魯侯は時期からみて伯禽と考えてよい。唐氏は伯禽のとき魯侯の稱はなかつたとしているが、魯侯爵、魯侯鴞尊などは、昭王期以後にあるべきものとは思われない。

𤰈工は難解な語で、郭氏の他に殆んどこれを説くものがない。譚華に百工と釋し「魯侯有百工、言魯侯有百工之事、所以助明公之伐東國者」というも字は百とはみがたく、またその意味ならば「有百工」という表現は適當でない。郭氏はこれを猷工の義であるという。

𤰈字卜辭習見、每于辭末、綮以亡𤰈二字、與亡尤同例、余釋爲繇之初文、乃象卜骨呈兆之形、此當讀爲謀猷之猷、工讀爲功、工功攻古本一字

金文において、工は多く戎事に用いる。班設「廣成厥工」、沈子設「告剌成工」、あるいは虢季子白盤「不顯子白、畜武于戎工」、不嬰設「不嬰、女小子、女肇誨于戎工」などみなその例である。字はまた叔夷鐘に「女肇敏于戎攻」に作る。從つて𤰈工とは戎事に關する儀禮であろう。禽設に「王伐禁侯、周公某、禽祝、禽又敐祝」と記されており、本器の「魯侯又𤰈工」も「禽又敐祝」と相似た行爲であろう。𤰈は猷の假借とするよりも、𤰈の初義のまま繇の義に解してよいと思われる。

魯侯には別に大祝禽方鼎あり、「大祝禽鼎」と銘している。「成王障」の例を以ていえば、その自作

の器である。大保卣の項參照。また魯侯鴞尊というものあり、その銘文は亞字形中に「魯侯乍姜享彝」の六字を入れている。亞字形は殷代において宗教儀禮を掌る神聖な職掌を示すもので、魯侯が大祝と稱し、亞字形款識を用いているという事實は、この銘文を理解する上に參考とすべきである。禽段に、「周公某、禽祝」というのは、周公父子がともにそういう儀禮を掌る地位にあつたことを示し、「蔵祝」とは蔵を敺つて祝禱する儀禮をいう。敵を震驚せしめる呪的行爲であろう。それで本器の囙工のごときも單に獻功と解しては十分にその本義をえたとしがたく、禽段と合せてその意を知るべきである。

作器の由來はこの一句に繫つている。魯侯の功をいつて作器の理由とする以上、作器者は魯侯と解されるので、西淸には器を魯侯彝と稱し、魯侯の器とみている。しかし「魯侯又囙工」の句は、上文に明公の受命を述べているので、いわば第三者的な記述のようにも解され、貞松以下はみな明公を器名に冠している。いま銘文に卽していえば、「唯王命明公、遣三族、伐東國」とあつて、實際に征行に從つたものは明公の三族であり、明公が自ら東征しているのではない。魯侯はおそらく周公子輩中の長兄であろうが、この三族の軍旅を助け、特に祝禱して戰捷を豫祝したのであろう。そしてその成功により、この器を作つたものと思われる。もし作器者が明公であるならば、「用乍」の語の上に改めてその名を出すべきであり、また三族を作器者ともしがたいので、ここは當然魯侯が作器者でなければならぬ。禽段に禽に蔵祝のことがあつて器を作るというのと同じ。

用乍䵼彝

旅器については從來諸說あり、內藤戊申氏が「金文札記」一甲骨學四・五號にその整理を試みている。阮元は「言用以臚列主車之器也」積古・一・三四と行旅・旅陳の二義を合せて解し、龔自珍は「旅與出師載主、卿行旅從、皆無涉、古器凡言旅者、皆祭器」筠淸・一・一一引とし祭器を以て解する。郭氏も旅祭の義を以て說いているが、その說は旅器の一般を說明しえない。旅器はその數甚だ多く、明らかに征行遠遊のときに用いるものあり、また旅宗彝、旅宗隮彝のように廟器であることを示したものもある。旅は本來行旅の旅で本廟以外のところをいう。征役などのときには宗主・社主を奉じてゆき、祭祀のため宗主を遷すことも行なわれている。周初には周の宮廟は成周にも莽京にもあり、また他に多く㡽と稱する行宮があつた。また地方の諸族にも旅宮・旅宗をもつものがあり、その祭器を旅彝という。なお旅器については別に述べるが、一應のことは盠尊の項參照。

訓　讀

唯王、明公に命じ、三族を遣はして東國を伐たしむ。䣄に在り。魯侯に囙工有り。用て旅彝を作る。

參　考

この器を郭氏は粊誓と同時の器とし、斷代も伯禽受封のとき淮夷を戡定した際のものという。多少の前後があるとするも、要するに三監の叛前後の器とする考えで、何れも禽段の前にこの器を列し

ている。しかし禽𣪘は王が禁を親征し、周公・伯禽もこれに従つており、禽はなお魯侯を稱していない。本器は周公沒後のものであり、伯禽も魯侯を稱しており、禽𣪘より後の器であること明白である。魯侯といえば直ちに三監や桒誓に結合して考えるのは、金文を新出の史料として扱う態度ではない。淮夷徐戎など東方の諸族は、西周期を通じて叛服常なく、殊に周初には頻繁に周の討伐を受けており、成康期彝器の大半は東征南征に關するものである。周初の東方經略は相當の長期にわたり、しかもその間に少なからぬ紆餘曲折のあつたことであるから、周初東征の器銘を直ちに一二の史傳に牽合して考えるのは、最も危險な方法であるといわなければならぬ。器制甚だ奇異にして疑うべく、字迹も佳品とはしがたいが、字風は小臣單觶・䣄卣に近いものがある。明公は令彝においてはじめて舍命のことを行なつているのであるから、本器の銘文は令彝より稍しく時期の下るものであろう。伯禽の魯侯在位中のこととすれば成王期の後半より康初の間におくべきものと考えられる。器名は銘文解釋上よりすれば魯侯𣪘というべきであろうが、明公𣪘の名を以て著聞しているものであるから、いま舊稱による。

昭和三十八年三月印刷發行
昭和五十年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

財團法人

白鶴美術館發行

保卣

白川静

金文通釋四

一四、康侯段
康侯關係諸器
一五、作册畄鼎
渣伯逘關係諸器
一六、保卣
征關係諸器
保尊

白鶴美術館誌

第四輯

一四、康 侯 毁

器名　康侯鄙毁小記　濬司土逘簋通考　儃司徒逹毁貝塚　渚司徒㝨簋赤塚

時代　武王通考・貝塚・赤塚　成王新證・小記・零釋・積微居・斷代・唐蘭

出土　「傳一九三一年、與一群有康侯及逘的銅器、出土於河南北部、出土之地有三種説法、一以爲出衞輝府、即今汲縣、一以爲出濬縣、一以爲出輝縣固圍村、此三地、都在衞地範圍以内」斷代

器の出土事情は斷代にいうように明らかでない。器はおそらく濬縣辛村の出土のものと思われるが、その墓群は、郭寶鈞氏の「濬縣辛村古殘墓之清理」田野考古報告第一册、民二五・八 によると、前後二次にわたる盜掘を受けている。すなわち一は、埋葬後久しからざる時期に、墓の北部を穿つて副葬禮器の精華を奪い去つたものであるが、一は郭氏らの調査數年前から公然と行なわれていた盜掘である。郭氏の報告にいう。

後期盜掘、在距今數年以前、先是辛村人劉金華、串通估商、於村東掘一墓得鼎彝、售價甚昂、鄉人涎其利、群起效尤、盜掘之風復啓、民國二十年春、此風益熾、環辛村數十里、無村無之、皆相約成夥、每夥十餘人、集資金合工、計工分値、而以餘利十分之三餌地主、盜夥之多、嘗近千人、如集市然、其盜法異於前期、先掘地爲長方井、深達棺底、遇殊土、即横鑿隧道、四分出岐、隧與隧間、留小牆或短柱、以支持欲墜之土、盜者乃蹲隧道中、恣意挖取、至盡取所

能取之物而後已、故墓經前期盜掘者、或可少有殘留、墓經後期盜掘者、多竭澤而漁、十不存一矣

そしてこれらの盜品は、估人の手を經て殆んど盡く海外に售られ、四方に散じていつた。

時平津估客、麕集此地、遇有珍異、卽重價購得、輾轉流於海外、國人弗之問也、大利所在、趨之者衆、地方官紳、爭欲染指、分贓不均、乃釀械鬪、殆河南省政府聞而查禁、撤懲縣長、通緝匪首、盜掘之風始熄

盜掘の熄んだときは、重器の殆んど失われた後で、この墓群からどれだけの彝器が搬出されたか不明である。郭氏の調査のとき著錄されたもの十器、濬縣出土と傳えられるもの七器、貝塚氏が濬縣出土と推定するもの九器、合せて二十六器であるが、陳夢家氏は康侯・遏關係の器のみを聚成して二十一器をえており、他にもなおこの墓群出土のものがあろうと思われる。本器もおそらくこのときの盜掘によつて出土したものであろう。

収藏　「今藏英國馬爾孔氏（Major General Sir Neill Malcolm）」海外

著錄
器影　通考・二五九　海外・一・二〇　貝塚・一八〇　斷代・一・圖版三〜五

The Chinese Exhibition. Catalogue of the International Exhibition of Chinese Art. London, 1936. No. 260A. Pl. 7.

G. Creel, The Birth of China. London, 1936. Pl. XI. p. 250.

康侯設

銘文　歷研・一九五四・二・一六二　斷代・一・圖版六　河出・一六四　錄遺・一五七

考釋　通考・四一，三三七　零釋・一　積微居・二四四　斷代・一・一六一　赤塚・一・一六二

于省吾　⿰尊古齋所見吉金圖序民・二五・一　又見易經新證・三・三　孫海波　周金地名小記禹貢半月刊七・六七・上　P. Yetts, An Early Chou Bronze. Burlington Magazine. 1937. pp. 147〜177.　小川（貝塚）茂樹　新出檀伯達器考東方學報京都第八册 昭一二・一〇　陳夢家　周公旦父子考 金陵學報第十卷第一・二期合刊　民二九・五

器制　陳夢家氏いう。

器高二四糎、器的腹上緣和圈足、是以菱花和旋渦相間而成的花文、腹部是平行的直鑿文、兩耳作獸首形、顯明的是商和周初的形式 周公旦父子考、零釋引　高二一四糎、徑四一糎、體作直鑿文、緣部足部係螺旋文及四個半月形所合成之花文、相間而成、耳作牛首形、有銘不詳、第二期上海外

此𣪘的形制和花文（圓渦文・直虁文）、與傳安陽出土的大理石𣪘（安陽遺寶・六三）相似、可證此𣪘上承殷制、但此𣪘耳上聳立的獸角、却是西周初期的特色、亦見於大保𣪘（尊古・二・七）和商周二五一、二四九、二五四等𣪘、大保𣪘是成王時器、商周二四九、二五四都是四耳𣪘、商周二五四又是帶方座的、皆是武成之間的形式、商周二四九、出土於鳳翔一帶、由此可知成王之時、一方繼承了殷末銅器的典型、一方面已經開創了它自己的特色斷代

器制・花文において、陳氏の指摘するように殷制を承けているところが殊に顯著であり、その出土地と合せて、周初の彝器文化を考える場合、興味の深いものがある

銘　文　　四行二四字

王朿伐商邑

于省吾・Y氏及び通考・積微居等は第二字を來と釋し、「王來伐商邑」とよむ。貝塚・赤塚兩氏はその字形が一般の來の字形と異なることに注意しながらも、朿とはまた異字であるとして來の異文とし、于氏らと同釋である。來伐という語は卜辭に「王來伐夷方」のような語法が習見し、また金文にも旅鼎に「隹公大保來伐反夷年」とあつて、用語としては自然であるけれども、朿の字形になお問題が殘されている。積微居には、これと同字のみえる作册大方鼎を證として、やはり來の異文であるという。

作册大鼎云、公朿鑄武王成王異鼎、近日金文家皆釋朿爲束、余往跋其器銘、據文義謂當釋爲來、而苦無明證、今此銘王來伐商邑、來字作朿、與作册大鼎同、可以證余前此之假說爲確實可憑矣

以上は何れも第二字をそのまま來と釋するか、あるいは字形は朿なるも來の異文と解するものである。ひとり孫海波氏は字は朿にして勅の初文とするも、秦公𣪘にみえる勅字と字形通ずるところなく、文義においてもまた疏通をえがたい。

陳氏はその字形が來の異文としがたいところよりして、朿は刺の初文なるべしとし、刺伐の二字連文の動詞であるという。

康　侯　𣪘

束伐兩字是一動詞組、束卽刺、刺和伐同義、樂記注云、一擊一刺曰伐、詩皇矣箋云、伐謂擊刺之、牧誓傳云、伐謂擊刺、由此可知刺伐商邑、卽攻擊商邑

もし束が來の異文に非ずして字のままによむべきものとすれば、陳氏の釋が最も原文の字形に忠實な解というべきである。

束が用いられているのは、楊樹達氏の指摘するように本器と作册大方鼎のみである。いまその字を來の諸文と比較するに、その中畫の旁出する形が來字とは異なつている。來字の從う諸文、たとえば麥字においても、中畫の兩旁は山形に屈折して描かれており、束字のように横直にして先端が垂れる形とは異なり、兩者同字としがたいものがある。束形に從う字に賚があり、その文例に次のごときものがある。

小臣𠷎鼎　王易小臣𠷎渪賚五年、𠷎用乍享大子乙家祀障　[illegible]父乙

也　段　休沈子肇斆・狃貯賚

兮甲盤　王命甲、政嗣成周四方賚、……淮夷舊我貟晦人、毋敢不出其貟其賚

秦公段　不顯朕皇且、受天命、鼏宅禹賚

晉姜鼎　嘉遣我、易鹵賚千兩

賚はおそらく責の初文で、貯積・禹蹟の語からその本來の聲義を推すことができる。也段にみえる字形は最も本器の字形に近い。從つてこの字を來と釋し、あるいは來の異文とするよりは、束として解釋する方が字形に合する。

束伐という語例は他に所見がないが、字形がすでに束である以上、刺あるいは責の義であることは疑ない。伐字と連文の動詞を爲すものには、金文において隣伐・敦伐・戭伐・敢伐・博伐・廣伐・宕伐・內伐・各伐などの語があり、これらのうちには必らずしも他に語例を求めがたいものもあつて、束伐の語例が他にないとしても特に異例とはしがたいのである。ゆえにいま束伐という連文の動詞とする。作册大方鼎の「公束」については、筆者は一應これを「公賚」と解する説を采つている。束と來とは別字で、兩者を區別すべきであると考えるのである。

商邑の名は書の酒誥・立政、詩の殷武等にみえるが、陳氏は器銘にいう商邑とは朝歌のことであるという。紂が晩年に朝歌に遷つたとする説は帝王世紀その他の書にもみえ、陳氏はその文獻を列記している。卜辭には大邑商・中商・商・丘商など商名の諸邑がみえ、この器銘にいう商邑がその何れをいうのかは明らかでないが、殷商の都した地あるいはその聖地のあるところはみな商の名を以てよばれており、また商邑は商邦と同義語に用いられていることもあつて、必らずしも朝歌の一地に限つて考える必要はない。陳氏はこの器を成王期における武庚討伐の役をいうものとみており、從つて商邑とは武庚の居邑たる朝歌の地と定めたのであるが、今古兩竹書紀年にいうところによると、紂はなお武丁以來の殷都に都していたとされている。尤も諸書の記載を検すると、汲・淇・安陽をそれぞれ舊朝歌とする説があり、文獻の上ではその何れとも定めがたい。書の例によると、商邑とは多く商都をいう。安陽小屯からは紂王晩年の東夷遠征の卜辭が出現しており、殷都は武丁以來、この地より遠くに遷ることはなかつたようである。

「王朿伐商邑」とは、おそらく陳説のように「王剌伐商邑」の意であろう。武王克殷の後、周の大一統が成つて、殷には武庚が封ぜられその遺緒を嗣いだが、大邦殷の餘威はなお盛んなるものがあり、周書五誥には多く殷民の撫恤に特に戒愼すべきことが述べられている。思うに殷宗の滅んだ後にも周の新しい支配に抵抗する勢力はなお盛んであつて、東土諸族の蠢動はやまず、この器銘にいう王征も、その不廷を伐つためであつたとみられる。従つていわゆる克殷の役ではない。

征令康侯、啚于衞

征は保卣にみえている。諸家は概ね誕の初文にして虚詞と解する。それで陳氏ははじめその字釋をとり、誕の音旦よりしてこれを周公旦の名と解した。周公旦父子考しかし断代ではその説を棄て、この句を「乃令康侯於衞、命圖爲侯」と訓釋しているから、虚詞説をとつていることが知られる。征は一般に誕と釋し虚詞とする解が用いられているのであるが、貝塚氏はその形・聲の當らぬことを論じ、字を説文の辵字に充て、その義は儀禮公食大夫禮注「不拾級而下曰辵」の辵にして敬趨・速歩の意であり、征命と朿伐は語法同じく、「王が衞に行つたこと、衞で康侯鄙に策命したこと、二つの事柄を示す二つの文章が複合されてゐると考へられる」とする。これによると、商邑克滅の後に衞康叔の封册が行われ、「征令」とは王が衞地に赴いて册命の禮をあげた意となる。この解は、令を封侯、鄙を康侯の名と定めてはじめて成立しうるものであるが、それにしても封侯のことをいうのに一言も受命者の事功にふれず、「王朿伐商邑」の句を承けて直ちに册命に及ぶという例はない。「王朿伐商邑」とはまずその征役のことをいう。以下の器銘に記すところはその征役に關して康侯に命ぜられた、作戦上の任務をいうと解すべきである。

赤塚氏は令の主語を征であると解する。征には君側の侍者の義あり、この場合侍御の小臣たる征すなわち侍が、君命を傳えたとするのである。征に侍の義あることは楊樹達氏に詳論があるが、赤塚氏は征を官名の侍とみたのである。しかし王命を出內することは顯職のもののなすところであり、おそらくは王の叔父たる康叔に對して、侍御の小臣をして事を命じさせるということは考えがたい。赤塚氏は保卣の「征兄六品」を同じ文例としてあげているが、これも侍臣としては適當でなく、むしろ人名と解すべきところである。河出の釋には人名として扱つてある。

征は金文にその人名がみえており、征盤においては周公の器を作つている。麥氏の諸器に井侯征としてみえるものは、おそらくその人であろう。邢は周公の胤たる諸侯國の一であるから、井侯征は周公の子であろう。征を人名と解する場合には、この器において康侯に事を命じているものは、周王の單なる侍者ではなく、王室の一人である征と考えるべきである。征には別に東方系の氏族と思われるものがあり、保卣にみえている。その征については、保卣の條に述べる。

しかし器銘の征を、周公の子である征、あるいは保卣にみえる殷の貴戚であつた征と解することは何れも困難である。康侯は周公の弟であり、康誥に「小子封」とみえる人であると考えられるが、この器の時期に、周公の子征が征戰に從い、王命を出納して康侯にことを命ずる立場にあつたとはしがたいからである。殷系の征はもとより論外である。

征は㑹と聲義の近い語であろう。やや時期の下るものであるが、䵼段に「䵼㑹公、公易䵼宗彝一

肆」とあり、徃は之往とも出とも侍とも解され、呂方鼎の「呂𢓊于大室」と語義が近い。虚詞としての誕に𢓊を充てるのは疑問である。それで本銘の𢓊も、之往あるいは出命の義とするのが最も無難であろう。命は勿論啚を作ることを命じたので、封建の意味ではない。𢓊，徃両字の聲義には通ずるところがあると考えられるので、いま「命を出だす」意に解しておく。

「康侯」以下の五字については、啚を康侯の名とする説と、衞にかかる動詞とする説とに分れ、最も議論のあるところである。

「康侯啚」を人名とするものに早く孫海波の説があり、ついで貝塚・陳夢家・容庚・周法高の諸氏もみな同説である。概ね經文にみえる康侯封、金文にみえる康侯丰を以てこれに充てるが、貝塚氏は康侯に鄙と封と二代あり、この器文にみえるものは衞の始封たる康侯鄙であろうとする假説を提出し、器は武王期に屬するという。氏はこれをあくまでも一の假説として提示されているのであるが、氏はまた、中國の古代には名字の對待があるのみならず、父子の名にも對待ありとして、鄙・邦を父子對待の名義とするのである。しかしこの説はもとより文獻に徴すべき證もなく、また尚書康誥は明らかに康侯に對する封册の誥命であるが嗣服のことをいわず、その説を以てしては康誥の文を解しがたい。

康侯には後に述べるように別に康侯丰鼎と稱するものがあり、「康侯丰作寶𬮷」と銘している。陳・容・周の諸家はこれを以て康誥の「小子封」に充て、合せて本器の「康侯啚」をも同一人とし、あるいは名號の異なる例とし、あるいは名字の對待を以て説いている。鄙・封を父子二代とするよりは遙かに情理に近く、かつ康侯丰と康侯封の一人であることはまず疑のないところと思われるが、本器の「康侯啚」を人名とするときは、下文の「眔啚」の解に窮し、文義の疏通をうることができない。

啚を康侯の名とみず動詞と解するものに于・Yの二氏及び赤塚氏の説がある。于氏は圖、他の二家は鄙と釋する。于説にいう。

　吳北江先生謂、啚即古圖字、圖謀議也、眔及也、者𤔲土遝及圖、言與其謀也（尊古齋序）

　言命康侯圖于衞也（新證）

すなわち于氏は啚を圖にして謀議と解するが、金文にその例をみない。

Y氏は字を鄙にして動詞とする。鄙を作らせる意に解したものであろう。積微居には廣雅釋詁の「鄙國也」を引き、封侯の義とする。しかし封侯のときには宜侯夨𣪘「命侯于宜」、麥尊「侯于井」のようにいう例であり、「𢓊令康侯啚于衞」というのは文例に合しない。

赤塚氏は啚を麥實を收藏する形象の字と解し、卜辭にみえる南啚田・西啚田のように邑外の耕作地を鄙というのはそれよりの轉義、都鄙の鄙はまたその轉義にして字は亩の音でよむべく、易の東隣・西隣は啚と同原の語であるという。そしてこの文においては糧食の徴發の義とするのである。

思うに啚字は口と亩とに従う。口は邑・國の従うところで人の聚居する地、その區劃を示し、亩は倉稟の象にして積禾の意である。すなわち詩の大雅公劉「廼積廼倉」の義に當る。これと同例の文が夢郼草堂吉金圖上・一〇にみえ、赤塚氏もすでにその文を引いている。いう。

王令雔白、啚于之爲宮、雔白乍寶隮彝

第二句の之はおそらく地名で、「啚于衞」というに同じ。文の「啚于之」と「爲宮」とは各〻別事であろう。宮に鄙を作ることは普通には考えがたいので、この文は、鄙を作りその藏儲を以て宮を爲らせたことをいうものと解される。しからば啚とは單に聚稼の意ではなく、たとえば屯倉の設置というようなかなり長期的な行爲である。もとより本器では既存の農耕地を接收して軍の補給基地たらしめたと考えてもよい。貝塚氏は啚を動詞と解してよむ諸説を、「文義上全く問題にならない謬說」として一蹴し、康侯鄙を康侯封の先代とする說を立てが、雔伯鼎の例もあることであり、また下文の「眔啚」の語を合せ考える必要もある。いまは「啚于衞」を「啚于之」と同例とし、啚を鄙にして屯倉的な補給基地の設營の意としておく。すなわちこの句の意は、康侯に命を發して、衞地に鄙を作らせ、今次作戰の兵站に當らせたことをいう。

沬𤔲土逘眔啚

第一字を于・孫二氏は者と釋するも字形稍しく異なる。またY氏は沬と釋し、妹邦の妹の初文とするが、これも字形に合わない。陳氏は沬と釋し、字は沬・沐にして妹土・妹邦の妹に當るとする說である。その說にいう。

此器之沬、从水味聲、應釋作沬或沐、卜辭地名之未或作木、所以沐即沬、說文、沬洒面也、沐濯髮也、義既相近、聲亦相同、地名之沬、或作妹、所以沬司土即妹司土、酒誥曰、妹土嗣、爾股肱、很可能是妹司土、爾股肱之誤、同出土有沐白逘諸器、則逘又爲妹地之伯、其人爲文王之子、餘無可考

この說は沬を沬・妹の字に充てるためにいくらか曲說したところがあり、沬を味聲とするなど字說に無理がある。

赤塚氏の引く加藤常賢氏の說によると、字を渚と釋し、器銘の字はその旁點を略したものだという。そして者の上半は燎木の象、下の曰字は箕形を示し、木を箕中に儲える象で、渚と釋してよいという考えである。しかし曰はもとより箕形ではなく載書の形である。赤塚氏は加藤說に多少變改を加え、者の上半を黍、下部をその藏する器とみているが、いま比定すべき字がないという。

以上は字を者・渚・沬と釋し、あるいは沬・妹に充て地名とするものであるが、何れも史傳にその人を求める方法をとつていない。陳氏はその人を「文王之子」としながらも、その人は不明であるとしている。この「沬𤔲土逘」を、史傳中にその人を求めて說くものに、貝塚・周二氏がある。

貝塚氏は「沬𤔲土逘」を「檀司徒達」すなわち「檀伯達」その人に外ならずとして器名をも「檀伯達毁」と稱し、その論證に長大の文を費やしている。その要は沬字の曰形を丹とよみ、その字は澶・檀と同じく檀伯の檀の初文であるとする。また旲は人が手に杖をもち凝然として立つ象であるが、氏はその字を說文の撻字條に「罰不敬、撻其背」という撻に當るとし、「大口を開き大聲を發し叱責し、杖を以て打たんとする形狀に適合する」という。旲は疑・凝の從うところであるから、打杖叱撻の形ではないが、氏はこれによつて「沬司土逘」を「檀司土達」と解し、檀伯の所封を詳論している。しかしすでにその字釋に問題がある以上、「封于河」左傳成十一年「封於河內」同・杜注

といわれる檀伯の封地が、かりに貝塚氏の説のように頓丘澶淵の地であるとしても、器を檀伯の作器と定めることはできない。

周法高氏は器銘の「沬𤔲土遙」を康叔の弟である冉季載に充てて説いている。武王の同母兄弟は、伯邑考より康叔封・冉季載に至るまですべて十人であるが、周氏は古音の關係よりして沬遙は冉載であるとする。

史記管蔡世家、次曰冉季載、正義、冉一作冄、音奴甘反、或作郍、音同、冄國名也、季載人名也、以季載最少、故言季載、冉和甘古音同隷談部、說文耳部、聃、耳曼也、从耳冄聲、耼、聃或从甘、可見冄聲和甘聲通用、那歷沬和郍古音相通、載和疑古音同隷之部、說文疑從子得聲、子和載同隷齒頭音的精組、那歷載和疑古音也相通、我們可以說沬𤔲土遙就是冉季載、他是康侯的兄弟、所以他們兄弟倆共同爲他們的父親文王作祭器

陳氏にしても周氏にしても、銘文の「沬𤔲土遙眔啚」によつて康侯と沬𤔲土遙とを兄弟として解しようとし、陳氏はその人をえず、周氏は音韻を以て冉載と一人であることを論じた。しかし「遙眔啚」とは二名を並記したものでなく、これを兄弟行の中に求めようとするのはその前提を誤つたものである。また貝塚氏が「沬𤔲土遙」を周初の八士の一である伯達にして南宮伯達・檀伯達としたのも、作器者が諸侯たる身分のものであるとみたからである。それでそもそも𤔲土なる身分のもの、特に「某地の𤔲土」と稱せられるものが、文の昭たり、あるいは周初の功臣八士の列に入りうるものかどうかを検してみなくてはならぬ。

周氏はすでに「沬𤔲土遙」を以て冉季載に充てたが、冉季の職事はまさに𤔲土であつたとして、左傳定公四年、康叔授封の文を引いている。左傳にいう。

取於相土之東都、以會王之東蒐、聃季授土、陶叔授民、命以康誥、而封於殷虚

周氏はこの授土を以て𤔲土の職事であるとするのである。しかるに左傳の下文にはまた「周公爲太宰、康叔爲司寇、聃季爲司空」とあり、史記管蔡世家のいうところもこれと同じであるから、左傳にいう「授土」を以て直ちに𤔲土の官に充てることはできない。積微居には左傳の「授民」を以て司徒の官に當ると考え、「此沬司土遙、豈卽傳文之陶叔歟」と陶叔を以て沬司土遙に擬している。何れも相似た着想であるが、事實に合わない。𤔲土の職は、金文では概ね共懿期以後の器にみえている。

免簠　　王才周、令免乍𤔲土、𤔲奠還歔眔吳眔牧

散氏盤　　𤔲土屰寅、……凡散有𤔲十夫

䛩段　　王曰、䛩、令女乍𤔲土、官𤔲耤田

周初のものにはこの種の官名は多くみえていない。𤔲土のみならず、𤔲工・𤔲馬の屬もみな後期に至つてはじめてみえるもので、左傳の文を以て金文の援證とするには、これらの點に十分注意を要するのである。

金文の𤔲土は後の司徒に當るものとされているが、免簠以下の例を以て知りうるように、その職は文字のまま、土田林牧を官𤔲するものであつた。それも極めて限られた特定の地域を管掌するもので、後の六大六官の一たる司徒とは、官制上その地位が甚だ異なつている。これを以ていえば、

「涾嗣土遐」とはあくまでも涾の地の土田林牧を掌る一地方の行政官であつて、大祝・大史・大保と並ぶような中央樞要の官ではない。すなわち「涾嗣土遐」とは春秋期における列國の官をいうときと同じ呼稱で、「涾の地の司土の職にある遐」である。遐には涾伯と稱する卣・尊が各一器あるが、それは後に至つて伯と稱する地位をえたのであろう。もし遐が論者のいうように武王の兄弟輩、あるいは周初八士の一たる檀伯達であるならば、このときこのような官職にあるはずはない。後のことではあるが、成周八𠂤を管掌する曶すらも、冢嗣土の職にあつたのである。

「涾嗣土遐」が「涾の地の嗣土たる遐」と解されるならば、これを苦辛して史傳中の人物に比定しなくても、このとき康侯の職事を佐助したこの地方の一豪族として差支えなく、それで文義は殆んど凝滞するところなく疏通するのである。ただ最後に「眔啚」の二字がなお難問として殘されている。

「眔啚」について、于氏は吳北江の「眔及也、者嗣土遐及圖、言與其謀也」と釋する說を引き、遐が康侯の圖謀に與かつた意と解する。また楊樹達氏は文を康侯の册命を記したものとみているので、文末の啚を圖にして封國の意とし、「蓋謂參與授封之典禮」という。

啚を人名とする論者はこれを康侯その人とし、あるいは作器者としあるいは册命の介者とみている。前者は陳夢家氏の說で、眔を連詞とし、遐と啚との二人を以て作器者に充てている。いう。

卜辭和西周金文、多以眔用爲名詞與名詞之間的連詞、所以涾司土遐眔圖乍厥考障彝、應是康侯與涾之司徒兄弟所作文王的祠器

これは遐を康侯の兄弟輩とする立場からの解釋であるが、涾伯の器には何れも⋈字形の圖象款識が用いられており、その家が周族出自のものでないことは明白である。從つて涾伯と康侯とは兄弟輩ではありえない。

啚を人名とする貝塚氏は、器銘を概括していう。

檀伯達が周初克殷の功臣であること、及その封建されたのが、左傳の武王克商の後なりとの言を其儘に信じ得るたらば、此の檀伯達毀の本文に見える王は周武王であり、商邑は殷王紂の都に外ならず、武王が紂を撃つた歸途衞地に於て、康侯鄙に策命し、更に康侯鄙を介者として檀伯達に策命した事を記するものと解し得る。學報・二一九頁

これによると、この器銘は康侯に對する册命と、檀伯達に對する册命の二事を記し、かつ檀伯達に對する册命においては、康侯が介者となつたとするのである。金文において、册命の介者は右とよばれ、眔を用いた例はない。それでこの說を主持するには、眔を右すなわち介者のことを行う意に用いた擧證を必要とする。武王期說・檀伯達說は、訓詁の上では令を封建に、眔を右介の義に用いる證明がなくては、成立しがたい。眔は涕の初文であるが、卜辭・金文では語・句を並列する連詞に用いる。また轉じて逮及の義もあり、

貞、上甲龢、眔唐　前・二・四五・二

走其眔厥子々孫々、萬年永寶用　走毀

のごときは逮及の意とみてよい。眔はのち迨遝の遝となる。迨は金文では會聚の意に用い、迨遝は

廣韻に「行相及也」とある。ここでは眔は、康侯が啚を作るのに赴いて、ともにそのことに従った意であろう。赤塚氏は、遈が王命を受けずして器を作っていることを不審とし、これを「新たな問題となるもの」としているが、器銘は王の商邑征伐のとき康侯が衞に兵站基地を作ることを命ぜられ、土族である遈がこれを援けて康侯の賜賞をえ、この器を作ったもので、その關係は器文において明白である。作器の際に別に賜賞のことをいわぬ例には寠鼎・呂行壺などがあり、必ずしも稀有のことではなく、この器においても賜賞のことが略されていると考えてよい。あるいはまた、康侯の下にあって重要な任務に協力すること自體が、寵榮と考えられていたのかも知れない。

眔が單なる並列でなく、共同の關係にあることを示す用例としては

縣改𣪘　　我不能不眔縣白萬年保

叔䚷𣪘　　叔䚷乍寶隮𣪘、眔中氏萬年、用侃喜百生

などがある。

遈が東方の族であることは、銘末に圖象文字款識を記しており、遈という氏族名が、殷器に多くみえる亞矣形款識をもつ族と關係があるらしいことからも推定される。また康侯の隷下に東方系の諸族が屬していたことは、下述の作册䰜鼎の例にこれを徵することができる。

乍厥考隮彝　⋈

遈の器と考えられるものは本器と合せてすべて十二器に及んでいるが、何れにも一もその祖考の名を記したものがない。單に「厥考」と稱するか、あるいは「白」とのみいう。ただ銘末に特有の圖象款識を用いているので、周系の族ではないことを知りうるのである。

⋈は兩目の象とされているが、目文とは異なるようである。加藤常賢氏は䀠にして柔弱なる君側の侍御者の職を示すといい、赤塚氏もその說に據る。これは㣔を侍御の職と解するのと關聯した釋であるが、その款識例を檢すると必らずしも目文ではないことが知られる。于氏の引く吳北江の說では矰繳の象としているが、矢繳の象は別にある。何の形を示したものか知られない。

訓讀

王、商邑を朿伐す。命を康侯に征だして衞に鄙つくらしむ。渣の司土遈、啚つくることを眔にせり。厥の考の隮彝を作る。⋈

參考

この器銘は、三監の叛後に康侯が衞に封ぜられた史實と關聯するものとして特に重視せられ、研究者は多く尙書康誥との關係を問題にしている。しかし康侯封衞のことは、主として尙書康誥の解釋に關する歷史・經學上の問題であり、この器銘とは直接關係のないことであるから、別の機會に述べる。この器銘が、康叔を衞に封じ、あるいは檀伯達に對する册命を記したものでないことは、すでに述べたところによって極めて明白であり、從ってこれを武王期に屬する說のごときは、到底成立しうるものではない。從來武王期說の行なわれていた大豐𣪘・保卣・小臣單觶がすでにその期に

屬しえないことが明らかとなり、またこの器も武王期のものでありえないとすれば、周初の器にして武王期に入りうるものは殆んど無いことになる。これは周の青銅器文化、特にその彝器文化の來源を考える場合、注目を要する事實である。

器形・文様はすでに述べたように殷虚出土の大理石製犧首直文段に酷似し、圓渦文・四瓣花文を配し圏足部の高いことなども殷制を承けているとみられ、周初の最も早い時期のものとしてよい。字迹は勁直にして濶大の風あり、保卣・令段の諸器に通ずるものがある。康侯關係の諸器及び遥關係の諸器も字迹概ねこれと近く、みな一群として扱いうるものである。

器は渣司土遥の作器であること明らかであり、從って器名もまた「渣司土遥段」とよぶべきであるが、すでに康侯段の名を以てひろく知られているものであるから、いま舊名を存しておく。

なお康侯・渣白關係の諸器は、諸家によつてそれぞれ聚成が試みられている。次にほぼ陳氏の配列法により、關係彝器の目をあげておく。

*康侯關係彝器

甲　康侯諸器

斧一　雙劍誃・二・四〇　三代・二〇・五一・一　東方學報・八・圖2

于省吾の雙劍誃吉金圖錄考釋にいう。「康侯斧一、與下一斧、同出於河南濬縣康侯墓中、銘二字、康侯、……康侯封於河淇之間、濬縣在淇縣朝歌東、相去甚近、聞姚華藏一爵、同出土者、尚有罍及奇形刀、均有康侯二字、今不知歸何所矣」

斧二　雙劍誃・二・四一　三代・二〇・五一・二　東方學報・八・図3

斧一と同出。

刀一・二　尊古齋・四・四一・四二　The Staff of the Freer Gallery of Art, Lodge, Wenley and Pope, A Descriptive and Illustrative Catalogue of Chinese Bronzes. 1946, Washington. PL. 47.

右 Catalogue の記すところによると、民二〇・一九三一六月、河南輝衞府で六戈・一矛・二斧・三刀、合せて十二件の兵器が出土、一刀に「康侯」の銘があるという。この刀もその一であろう。

矛　清華大學藏

觶　英 Herbert Ingram 藏

爵　姚華舊藏　三代・一五・三八・三

于氏の圖錄考釋にみえるものである。

罍

陳氏いう。「未見、聞賈人、言有康侯罍、已歸諸異域矣」。

鬲　寧壽・一二・二六

以上の諸器はみな「康侯」の二字銘をもつている。なお錄遺五三〇に鑾鈴を錄する。

鼎一　筠清・四・五　攈古・一之三・四〇　奇觚・一・一　敬吾・上・二九　周存・二・六一　愙齋・六・二　綴遺・三・一八　小校・二・四三　三代・三・三・四　故宮・下・六一

「康侯丰作寶䵼」の六字を銘する。器は國學

康侯方鼎

文廟舊藏。いま故宮中央博物院聯合管理處に保管されている。

鼎二　奇觚一六・一　小校・二・四三

前器と同銘なるも異范。

乙　康侯關係諸器

作册䀇鼎　三代・三・三〇・三　東方學報・八・圖一一

文三行一四字。

別に通釋を出す。

*遈關係彝器

丙　渣伯遈器

卣一・二　尊古二・一四　通考・六五九　賸稿・二九　東方學報・八・圖4，7，8

「𣪘渣白遈乍厥考寶䵼彝」と銘する。ただし一器には「彝」字なく十字。

尊　善齋・一・三五　通考・五三五　尊古・一・三五　三代・一一・三一・一

銘二行十一字。卣と同文。

渣伯遈卣

渣伯遈卣銘文

鼎　三代・三・一六・三

「𠬝湝白遣乍寶隮彝」の八字を銘している。

丁　遣諸器

盉　盧目錄・二二

鼎一　三代・三・五・六

「𠬝遣乍寶隮彝」

湝伯遣尊

の六字を銘している。いま京都の藤井有鄰館に藏する。

鼎二　錄遺・六七

前鼎と同銘なるも笵を異にしている。

爵　一・二・三　三代・一五・三七・四〜六

「𠬝湝」の二字を銘している。

盤　尊古・序　通考・四一　錄遺・四九〇

「𠬝遣乍厥考寶隮彝」の八字を銘している。

尊古・二・二五

甗

銘あるも字迹清晰ならず、ただ𠬝の圖形款識があり、この族の器と認められるので、ここに附載する。

通考に段以下遣關係の卣・尊・盤・鼎二・爵三の九器の目を列してこれを武王期十四器中に數え、「以上九器、同爲湝伯遣所作、同出于濬縣辛村、故知爲同時所作器」という。通考はこの段を基準として、他の諸器をもすべて武王期に屬したのであるが、湝の司土の職が周室の任命するところであるとすれば、必らずしも武王期に入りうるものとはしがたいようである。その點では陳氏が、これら諸器の時期について

以上四組、除乙組外、都是近年同時出土的、丙丁兩組、都有與康侯段相同的族名、此三組雖是一家之物、但作器有先後、要皆在成王時期以內

としているのが穩當であろう。郭寶鈞氏の著錄する辛村出土の彝器中には、ただ自家卣に「亞㠱」の圖象款識がみえるほか、康侯・湝伯遣と關係のあるらしい物はない。遣關係のものではこの段と尊・卣・盤の四器を、于省吾氏は濬縣の出土であろうと推定している。

康侯の器には單に「康侯」と署するものが多く、「成王」・「大保」・「大保鑄」等とともに、當時の最高の貴族による彝銘の形式をもつものである。「成王隮」・「大保鑄」の形式が現存の人の器銘の形式であることはかつて論じた。大保卣の條參照。それで康侯鼎「康侯丰乍寶隮」のごとき康侯

封の器と考えて差支えない。

康侯が衞地にあつて戡定作戦に従つているときその隷下に賞賜し、受賜者がこれを紀念して作つた器には、この渣司土逘簋と、別に作册甾鼎とがある。これらは尙書康誥と相前後する器と考えてよく、その器制・銘文からみても、ほぼ成王期に屬しうる。すなわち西周の彝器としては最も時期の早いものであり、かつ器群をなしていることは殊に貴重である。ただこれだけの器群を擁しながら、その出土事情の詳細が知られないことは、器が近年の出土に係るものだけに、最も遺憾というべきである。

一五、作册甾鼎

時代　武王通考・赤塚

著録

器銘　三代・三・三〇・三　貝塚檀伯達器考・一八〇・圖一〇

考釋　通考・四二　赤塚・一・八一

銘文　三行一四字

康侯才朸自、

康侯は康侯諸器にみえる康侯で、おそらく康侯丰鼎の「康侯丰」であろう。丰は鼎文に⺦に作り封字の從うところ。それで通考には「康侯卽康侯啚或康侯封」という。康侯啚と

は康侯設の「征令康侯啚于衞」の啚を康侯の名とみたのであるが、その誤であることについてはすでに述べた。

休を容庚氏は丂と木とに從う字とみて朽と釋し、赤塚氏は扁旁を易えれば朽字であるが、あるいは字形に譌誤があり休字ではないかとする。そして古地名として山東省滕縣西の休城の名をあげている。三代に收めている拓影は摸寫とはみえず、字形筆勢についても特に疑うべき點はないから、この字も字形のまま考えてよいと思われる。丂に從うとする解は考の諸文からみてもなお安んじがたいところがあり、休と釋するのは字形から離れている。休と文字要素の比較的近いものに杸がある。金文編三一三頁參照。また滕方面の地名に充てるのは、康侯の行動範圍からは遠きにすぎよう。杸は厂を執つて木を削る象で、字はあるいは杸の異文であるかも知れない。いま字のままに釋しておく。

「在休自」というのは、康侯がこのとき軍事行動の中にあつたことを示す表現である。おそらく衞地における作戰の際のことであろう。自については小臣單觶の條參照。

易乍册啚貝、用乍寶彝

作册はもと牢牲を掌る官で、のち祭祀祝詞・誥命を掌る職となつた。卜辭にもみえ、殷器にも所見多く、殷以來の官職である。この職にあるものは、周初においても東方系の氏族がこれに任ずることが多かつた。小稿「作册考」參照。

啚を赤塚氏は啚にして卜文の啚すなわち圃の繁文とし、卜文にみえる啚族の後であるという。貝塚氏はその「新出檀伯達器考」においてこの器に論及し、啚は邦の初文であるとする。すなわち説文邦字下に「邦國也、从邑丰聲」として古文の邦字をあげているが、その形は啚と近似しており、啚は邦の異文で封建の禮に關する字であるとするのである。

史記三王世家によると、皇子封建に際して、漢の國都長安の太社の壇から取られた各色の土が、茅に包んで皇子に下賜せられ、各封國の國社の基とされた。Chavannes 氏は此儀禮と西歐の臣下に封領を象徵する土塊と木枝を恩賜する封建的敍任の儀式との一致に注目した。思ふに Chavannes 氏も想像した如く西周時代にかかる木枝と土とを恩賜する封建的敍任があつて、この丯こそその木枝と土塊とを示すものであり、啚も亦携帶に便するため下部根と土とを包んだ若木の苗の形を象るものと考へられないであらうか。

この字釋は甚だ興味深いものがあるが、啚の下部は最も多く召字の繁文𥃲にみえるもので、その字にあつては尊をおく臺座の形である。金文編四九頁以下 また𡨦と釋されている字もこの形に従い、かつその上半が啚と殆んど同文に描かれているものもある。同・二一五頁 またいわゆる亞醜形の初文にもこの字の下部に從うものがあり、やはり酒器をおく臺座の形である。同・八一九頁以下それでこの字形は木根を包んだ象とみるよりは、器中に木を樹てた象とみる方が近い。

殷器とみられる尊・鬲・觶にそれぞれ亞啚形の款識を付したものがあり、殷代における啚族に亞職系のものがあつたことを知りうる。亜は本來宗教的儀禮を管掌する職であつたと考えられる。小稿「殷の族形態」—いわゆる亞字形款識について—、及び「殷の基礎社會」參照。金文の圖象款識には木形・禾

形・兩禾形などを用いたものが多いが、これらは主として祭祀儀禮や軍禮に關するものとみられる。それで木を禮器の臺座に樹てることを示した畄も何らかの儀禮に關するものらしく、亜形に従うものがあるのもその點から理解される。殷器と思われる「子疋父乙觥」に、この字が地名としてみえている。

子疋才畄、乍文父乙彝　三代・一八・二〇・六，七

子疋の疋は上下に四火に從う形に作る。おそらく殷室の王子で、畄にあつて何らかの儀禮を行なつた際、この器を作つたのであろう。畄は殷の王都に近い地であつたと考えてよい。すなわち本器にみえる畄はその地の族で、周初に作册の職にあり、康侯の衞地經營に協力して貝を賞賜せられ、この器を作つたのである。

貝塚氏はこの作册畄を「作册邦」とよみ、康侯丯鼎の「康侯丯」と同一人であろうかとする。

作册の名字を邦或封の一體と讀み得るならば、康侯と、之に賜を受ける臣下「封」とが存在することになる。そこでこの作册邦或封と、〔康侯封鼎〕康侯封とは同一人ではないかとの疑が起る。……同一人の名に異體を使用することは西周金文に稀ではないので、作册邦が後の康侯封であり、同一人であるとの想像も不可能でない。

かくて氏は康伯髦・王孫牟父・中尨父・白懋父はそれぞれ名義とその行實に關係があり、同一人であるとする諸家の説を引き、

王孫牟父・中尨父・白懋父は字であり康伯髦は名ではなくて同じくその轉化せる字であり、その名は封或は邦にして作册邦に外ならず、作册邦鼎に康侯が作册邦を床に命じた記事は逸周書の康叔が殷に、中尨父が東に封建されたとの記事と相應し、康侯は康侯鄙にして、邦は卽中尨父、後に康侯となり、康侯邦或は康侯髦と稱されたのではないか。

と論じている。康侯殷の「眔啚」の啚を介者にしてこの作册畄と同一人と解し、作册畄は後の康侯邦であるとするのは、周初の器にみえる作册が多く東方系の氏族であることから考えても、また周室の貴戚に作册の職に任じた例がないことからいつても、なお甚だ疑問とすべきである。殊に本器を「作册邦を床に命じた」と解するのは、全く銘辭のいうところと合しない。

畄字を款識に用いている器を通覧するに、その族が殷都の近くにあつた東方系の氏族であることは疑ない。康侯殷において涾伯遝が康侯の隷下にあつてこれに協力していたように、作册畄もまた康侯に協力したその地の舊族である。そしてこのような事實を背景として、康誥における誥辭に、殷人撫恤のことが特に慇懃に述べられている理由を理解することができるように思う。康誥册命の時期と康侯殷との前後などについても、大いに問題の存するところで、陳夢家氏や周法高氏に詳論があるが、ともかくこれらの器を通じて、康侯が衞地の經營に最も深い關係をもち、この地に封ぜられたという文獻の傳承を、金文の上からも佐證しうるものがあると思われる。

訓讀

康侯、床𠂤に在り。作册畄に貝を賜ふ。用て寶彝を作る。

参考

康侯の器は概ね「康侯」二字を銘するものが多く、ただ鼎に「康侯丰乍寶𩰬」と銘するものが二器ある。その事功を錄したものがないのは、康侯がこの地の最高の董督者であつたからであろう。

康侯の衞地經營に協力したものとしては、渣伯遝（渣司土遝）と作册嗌の二家の名が金文によつて殘されている。何れもその地の舊族とみられる。そしてこれらは康侯封衞前後の器と推定されるものであるから、その器群を聚成し銘文を考えることによつて、殷周鼎革前後の舊殷王畿における青銅器文化のあり方の一斑をもうかがうことができよう。康侯器系統の一群の器は、この意味において、その銘文のみならず、考古學・歴史學の上からも重要な研究對象となるべきものと思われる。

一六、保卣

器名　保卣斷代

時代　武王斷代　成王黃氏・郭氏

出土　「此卣與一同銘之尊、近年出土于河南（傳出于洛陽）」斷代

收藏　上海市文管會斷代

著錄

器影　斷代・一・圖版一　郭釋・一

銘文　斷代・一・一五四・一五五　郭釋・二　河出・一六六　錄遺・二七六

考釋　斷代・一・一五七　黃盛璋　保卣銘的時代與史實考古學報・一九五七・三

郭沫若　保卣銘釋文考古學報・一九五八・一（文史論集三二〇再錄）

器制

斷代にいう。

保卣和保尊、在形制上的重要意義、在其是殷末至西周初期（成王）的尊卣的過渡形式、作爲殷末與成王之間的過渡形式、與我們由它們銘文定爲武王時器、是恰恰相應的、它與以下的各器同形制

善齋一一九、一二一　泉屋一・六二　恒軒五八　寶蘊九七　懷米一・二五　故宮週刊八・一六　形態學三九・四・下　卣與觥一七a

凡此諸器、我以前定爲西周初期、少數的可以上及殷末、稱之爲卣的第九種形式、它的特點在于葢、這種形制的葢、到了成王時期、在左右邊緣上有直立的角

保　卣

尊和卣花文的主題、都是平面化的獸面文、上下匡以小圏文、這些都是殷式的遺留

器の大小については記載がない。陳氏は葢に兩角のある形式を成王期以後に現われたものとし、從つてこの器を武王期に屬すべきものとしているが、陳氏のこのような器形觀はその銘文解釋から導かれているところがあるように思われる。兩角の起原的形態は、たとえば明らかに殷器とみられる祖辛鴟鴞卣水野・三〇における鳥啄の形から出ているらしく、それが獸體の文様のときには獸角狀をなし、あるいは立稜を付するものは立稜の一部として殘ることもあり、ついで無文のものにもその遺孼をとどめるに至つたものであろう。別に素文無角の一系も殷代からすでに存し、兩者は平行して存するのであるから、時期の推定は角の有無のみでは決しがたい。

銘文　器葢二文　七行四六字

乙卯、王令保、及殷東或

陳釋は「王令」以下次句の五侯までを一讀、令を命侯封册、及を與にして附與の義とし、武王のとき「殷東或五侯」の地を保に封册したものと解する。黄・郭の兩釋は及を動詞として逮執の意とし、成王のときの東國五侯に對する征役をいうとする。兩説は器文の事實關係に對する解釋が根本的に異なつているので、以下ことごとにその解を異にするものとなる。

陳氏はすでに器を武王期と定めているので、保を令彝にみえる「周公子明保」と別人にして、武王期の人名であるという。

作器者名保、成王時代周公子明保、亦稱明公明公尹、見于令方彝、與此器之保、恐無關係、明保明公明公尹、是周公子之食邑於明者、保尹是其官名、而很少自稱官名而附私名的

この說によると、令彝にみえる明保は明邑の領主にしてその官は保なるもの、また本器の保は私名であるから、兩者別人とするものである。しかし保がすでに官名であるならば、保を單稱することもありうるわけであるから、これだけでは明保と保とを別人とする論證としては不十分である。

黃釋は保を大保召公奭であると解し、「及殷東或五侯」を大保殷・周公殷・旅鼎等にみえる東國征伐の役と關聯するものとしている。

從王令保及殷東國五侯一句中、不難看出保之地位與王負責任之重、此人無疑是成王東征時一主帥、地位彷彿周公、文獻誠有殘缺、金文之所有者、很多不見于史、但武王第一次克殷與成王第二次滅殷與東征是周初最重要兩件大事、爲周人所常稱引、其有關之主要人物、史皆有載、不應于此重要人物獨缺、根據文獻、成王初年東征主帥第一爲周公、但周公名旦、其官職是師非保、與此銘不合、其次有伯禽、伯禽亦名明保、與本銘之保字合、明公殷幷記王令明公（卽伯禽）遣三族伐東國、與本銘之殷東國、地望亦合、因此有人卽主張、此銘之保、就是周公之子的明保、幷釋征兄六品、卽降祝六品、而伯禽曾爲周之太祝、按此說實無立足之餘地、於銘文亦未能通讀、銘文明云、用作文父癸宗寶隣彝、所作既爲其父廟之祭器、是其父已死、且周公子孫作祭器者、皆稱爲周公、不名癸宗、卽此可決知此人絕非周公之後代

除周魯二公外、可能之人不外兩個、一是太公、別一是召公、據上文（左傳僖四年文、文略）召康公固明令太公征伐五侯九伯、但太公名望、不名保、亦未任保職、且器出于河南、不在山東、卽決知非太公器

我們以爲、作器之保實爲召保奭、此銘之保、應爲官職而非人名、周人稱召公、其前常加保字、如保奭・召太保・保召公、或直稱太保、金文中亦有太保・公太保・皇天尹太保等稱謂、此皆他人之稱召公者、而召公本人亦自稱爲太保、太保方鼎之太保、卽其明證、蓋召公爲保之官最久、武王伐殷時他就是保……、根據當時形勢與所負責任考察、此保亦非保奭莫屬

黃氏は史記周本紀に召公が保として踐奄の役に從つていること、自序に召公が東土を寧んじたと記していること、逸周書作雒解に三叔及び殷東の諸國を伐つたとしている事實をあげて、器銘にいうところは太保の東國戡定のことであるとしている。

文獻の上では、召公は確かに保とよばれている。書序・史記に「召公爲保」、呂覽誠廉に「保召公」とあるごときこれである。しかし金文では召公は大保殷に「大保」、旅鼎に「公大保」、作冊大方鼎に「皇天尹大保」といわれていて、單に「保」と稱している例がなく、召公說はその點に疑問がある。かつその宗に屬すると思われる遘鼎・富鼎・大保宗室鼎などにもみな「大保」と稱していて、大保はその家の自らいう稱號であつたと思われる。この器の作器者は保から蔑曆を受けている人物であるから、その寵榮を記念する器に、賜賞者である大保を保と簡稱することは考えがたい。

かつまたこの器が召公の作器であるならば、梁山七器をはじめ召公・大保關係の諸器によつても知られるように、召公の父は召伯父辛といわれる人であつて、癸宗の寶彝を作るということの器の銘文と、その文考の名において一致しない。從つて、この器を保召公の作器とすることも困難となる。郭氏も、銘文の保を以て大保召公奭に比定する點において、黄氏と同説である。しかし保を作器者とする黄説を否定し、この器では作器者は自らその名を顯わしていないとするのである。銘文中に作器者がその名を出していないというのもまことに奇異な説であるが、郭氏はその例として趙孟庎壺の文をあげている。その文にいう。

　禺邗王于黄池、爲趙孟庎、邗王之賜金、以爲祠器　器、通考下・七四三　銘、通考上・六二

庎は介。この器を郭氏は、周の敬王三十八年、魯の哀公十三年、晉・吳が黄池に會したとき、晉の趙鞅の介者であつた者が作つた器であり、しかも作器者自らは名を記していない例として掲げている。しかし郭説は文の釋讀に若干疑問の點もあり、またかりにその解に從うとしても、器は春秋の最末年のもので、これを以て周初の器銘を律することはできない。周初の器にそのような例は存しないのである。

思うに器銘は下文に「蔑曆于保」とあり、作器者は保の蔑曆を受けてこの器を作つている。從つて保はもとより作器者ではありえない。また黄・郭兩氏とも、器を大保東征の史傳の記載、及び彝銘の文と關係あるものとして解しようとするのであるが、金文には大保を保と略稱した例がなく、これも確説とはしがたい。そもそも本器に記すところが、滅商・踐奄というような大征役に關するものかどうかがすでに疑問であり、保の東行についてはわずかに及という一動詞が用いられているにすぎない。黄氏は器を大保東征のときのものとしているので、及に逮捕除去の義があるとし、郭氏はまた及・兄の二字はみな戰闘に關する行爲を示す語であるとしている。ただ陳夢家氏の説は黄・郭二氏と大いに異なり、及は與にして附與の義、すなわち「殷東國五侯」の地を以て保に封册したとするのである。陳氏はこの器を武王期のものとし、その大封建の一として保が東國五侯の地を領したとみている。陳説にいう。

　王令以下、只有所命之國名、而無所命之事、當與康侯殷・麥尊、同爲命爲侯、此處的王令、應視作封侯、且與銘末所述二月既望、王大會四方、祭祀於周有關

これは武王のときの大封建を以てこの器銘に擬しているのであるが、及を附與とし封建とみることは解釋上無理であるのみならず、この解を以てしては、以下の銘文の理解に悉く齟齬を生ずることとなつて、殆んど文理をたどることができない。

黄・郭二氏は及を追捕の意とし、「王が保に命じて東國五侯を逮執せしめた」と解している。この解釋の成否は殆んど及字の字釋にかかつているので、黄氏は長文を費してその論證につとめている。その要は、早期の金文においては並列の連詞に眔を用い、及を用いる例は後期の格伯殷「毆妊彶仡人」にはじまる。しかし、卜辭においては及は追及・追捕の意に用い、また詩の小雅大田「去其螟螣　及其蟊賊」の及は去と對文であるから捕の義とみるべく、逮捕がその原義であるとするのである。郭氏もこれと殆んど同説である。いう。

及同逮、卽逮捕之意、此爲本義、後假爲曁與之及、而本義遂失、然考殷周古文、如甲骨文與西周
　彝銘、曁與義之聯詞、均用眔、無用及者、用及爲聯詞、乃後起事

及を連詞に用いるのは兩家のいうごとく後起の用法であるが、しかし周金文中、及・役を逮執の義に用いた例もまた存しない。及は卜文にその例が多く、それらは概ね「某及某」という定型の文をなしている。軍事的な意味をもつ用語である。

1戊申、[illegible]弗及方　乙・三四五
2貞、斟及戔　乙・二二六六
3庚戌……允其……省于……□及……五月　前・五・二七・二
4癸丑卜、牽貞、吕方弗𢦏」癸丑卜、牽貞、[illegible]及吕方　前・七・二・一

方國間の攻伐關係をいう語には征・伐・獲・取・𢦏・敦・𦎫・執・往・至・追・從・涉などその用語甚だ多く、それらとの關係や、及の字を用いている辭例などからみて、及が逮捕拘執を意味するとはしがたいものがある。1・2の形式は殆んど定型として現われ、また4は吕方の裁するか否かに關して、[illegible]が吕方に及ぶか否かが問われている。吕方は殷代にしばしば河内の要地に侵寇を試みている北方の强悍なる方族で、武丁期に三年にわたる討伐を受けたことがある。從つて4の辭がその逮捕拘執を卜したものでないことは明らかである。凡そ卜辭において及と稱するものに、大規模な征伐を意味する用例はみられない。

右の辭例中3は殘缺してその全解をえない憾みがあるが、及が省と對擧されていることは注意すべきであると思う。省とは概ね遹省の意で、すでに戡定した地域を巡視する行爲をいう。及は追蹤偵察の意であると思われるから、省・及とは討伐後の情勢を査察し、あるいは敵狀を偵察する意であろう。この器銘は單に及と稱しており、卜辭の用例を以ていえば、未討伐の地の動靜を偵察するをいう。もしまた省・及の意ならば、すでに戡定後の東國を巡察する意となる。しかし器銘の全體からみるに、この文は大規模な東國五國の討伐の役を記したとはみえず、またその前哨的な意味をもつ偵察行爲をいうものともみえない。從つてここでは省・及の場合の及とみるのが最も穩妥な解釋と思われるのであるが、器文の全體的理解は、殆んど次の「五侯」の解釋如何にかかつている。

五侯徏兄六品

五侯を陳・黃・郭三家は何れも上文の東國につづけ、「及殷東國五侯」を以て句としている。そして陳氏はその地を以て保に與えられたものとし、黃・郭二氏は東國五侯を逮執する意とする。しかし陳說のように五國を以て保に附與するならば、下文の「蔑曆于保」はその解をえがたく、また黃・郭二氏のように、五侯を保の東征における逮捕拘執の對象とするならば、「徏兄六品」の主語は首句の王となり、從つて下文「蔑曆于保」の對象も王となつて、何れも事情に合しないものとなる。五侯を上文に屬しては、何れの場合にも文義の疏通をえがたいのである。いましばらく三家の說をみよう。

陳氏は五侯を以て武庚三監等のこととし、器銘を武王期の事實をいうものとする。いう。

　應指武王時、王令武庚及齊魯燕管蔡等五國、成王伐武庚後、封宋衞兩國、殷國乃亡

すなわち五侯を武王時の齊魯等五侯をいうとするのである。しかし五國を合せて五侯と稱したような例はなく、また陳說ではその封建のことを保に命じた意にも解されるが、このような大封建を保に命じて現地に赴いて行なわせたとも解しがたい。

黃氏は「殷東國五侯」を薄姑と四國とに充てている。漢書地理志に

　殷末有薄姑氏、皆爲諸侯、國此地、至周成王時、薄姑氏與四國共作亂、成王滅之、以封師尙父、是爲太公

とあり、薄姑と四國で合せて五國、これを「殷東國五侯」と稱したものとしている。そして左傳僖公四年、「五侯九伯、女實征之」の五侯もまたこの五國であり、九伯もまたそのうちにあるべしという。漢志には四國の名をあげていないが、逸周書作雒解に「周公立、相天子、三叔及殷東徐奄及熊盈以畔」とある徐奄熊盈がそれであり、また九伯とは同じく作雒解にみえる淮の九邑に當るという。郭氏もすべてその說を襲うている。しかし徐奄熊盈がそれぞれ侯と稱していたかどうかは明らかでなく、殊に郭氏のごときは下文の六品を以て、このとき亡ぼされた殷と五侯の人民と解するのであるが、そのような大征役が及の一字で表現されているとは思われない。金文資料によると、踐奄の役にはおそらく王・王姜・周公以下、周室の首腦が悉く出動しているのであるから、殷と五國の討滅という大事業が、ひとり保に命じて成されたものとはしがたいのである。

五侯の屬するところを定めるのには、「征兄六品」以下の解釋が關係をもつ。陳氏は征を虛詞の誕、兄を貺、六品を臣隷と解し、左傳の殷民六族が附與された例を引いている。陳氏は令を封建と解しているので、この六品をそのとき分與された人民とみており、兄を被動に解する。黃氏は兄を況と注するのみでその意を識りがたい。郭氏は兄を荒と訓し、亡滅の義とする。その說にいう。

　征卽語詞誕、猶遂也、兄讀爲荒、亡也、書微子、天毒降災、荒殷邦、史記宋微子世家、作亡殷國、六品卽六國、依金文例、玉可言品、穆公鼎、錫玉五品、是也、氏族可言品、周公毀、錫臣三品、州人東人庸人、是也、土田亦可言品、作册友史鼎、省北田四品、是也、此則國亦可言品、征兄六品者、遂亡六國也、六國卽殷・徐・奄・熊・盈・薄姑

玉・人・田を品と稱することはすでによく知られているところであるが、郭氏は兄を荒にして亡、六品を六國と解し、殷と五侯國とを六品と稱したとする。しかし國を討伐するに一國を一品として數える例はなく、品を以て人を稱するのは、周公毀にもみえるように、徒隷化した人民をその出自の族別にいうときの助數詞であつて、郭氏の解は金文の用語例に合しない。また殷と五侯とを合せて六品を解するのも巧を求めた嫌がある。殷東五侯の滅亡をいうのに、「征兄六品」というは金文の語例に合わぬのみならず、兄を荒にして亡滅とする字解のごときは、尤も牽强を極めている。兄は㕣形に作り、令毀・中方鼎・中觶等にその字がみえ、みな貺の意である。郭說のように滅亡の意に用いた例はない。すでに兄が貺であるならば、この句には主語があるべきであるが、陳氏は上文の王が主語としてこの句にまでかかるとみるのである。しかしそのように解する限り、下文の「蔑曆于保」の句が通じない。もし陳說以外に主語を求めるとすれば、五侯の他には求めがたい。思うに及という動詞は「殷東或」三字にかかり、五侯はこの文の主語となるべき語である。五國を

いうに五侯と稱した例はなく、五侯とは虎侯・宜侯・井侯・楚侯・獻侯・匽侯・噩侯・九侯などと同じく、五の地を領する侯をいう。すなわち固有名詞である。五の地とは、あるいは小臣謎毁にみえる五であろう。文にいう。

白懋父承王命、易自逨征自五齵貝

五齵貝については小臣謎毁の條に述べるが、徐仲舒氏は五齵・貝を賜物とし、郭氏は三字で國名としている。また陳夢家氏は五齵を地名としているが、貝を賜うときにはその獲た地名を冠し、あるいはその獲た方法を冠していう例があり、この場合、五あるいは五齵を地名とする兩解が成り立ちうる。何れにしても五は地名に含まれるわけである。

銘文の五侯を五侯國とする解が不適當とすれば、五侯とは五の地を領する侯とみるほかはないように思われる。征は虚詞としての誕、動詞としての之往・侍などにも解されている字であるが、ここでは五侯の名とみるべく、「貺六品」の主語は五侯征という人物である。保の東國巡撫の際、五侯征が逸早く恭順の意を表してその徒隸六品を保に貺り、かくて保より蔑曆を受けてこの器を作ったものと解される。この五侯征は征盤・康侯毁にみえる周公の子征とは別人で、東方系の人である。その作器と推定されるものに次の三器がある。

1、子征尊（子父辛尊）

銘　小校・五・一五　三代・一一・一九・二

文にいう。「丫・子征・父辛」。この五字は全體が亞字形の中に収められている。

2、征角（丁未角）

銘　筠清・五・六　攈古・二之一・八〇　敬吾・下・六三　周存・五・一一八　窓齋・二一・一八　綴遺・二六・二五　小校・六・八三　三代一六・四六・七　續殷・下・三八

釋　古文審・五・一八　文錄・四・三〇　殷釋・二五　黃縣・七六

文にいう。「丁未、𤔲賞征貝、用乍父辛彝、亞[illegible]」

3、征鼎（我鼎）

圖　善齋・四五　尊古・二・一八　善齋・三・三九（甗）　故宮・下・四八

銘　善齋・三・三九　貞松・補・上・一三（器）　貞松・續・中・四（簋、卽蓋）　小校・三・九八（甗）　三代・四・二一・一　又・一〇・四三・二（毁、卽蓋）　續殷・上・二六（器蓋二文）

征鼎

鼎は隋圓鼎。圖象は何れも蓋を失っているが、蓋は後得。ただ蓋の圖影をみない。耳なく、口縁部は

卣か壺のように深い銜接部がある。口下に饕餮の帶文を附している。饕餮は器腹中心の犧首より左右に展開しているが、その形式は方鼎に多くみられるものである。器腹は下部に含らみをもち、足に淺い垂花文がある。他に殆んど類例をみない器制であるため、あるいは甗とし𣪘とするも、圖象をみれば四足の隋圓鼎であることは明らかである。故宮にその大小を記していう。「高二三・二糎、深一六糎、口徑横一七・五糎、縱一四・五糎、腹圍七三・六糎、寛一六・五糎、長二二・六糎、重三・七一瓩」。

征鼎銘文

この器について、善齋彝器圖錄にいう。

按此器出于洛陽、初由虹光閣購得、僅殘銅數片、轉售于尊古齋、補綴成今形、後其蓋復出、形略如盨蓋、索價甚昂、善齋不之收、今不知歸何所矣、銘文四十二字、在腹內

その釋文を示していう。

隹十月又一月丁亥、我乍禦□且乙匕乙且己匕癸、征□叙二女咸與、遣□于彝貝五朋、用乍父己寶尊彝、若亞形中

□中の三字は原文のままを隷釋してある。容庚氏はまた器を周初に屬すべきものとしていう。

甲骨文十一月・十二月作十月又一・十月又二、肆𣪘、在十月一、卽在十一月也、艅尊、隹王十祀又五、卽隹王十五祀也、此言十一月作十月又一月、復略異、至于周金則作十又一月、十又二月矣、周人多以丁亥日作器、所見始此、禦叙皆祭名、□又見于毓祖丁卣 小校・四・五九

いま鼎銘をみるに、文は次のように解される。

隹十月又一月丁亥、我乍禦□且乙匕乙・且己匕癸、我礿□、二女咸與、遣禶二□・貝五朋、

用乍父己寶尊彝　亞若

蓋銘は妣癸下の我字が明らかに征に作られている。鼎は善齋にいうように殘銅數片を綴合して成り、そのため銘文にも泐損があるとみられ、この部分は蓋銘によって補うべきであろう。すなわち蓋銘が原銘の眞をえているとすれば、器はまさに征の作るところで、征鼎と稱すべ

きである。器銘は上文の我字によつて、祉を誤刻したものと思われる。

我は殷の貴族で、多子中に我・子・余と稱する特定の家柄があり、第一期の卜辭中に多くみえている。本器の我はおそらくその家であろう。この器は、我が祭祀をなすに當つて祉がその二女とともにこれに奉仕し、賜賞をえてこの器を作つた旨を記すものと思われる。

卣銘にみえる五侯祉は、おそらく右三器にみえる祉であろう。右の三器について最も注意すべき點をあげておく。

1、子祉の子字は左右を上下している形で殷代子某の名に用いる字形であり、子祉が殷の多子中の一であることは疑ない。父辛のための器を作つている。¥は盂卣の器文にもその款識がみえ、盂はその後であろう。盂卣においては父丁の器が作られている。かつ子祉尊はその文が亞字形の中に加えられていて、祉氏は殷の聖職者の家柄であることを示している。

2、俎は殷器にその名がしばしばみえ、小子夫尊三代・一一・三一・七に「俎賞小子夫貝二朋」とあつて小子に賜與を行なつているから、よほどの貴戚であつたとみえる。また俎鼎殷存・二七に「己亥、俎見事彶彭、車叔賞俎馬、用乍父庚障彝」とあり、銘末にいわゆる天黿形の圖象款識を附している。天黿形の圖象をもつ彝器は極めて多く、殷代にあつては甚だ有力な氏族であつたらしい。祉はその俎から賜賞をえて、父辛の器を作つている。1と同じ廟號である。銘末に〓形の款識を附する。黃縣㠱器にこの圖象をもつもの四十三件、すべて七十三器を聚成している。邑母癸斝陶齋・三・三二によると、この圖象は小臣邑の作器にみえ、また他器には多く㠱・㠱侯と稱する。

卜辭にもその名は多くみえている。〓形及び㠱關係の器を檢討すれば、殷周期におけるこの族の動靜を辿りうるものがあろう。

3、殷の多子中の一家である我の祭祀に奉仕し、賜賞をえて作られた器であるが、父己と銘し、亞若形の圖象を附している。同じく祉の作器であるが、圖象は各〻異なる。ただつねに亞字形を用いている點は同じ。

以上を通じてみるに、祉はおそらく殷の多子出自にして亞字形款識を標する聖職の家であり、殷商の滅んだ後も殷の大族として相當の勢威を有していたのであろう。その本貫はおそらく殷の畿內のうちにあつたが、關係諸器の出土地からみて、殷東の方面であつたらしい。それで今次の保の遹省を迎えて、徒隸六品を貺つて恭順の意を表したのである。下文の「蔑曆于保、易賓」という語は、この部分をこのように解して、はじめて疏通をうるのである。

蔑曆于保

陳氏はその銘文解釋上、この句の主語を王とし、「蔑曆於保的主詞、應爲王、謂王蔑曆保」というも、文は明らかに被動形である。于を目的格に用いることはない。郭氏は屯鼎の「屯蔑曆于王」を引いてこの句を被動形とみながらも、主語をえないのに苦しんで、この器には作器者がその名を顯わしていないとしたのであるが、構文上、この句の主語は上文の五侯祉でなくてはならない。五侯祉が保に六品を獻じてその蔑曆を受け、また儐物をも賜うたのである。

蔑曆については小稿「蔑曆解」論叢十集再錄參照。郭氏は從來、蔑曆とは免圅にして圅甲を脫ぐ意

としていたが、本器の考釋においてその自説を改め、曆の諸形中厂に従い埜に従うものがその初形であるから字は歴の古文であり、懸崖の野上を歴する象であるという。ゆえに蔑曆とは無厭の意で、不厭・無斁と同語、「蔑某曆」とは「不某厭」、「蔑曆于某」とは「不見厭於某」の意であるとする。郭氏は蔑曆についての從來の解を「釋者雖不乏人、訖難令人首肯」としてすべて一擲し、絶大なる自信を以て述べているのであるが、「不厭」や「無斁」の主語は概ね皇天上帝であつて、人に用いる語ではなく、郭氏の新説もなお人を首肯せしめがたいものがある。

思うに曆の初文が埜に従つているのは、埜の字形が兩木の間に土主をおく象を示していて兩禾軍門の象とその意を同じうし、下の曰字は載書の象。厂に従うのは陵陸懸崖の地をえらんでそこに軍旅をとどめ主・脤を奉じたからで、曆とは軍門に祝誓する意に外ならず、轉じて軍功をいう。歴とその聲義が近い。蔑は伐旌の伐の初文。蔑曆はもと軍功を旌表する意である。のちひろく旌表する義に用いる。厂下に埜あれば歴というごときは望文の甚だしいものというべく、古人の造字にはおのずから當時の意識・觀念に本づく一貫した原理がはたらいており、従つて文字の構成には一定の立意があるものである。

この句は、次の「易賓」と合せて、五侯征が保を迎えて徒隷六品を獻じ、保に蔑曆され、その褒賞をえたことを記し、作器の事由をいう。

易賓

陳釋に「易賓、當指王錫保以侯伯賓貢之物」と解している。王が保に侯伯諸侯からの賓貢のものを賜うたとするのであるが、陳氏のように封建説をとる場合、冊命に當つて諸侯賓貢のものを下賜するという禮はない。金文にみえる易賓の用語例に合わぬ解釋である。金文においては、賓とは儐使の者に對する賜賞をいう。

作冊睘卣　王姜令乍冊睘、安夷白、夷白賓睘貝布

盂爵　王令盂寧鄧白、賓貝

史頌設　王才宗周、令史頌省蘇、……蘇賓章・馬四匹・吉金

以上は何れも使者に對しこれを勞慰する意を以て賜與することをいい、そのことを賓という。またその際の賜物をも賓と稱するので、器銘の賜賓とはその意に外ならない。覲禮に「侯氏用束帛乘馬、儐使者」とみえ、聘使の人に禮物を儐する例であるが、ここでは五侯が保に蔑曆され、かつ賜賓のことも行なわれたのである。「易賓」という語によつて、保と五侯征とが臣從の關係でなく、賓禮を行なう關係のものであることが知られる。

用乍文父癸宗寶障彝

作器者は五侯征。その宗を癸宗と稱していることから、東方の族であることが知られる。作器者を保にして召公とみる説は、召公が召伯父辛の器を作つていることからみて文父の廟號が一致せず、それで郭氏のごときは作器者名を文中に記していないとするのであるが、もとより誤である。

遘于四方迨王大祀祓于周、才二月既望

殷式の紀年の形式を承けている。陳氏は

才正月、遘小甲彡夕、隹九祀明・六一
遘于武乙彡日、隹王六祀彡日考古圖・四・二九
才正月、遘于妣丙彡日、大乙奭、隹王二祀鄴・三・一・三二
才六月、遘于日癸翌日三代・三・二九・二

の諸例をあげ、かつ康誥「四方民大和會、……見士于周」の文を引いている。洽は會。麥尊に「洽王客葊京彭祀」の句がある。

祋は陳釋に「從示友聲、疑當作祓、祓于周、當指西土之周」という。助祭の意とみているようである。郭氏はこの器がその祀禮に用いられたものと解したらしく、

據此、可知彝器之用、不僅供祭於祖廟、並可持赴四方盟會、及助享祀於天子

という。器を旅彝とみて、宗周の祀禮に赴くための作器とするのであるが、すでに「癸宗寶隮彝」という以上、その宗彝を以て境を出ることはなかつたであろう。旅宗や旅服に用いるものは、別にその器があつたと考えられる。陳氏のあげている諸例からも知られるように、この末文は本來日附にすぎない。すなわち大事紀年の形式をとるもので、必らずしも五侯征がこの禮に參加し、そのためにこの器を作つたと解すべきではない。陳・郭二氏は祋を助祭・助享のこととみて、この末文をその行賓と解したのであるが、「大祀祋于周」とは王の行爲という。麥尊の「洽王客葊京彭祀」というのと語例同じ。祋は他に用例をみないが、あるいは侑薦の意であろう。祀祋の二字は連文とみるべきである。

大事紀年の文は單なる紀年として記されることが多いが、「遘于」という場合はそれに際會した意で、その祀禮に參加した場合もありうる。豐彝考古・四・二九のように、まず賞貝のことをいい、次に紀年を記し、また賞賜と作器の由とをいうものがある。これはその祀禮の後に器を作つているのであるから、作器は祀禮と直接の關係をもつているとみてよい。しかしすでに作器のことをいい、しかる後に「遘于」というものは、少くともその祀禮が作器の理由とは直接に關しない場合とみられる。殷器の例を以ていえば、小甲・武乙・妣丙の彡日、日癸の翌日は、必らずしも四方諸侯の助祭を要するものでなく、これらの祭祀はいわゆる周祭五祀として一年を通じて休みなく行なわれていたものにすぎない。ただ本器の「大祀祋于周」は特別の大祭であるらしいが、たまたま蔑曆賜賓の日がその日に當つたとの意であろう。作器の日には、由緒のある吉日が擇ばれていたのである。

訓讀

乙卯、王、保に命じて殷の東國に及ばしめしとき、五侯征、六品を貺り、保に蔑曆せられ、賓を賜ふ。用て文父癸宗の寶隮彝を作る。四方、王の大いに周に祀祋するに洽するに遘ふ。二月既望に在り。

參考

陳氏は器を武王期に屬するものであるが、その證として、この器銘と殷器との類似するところを列

擧している。

1、東或の或の字は卜文林・二・二・一六と同じ。

2、兄は切其卣・彝兄癸斝・宰丰骨、及び卜文珠・一九三の字形と同じ。周初の令殷にもこの字形が用いられている。

3、曆は埜に從う。晩殷の卣文三代・一三・四二・二，三と同じ。

4、癸宗と稱するものは、卜辭にもその例がある。

5、「遘于……」の形式は卜辭・殷文にその例がある。

6、迨は卜辭珠・一九三晩殷金文三代・四・七・二にみえる。

7、銘首に干支をおき、銘末に月を記す形式は殷の紀年法と同じ。

そして殷と異なるところとしては、王の字形が成王期の令彝や小臣謎殷に近いこと、祓字が卜文にみえず、既望が周曆の用語であることなどを注意している。

この器と同出のものに別に尊が一器あり、花文相類し、銘文もまた同じく、二器一組のものである。尊と卣と同文をもつものには、成王期の器として瞏・趞・作册睘などの例がある。この器もそれらと同例と考えてよいものであるが、陳氏は以上にあげた七點よりして武王期に入るべきものとしているのである。しかしこれらは他の周初の器にもみえるところであり、作器の時期を武王期のみに限定しうる證左とはしがたい。また陳氏は器制上、器蓋に兩角なきものは兩角あるものよりも古いという點を指摘しているが、康末以後、昭穆期に入るかと思われる靜卣の一器にも兩角はない。從つてこれまた期を武王期に屬する根據とはしがたい。最も決定的には、やはり銘文に記す事實の解釋による外ないのである。

陳氏は器銘冒頭の文を、武庚及び四國の叛をいうものとし、その點を器を武王期に屬する最も有力な根據としている。しかしこれは、黄・郭二氏が薄姑と四國を合せて殷東國五侯と解したのと同じく、五侯を五國と解しその名數の一致を求めたもので、そのため陳氏は令を封建、及を附與と解し、また黄・郭二氏も及を逮捕拘執と解したのであるが、下文の解釋に至つて窮して通ぜず、何れも器銘全文の意を把握するに困難を來たしている。わけても陳氏の封建説は最も支離の解に陷らざるをえなかつた。これは武王期説の成立しがたいことを端的に示すものである。

五侯は從來殷東の五國と解されていたのであるが、この通釋では貺の主語、蔑曆・賜賓の對象である固有名詞と解した。これによつて、郭氏のように作器者の名なしとする異例の解を免れうるのである。その地は明らかではないが、あるいは小臣謎殷にみえる五であろうかと思われる。殷では、東夷の大叛亂に當つて白懋父が殷の八師を率いて東征し海湄にまで至り、王命によつて五よりえた貝を師に賜うている。その役では、五は討伐を受けた一國であるが、本器では保が王命を奉じて東國の國情を視察するや、これを迎えて六品を貺り、蔑曆され、儐物を賜うている。保の巡撫に協力するところがあつたのであろう。このときすでに五侯と稱していることからいえば、征は周の侯命をえていたものとみられる。器の字迹雄偉嚴整で晩殷の風を存するところがあり、これを成王期におくも格別齟齬するところをみない。ただ小臣謎殷との前後はなお定めがたいところがあるが、器

制・銘文からみて、征の諸器は殷制に近く、あるいは白懋父討伐の前の器であるかも知れない。征の作器はその後現われず、殷系諸侯の一として、五侯の地位には浮沈があつたのではないかということも考えられる。

作器者は、上述のように五侯征とよばれる人であると思われ、従つて器名は通例に従つて五侯征卣とよぶべきであるが、出土以來保卣の名でよばれているものであるから、今はなお舊稱による。

＊保尊

器影・銘文　斷代・一・圖版二

保卣と同出。尊は腹部に饕餮文、その上下に小圏文を列している。銘文は卣と同文であるが、字迹はかなり見劣りがする。それで郭氏のごときは「字迹可疑」として僞刻であろうかと疑つているが、器中に刻辭があるので後刻のものとも思えない。多少掘り起しのよくない點もあるのであろう。もとより同時の器と考えてよいものである。

昭和三十八年六月印刷發行
昭和五十年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

財團法人

白鶴美術館發行

白川靜

金文通釋 五

一七、趞卣
趞尊
竈鼎
竈諸器
一八、罿劫尊
一九、霅鼎
二〇、員卣
二一、員鼎
員諸器
二二、作冊睘卣
睘諸器
二三、泉伯卣
不壽段

趞卣

白鶴美術館誌

第五輯

一七、趙　卣

器名　趙卣文錄　遣卣韓華

時代　成王大系・通考・斷代　昭王厤朔・唐蘭

收藏　「吳縣潘氏藏」周存「潘祖蔭舊藏、一九四五年冬、見於紐育古肆」斷代

趙　卣

著錄

器影　斷代・二・圖版一〇

銘文　奇觚・五・一三・蓋文（誤爲尊）
周存・五・九〇　貞松・七・一九・器文（誤爲尊）　大系・五　三代・一一・三四・二，三（誤爲尊）　斷代・二・一一六

考釋　韓華・庚二　大系・一五（尊）文錄・四・一三　文選　下二・三（尊）　厤朔・二・二八　積微居・二二〇（尊）　斷代・二・一一六

器　制　断代にいう。「器高二四・二糎、ロ一六・三×二二糎」。兩耳犧首、蓋及び項下・圏足部に同形の顧首の虺龍帶文があり、みな雷文を埋めた鮮麗なものである。提梁にも雷文がみえている。蓋には兩角がない。陳氏いう。「此器花文、與卿卣（澂秋・三六・三七）相同、卿組銅器、都屬成王時代、詳下第三六器（臣卿鼎）」。製作優美、この期の卣の典型的なものとなしえよう。

銘文　器蓋二文　四行二八字。行款相同じ。著錄にしばしば卣の二文と尊の文とを誤っているが、

趙卣器文

卣の二文は第四行が「王休」ではじまり、尊文は「休用」ではじまるので、みわけることができる。

隹十又三月辛卯、王才厈

罍圜器に「隹十又三月初吉丁卯四」とあつて、辛卯二八と相去ること二週である。もとより同年のこととは定めがたい。郭氏は十又三月についていう。「閏月也、古者閏月置于歳終、故有閏之年有十三月、卜辭已習見、周人沿襲殷制而已」。これ年末置閏法が西周期にもなお行なわれたとするものである。しかし十三月の稱は卜辭後期にはみえず、董作賓氏は殷末にはすでに年中置閏法に改められたものとしている。それで殷の舊曆である年末置閏法が周器にもなおみえていることは、この場合重要な研究課題となる。陳氏はこれによつて殷周文化の同一來源を論じていう。

十三月亦見于成王時的小臣靜卣、是置閏月於年終、其制同於殷代前期卜辭中的曆法、殷代後期則改用年中置閏、而周人直到春秋、纔采用年中置閏之法、由此可見殷周曆制、可能同一來源、而其發展的進度有所不同、殷周制度的同異、往往有類乎此者、上第廿七器（叔德設）釋文中、我們曾論易字初形作益、殷卜辭自武丁以來都作易、西周初一方面通行自殷以來的易、一方面還保存了易的初形益、此與十三月之事相類

殷周文化はもと同源にして、それぞれ異なつた發展をとげたとするもので、その證として周金には益字や十三月の曆法にその古い時代の名殘を存しているという。

董氏は年中置閏法が殷代後期にすでに成立しているので、西周もまたその曆法を用いたものとして西周年曆譜を構成し、陳氏は西周器銘に十三月の例がかなりみえていることによつて、西周は殷の舊曆をそのまま習用したと考えるのである。思うに董説では、西周の器に數見する十三月、及び春秋初期の周曆がなお年末置閏法をとる事實を説明することが困難であり、遡つていえば殷に新舊二曆ありとする説にも疑問をもつ人もある。西周彝器にみえる十三月の例は殆んど前期の器に限られ後期にはその例をみないので、董説の立場からいえば西周にもまた新舊二曆があつたとする外はない。いま西周の紀年銘によつて考えると必らずしも當時定則的な年中置閏法があつたとはしがたいところがある。そのことについては別に述べる。

斥は睘卣にもみえる地名であるが、郭氏はこれを中方鼎の寒餗と同じであるとする。睘卣參照 かつ器も同時のものであるという。

此與睘卣、同言王在斥、而字跡復如出自一人手筆、決爲同時器無疑

斷代は斥を地名とせず、宮室の名であろうかとし、莽京宮寢の一部とする考えである。

金文才下一字、常是地名、但也可能是宮室建築之名、如王才寢、王才大室、王才大宮之類、麥尊曰、會王居鎬（莽）京、……王以侯內於寢、……粵王才㡿、是㡿爲鎬（莽）京宮寢的一部分、斥當同此、小臣靜卣、隹十又三月、王居鎬（莽）京、字體與此器極相近、可能是同時所作、此又斥在鎬(莽)京的一旁證、釋名釋宮、室側或曰軒、乃指長廊之有窗者、或即此類、但斥也可能是地名

睘卣において、王の斥にあるとき、王姜は乍册睘を夷伯の許に派してその綏撫を行なつている。「王才斥」の斥を宮廟の一部の名とするのは殆んど意味をなさない説である。斥はもとより地名である。韡華にその地を詩の旱麓の旱とし、「睘卣亦有王在斥之文、以音求之、疑卽詩之旱麓、旱斥音近、古文地名、往往從音、而無定字也」というも、旱は山名で、本器や睘卣にみえる賜與などの儀禮を行なうに適わしいところでない。また綴遺に字を橐の異文とし、秦の橐泉宮の地であり、それは周時の離宮の址に當るとしているが、字形も合わず、地望も異なつている。その所在については睘卣の條參照。

易趞采、曰趞、易貝五朋

賜物は采土と貝と類を異にするものであるから、文を別にして記している。宜侯夨𣪘なども、この表記法をとつている。

趞は作器者。字は趞とは隷定しがたい形で、文錄には趩と釋しているが、一應近似の字をとつて趞と釋しておく。陳氏は疐鼎・班𣪘にみえるところの趞と同一人であるという。疐鼎では趞は王命を奉じて東夷を伐ち、また班𣪘では毛父が王命を奉じて東國を伐つに當り、趞は班に毛父の扞護を命じている。字は疐鼎の趞が最も似ている。あるいは本器にいう賜賞も、その東夷征伐の功に關するものであろう。

采は采地。陳氏はその制を論じていう。

康誥采敍于侯甸邦之後、采字書或作寀、爾雅釋詁、尸采也、注云、謂采地、又曰、采寮官也、注云、官地爲采、同官爲寮、郝疏云、下文云、采事也、能其事者食其地、亦謂之采、禮運、大夫有

采、以處其子孫、韓詩外傳、古者天子爲諸侯受封、謂之采地、然則尸訓采者、葢爲此地之主、因食此土之毛、采爲采地、而後世九服之名、亦有采、王制曰、千里之内曰甸、千里之外曰采曰流、此器之采爲采地采邑、故著采地之名曰某、中方鼎曰、王曰、中、茲褱人入史易于武王乍臣、今兄畀女褱土、乍乃采、是以某土爲采地

采地には多く縣鄙の間地が與えられたので、後に五服の列にも加えられるに至つたものと思われる。土を賜うときには多く某土という。大保設「易休余土」、中方鼎「兄畀女褱土、乍乃采」のごとし。ただ賜土と采地とは性質の異なるもので、賜土のときには一應完全な領有權があり、采土はいわば用益權を主としたもので、租調を徵するにとどまるものであつたらしい。この場合王室の上位所有權はなお強く殘つているのである。采は說文に「捋取也」とあり、「人君賜臣以邑、令采取賦稅、謂之采地」春秋經莊元年疏「采謂田邑采取賦稅」詩緇衣疏というものがこれで、その定量を定めるときには金文では「取遺若干守」と稱するのである。

郭氏はこの賜采を以て、成王初年の「建侯衞」の事實に當るとしている。

尙書大傳、周公攝政、一年救亂、二年克殷、三年踐奄、四年建侯衞、四年卽文王紀元十九年、成王六年、此言錫采、正與建侯衞事合

これは睘卣の「隹十又九年、王在厈」をこの器の「在厈」と同時とし、大傳にいう四年は文王紀元十九年であるから、大傳の建侯衞を以てこの器を解したもので、郭氏が巧合の說に長じていることを示す一例である。しかし文王紀年のごときは後世經學家の臆說にすぎず、また本器にいう采土は上述のように封建のこととは異なるもので、封建のときは宜侯矢設「侯于宜」のようにいう。趞を文錄に作器者と同字とし趩と釋するが、字形は異なる。同字とするのは、吳闓生も器銘を封建のこととみたからであろう。韡華に「走或釋趣之古文」というも字未詳。その地もまた識られない。

趞對王休、用乍姑寶彝

對は對揚。對あるいは揚のみを用いる場合もある。對揚の文獻例については、積微居の趞尊の條に詳しい。

姑はおそらくその文母の姓であろう。文母の器を作るものは、東方系の器に多くみられ、その一特質ともいいうるものである。

訓　讀

隹十又三月辛卯、王、厈に在り。趞に采を賜ふ。趞と曰ふ。貝五朋を賜ふ。趞、王の休に對へて、用て姑の寶彝を作る。

參　考

器は典雅にして殷器の餘風を存し、字迹は宏達にして雅致に富み、肥瘠を用いることが著しい。令設・大保設と相通ずるものがあるが、また別に風格を示している。なお別に同銘の一尊がある。

＊趞尊

器名　諸書に多く卣と誤る。

收藏　「濰縣陳氏藏」周存「今在弗利亞陳列館」断代 Freer Gallery of Art, Washington.

著錄

器影　「其照片遺失」断代

銘文　奇觚・五・一三　愙齋・一三・一二（又一九・二四、重出、誤爲卣）　簠齋・尊・六　大系・五　綴遺・一八・四　小校・五・三八　三代・一一・三五・一　書道・三八　河出・一六九　周存・五・四

貞松に「濰縣陳氏藏二器、與此文同器異」、また小校に「三代器二、一有蓋文同、名作遣乍姞尊」とあるものは、みな卣を誤まっているのである。

器制　断代にいう。「高二〇・五糎、口徑一七・五糎、見其器、近於商周五三〇（父乙尊）、花文同此器」。その照片が失われたのは遺憾であるが、いま陳氏のいう父乙尊をみるに、腹部に帯文あり、正中の犧首を中心にS字狀の虺龍文一道を飾り、圏足に二條の凸文を付している。同出の父乙卣通考・六三六も文飾同じ。通考に二器を商器に列するも、卣に兩角あり、成王期のものと考えられる。

銘文　四行二八字。卣文と同じ。ただ第四行が「休用」にはじまり、卣の二文と行款が異なつている。

文錄に趞を爽にしてすなわち召公爽とする説を出している。その説にいう。

吾嘗以𡨦鼎互證、知此趞當爲召公、趞卽爽字、亦可讀醜、說詳前𡨦鼎、又疑召公之燕、卽姞姓國、說者分燕爲二、謂召公爲周同姓、爲北燕、別有姞姓之燕、爲南燕、疑非、雖北燕及燕姬、嘗見於春秋、然南北二燕之說、經傳幷無明文、而南燕之姞姓國、乃羌無故實可徵、亦一疑問也

召公爽は金文では朿と記されているものがそれであり、本器の趞は自ら別人である。また南燕は姞姓とされているが、金文には姞の字が甚だ多くみえ、この器のごときも南燕の器と定めうるものではない。燕については別に列國の條に述べる。文錄には作器者の名も采地もともに趞と釋しているが、もとより別字とすべく、受賜者が自己と同名の地を賜うという例はない。

趞の隷下に𡨦というものがあり、𡨦鼎以下多數の器を殘している。

＊𡨦鼎

器名　𡨦彝 敬吾

時代　成王 大系・断代　昭王 厤朔・唐蘭

收藏　「江蘇嘉定錢獻之藏」攈古

著錄

器影　十六・一・一七　大系・四

銘文　積古・四・二三　攈古・二之三・七九　奇觚・一六・五　敬吾・下・四一・二（僞）　大系・八

考釋　拾遺・中・一二　大系・二〇　文錄・一　一二　文選・下一・九　㕚朔・二・二八　積微居・一三〇・二三〇　斷代・一・一七三

器制　十六長樂堂にいう。「高九寸一分、身高四寸五分、足高三寸、耳高一寸六分、口徑八寸、純素無紋、腹有素帶一道」。立耳。器腹はかなりの含らみをもつている。陳氏はこの器と形制の近いもの數器をあげて器の時期を論じている。參考の項參照。

銘文　五行三三字。吳闓生によると、この銘文の前になお八字を有するものがあるという。

此器據阮氏本、止如此、今檢羅振玉本、王命上增「唯王九月王客于闌」八字、疑係近人增刻、殆未足信、闌字出宰椃角、是增刻者所據也、又有戠彝、文與此同、僅虘作戠、一字異文

羅振玉本はいま何に著錄するかを知らないが、吳氏がすでに僞刻と認めているものであるから、あるいは著錄されることがなかつたのであろう。吳氏のいう戠彝の文は未見。敬吾にいう。

此彝東鄉封翁向賈人假以屬搨、甫搨而已如桶脫底、葢出土時、朽爛破裂、賈人以臘綴成者

そして三十八字銘のものに言及してその釋文をあげている。跋にいう

徐壽臧文、曾貽予虘鼎拓本、其文大略正同、彼虘鼎六行、此虘鼎五行、雖少「庚君」及「萬年永葉」六字、其爲一人之器無疑、咸豐壬子八月初四日、建卿養痾因書

この三十八字銘は從古・一一・五に錄するところであるが、何れもおそらくは僞銘であろう。

王令趞、𢦏東反夷

趞は十六・積古に獵、文錄に趩と釋するも、やはり趞と釋するのが最も近い。字は趞尊・小臣父丁彝三代・六・五一・一にみえるものと近く、孟殷・班殷にみえる趞とは異形である。郭氏が趞尊・班殷の趞と同一人とするのは正しくない。趞尊・趞叔彝の趞はおそらく東方系の氏族であるらしく、孟殷・班殷の趞は周の同族たる毛公の家系に屬するものと思われる。楊氏は臾に從う字としているが、いま趞と釋しておく。𢦏を十六に春秋の國名載に當るとし、從古は左傳によつてその地の考證を試みているが、大系・文錄は魏石經によつて捷の初文とみている。呂行壺にもこの字があり「𢦏孚貝」という。伐の義である。しかし𢦏を捷と釋するのは、「王令趞、𢦏東反夷」という文に適切でないので、積微居には截と訓すべきだといい、穆天子傳四「截春山以北」の文を引く。陳氏も詩の常武「截彼淮浦」の句を證としている。孫詒讓はすでに、字を截にして裁制の意であることを論じているが、この場合伐の義とみてよい。

東夷を伐つことをいうものには小臣謎殷・疐鼎、反夷を伐つことをいうものに旅鼎がある。王の親征のほか、公大保・白懋父などが主師として出軍している。この東征はどの役をいうのか知られないが、趞尊・趞卣に「王在厈」の語があり、もし兩器に記す賜賞と關係あるものとすれば、殆んど成王期の東征をいうことになる。疐の諸器はその器制より推してほぼ成康期に在ると考えられるので、この器にいうところも成王末年の東征と解することができる。

疐肇從趞征、攻開無啻

疐は趞の隷下であるが、すぐれた彝器を多く殘している。相當の大族であつたとみられる。𩰫銘に

「疐乍父丁寶彝」とあるから、また東方の族である。趞肈は肇。肇始と嗣續との意がある。その兩義を含む字であるが、ここは始と訓しておいてよい。趞を十六に陜と釋し、字に泐損があるという。もとより趞の字である。

末四字を十六に「攻戰無敵」と釋し、諸家これに據る。郭氏は戰を開にして躍の假借としていう。

開乃古龠字、象編管而管端有空、古龠實編管、而非單管、卜辭及金文、每叚開爲論、此以攻開連文、則又叚爲躍、易萃之六二、孚乃利用禴、釋文、禴蜀才本作躍

陳氏もまたこれに據り、かつ方言一「踰登也」を引いて、「攻開卽攻登」としている。

器文の攻字はその字形が攻に類しておらず、矩を執る形に近い。攻の字は列國の器に至つてみえる。「攻躍無敵」のように、戰鬪行爲を描寫的に記すことは、金文には殆んど例のないことである。公伐郘鐘周存・一・四九公伐郘鼎周存・二・三〇に「攻開克啻」の語があるが、二器とも僞刻にして證としがたい。かつ下文「省卣尸」とあるので、この四字は必らずしも戰鬪をいう語とも思われない。おそらくは明公段「魯侯又囚工」禽段「禽又敐祇」のような、戰勝を祝禱する儀禮をいう語であろうが、いま適解をえがたい。しばらく舊釋を存し、攻を戰勝儀禮をいう動詞と解しておく。

省卣尸、身孚戈

十六に「相刋及身」とし、積古・拾遺・從古みなその釋による。しかし文義は通じない。郭氏は「相卣人身」と釋し、「言已之武勇、爲人與我所共覩也」とするが、人身を人我と解するのは無理である。文錄に「相于厥身」と釋し、「相猶衞也、能保衞趞身」という。主帥を守護した功をいうとするのである。陳氏は郭釋によるが、楊樹達氏は文意に合せずとして相を傷の假借とし、勇戰して負傷するに至つた意とする。これらは何れも上句を「攻戰無敵」の意とし、それを承ける解を求めたものであるが、「攻開」を戰陣における呪的儀禮と解するならば、解釋はもつと容易である。省は遹省の省、巡察するをいう。本來は視ること自體が一種の呪的行爲であり、望・監・臨・視などみな眼の力、視ることの呪的意義を含む字である。視ることは對者を支配し、厭勝の意味をもつ行爲であつた。ここでは遹省してその地を支配することをいう。第三字は夷。「東反夷」の夷と同じ。文錄に厥にして「厥身」とつづくべきだとしているが、字形は明らかに異る。身は副詞。他に用例はないが、その功をいう語であるから、孚戈の上に用いて差支えない。

銘は摹刻であるため字形に失眞のところが多く、以上の釋にも疑問の餘地はありうるであろうが、舊釋よりは文義の疏通をえやすいように思う。

用乍寶隮彝、子〻孫〻、其永寶

この形式の末文は初期金文に多い。陳氏は小臣宅段・厚趠方鼎・班段の例を指摘している。

訓　讀

王、趞に命じて、東の反夷を截たしむ。疐、肇めて趞に從つて征し、攻開すること嫡無し。夷に省して、身づから戈を孚れり。用て寶隮彝を作る。子々孫、其れ永く寶とせよ。

𨛭卣蓋文

参考

断代に、この器と同一人の器を聚成し、その器制より時期の推論を試みている。

與此鼎同作器者的若干它器、就其圖象可考者、都是屬于西周初期的、此組銅器如下

卣　十六・二・一九　泉屋・一・六五　文云、「𨛭乍寶障彝」　器蓋二文

尊　十六・二・二一　文云、「𨛭乍寶障彝」

甗　十六・三・六　文云、「𨛭乍𩰫甗」

尊　攈古・一之二・二三・四　二器、文云、「𨛭乍寶障彝」

觥　福格・四三，五二，九〇　三代・一一・二一・二　圖・断代・一・一一，一二　文云、「𨛭乍父丁寶彝」

此鼎形制樸素、僅口沿下弦文一道、與它同時代同形制的鼎、有以下諸器

勅𣪘鼎　善齋・二三

立鼎　頌續・八

小臣氏樊尹鼎　寶蘊・二八

小臣𨗨鼎　清華大學

𡨦鼎　清華大學

善・二三與獻侯鼎（寶蘊・八）、都是用作丁侯障彝、所以兩鼎是同時之作、獻侯鼎記唯成王大

𨛭　觥

彝才宗周、則兩鼎倶作于成王之時、淸華所藏寠鼎、是爲召伯父辛而作、作器者乃召公之子、亦約當成王之時、由此可證寠鼎之王是成王

以上の陳氏の所論はほぼ首肯してよいものである。

寠氏諸器中、卣は器の頸部、蓋の緣邊に各々虺龍一道あり、蓋には左右に兩角がある。尊も中段の上下に各々虺龍一道を配し、甗は甑部に饕餮文、器の頸部に己形の帶文を附している。觥は文樣華麗を極め、器腹に饕餮、上部に夔鳳等を配し、流下に鳥啄を付している。圈足部には虎文、蓋の正面は怪獸の開口した顏に作り、後部は饕餮、脊梁の左右に虺龍、地を方形雷文を以て埋める。饕餮の兩角は器外に出て、蓋上に立ててある。

寠鼎は器影・拓片をとどめず、十六に載せるところはかなり失眞の憾みがあるが、寠の諸器をみるに製作のすぐれたものが多く、周初の器であることはほぼ信じてよい。觥銘に父丁と稱していて東方の族であることが知られるが、その主帥である趞は小臣父丁彝では小臣より賜賞をえている。すなわち趞・寠は庶殷の一であることを知りうるのである。

なお別に寠段兩罍・六・三〇　寠鼎周存・二・三六の二器があり、兩者とも同文二十七字を銘している。時期は遙かに下り、かつ二器ともその刻銘は佳良ならず、疑問とすべきところがある。同名の器であるから、ここに附記しておく。

一八、罣　刧　尊

器　名　罣刧尊通考　岡刧尊斷代

時　代　成王斷代・唐蘭　昭王麻朔

著　録

器影　通考・五一五

罣　刧　尊

銘文　斷代・三・九二

考釋　通考・三九五　麻朔・二・一七　斷代・二・七六　唐蘭・三六

器制　通考にいう。「大小未詳。腹中飾直紋、上下夾以鳥紋」。なお夔鳳文の上下にさらにそれぞれ二條の弦文がある。帶文に二條の弦文を加えるものは、一の形式をなして

いる。ただ𣪘に直文を用いたものは、あまりその例をみない。

銘　文　三行一六字。これと同文のものに岡卣文選・下・三・九がある。文選に「栔齋拓本」によるという。他にその拓影をみない。

王征〓

第二字を容・于・陳の三氏は何れも征と釋するも、字は明らかに徂である。徂には之往・出・侍な

どの義があり、征役とは別である。陳氏がこれを伐埜の器の一として禽𣪘と列しているのは、第三字を埜と釋し禽𣪘の埜侯と同じとみたからであるが、なお疑問である。唐蘭氏も陳氏と同じく、埜にしてすなわち蓋、商奄の奄であり、器銘は踐奄の役をいうとするも、徂は征役をいう字ではない。第三字を通考には字形のまま、文選・斷代には埜と釋している。しかし禽𣪘の字形は明らかに去に從うも本器には口形を含まず、また兩木・兩禾に從う形でもない。字形としては鬱鬯の鬱に最も近く、その儀禮をいうものと解される。王が、祭祀の場所に涖み、その儀禮を行なつた際に、その儀禮に與かつた䍐劫に對して賜賞を與えたのであろう。

易䍐劫貝朋

文選に器を岡卣と題しているのは剛を名とみたからである。通考・斷代は䍐劫を名とする。卜文に䍐の字があり、䍐もこれと構造の似た字である。劫は種々に隷釋されているが、䍐のみを作器者の名とすれば劫は貝をえた地名となる。いま䍐劫を人名とみておく。

貝朋という例は多くない。貝十朋・貝廿朋というのが普通であるが、朋上に泐損があるようには思われない。守宮盤には峚朋という語がある。

用乍朕蕣且缶隮彝

第三字以下、通考に「□□祖缶」、麻朔に「朕京且寶隮彝」、斷代に「朕蒿祖寶隮彝」と釋している。通考には缶を祖の名としているが、寶の省文であろう。朕は字迹が明らかでなく、高も字形に問題があるが、斷代にあげる以外に拓影をみず、確かめがたい。斷代も「朕蕣」の二字については疑を

存している。

訓　讀

王、征きて燓す。䢅劫に貝朋を賜ふ。用て朕が高祖の寶障彝を作る。

參　考

同銘の卣一器があるが、器影も拓影も知られていない。斷代にいう。

𢍉卣同銘、爲西周初期的常制、此𢍉形制花文、亦確屬成王時器、此組銘文所伐之國、與禽𣪘同、都是成王所伐的奄

これは燓を埜と同文とみて、禽𣪘にいう役と同じとするものであるが、征は征伐の意ではなく、戰役のことをいうものとはしがたい。䢅劫は王の行なう鬱鬯の儀禮を佐けて、貝朋をえたのであろう。器制は明らかに殷系を承け、器腹に直文を用い、鳳形も柔軟である。字迹は叔隋器などに近く、整齊にして典雅であるが、朕の字形や、高を葬、且寶を合文にして記すなど、異例のところが多い。時期は器の形制上周初とみてよく、字迹よりいうも、ほぼ成王期に屬しうるものと思われる。

一九、晢　鼎

器　名　　作器者名の隷釋は、著錄によつて異つている。

時　代　　成王大系・麻朔・斷代等　昭王唐蘭

出　土　　「器二、近出土、見之都肆」貞松・補

著　錄

器影　　「此同銘的二鼎、未見圖象」斷代

銘文　　貞松・補上・一二　大系・一四　小校・三・九　三代・四・一八・一，二

考釋　　大系・二八　文錄・一・二九　文選・下一・六　麻朔・一・一七　斷代・一・一七四

銘　文　　器二、四行三五字。

隹王伐東夷

王は成王であろう。郭氏は「文字甚古、必爲成王東征時器」といい、斷代には書序を引いて、「書序曰、成王既伐東夷、此器伐東夷之王、自是成王」と稱している。下文の濂公は厚趠鼎にみえ、また史旟は員卣にみえており、それらの人物關係からも、器がほぼ成王期に入りうるものであること

が知られる。ただ文首に「隹王伐東夷」というも、たとえば大保𣪘「王伐彔子耶、……王降征令于大保」のような例もあるから、必らずしも親征の役をいうとは定めがたい。このときも、溓公が𩂣らに征命を發しているのである。

溓公令𩂣眔史旗曰

溓公は厚趠方鼎に「隹王來各于成周年、厚趠又償于溓公」とみえ、また令鼎にも溓仲・溓宮の名がある。史旗は員卣にその名がみえ、鄶を伐つときの將師であつた人である。

𩂣は字未詳。しばらく呉闓生の隷釋するところによる。𩂣にその職名をいわず、旗には史を稱している。下文によつて考えると、𩂣は師氏等を率いているのであるから、師系の高職にあつたものとみられる。溓公の宮は、厚趠方鼎や令鼎によつて考えるとおそらく成周の地にあつたと思われるが、𩂣らは溓公の命を受け、成周の師氏を率いて出征しているのであるから、この受命は成周においてなされたものと考えてよい。𩂣や史旗は成周庶殷中の名族であろうと思われる。

以師氏眔有𤔲遂或、𢦏伐腞、𩂣孚貝

師字の右旁は二横畫が殆んど並行にかかれていてやや異例である。第三字は明らかに厥の字形である。それで文選・斷代にはこの二字を字のままに釋し、貞松も「師厥」としているが、文錄には「師氏」と釋する。彔𢦏卣に「女其以成周師氏」とみえ、令鼎には「有𤔲眔師氏小子、𨙸射」の語がある。この器にも「有𤔲遂或」の語があつて、師氏と有𤔲と對文らしく思われ、厥は氏の誤のようである。もし字のままに厥とよむとすれば、文は「以師、厥眔有𤔲遂或、𢦏伐腞」となる。これでも通じないことはないが、厥は概ね領位に用いる字であるから、語法的に難點があり、師氏とする方が文義は通じやすい。いまかりに師氏と釋しておく。

有𤔲はよく師氏と對稱されて前引の令鼎にもみえ、また毛公鼎には「参有𤔲、小子師氏」の語がある。有𤔲とは監𤔲者すなわち管理者の意である。散氏盤にみえる「矢人有𤔲」・「㕣人有𤔲」などはその例である。管理者には同じ部族中の支配層の位置にある者が多く用いられ、ときには伯と稱ばれた。宜侯夨𣪘における「鄭七伯」、大盂鼎の「邦𤔲四伯」・「夷𤔲王臣十又三伯」のごときものが

それである。總體的所有に近い支配形態であつたとみることができよう。ここにいう師氏・有嗣も、軍事・行政の面におけるそういう性格のものであるが、䜌と史旗とはその師氏・有嗣の統率を命ぜられているのであるから、よほどの名族であつたようである。受命者が二名であるからその職事にも分擔があるかも知れないが、史某にも軍事に從うものが多いので、强いて分別することはむつかしい。この器銘では䜌は貝を俘獲し、軍功を收めている。

遂或は金文にその語例がみえず、文錄に「遂國者、從征在後之國」というも要領をえない。後の語義からみて、ある地域に附屬する地の意と思われ、「有嗣遂或」とは管理者たる有嗣諸伯の管理する諸地のことであろう。この場合、師氏に屬する兵力と、有嗣諸伯の隷下にある徒衆を引率することをいうものと解せられる。

戠は㝬鼎にみえる戠と同義の字であろう。吳闓生は載と同字にして語詞であるとしているが、むしろ經籍にみえる截と聲義が近いようである。戠伐二字連文である。

𦞅を大系に豫州の豫と解していう。

殆卽豫州之豫、說文云、豫象之大者、从象予聲、此从肉、葢亦喩其物之大也、古豫州之野、必有國名豫者、……其豫字、則本作𦞅也、員卣謂、從史旗伐會、葢同時事、會卽鄶省、亦在豫州、可爲證

厤朔には字を鄶にして鄭の地であるという。鄭はもと殷商の一根據地であつたし、また上文の「王伐東夷」という文と大體において方向が合している。なお斷代には

右半是肉、左半是獸形、不能識、金文能字从肉、其左半的獸形、與此稍異、若是能字、當指熊盈之熊

とし、踐奄の役において熊盈の族を伐つことを記したものであろうかという。字形は獸形に從つてはいるが、熊とも定めがたい。史旗は員卣においては會を伐つており、兩者は相近い地であろうが、會が郭氏のいうように鄶すなわち檜の地ならば、檜・鄭は同じ方向である。陳夢家氏は員卣の會を東海郡の曾と解し、山東嶧縣の東八十里であるとしているが、金文における東夷は必らずしも山東・沿海の諸族とは限らず、徐淮の諸夷をもいうものとみられ、河南の中・東部も當時は夷域にあつたと考えてよい。

䜌用乍饔公寶䵼鼎

郭氏は饔を館と釋する。それで臣辰盉「隹王大龠于宗周、㑭饔葊京年」、また呂方鼎「王饔于大室、呂征于大室」の饔などみな館と釋しているが、葊京や大室は館すべきところではなく、宗教的儀禮を行なう場所である。いま字形のままに饔と釋しておく。饔公は䜌の先考の稱であろう。

訓　讀

隹、王、東夷を伐つ。滕公、䜌と史旗とに命じて曰く、師氏と有嗣後國とを以ゐて、𦞅を戠伐せよと。䜌、貝を孚れり。䜌、用て饔公の寶䵼鼎を作る。

参考

關係器物からその人物關係を推すと、溓公の下に霅・史旟があり、史旟の下に員卣の員がある。霅は師氏を率いる東方の貴游で溓は令鼎によると王の近臣である。溓は當時成周の軍政を董督する地位にあつたらしく、その事情は周初、成王初年のときとはかなり異なつたものがあるようである。それでこれを践奄のとき熊盈の族を伐つたとする陳氏の説は信じがたく、器の時期は少くとも成王期後半以後にあるとみられる。

器銘には受命のときの二名の名を記している。命辭はそのままの形式で錄するのが例であるから、作器者がそのうちの一人である場合でも他を略することをしない。令彝・班殷・令鼎・臣辰卣等はみなその例である。

二〇、員　卣

時代　成王大系・通考・麻朔・断代

收藏　京都藤井有鄰館

著錄

員　卣

器影　日本・七三
銘文　大系・一四　三代・一三・三七・一，二
考釋　大系・二八　文錄・四・一七　文選・下・三・一〇　麻朔・一・一八　斷代・一・一七四
器制　高さ二六糎。器體は楕圓形。蓋上に杯狀の鈕を付す。四方に鈎稜あり、器腹・蓋上に饕餮文、器蓋口緣の圓渦文、提梁上の蟬文など、みな突線で表わされ、地は雷文を以て埋める。
同銘の尊日本・一四五と同じ表出をもっている。

員卣器文

銘　文　　三行一七字　器蓋二文

員從史旟伐會

員は鼎形に從う。史旟は䨻鼎にみえている。會を文錄に膾とし「莊子有宗膾胥敖」というも、おそらく鄶であろう。大系にいう。

會鄶省、國風作檜、鄭語、妘姓、鄔鄶路偪陽、注云、陸終第四子曰求言、爲妘姓、封於鄶、今新鄭也、鄔路偪陽、其後別封也、平王東遷、爲鄭所滅、左傳僖三十三年、鄭葬公子瑕于鄶城之下、杜注云、古鄶國、在滎陽密縣東北、在今河南密縣東北五十里、與新鄭接壤

克殷當初の時期にあつては、この方面に作戰が行われたであろうことも十分考えられる。ただこの會を、吳其昌・陳夢家の二氏のように曾と釋する說もある。吳氏はいう。

曾地在徐方境內、爲淮夷心腹肘腋、說文、鄫姒姓國、在東海、漢書地理志、東海郡云、繒故國、禹後、一統志、故城今在嶧縣東八十里、此當是曾國東境之邑也、左氏襄公元年傳、次于鄫、杜注、鄭地、其地在今河南歸德府睢州南、此當是曾國西境之邑也、史旟與䨻、同屬溓公部下、任戰于河南方面、員又爲史旟之部將、則所克之曾、殆爲左襄元年所次之鄫也、此以後、曾遂助周人以抗淮夷、故鄫世爲淮夷病、左傳僖十六年注　故至宣王伐淮夷時、曾伯霥遂爲主力軍之一矣

これは地を河南・山東の接壤方面とみているものであるが、陳氏も漢志・說文・左傳を引き、この

器にいう征役を東夷の征伐とし、括地志に引く繒の故城、郯城の西、淮水の北、嶧縣の東八十里とする。以上によれば、郭説はその地最も近くして密縣、吳説はさらに遠く商邱の附近、陳説は最も遠くして山東嶧縣となるが、陳氏はまた郭氏の會と稱する説をも紹介している。いまその字をみるに曾器にみえる曾とは字形異り、字はまさに會であるから、郭説によつて會と釋しておく。疐鼎では王が東夷を伐ち、史旟が溓公の命によつて作戰し滕を伐つているので、吳・陳二氏はこれを山東の方面に比定しようとしたのであるが、麻朔では吳氏は滕を鄒にして鄭の地であるとしている。本器との關聯から考えると、何れも鄭方面の作戰であつたらしい。淮夷は古く東夷とも南夷ともいわれ、淮水の上游よりその流域に多數の小邦をなしていたので、宗周鐘にみえる南夷東夷廿六邦のごときも、この方面の夷系諸族である。中氏諸器にいう南國もこれらの南夷に外ならない。周初の征役に關する彝銘を、すべて山東方面の東夷と考えるのは、成王踐奄説を背景とする一種の先入觀に導かれたものであつて、このような先入觀を棄てて、文に卽して嚴密にその意を考えるのでなければ、新しい史料としての彝銘の價値を十分に發揮することは不可能となろう。

員先、內邑、員孚金、用乍旅彝

「員先」の先は先候のことをいう。先は本來軍行における除道の意味を含む行爲であつた。中方鼎二論叢十集參照。

「內邑」は入邑。鄙邑に入つたことをいう。員はここで金を俘獲し、その功を記念して旅彝を作つたのである。賜賞のことをいわずして器を作つているのは、自らその功伐を銘したものであろうが、疐鼎においても貝を俘獲して器を作ることをいう。

訓　讀

員、史旟に從つて會を伐つ。員、先して邑に入る。員、金を俘れり。用て旅彝を作る。

員　尊

參　考

大系の拓は于氏の藏する一本に據り、麻朔は商承祚氏の藏するところによるという。三代には器蓋の二銘を收めている。字は行款整い、成王初期の健爽の風はないが、疐鼎に似て雅醇である。この兩器に記すところは、あるいは同じ征役であろう。なお同銘の尊一器があり、藤井有鄰館の藏するところ。

器影は日本・一四五に錄入している。その文様は員卣と同じく概ね突線を以て表出し、器腹に虁龍、口頸部に蕉葉虺龍文、圈足部に虺龍、口頸下に圓渦文を飾る。四方に鈎稜あることも卣と同じ。卣と同時の製作とみられる。

二一、員　鼎

器　名　父甲鼎窓齋

時　代　成王大系・通考・斷代　西周中葉韡華

著　錄

　銘文　窓齋・六・八　大系・又一四　綴遺・四・七　小校・二・九七　三代・四・五・四

考　釋　韡華・乙上・一一　大系・二九　文錄・一・一五　文選・下・一・五　積微居・八〇

銘　文　四行二六字

唯征月既望癸酉、王獸于昏𣀔、王令員執犬、休善、用乍父甲𩱧彝　[illegible]

征月は正月。正の繁文である。獸は狩の初文。卜文はみなこの字を用いている。昏𣀔を韡華に氏羌の氏にして氏鄙であるという。

眂古文視字、見周禮說文、眂下字、从啚从攴、古文鄙字也、眂鄙地名、眂字當从氏聲、殆卽氏羌氏字之假借、眂鄙疑謂氏羌之鄙地也、卜詞云、王田眂、眂卽此眂字、此从目又、特文字轉訛之故

もし柯氏の說の如くならば、當時の氏羌の所在について、その地が王の田狩しうる範圍にあつたこ

とを證する必要があろう。卜辭には氏族とみられる方名はない。積微居にはこれを南鄭の祇林に充てようとしている。

昏字上从氏下从目、說文、眡視貌也、从目氏聲、此昏數地名、數字从攴畓聲、畓卽今倉廩字、金文廩字多从米也、余疑此數字殆假爲林、古林亩二字音同、故可通作、林爲獸之所聚、古人狩獵往往於林、國語云、唐叔射兕於徒林、太平御覽八九〇引竹書紀年云、夷王獵于桂林、得一犀牛、並其證也

昏數何地、不知所在、左傳昭公十二年曰、昔穆公欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬跡焉、祭公謀父作祈招之詩、以止王心、王是以獲沒於祇宮、穆天子傳注引紀年云、穆王元年、築祇宮于南鄭、豈南鄭有祇林、祇宮則因地而爲名歟

器銘にいう田獵がどの地で行なわれたかは地名を考證しえない限り不明であるが、當時の獵地として最も著明なものは、宗周の地ならば渭北、成周ならば河内修武の方面である。員の三器はみな出土の地を明らかにしないが、卣文によると員は史旗に從つて會を伐ち、また霫鼎によると史旗は成周の師氏と有嗣後國を以いて腞を伐つているのであるから、員は成周附近の族であつたと思われ、このときの田獵の地もおそらく東都周邊の叢澤の地であろう。銘末の[illegible]標識をもつものは殷室出自の家であるから、員は成周庶殷の一とみられる。

員は鼎形に從う。卣文及び他の一鼎と同じ。執犬の執は手械を加える意の字であるが、ここでは犬を擒縱することをいう。文選には縶と訓している。郭氏は執を鷙とよみ、上文の令を賜與の義とし、かつ休善を休膳にして、王が員に鷙犬を賜い膳を休賜したとみる。いう。

令當訓爲錫、執當讀爲鷙、凡作器、大抵因受長上之賜、故紀之以矜光寵、故知此語必如是訓讀、如僅是命令員携執獵犬、不至驚寵若是也

休善亦當讀爲休膳、膳者牲肉也、周禮膳夫鄭注　言既錫之以猛犬、又休之以牲肉

しかし犬と膳とを賜うて器を作つたという例は他にない。

ただ善を膳とよむのは、愙齋、綴遺も同じ。綴遺は犬を以て庖厨に充てたと解するもので、「此王

田獵時、命員執犬以先庖厨、如晉厲公田、郤至奉豕、是也」というが、狩獵のとき犬肉を庖厨に用いるというのも通じがたい。

休善は積微居のいうように同義連文で、ここは員の事功を賞した語としてよい。賜賞のものを記していないが、獵犬の擒縦を休善とし優渥の語を賜うているので、賜與のこともあつたものと思われる。嚳鼎にも員卣にも、賜與のことは記していないが、一時このような形式の銘文が行なわれたのであろう。員は父甲の器を作つている。廟號に干名を用いるのは東方の俗である。

銘末に圖象款識がある。郭氏いう。

宋人釋爲析子孫、近時王國維又説爲抱尸而祭之形、均是臆説、按此乃員之族徽、有竟省作者、卜辭屢見、亦爲國族之名

この圖象は殷器以來甚だ多くみられるものであるが、その器文を檢してゆくと、殷の多子の後にこの圖象を用いるものが多い。すなわち子と同じく、殷室出自の身分稱號として用いられたもので、小子・小臣の器に多くみえている。「殷の基礎社會」、「小臣考」參照。

員は小子小臣の家系に屬し、東方系貴游の出自であると考えられるものであるが、このとき王の田獵に從つて執犬のことに從つているのは、當時における成周庶殷のあり方を示す一例として、甚だ興味がもたれるのである。

訓讀

唯正月既望癸酉、王、昏歔に狩す。王、員に命じて犬を執らしむるに、休善とせらる。用て父甲の䵼彝を作る。

參考

この器はその圖影をみないが、字迹は厚趠方鼎、師旂鼎に近い優雅な小字である。周初の宏放雄偉、あるいは健爽雋鋭なる書風と、殆んど對照的であるといつてよい。厚趠方鼎にも濂公の名がみえていて、嚳鼎・員の諸器と關聯があり、その書風もまた似ている。當時の殷系貴族の間に行なわれていた一様式であろう。

員の器には以上卣・尊・鼎のほか、なお尊四・壺一・盉一・卣一、また員父と稱する尊がある。その著錄を揚げておく。

*尊　一　貞松・續・中・七　三代・一一・一二・五

「員乍肇」の三字を銘している。

*尊　二　甲編・五・二四　貞松・補・上・三四　三代・一一・二八・二

「員乍厥皇考寶隮彝」の八字を銘している。皇は下部が王形に從つており、甲編には生と釋するも、皇の異文であろうかと思われる。甲編にいう。「高五寸五分、深五寸一分、口徑五寸、腹圍一尺三寸二分、重五十五兩」。項下に蕉葉虺龍文、頸に夔鳳、腹に直文、腹下に夔鳳文を飾り、周初の器制である。

＊尊三・四　周存・五・二一　綴遺・一八・六（二器）　三代・一一・三一・六

「員乍父壬寶隮彝、子ゝ孫其永寶」の十三字を銘し、文末に圖象標識𢀛を付している。父考を父壬と稱し、圖象款識を用いているので、員が東方系の族であることは明らかであるが、鼎には[illegible]の標識を用いており、一族にして二標識あり、族と標識との關係が注意される。

＊壺　貞松・七・二四　善齋・禮三・四四　小校・四・七四　三代・一二・四・三

員　父　尊

「員乍旅壺」の四字を銘する。善齋にいう。「身高一尺六寸九分、口徑三寸六分、底徑五寸一分」。才壺貞松・四一　通考・七一四と形制同じく、素文貫耳、細身の壺で周初に行なわれたものである。

＊盉　貞松・續・中・二五　三代・一四・五・九

「員乍盉」の三字を銘している。

＊卣　録遺・二五二　「員乍夾」の三字を銘する。夾は何の意か知りがたい。夾召・召夾と連用する語である。あるいは殷代王妣の稱である𡚬の異文であろうか。

＊員父尊　擦古・一之三・四九　筠清・一・三　簠齋・一・九　奇觚・五・六　從古・一三　二三　夢鄣・續・二四　周存・五・一六　綴遺・一八・一二　小校・五・二一　三代・一一・二三・四

「員父乍寶隮彝」の六字を銘する。員の字は他の諸器と同じ。尊は腹に弦文あり、正中四面に犧首を飾る。作册睘尊と近い形制のものである。

員卣・員尊は京都の藤井有鄰館にその器を藏し、他に員氏諸器のうち圖象の知られるものに尊二・壺一あり、何れも周初の制である。またその字迹も雅醇あるいは雄勁の趣をもち、趞・睘の諸器と並ぶべきものがあると思われる。

二二、作册睘卣

器名　夷伯卣古文審

時代　成王大系・通考・斷代　昭王厤朔・唐蘭

收藏　「海豐吳氏藏」攈古　「吳縣潘氏藏」周存

作册睘卣

著録

器影　斷代・二・圖版九

銘文　筠清・二・四四　攈古・二之三・八六　周存・五・八九　愙齋・一九・二三　研究・上・五二　大系・五　綴遺・一二・九　小校・四・六一　三代・一三・四〇・三，四　書道・三七

考釋　拾遺・下・一　古文審・四・八　韡華・庚上・五　研究・上・五二　大系・一四　文錄・四・九(尊)

厤朔・二・二九　積微居・一八五　斷代・二・一一七

器制　兩耳犧首、素文。葢緣・器の項下・圏足に各弦文あり、葢器とも正面に獸首を附している。葢に兩角あり、その形制は作册翻卣・嬴季卣・盂卣と近似している。

銘文　器葢二文　各四行三五字

隹十又九年、王才厈

この器と殆んど同銘に近い尊あり、尊銘は上六字を略している。郭氏はこの十又九年を、文王紀元とする王國維の説を是としていう。

此與令𣪘亦同時器、十又九年、文王紀元之十九年、成王六年也、周初用文王紀元、至成王七年、平定淮徐後、始以功作元祀、洛誥、王國維有周開國年表、揭發之、

觀堂別集補遺四葉、其說無可易

しかし洛誥にいう元祀は紀年のことをいうものではなく、また篇末の「惟周公誕保文武受命惟七年」もこれを周公に屬していうのみで、成王の年紀が文王からはじまることをいうものではない。このことについては別の機會にいう。この十九年はそのまま成王の十九年と解してよい。

厈は趞尊にもみえている。郭氏はこれを中方鼎の寒餗と同地としている。

厈與下南宮中鼎之一之寒餗、爲一地、當卽寒浞故地、地在今山東濰縣境

郭氏が厈と寒餗とを一地と解したのは、中方鼎一に「十又三月庚寅」とあり、本器と同じく「在厈」をいう趞卣には「十又三月辛卯」とあつて日辰がつづいているからである。それでこれらの器を同時の作とし、厈・寒を同音の異文とみたのであるが、中方鼎二・三は南國虎方を伐つ征役のことを記しており、山東とは方面を異にする。安州六器通釋參照。甲骨金文學論叢十集所收 十三月は閏月であるけれども、庚寅・辛卯は日辰一日の差であるから、この前後數次の閏月にみることのできる干支であり、これだけで兩者を同年と定めることもできない。またかりに同年の器とするも、厈・寒は自ら別地としてよく、中方鼎は寒を寒餗とよんでいる。寒の一字によつて直ちに寒浞のような古傳說に結びつけてゆくのは、危險な方法というべきである。また唐蘭氏は、「王才厈」を以て昭王南遊のことを指すといい、王姜を康王の后とし、楚辭天問に「昭后成游　南土爰厎」とあるものがこれに當るとしているが、昭王南征のとき、どうしてその母后を伴なつたのか說明しえず、その事は甚だ不審というべきである。

古文審には詩の邶風泉水「出宿于干」の干に充て、路史國名紀に蹇叔が干國に入つたとすることを引いている。陳氏はこれを地名とせず、「王在某」の句においては地名をいうときもあり、宮寢をいうこともあるので、厈とは麥尊にいう「雩王才庈」と同じく、葊京における宮寢の一部であるとする。しかし麥尊の文は、辟雍における儀禮と庈における儀禮と二事を記しており、これを葊京宮寢の一部とするのは確かでない。下文にみえる安は後の安撫・按行の義を含むもので、「在某」といい「安」というのは出行の途次でのことである。陳氏は夷伯の地を濮陽と解するも、兩地は東西に懸絕しており、使者を派して安撫しうるような地域ではない。

王姜の行動している範圍から考えて、厈は山東のような遠隔の地とはしがたい。もし本器が中方鼎と同時のものとすれば、厈・寒は一日行程のうちにあり、成周より稍しく東方の地であろうと思われる。王姜は河南姜姓國の出自の人で、今次の王の出行に從い、その本貫に近い方面で王に協力し、諸族の撫恤に努めていたものと考えられる。

王姜令乍册睘、安尸白

王姜は叔隋器・令段にみえる。成王の妃である。斷代にその出自を齊國であろうとしていう。

當是齊太公之女、故左傳襄十四、王使劉定公賜齊侯命曰、昔伯舅太公、右我先王、或係指呂望之相成王

思うに成王の妃を姜姓とする說は經傳にみえず、左傳のいうところはおそらく武王の妃邑姜をさすものであろう。成王の妃王姜については經籍にその傳を失しているが、金文によつてその缺を補い

うるのである。陳氏は一説として呂望その人をいうかとしているが、睘尊では王姜は君と稱されており、婦人をさすことは疑ない。その出自は不明であるが、おそらく河南の姜姓であろう。厤朔に器を昭王期に屬し、上文の厈をも楚地の岸門に充てて說いているが、これは郭氏のいうように昭王の妃は房后であつて王姜でなく、その他の點からも昭王期說はとりがたい。

王姜が乍册睘等に使令していることについて、陳氏は、王姜の下屬に作册・內史の屬の諸官があつたとみているが、官制的にそういう關係があつたものとは考えがたい。作册諸官が主として祭事などを管掌している關係上、自然君婦にことを命ぜられることもあり、殊に本器にいうところのごときは、王姜出自の地域における撫恤策であつて、多分に政策的な行爲であるとみられる。

尸白は夷伯。下文の主語ともなつていて、重文の複點を付している。筠清館に龔定盦の釋文を附載しているが、字を二百とよみ、二百の重文は奭であるから、これは燕召公奭が助祭したことをいうものとしている。初期の考釋家の說にはときにこの種のものがみられるが、金文の釋において定說をうるまでには、なみなみならぬ苦辛が拂われているものが多く、夷伯のごときもはじめは攈古に人白、孫釋に尸白、古文審に尸白などと釋されていたもので、韡華に至つて「夷伯」と定めている。大系にいう。

尸白夷伯也、古金文、凡夷狄字均作尸、卜辭屢見尸方、亦即夷方、揆其初意、葢斥異族爲死人、猶今人之稱爲鬼也、後乃通改爲夷字、周禮凌人、大喪共夷槃氷、注云、夷之言尸也、實氷於夷槃中、置之尸牀之下、所以寒尸、尸之槃曰夷槃、牀曰夷牀、衾曰夷衾、移尸曰夷于堂、皆依尸而爲言者也、其士喪禮・既夕禮・喪大記注、均同此說、又左傳成十七年、吾一朝而尸三卿、韓非子內儲說六微、尸作夷、此尸夷通用之明證

これは卜辭によつて尸方を夷方と釋し、また尸の形義を論じたものであるが、郭氏はさらに尸夷の音通をも論じている。

夷伯が王姜から使者をえているのはどういう意味であるのか、その關係を考えることはこの器銘を理解する上の一要點である。女君が自ら外服の國に使者を派するのは、尋常のこととはしがたいからである。斷代はこの點について、夷伯は姜姓にして王姜と同姓であつた解している。その說にいう。

王姜令作册所安之夷伯、乃是姜姓之夷國、左傳桓十六、衞宣公烝於夷姜、又取公子之娶於齊女者爲宣姜、此夷姜是夷國之女、左傳隱元、紀人伐夷、杜注云、夷國在城陽莊武縣、今濮陽、此器夷伯之夷作尸、卽此國、左傳又有妘姓之夷、莊十六、晉武公伐夷、執夷詭諸、左傳隱元正義引世族譜、于夷詭諸之下注云、妘姓、又引世本、夷妘姓、守毁三代・八・四七・三、又四八・一曰、王吏小臣守、吏於夷、夷賓馬兩金十鈞、夷字从大从弓、器屬成王以後、疑是妘姓之夷

これは器文の夷伯を以て濮陽の夷國とし、左傳にみえる夷姜の名によつて姜姓とするものであるが、夷姜の名はその謚を冠したものともみられ、必らずしも夷國姜姓の證とはしがたい。陳氏の說は實は楊氏の積微居にその材をえているとみられ、楊氏は夷國に妘・姜の二姓あることを詳論している。かつ楊氏は夷國姜姓の說を證するに、器文の安を歸寧の義と解し、王姜はその出自の家である夷伯

に歸寧するのに易えて、使人を遣わしてこれを問安せしめたとするのである。

按安今言問安、寧與安同義、故經傳皆言寧、詩周南葛覃云、歸寧父母、毛傳云、寧安也、父母在、則有時歸寧耳、孔疏云、此謂諸侯夫人及王后之法、春秋莊廿七年、杞伯姬來、左傳曰、凡諸侯之女、歸寧曰來、是父母在、得歸寧也、父母既沒、則使卿寧於兄弟、襄十二年左傳曰、楚司馬子庚、聘于秦、爲夫人寧、私也、是父母沒、不得歸寧也、泉水有義不得往、載馳許人不嘉、皆爲此也
樹達按、彝銘記王姜令作册睘安夷伯、據古禮言之、知王姜之父母既沒、故使睘往寧、與左傳襄公十二年楚司馬子庚爲夫人秦嬴寧秦爲一例、然則夷伯當爲王姜兄弟、或兄子之類、孫仲容謂爲王姜之母黨、是也

これは器銘の安を歸寧と解して王姜と夷伯の關係を說こうとするものであり、陳氏もその說に對しては「是正確的」と一應肯定する態度をとりながらも、また一方、王・后の使者が諸國にゆくときは安・寧・使・省の字を用いるともいい、歸寧說を全面的に承認するものでもないようである。金文に王姜の名のみえるのは、本器の外に臮伯卣・令毁・叔隋器・不壽毁等であるが、令毁においては作册矢令の隮宜を受けて貝十朋・臣十家・鬲百人等を賜い。本器では夷伯を安んじ、叔隋器では宗周において𡩡祀の行なわれたとき叔をして大保に使せしめ、不壽毁では王の大宮に在るとき不壽に賜與のことを行なつている。何れも歸寧のような私的行爲でなく、王に代つて行つたとみられる公的行爲であり、それで令毁や不壽毁では、受賜者は王の休に對えて器を作つている。ただ本器では睘は王姜の休に對えて作器しており、その點に稍しく異なるところが認められるが、睘がこれによつて尊・卣を作つていることからみると、その使命はよほどの寵榮と考えられていたのである。夷國の名は殆んど文獻にみえず、左傳に一見するに過ぎない。かつその地は山東に僻在し、王室に入嫁するほどの名望の國であつたかどうか疑わしい。また姜姓であることについても夷姜の他に證なく、夷もまた厲嬀・戴嬀左傳隱三年のような謚號であつたかも知れない。要するにみな推測の域を出ないものである。

以上のように同姓說・歸寧說が必らずしも成立しがたいものとすれば、令毁等における王姜の行動から考えても、それは王姜が何らかの事情によつて王の公的行爲を代行したものとする外ない。そしてこの場合、王姜の出自の地の關係から、王姜の名を以て事を行うことが事情に適する理由があつたものとしなくてはならぬ。

夷はあるいは左傳莊十六年にみえる夷であろう。東周王畿に近い地であつたらしい。左傳にいう。

王使虢公命曲沃伯、以一軍爲晉侯、初晉武公伐夷、執夷詭諸、蔿國請而免之、既而弗報、故子國作亂、謂晉人曰、與我伐夷而取其地、遂以晉師伐夷、殺夷詭諸、周公忌父出奔虢、惠王立而復之

夷は周の大夫夷詭諸の采地で、周晉の爭奪の地であつたようである。夷伯とは、おそらく周初にその地を領していたもので、後の妘姓とされる夷との同異は知られない。地望を以ていえば、この方が遙かに器銘の事情に合するのである。今しばらく周初に夷の地を領したものと解し、かつ王姜出自の家と親緣の關係にあつたものとみなしておく。安は寧と同義。文錄に「安猶寧也、盂爵、王令盂寧鄧伯、與此同」とあるのがよい。韡華に安を勞慰の義とし、「猶左傳、王使王孫滿勞楚子者、

然是尸伯來賓于周、而命睘職此慰勞之禮也」というが、下文にみえる賓は使者に對する禮であるから、王姜から使者が派遣されたとみるべきである。

尸白賓睘貝布

賓は長上よりの使者に對して、儐禮を以て物を贈ることをいう。多くは貝・布の類を用い、中甗においても貝を儐している。中甗は中が淮上の南國に使したときのものである。闕よりして東には、ひろく貝・布を用いる風が行なわれていたのである。韠華に貝布を「所以爲獻者」、すなわち獻納した物と解しているが、それでは作器の事由を解しがたい。

揚王姜休、用乍文考癸寶障器

睘が夷伯から儐物を受けたのは王姜の恩命の致すところであるから、王姜の休に對揚してこの器を作つたのである。文考癸は、同時に作られた睘尊においては「朕文考日癸」と記されている。尊はまた文末に圖象款識である亼を附している。作器者睘は東方系の氏族である。

尊銘には銘末が「肇寶」となつている。すなわち旅宗の器である。本器銘末の「乍寶障器」という形式は例の少いものである。

訓　讀

隹十又九年、王、厈に在り。王姜、作册睘に命じて夷伯を安んぜしむ。夷伯、睘に貝・布を儐す。王姜の休に揚へて、用て文考癸の寶障器を作る。

参　考

睘の作器になお作册睘尊・睘設がある。尊は本器と同時の作で殆んど同銘である。

＊作册睘尊

器影　尊古・一・三六　通考・五四二　冠斝・上・三四

銘文　擦古・二之三・五〇　三代・一一・三三・四

考釋　大系・一四　通考・三九八　厤朔・二・二九　積微居・二五　斷代・二・一一七

作　册　睘　尊

器制　通考にいう。「高六寸四分、腹前後飾羊首」。なお上下の分層のところに各二條の弦文があり、卣と同じ文様である。殷末周初の器制とみられる。

銘文　四行二七字。腹内にある。文にいう。

才厈、君令余乍册睘、安尸白、尸白賓用貝布、用乍朕文考

日癸肇寶

卣銘と殆んど同じく、文首の六字を缺く。大系にこの六字を泐去したものとみているが、泐損のあとなく、はじめから省略されていたのであろう。君は女君の稱。大系に晉姜鼎「余隹嗣朕先姑君晉邦」とあるのをその確證としているが、琱生毀一にも君氏の語があり、經籍にも君氏・小君の語がみえる。卣文と對照するに、君とは王姜をいう。「余乍册睘」は大盂鼎「余乃辟一人」、宗周鐘「余小子」と語例同じ。積微居には左傳僖九年「小白余」の例をあげている。日癸は殷文に多くみえる廟號である。卣文では單に癸と稱している。

銘末の圖象款識は宋代の著錄に擧とよまれているもので、この款識をもつもの無慮數十器、貞松に錄するものは多く洛陽の出土であるが、宋代には山西壽陽の紫金山から出た爵考古・五・四もある。殷器とみられるものも多く、殷以來の古族であるらしい。

斷代に睘の卣・尊の形制を論じていう。

此組之卣與尊、同於召卣・召尊、代表成王時代簡樸式的尊卣、樸素無文、只有弦文和小羊頭、此類簡樸式的尊、可分兩類

一、召尊・睘尊・員父尊・宿父尊善・一二八

二、友尊・父乙尊商周・五二九　臤尊兩罍三・一四・辛尊商周・五四八

第一類尊身尚保存殷以來三段的分界、是較早的、第二類已沒有了三段分界、口沿向下向內成一弧綫、較晚於前式、乃成王初期以後、西周特有的形式

此卣與第二〇器（乍册䰧卣）・召卣・𡣍季卣・盂卣等相同

＊睘　毀

銘文　攈古・二之一・二七　筠清・三・四七　小校・七・七三

考釋　厤朔・二・三一

文にいう。「睘乍寶毀、其永寶用」。

この器は器影未見。乍册睘と一人なるか否かを確かめがたい。字迹は尊・卣よりは稍しく後のものとみられる。

二三、泉伯卣

器名　泉伯彝積古　泉伯卣攈古　姜卣奇觚　臯伯卣從古　羞卣善齋　息伯卣韡華

時代　成王文錄　昭王厤朔

收藏　「今在都肆、前人著錄一卣蓋、與此文同器異」貞松

著錄

器影　善齋・禮三・三三　頌齋・續・五二（失蓋）

銘文　積古・五・二七　筠清・五・三　從古・一・五　攈古・二之二・三九　奇觚・一八・三　敬吾・下・六七・六　三代・一三・三六・四（以上蓋）　貞松・八・二八　善齋・禮四・三三　綴遺・一二・六　小校・四・五七　頌齋・五二　三代・一三・三六・五

考釋　韡華・庚中・七　文錄・四・一五　文選・下三・一一　厤朔・二・三二

器制　善齋にいう。「身高八寸二分、梁高一尺一寸三分、口縱四寸、橫六寸、底縱五寸五分、橫七寸六分」。器は善齋には失蓋。兩鐶あり羊首を飾る。口下正中にも梁と同様の羊首を附けている。器制は作册睘卣・㽙卣・嬴季卣・盂卣など近くみな一系に屬し、その時期も相近いものであると思われる。

泉伯卣器銘

銘文　三行一七字。綴遺にいう。「此卣蓋、積古・筠清二錄、皆誤爲彝」。筠清・攈古・綴遺は蓋文であることを明記しているが、善齋に錄するところは器銘であろう。三代に器蓋二文を錄している。

隹王八月、泉白易貝于姜、用乍父乙寶隮彝

「隹王八月」という形式は、西周後期から列國期に至つて頻繁に用いられているが、初期のものには多く例をみない。本器や庚贏卣などが、この形式のみえる最も早い例である。おそらく周正を用いる意を特に示したものであろう。

泉は諸家多くその釋を異にし、積古は說文「㬈、衆詞、與也」の㬈と釋し、筠清も同じ。攈古には泉と釋するも、奇觚に公史彜の例をあげてその釋を非とし、「泉卽洎、公史彜、退事有泉、謂有盡也」という。洎盡の意とみるものである。いわゆる公史彜とは公史段のことである。

公史退事又泉、用乍父乙寶隮彜、（圖象標識）

〔著錄〕 西清・一三・三六　古文審・五・一一　殷文存・上・一九　小校・七・四二　三代・六・四七・一

その文は「公、退をして使し、泉を右けしむ」とよむべく、「又」は琱生段一にいう「又事」という に近い。その器は兩耳有珥、口下と圈足部に虺龍、器腹には雷文を以て埋めた斜格文を飾り、斜格の中央に小乳を中心とした斜卍字形がある。文樣は乳丁旋渦紋段故宮・上六三以下の數器に近く、器制は父癸段故宮・上・五九に類している。時期的にみて㬈伯卣と同期に位置しうるものであるから、兩器の泉は一人と考えてよい。

綴遺も字を洎とし、洎湨同義にして地名と解している。從古は皐伯にして皐陶の後であるとするが、これは傅會に過ぎていよう。

說文にこの字を白の古文としている。韡華に字を息と釋している。

恐是息字、說文、息喘也、从心从自、自亦聲、徐鉉曰、自鼻也、氣息以鼻、會意、此字自下或象心省形

息、姬姓國、滅于楚、見左傳、據此、知息乃西周舊國矣

しかし器銘に父乙の器を作るとあり、姬姓の國とは思われない。字形を以ていえば、說文「㕣、口上阿也」という㕣、すなわち噱の義を示す字のようである。いま字形のままに隸釋しておく。

于は被動を示す。姜より貝を賜うたのである。姜字のところ銘に泐損あり、積古にはよんで羞として進獻の義と解し、筠清は姜と釋したが、綴遺はかえつてそれを誤としている。善齋によると字は明らかに姜字である。文錄に「疑卽王姜」としているが、上文に「隹王八月」と稱していることからみて、王姜と解してよいと思われる。

貝を賜う義について、筠清にこれを喪禮に關するものとしている。いう。

古者錫貝、葢喪禮也、惟喪事以貝爲重、乃賻賵之義、孟獻子之喪、司徒旅歸四布、亦此義、若嘉命寵錫、行於吉事者、則有赤環赤市馬鋚勒之錫、有功則有弓矢圭瓚鬯卣之賜、必無獨錫貝者、讀南亞角銘文、自明白

南亞角とは箙角窓齋・二一・一六、殷存・下・二三、綴遺・二六・二七のことであるが、器銘は喪禮に關したものではない。金文に賜貝の例は甚だ多く、殷器以來、東方系の氏族には貝を以て賜賞とすることが多いのである。初期の金文研究者はつとめて經籍にいう儀禮と關聯させて器銘を解しようと試みたが、筠清のこの解釋にもその方法をみることができる。

訓　讀

隹王の八月、泉伯、貝を姜より賜はれり。用て父乙の寶障彝を作る。

參　考

王姜關係の彝器は合せて六器、令𣪘・睘卣・睘尊・叔隋器・泉伯卣・不壽𣪘である。このうち叔隋器は大保關係の器中に收めてあり、令𣪘は令彝と並び錄してあるので、ここには他の諸器について釋を試みた。なお不壽𣪘は西清に圖象を掲げていてその器制が知られ、またその拓は新たに錄遺に收められている。

*不壽𣪘　時代　昭王厤朔（昭卅三年トス）

收藏　頤和園排雲殿藏器厤朔

器影　西清・甲・六・三四

銘文　西清・甲・六・三四　錄遺・一五九

考釋　厤朔・二・三一

器制　甲編にいう。「右高四寸四分、深三寸六分、口徑六寸八分、腹圍尺八寸三分、重五十六兩、兩耳」。耳は附耳。口緣下に夔鳳らしい帶文があり、雷文を以て埋めている。器制は殆んど伯簋三故宮・下・一五五に近いものがある。この種の附耳の𣪘は、小臣謎𣪘の形式に先立つものとみられる。

銘文　四行二四字

文にいう。

隹九月初吉戊戌、王才大宮、王姜易不壽□、對揚王休、用乍寶

大宮について甲編に「按杜預左傳注、以大宮爲祖廟、則與他銘所稱大室大廟同義」という。しかし「王在某」という表現をとる場合は多く地名・宮名を以て記しているので、大宮もまた地名・宮名であろう。大室・大廟は儀禮の場所であつて、王の所在を示すべきところではない。王姜について、甲編にいう。「王姜二字、僅見於此、攷鐘鼎款識、有京姜鬲、薛尙功以爲京室之婦、故謂之京姜、博古圖有晉姜鼎、王楚以爲、齊侯之女歸于晉、故謂之晉姜、此葢天子之后、故曰王姜」。甲編の成るとき令𣪘等はなお出土せず、睘卣ははじめて筠淸に著錄されているもので、王姜關係の六器中、當時知られているものは僅かにこの一器であつた。京姜鬲と稱するものは拓迹の明晰なものなく、その字迹文章からみても王姜諸器とは同期におきがたい。

不壽は人名。甲編に丕壽と釋しているのは吉善の名と考えたからであろう。不壽の次一字は不明。字は衣に從うもののようである。甲編はこれを衽にして、他器の拜手稽首に當る語としている。いう。

臣蒙君賜、皆曰拜手稽首、此獨言衽、屈原離騷曰、跪敷衽以陳詞、注、以衽爲衣前也、拜必斂衽、用以著致恭之意、於禮亦合

金文では賜與をいうときに「王姜賜」とのみいつて賓語をあげない例はなく、賜字の下には槪

ねその賜物をいう。それでここは不壽と□と雙賓語となるところである。字は衣に従つており、おそらく裘であろう。

末文は王休に對揚するという表現をとつている。王姜關係の器は、王姜の賜與や恩命によつて器を作るとき、概ね王休に對揚する旨をいう。これは王姜の行爲が、王に代る公的なものであつたことを示すものとしなければならない。字迹は前諸器より稍し下るようである。

以上王姜關係の諸器を通じて、一二の問題提示を行なうことができるように思われる。歷史に關する問題はいまここで扱うべきではないから、金文解釋上の問題に限定して、項目的な指摘を行なうにとどめる。

一、王姜は祭祀その他王室の重要な儀禮に關して、王に代る公的な活動をしている。その行爲は主として他族との交渉に關している。

二、王姜が王の東征に從つて遠く山東にまで赴いたとする從來の解釋は妥當でない。その行動は、知られる範圍においては主として河南の西部方面に限られている。

三、このことは王姜の出自が、河南諸姜の一であつたことを示唆する。そして河南の諸姜が、殷周の革命、その後のこの方面の撫恤に重要な役割を荷つていたことを示すものがあると考えられる。

四、王姜の活動は主として成王期の後半以後にあつたとみられる。

五、以上の諸點は、周の東方經營の狀態の一面を示すものがある。

昭和三十八年十月印刷發行
昭和五十一年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

財團法人 白鶴美術館發行

令彝

白川静

金文通釋 六

二四、令𣪘

二五、令彝　令尊

二六、作册翻卣

白鶴美術館誌

第六輯

二四、令　毀

器名　矢乍丁公毀貞松　矢令毀彙攷　矢毀麻朔

時代　成王大系・通考・斷代　昭王麻朔・唐蘭

出土　「此器近出洛陽、已隨市舶入歐洲」・「同時出土、有鼎三、方尊方彝各一、及此器、共六器」貞松

「相傳、一九二九年、民一八年、有大批銅器群出土于洛陽東北五里、邙山麓的馬坡、其數約在五〇～一〇〇之間、其中包含兩個主要的組、一組是令家之器、一組是臣辰之器、令彝・令尊同銘各一器、令毀同銘者兩器、乍册大鼎同銘者至少三器」斷代

收藏　D. David Weill Collection, Paris

著錄

器影　歐米・一二　Karlgren, PL. XVI　續攷・二・一，二　大系・七五・a，b，c　通考・二九六　斷代・二・圖版一四，一五　通論・五二　二玄・一四五

銘文　貞松・六・一一　研究・上・五〇　續攷・二・三　大系・二　小校・八・七四　三代・九・二六・二、又、二七・一　書道・三五　河出・一六八　斷代・二・七七　二玄・一四四

考釋　通考・三四三　研究・上・四九　叢攷・二六一　續攷・二・一　大系・三　文錄・三・五　文

選・上三・四　麻朔・二・一〇　書道・三五　積微居・一八七　斷代・二・七六　Dobson.一八七

溫廷敬　令彝令設與其他諸器之重研中山大學史學專刊一・二

郭沫若　矢令設考釋中國古代社會研究所收

器　制　通論にいう。「通座高二四・三糎。失蓋、下有方座、腹飾鉤連雷紋、口足均飾鳥紋一道」。

また陳夢家氏が一九四六年、紐育でこの器をみて實測したところによると、高二五糎、口徑一七糎、寬二八・二糎、方座寬一九・一糎×一九・一糎。兩器とも蓋を失つているという。兩器何れも口の銜接部はかなり深い。兩耳犧首、短い珥がある。口緣下の夔鳳文は後首にして前垂あり、尾部は乙字形をなしている。その鉤連雷文は殷虛出土の白色土器に近いものがあり、文樣はすべて雷文を以て埋める。方座は四柱に支えられている。兩器とも形制全く同じく、多少腐蝕も加わつて、鬱然たる古器であることを感じさせる。

令　設

銘　文　同銘二器、何れも器文、一二行一一一字。續攷にいう。「按此器、佚其蓋、蓋不知藏何所、貞松堂集古遺文卷六・十一至十三葉　錄器蓋二銘、而互易、然固足證其器蓋同時出土、而後分散者也」。しかし斷代には「銘在器內底、兩器俱失蓋、自來著錄諸書、誤以兩銘爲一蓋一器、不知實是二器、並無蓋銘」という。兩器同銘なるも、行款稍しく異なる。

隹王于伐楚白、才炎

第三字の于は拓迹が明らかでなく、郭氏ははじめ各と釋したが、のち于に改めている。于を動詞の前におく例には、獻設「于遘王」、禹鼎「于匡朕肅慕」などがある。于伐を𦍒伐・戮伐・搏伐などの例によつて、于伐二字を動詞とみる考え方もあるが、前揭の例によれば于は語詞とみてよい。楚白は禽設にみえる禁侯・𪧐劫尊の𤇾と文字何れも異なり、また爵號も一致していない。必ずしも同じ國名とみる必要はない。郭氏は楚を淮夷の一にして、當時淮域にあつたものと解していう。

楚卽淮夷、淮徐初本在淮水下遊、爲周人所迫、始遡江而上、至于鄂贛

その說は胡厚宣氏の「楚民族源於東方考」史學論叢一に詳しい。しかし金文において、周初にすでに江漢など南域よりする淮夷南夷の侵寇などもあり、淮夷が西遷して楚となつたとする說にはなお檢討を要するものがある。當時の楚白の所在は、「在炎」という王の前進基地との關係からその地望を推定するほかない。

本器にいう成王の親征を、郭氏は踐奄の役に外ならずとして、「此成王東伐淮夷踐奄時器」とし、

陳氏はまた楚伯を逸周書作雒解にいう「凡所征熊盈族十有七國」のうち、盈族の一であろうという。そして禽𣪘にいう伐蓋は伐奄であり、小臣謎𣪘にいう海眉は飛廉のことで、何れも文獻にいうところの淮夷徐戎にして盈族の國であると論じている。兩説とも、器文の炎をどの地に比定するかに關聯する。

炎を郭氏は春秋の郯の故稱としていう。

炎當郎春秋時郯國之故稱、漢屬東海郡、今爲山東（濟寧道）郯城縣、縣西南百里許、有故郯城云

しかし陳氏はその地を西周のときの郯の故地に非ずとし、成王の東遷によつて南遷した後の郯であり、周初の故地ではないと考えている。すなわち春秋宣四・襄七、左傳昭一七年にみえる郯は、越の朱句卅五年に滅んだ南遷後の郯であり、周初には郯は譚の地にあつたとするのである。史記齊世家に、桓公二年前六八四年齊は譚を滅ぼし、郯子は莒に奔つているが、集解に引く徐廣は郯を一に譚に作るという。譚は濟南平陰縣龍山鎮の地で、子姓の國である。その地にまた子姓の郜があり、ここが古の奄の地であつたとするのである。これは奄・炎・譚を一にする解釋であるが、陳氏は禽𣪘の埜を蓋にして奄であるとしているのであるから、陳説の如くならば蓋・奄・炎・郯・譚はみな一地に歸することになつて、甚だしく混亂を免れがたい。かつ奄の地は後の曲阜附近とするのが通説であつて、これを龍山鎮に擬することも大いに疑問である。唐蘭氏は本器を昭王の南征をいうものと解しており、炎は寒𩥇・厈よりも近い地で、遠く山東方面にあるはずはないという。炎は𠤳尊に炎𠂤に作る。およそ某𠂤と稱するものは卜辭にも多くみえているが、その地を求めうる

ものは少ない。自は作戰上の要地であろうが必ずしも都城・城邑のある地であつたのではなく、また平生聚居の地とも限らなかつたのであろう。後の要塞というに近く、從つて相當の軍事施設、物資の儲藏集積もあり、ときにはこれに農耕地や工房などを附設し、その重要なるものには宮寢をも備えていたようである。下文によると作册矢令はこの地で王姜に隮宜して多くの賜賞をえ、また䵼尊では召が伯懋父から賜賞をえている。

䵼尊の文によると、この地は召氏と關係の深いところで、召家の旅宮である團宮などもこの地にあつたようである。䵼尊には

不杯䵼、多用追于炎不替白懋父晉、……用乍團宮肇彝

とみえている。「追于炎」とは、炎においてその祖考に追孝する意である。當時召族の所領がどの地域に及んでいたかは明らかにしがたいが、周初の器に大保の東征をいうものが多く、大保殷では梁山余の地を賜うており、その勢力は河南東部よりさらに東にまで及ぶものがあつたようである。梁山諸器の出土地である壽張は、あたかも曲阜・龍山を底邊とする三角形の頂點の地に當る。しかし本器にみえる炎は、䵼尊によるとその地に召氏の團宮が營まれていたと考えられ、召氏の本貫を去ることそれほど遠隔の地ではなかつたと推測される。陳氏は炎を平陰の地に充て、康侯鼎・旅鼎・小臣謎殷・䵼尊などにみえる東方の作戰が、すべてこの地を基地として行動しうる範圍にあつたと説いているが、これらの諸器がみな一時の征役のことを記したものとは定めがたい。炎をいうものは、本器と䵼尊とに過ぎず、本器にいう楚侯・熊盈の族が當時江淮の間にあつたとすれば、地を平陰とする陳氏の説では、作戰基地として北方に偏しすぎているきらいがある。

炎の所在は、別の方面からの推測が可能である。下文によると、この地で作册矢令が王姜に隮宜している。作册矢令の族は、その器が洛陽出土であることから知られるように成周に移居した東方族の一であるが、炎の地とは何らかの關係があつたものとみられ、それゆえに炎の地で王姜に隮宜を獻じているのであろう。康王期の宜侯矢殷によると、矢は東國において宜の地を賜い、かつ鄭伯七伯とその人鬲千又五十夫等を賜與されている。これを以ていえば、宜の地はおそらく鄭に近い地であろう。宜侯矢はかくて宜に侯となり宜侯矢と稱したが、その故稱は虎侯矢である。おそらくは殷代虎方の後、中方鼎二にいうところの虎方であろう。中方鼎は南國に對する作戰を記し、淮域上游の戡定を試みたものである。安州六器通釋この虎侯矢、後の宜侯矢は、矢令の器と同じく父丁の器を作つており、兩者同族ということが一應考えられる。すなわちその族は淮水の上流方面にあつた殷代虎方の後で、一は遷されて成周に入り、その本宗は後に宜侯として宜地に遷されたものである。本器のいうところによると、作册矢令は炎において王姜に隮宜し、貝と多くの臣鬲とを賜うている。おそらく炎は、矢令の本貫の地とそれほど遠隔の地ではあるまいと思われる。かつ䵼卣によるとその地に召氏の團宮がある。召氏の本貫もまた成周の近くであつた。これらの事實を合せ考えると、炎を以て遠く山東の地に比定する從來の説は、事情に合しないものがあると思われる。

隹九月既死霸丁丑

既死霸は王國維によると月終の七八日間をいう。すなわち月を四分して第四週に當る。董作賓氏は

既死霸は卽ち初吉にして朔であるとしている。殷暦譜・四・一五𥂴尊と同月にして本器は丁丑二四、𥂴尊は甲午四〇であり、何れも「在炎」と稱しているが、𥂴器は康王期の器と考えられるので、本器とは時期が異なるとすべきである。

乍册矢令、障宜于王姜

作册は殷以來の官職である。起原的には供犧のことを掌り、祝詞祝告のことに與かつたが、のち誥命一般をも掌るものとなつた。作册考參照。

矢令は一氏一名であろうが、單に令と稱する器も多い。令彝では亢師と令とに賜與したのち、「今我唯令女二人、亢眔矢」というい方をしている。矢令を連用することもあり、一方のみを用いることもあつたのである。この矢令と宜侯矢との關係は、興味ある課題といえよう。

障宜を積微居に障俎とよみ、障の義を詳説している。その説にいう。

余疑、障當讀爲儀禮士冠禮、側尊一甒醴之尊、鄭注彼文云、側猶特也、置酒曰尊、張爾岐云、側尊單設也、按士冠禮又云、醮用酒、尊于房戶之間、鄉飮酒禮云、尊兩壺于房戶間、諸尊字皆作動字用、與側尊之尊並同、然則障俎于王姜、葢謂置酒設俎于王姜也、障俎連言、障義爲置酒、知俎謂設俎矣、或曰、尊有置酒之義、引申之、凡設置皆可云尊、尊俎卽設俎也、說亦通

己酉戍命彝云、己酉、戍命障俎于召、言障俎于召、與此器同、彝銘末云、在九月、隹王十祀𠭯日五、隹來東、據𠭯日之文、知爲殷商器、此毀則周初器也、然則障俎乃商周間人習語矣

障宜がともに動詞であることは、殷器とみられる𠦪其卣二に「乙巳、王曰、障文武帝乙宜、在𥂴大廊」と上下に分用する例があることからも知られる。宜は說文古文にこの形に作り、宜と釋する方がよい。その語は商周間の通語であるが、殷器の二例は祖考に宮廟において祀るもので、本器が生人たる王姜に障宜すというのと稍しく例が異なる。ただ何れも都を離れてのことである點が一致している。これを以ていえば、障宜とは單に設俎の意でなく、特定の意味をもつ儀禮的な行爲である。これと似たものに、小盂鼎に「邦賓障其旅服」というものがある。おそらくその旅器等を奠設する意であろうが、その原意は自己の宗廟・社稷の靈を以て君王に服事すること、さらに直接的にはその靈を捧げて君王の靈威を加えるという意味をもつものであろう。それで君王出行の際などに障宜の儀禮が行われ、特にその地の豪族が障宜獻醴して、一種の魂振り儀禮を獻じたものと思われる。障宜に對する賜與が甚だ盛んであることからみても、その儀禮が意味の深いものであつたことを知りうるのである。障宜が作册の職にあるものによつて行われていることも注意を要する。作册はもと供犧の簿册を掌る聖職の者であつたからである。

障宜を受けているものは王姜である。王姜は成王の母邑姜とも、あるいは成王の后ともいう。邑姜說は成王未成年說から出ている。武王は禮記文王世子篇によると、卒年九十三であつたという。當時成王は十四歲であつたというが、それによると成王は武王八十歲のときの子、また武王は文王十五のときの子となる。かりに古文の字形上、九は七あるいは五の誤とするも、邑姜はすでに頽齡に達し、到底遠征に堪えるわけがない。邑姜說は事情に合しないのである。近時唐蘭氏は王姜を康王の后妃とする說を出しているが、これも徵證を求めがたい。

上文に「隹王于伐楚白」とあり、この討伐は王の親征であることが知られるが、このとき王姜は王に随行してかなり重大な役割を果している。王姜の名のみえるものに次の諸器がある。

乍册睘卣　隹十又九年、王才厈、王姜令乍册睘、安尸白、尸白賓睘貝布、揚王姜休、用乍文考癸寶障器

乍册睘尊　才厈、君令余乍册睘、安尸白、尸白賓用貝布、用乍朕文考日癸旅寶、亼

叔隋器　隹王𡚬于宗周、王姜史叔使于大保、賞叔鬱鬯白金□牛、叔對大保休、用乍寶障彝

不壽設　隹九月初吉戊戌、王才大宮、王姜易不壽□、對揚王休、用乍寶

臬白卣　隹王八月、臬白易貝于姜、用乍父乙寶障彝

前二器には「王才厈」といい、下に「安夷伯」とあるので、征行の際のものである。これらにおいて王姜は王に代る行爲をしているが、睘・不壽は「王休」に對揚して器を作つている。この器においても、下文に皇王の宣に對して器を作る旨が記されている。また上文に王と稱しながらその聘使・障宜・賜賞のことが王姜によつて行われているのは、何らか特に理由のあることであろう。殷代の婦某が師旅の活動をしているのと似たところがある。

前二器にいう厈の地を、**郭氏は中方鼎一の寒餗と同地にして寒浞の故地**、今の山東濰縣の境にあるという。それは中方鼎一に「十又三月庚寅」、趞卣に「十又三月辛卯」とあつて、十三月でしかも日辰がつづいているから、これを同地としたのである。しかるに中方鼎は南國を伐つことを記したものであるから、その地が山東濰縣の境にあるはずはない。同時の器である中甗には漢の地名もみえる。従つて本器と睘・中の諸器にいうところが同一方面の征役であるならば、寒・厈・炎は相近い地である。すなわち河南淮水の上游方面であるとみられるのである。

いまこの王征の作戰區域をその方面であつたとするならば、王姜がその師に随行して諸種の公的行爲をしている理由を説きうるようである。いうまでもなくこの方面は姜姓諸國の根據地であり、王姜はその姜姓四國の出自である。四國中どこの出身であつたかは知られないが、申・呂・許何れかの國から周室に嫁した人であろう。それで王姜は王に随つてこの地に來り、夷伯を安んじ、乍册矢令の障宜を受けているのである。これらの諸器を踐奄の役などに充てる舊説は、この點からも批判の餘地がある。また陳夢家氏は、魯侯鴞尊に「魯侯乍姜享彝」とある姜を王姜と同一人とするも、これはおそらく魯齊の間の通婚であつて、もとより王姜とは同一人でない。すでに炎が厈・寒と近く、王姜が姜姓四國の一國より嫁して、このとき淮域の王征に随行したものとすれば、楚伯の地もまた南國の一に當ることが知られるのである。

姜商令貝十朋・臣十家・鬲百人

障宜に對して賜賞を行うのは、聘使に對して賓を行うのと同じ意味であろう。噩侯鼎においては、噩侯駿方が王に醴を納れて王の祼を受け、また王に侑して宴を賜うている。後世の獻あれば食を賜うという禮に當る。

貝を賜うのは東方系の氏族に對して多く行われている。本器では令は丁公の器を作つており、その廟號からみても、令がもと東方の族であつたことを知りうるのである。

臣を賜うには臣若干家と稱するのが例である。令鼎に「臣卅家」、不嬰段に「臣五家」、𩰫段には「夷臣十家」を賜うている。臣の中には大盂鼎「夷嗣王臣十又三白」のごとき例もあつて、その隷下に多數の人鬲をもつものがある。臣といつても一概に徒隷とは限らず、「臣若干家」と家を單位として稱するものは、下文の人鬲に對しては上級の身分、たとえば管理者などの地位を占めていたもののようである。

䍙百人の䍙は、宜侯夨段にいう厥甿と同じであろう。郭氏はこれを經籍に獻といい、儀と稱するものと同一であると解していう。

　人鬲當卽書大誥民獻有十夫之民獻、尙書大傳作民儀、而黎獻字、漢碑亦多作儀、如孔宙碑、黎儀以康、田君碑、安惠黎儀、曹鳳碑、黎儀瘁傷、是也、前人以爲、古文作獻、今文作儀、以儀獻爲陰陽對轉之聲解之、然金文有人鬲、無民獻

　鬲字、許書重文作歷、云、漢令鬲从瓦歷聲、古音亦在支部、如陳風防有鵲巢二章、以鬲聲之鷊字、與甓惕韻、卽其證

　儀字古音雖在歌部、然歌部字、于周末卽多轉入支、故余意、今文家乃以支部儀字寫鬲字之音、古文家則誤讀鬲之象形文、以爲獻也

　獻與甗通、古器之甗、乃二部所成、上爲甑、下爲鬲、故其象形文、卽于鬲上更着一層、如小盂鼎屢見鬲王邦賓字、又毛公鼎言、鄭圭鬲寶、均古甗字也、鬲鬲形近、最易誤釋

これによると人鬲の鬲は儀の聲、經籍碑文の民獻と民儀とは同聲同義、その本來の字形は鬲であるとするのである。鬲を隔の音とみている。

いま思うに、獻に歌・願の兩韻あり、歌韻によむものは多く犧の叚借である。周禮宗伯司尊彝「其朝踐用兩獻尊」の鄭司農注に讀んで犧とし、「鬱齊獻酌」の獻をまた讀んで儀としている。釋文に「本或作戲」という。また禮記禮器「犧尊在西」の疏に、周禮司尊彝に犧を獻に作るという。またその音を沙・莎とよむものあり、齊語の聲の誤であるという。禮記郊特牲注 これ歌・支の韻の用法である。願韻の場合は音は賢、義もまた賢聖の意に用いることがある。書の酒誥に「殷獻臣」とあり、爾雅釋言に「獻聖也」といい、益稷の「萬邦黎獻」の傳にも「獻、賢也」という。逸周書謚法解に「聰明叡哲曰獻」、また逸周書作雒解「俘殷獻民遷于九畢」の孔注に「獻民士大夫也」とみえている。大誥の民獻、酒誥の獻臣は、何れも徒隷の意としては通じがたい。

人鬲の鬲が、厤・儀・獻の何れの音によむべきものであるかは定めがたいが、なお合せ考うべきものに、宜侯夨段の甿がある。甿が盧聲の字であることはまず疑のないところとみられ、鬲が甿と同語とすれば、鬲は厤聲を以てよむのが最も近いことになる。これを經籍の民獻・民儀に充てて解しようとするために種々の混亂を生ずるので、鬲と獻・儀とは本來別の系統に屬する語である。人鬲の鬲は、本來は黎・隷と音の近い語であつたように思われる。

本器では單に䍙と稱しているが、大盂鼎に「人鬲、自駿至于庶人、六百又五十又九夫」、また宜侯夨段では「厥甿千又五十夫」という。夫を以て稱するのは衆の場合と同じ。臣には家を以ていい、また土田を附して、不嬰段「臣五家・田十田」のようにいうこともあるが、人鬲は概ね七十五人・百五十人

など一定數の集團として扱われていることが多い。本器に「臣十家、鬲百人」とあるのは、臣一家に鬲十人を配しているように思われる。

公尹白丁父兄于戍々冀嗣三

この句は本銘中最も難解のところである。郭氏は白丁父を下文の丁公と同一人にして、矢令の父に當る人であるという。白丁父が生人ならば故人である丁公と一人であるはずなく、もし一人とみるならば、この白丁父はその生時に遡つていうものとしなくてはならぬ。思うにこの條は王姜の賜賞につづき、令の對揚の語の前にある。しからばこれまた賜賞のことをいうと解すべきである。

兄は貺。郭氏は「兄于戍者、爲戍地之有司所貺也、戍冀嗣三者、戍地非一、各貺伯丁父以冀三嗣」とし、嗣とは玉の系數をいうとする。すなわち禹貢の璣組を以て冀嗣に充てている。この句は諸家に說なく、一應郭說が用いられている形であるが、王姜の令に對する賜與と令の對揚の語間に、このような別事が插入されることは不可解である。おそらくこれもまた賜與の一でその由來を合せ記したものとすべく、大盂鼎に「易乃且南公旂、用狩」とあるのに類する。祖考の旂や市を賜う例は金文に數見する。ここは賜物が令の先考丁公に關する物であるので、その生稱を用い、公尹白丁父と稱したのであろう。かつて白丁父が戍に貺つた戍の冀嗣三を、今改めて貝・臣・鬲とともに令に賜うたので、その冀嗣三に說明語が附加されている形式である。冀嗣三は未詳。おそらく戰役の際に何らかの呪物として用いられたものであろう。あるいは臣・鬲と並稱しているので、嗣は有嗣の意かともみられるが、助數詞を著けていない。何れにしてもここは、貝・臣・鬲と並擧されている賜物の一とみなくては、文義の通らぬところである。

令敢㬎皇王宣、丁公文報

皇王は王をいう。上文に王といい、ここに皇王と稱しているのは、對揚の語であるから特に修飾語を附しているのである。

宣は休と同じ。郭氏いう。

宣字兩見、當是休之異文。休字金文作㭜、从禾从人、言人于稻草上休息也、許書重文作庥、復从广、从广與此从宀同意、此之宣、蓋象臥榻、又對揚王休、乃古人恆語、此言揚皇王宣、例正相合、釋宣爲休、則本銘後半、適成韻語

字はまた令彝「乍册令敢揚明公尹厥宣」・作册大鼐「大揚皇天尹大保宣」の例あり、いずれも鳥形册の標識をもつこの族の器である。また

盂乍父丁卣　令公宣盂鬯束貝十朋、盂對㬎公休、用乍父丁寶障彝　𠂇　雙劍誃・上・三二

宅方彝　褱宣乍册宅旇八旇（亞字形中）　西清・一三・六

のごときもみな東方系の器で、宣を休賜の義に用いている。從つて郭氏がこの字を休の義に釋したのは正しいが、その字形解釋には問題がある。休は休息がその初義ではなく、休光・休賜の意であるから、稻上に偃息するというような意味ではない。その禾形に從うているのは、軍門の象とみるべく、軍門に旌表するのが原義であろう。また宣は字形からも知られるように宮廟の象で、神靈の前で賜賞を受ける義とみられる。何れも本來休寵の意をもつ字である。

令は皇王の休に對揚するとともに、それを「丁公文報」と稱している。陳氏はこの丁公を齊公呂伋であろうかという。

此器的丁公、決不是令父、白丁父可能是姜姓齊侯呂伋、齊世家又稱之爲丁公、此器之作、是爲紀念丁公、當時丁公尙在、此例在銅器中、亦是存在的

令は丁公の器を作つている。陳氏はこの器の伐楚を踐奄の役とみているので、齊侯をここに加えようとしたものであろうが、この丁公は下文「用作丁公寶設」の丁公であり、令の先人である。ゆえに文報という。郭氏はいう。

丁公文報與皇王宣、爲同例語、同爲揚字之賓格、報當讀爲保、文報猶言福蔭也

報は金文において多く儐賜の意に用いる。琱生設二に「白氏則報璧」というごときはその例である。しかし文報というとき、文は文祖文考文母のように先人に冠して用いる美稱であるから、郭氏のいうように福陰と解してよい。ただ「丁公文報」とは上句「皇王宣」の説明句である。下文に「用頟後人享、隹丁公報」、「令敢展皇王宣、用乍丁公寶設」というのは、みなその文報を明らかにする所以である。これを以ていえば、丁公は矢令の文考であり、白丁父はその生時の稱であつたとみられる。矢令は作册の職にあるが、その文考白丁父はあるいはその尹であつたので公尹とよばれているのであろう。

用頟後人享、隹丁公報

郭氏は頟を啓と訓している。しかし啓にはその字があり、士父鐘「用廣啓士父身、勵于永命」・叔向父禹設「廣啓禹身、勵于永命」・瘨鐘「廣啓瘨身、勵于永命」のように一定の用法がある。陳氏も頟を啓と訓して「用啓告後人、報于丁公」といい、告の義に解している。しかし頟はやはり至と訓すべきであろう。後人は後嗣。語は書の君奭・康王之誥にみえている。「隹丁公報」を、大系に

隹丁公報、則是報祭之報、猶國語魯語、有虞氏報幕、夏后氏報杼、商人報上甲微、周人報高圉

の報とみている。しかしこの報祭は特定の祖宗に對する祭祀で、卜辭の匚・匸に當り、この場合適當でない。そういう意味の報祭は金文にはみえていない。報は文報に對する報で、その冥助に感謝して祀るというほどの意味である。

令用奉展于皇王

郭氏いう。

奉字當是敬之古文、从昚省井聲、兩展字从厂長聲、殆是碭之古文、讀爲揚、知者、以上言令敢揚皇王宣、與下言令敢展皇王宣、文例全同、則展亦揚矣

思うに敬には別にその字あり、奉は敬とは別の字であろう。いま動詞展と連文の語とみておく。展は下文の「令敢展皇王宣」の展と同字であるが、ここでは展下に一于字を加えている。これは受身を示すとみるべきである。展は長に從う。この長形の字は下半が峗の下部と同じく、祝史長老の象とみられ、ここでは皇王の殊寵を受けた意であろう。すでに丁公に對しては、その文報について、「用頟後人享、隹丁公報」と述べているので、改めて皇王の休賜をいい、下文に對揚の語をなしているのである。

令敢展皇王宣、用乍丁公寶設、用隮史于皇宗、用鄕王逆遊、用廏寮人

辰は寵榮とする意で、ここでは對揚の義に近い。障史は障事。郷は饗。説文に造の古文を艁に作る。
この句と同じ語例のものに

麥尊　麥揚用乍寶障彝、用嗝侯逆造、遲明命

麥彝　用嗝井侯出入、遲命

とあり、郷と嗝、逆造と出入とが相當つている。また

小子生尊　用對揚王休、其萬年永寶、用郷出內事人　西清・八・四三

という例があり、事人を併せていう。

殹は殷の動詞形とみられる。説文に「殹、飽也、从勹殸聲、民祭、祝曰厭殹」とある。寮は卿事寮・大史寮・百寮・敵寮の寮で、官僚をいう。この部分の表現が麥氏の器と極めて似ていることは、矢令の職分を知る上からも參考となる。かれらは周室の祭祀に奉仕する東方系出自の人たちであつたのである。

陳氏は障史以下の句によつて、この器を祭器とみず、日常實用の器であるというが、障史・郷・殹はみな祭祀儀禮に關するものである。實用の器を「丁公寶殷」ということはない。矢令は作册の家柄で祭祀儀禮に與かつており、そういう儀禮の際にこの器を用いることがあつたのであろう。

婦子後人、永寶、鳥形册圖象

婦子後人という例は必ずしも多くないので、文選には婦子の二字を上句に屬し、「用殹寮人婦子」に作つているが、寮人と婦子を併稱するのは不類である。やはり婦子後人とつづけるべきであろう。

大體母妣婦人のことをいうものには東方系の器が多く、その點周系のものとやや異なるところがある。王姜が東方の諸族に對して使令し、あるいは自ら障宜を受けるようなことをしているのも、東方諸族の傳統・習慣によるところがあつたのかも知れない。

銘末の鳥形册の圖象標識は、作册の職と關するところがあると思われる。郭氏いう。

鳥形文乃作器者之族徽、同出之器、如令彝令尊及作册大鼎、均有此文、册乃書寫之意、某册猶今人錄下款言某人書也

册形の標識は彝銘に甚だ多くみられるが、中には兩册形中に獸形をかいたものもあり、册はもと牢牲を錄するに關した字であつたと思われる。それで供犧より祝册・祭祀の官となり、さらに册命を掌るに至つたのである。單なる署名ではなく、その職能や官守するところを示す。族徽というも一族すべてこれを用いるのでなく、族中にまたこれを標識とする一家があつたとみるべく、圖象文字そのものにも分化複合のあとをみることができる。作册考・殷の基礎社會參照。

訓讀

隹王、于に楚伯を伐ちて炎に在り。隹九月既死霸丁丑、作册矢令、王姜に障宜す。姜、令に貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹白丁父の戍に貺れる戍の冀嗣三を賞す。

令、敢て皇王の宦たる、丁公の文報に揚ふ。用て後人に詣るまで享して、隹丁公に報ぜよ。

令、用て皇王に奉展せらる。令、敢て皇王の宦に展へて、用て丁公の寶殷を作る。

用て皇宗に隣史し、用て王の逆造に饗し、用て寮人に飼せん。

婦子後人、永く寶とせよ。鳥形册

參　考

この器文の構成を整理すると、ほぼ次のようになる。

第一段ａ　隹王于伐楚白、在炎、隹九月既死霸丁丑、作册夨令隣宜于王姜

ｂ　姜賞令貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹白丁父兄于戍々冀嗣三

以上、王姜に隣宜して賜賞をえたことをいう。令は貝以下を賜い、併せて冀嗣三を賜うている。冀嗣三は父の紀念品的意味をもつものである。

第二段ａ　令敢揚皇王宣、丁公文報、用韻後人享、隹丁公報

皇王の休は丁公の冥報の致すところであるから、後人に至るまで丁公に報祀せよといい、まず丁公の威靈に對える辭を爲している。

ｂ　令用奉展于皇王、令敢展皇王宣、用乍丁公寶段

令が皇王より寵榮をえたことをいい、皇王の休に對えてこの器を作るをいう。

ｃ　用隣史于皇宗、用饗王逆造、用飼寮人

器を用いる用途をいい、前段の趣旨を分說する。

第三段　婦子後人、永寶

末文。子孫に命ずる語を以て結ぶ。

この銘は押韻をもつている。宣・報・報・宣・段・造・寶の諸字が韻に入る。また文中に同韻の字多く、聲韻諧和し、令彝とともに初期銘文中甚だ文辭に富むものである。初期の金文には押韻のものが極めて少なく、一般に金文の押韻は後期の鐘銘に至つてはじめて行われており、この點からもこの器銘は特異なものと稱してよい。陳氏はその器制呂鼎に近しという。ともに鈎連雷文を用いているが、この器のものは直接殷器のモチーフを承けていて、安陽出土の白陶にみえる山形連續文と關係がある。同形の雷文が殷器の雷文尊梅原・白色土器・圖版三八にみられ、器制もまた殷器の系統から出ている。このことは器銘の文辭・押韻とあわせて、本器が東方系氏族の作器であり、當時の東方系氏族の文化を代表するものであることを示す。器銘に押韻がみられるのは、祭祀儀禮において當時すでに歌謠形式のものが行われていた證左となしうるのであるが、本器の夨令がもし虎侯、後の宜侯夨の家と關係があるものとすれば、その本貫はいわゆる二南に近い地である。鐘銘の最も古いものとみられる宗周鐘もこの方面の器とみられ、初期金文中その文辭に異色のある也段も洛陽の出土と傳え、その作器者は周公の家系に屬する。これらを通じて、いわゆる二南及びその周邊の文化の傳統が極めて古いものであることが知られ、またその文辭に特色のあつたことが認められる。國風中二南の詩篇が特異な地位を占めている事實と合せて、周初におけるこの方面の文化は、金文資料の上からも新しく檢討を要するものがあると思われる。

二五、令彝

器名　矢令彝貞松　令方彝通考　明公彝文錄　矢乍父丁彝小校　矢彝麻朔

時代　成王大系・斷代　昭王麻朔・馬敍倫・唐蘭

出土　「近年出洛陽、聞已入市舶矣、同出之器不少、惜不能備知也」貞松「傳一九二九年洛陽馬坡出土、實僅一器、箸錄者每誤爲兩器」斷代　令設參照。

收藏　Freer Gallery of Art, Washington

著錄

器影　歐米・一〇　Karlgren, PL. XVIII　大系・五五　形態・四〇、四一　Freer. 21　賸稿三六　通考・六〇三　通論・一六五　水野・一〇四　二玄・一四六

銘文　貞松・四・四九　研究・上・三八　大系・三　小校・七・五三　國學・四・一　三代・六・五六・二、五七・一　書道・三六　河出・一九一　二玄・一四七

考釋　大系・五　研究・上・三八　文錄・二・一三　文選・上・二・二五　麻朔・二・九　善齋・一三二（彝）　賸稿・三六　通考・四〇九　積微居・二二　斷代・二・八六　通論・五三　Dobson. 一九五

羅振玉　矢彝考釋　支那學・五・三　又單行本　又遼居雜著所收

鮑鼎　矢彝考釋質疑

陳夢家　令彝新釋　考古・四

吳其昌　令彝考釋　燕京學報・九

唐蘭　作册令尊及作册令彝考釋　國學季刊・四・一

馬敍倫　令矢彝考釋　同上

佐藤武敏　令彝考　支那學・一二・五

白川靜　令彝について　說林・三・一二

器制　斷代にいう。「器高三四・一糎、寬二四・六糎、口一七・七糎×一九・三糎、底一五・七糎×一八・二糎」。また通論にいう。「通蓋高三五・二糎、偏體飾饕餮、兩尾龍及鳥紋、器的足部、四面正中上下、有兩個四方孔」。器の下腹部にゆるやかな含らみがあり、蓋鈕より圈足に及ぶまで鈎稜を付し、器蓋の正中四面にも鈎稜がある。器蓋に饕餮、器口に獸頭蛇身の展開文を飾り、圈足部には正中に相對う二

令　彝

羽の夔鳳文、側面に相對う一夔文を付す。鳳は前向垂尾。地はすべて方形の雷文を以て埋めている。器形文様は最も父辛方彝通考・六〇二、泉屋・二七、海外・九六に似ている。足部に方孔あるものは、他の方彝通論・一六一，一六二にも例がある。

銘文　器蓋二文　一四行一八七字

佳八月、辰才甲申

辰は爾雅釋天に「大火謂之大辰」、また漢書律麻志下に「辰者日月之會、而建所指也」という。新城博士の説明によると、大火は五月に見われるもので、それを基準として、月の初昏のときにある星次を觀測したものであるという。殷代にはこの意味での辰字の用法はない。周初の器に至つてはじめてみえるものであるが、「辰在」とは單に日の干支をいう。月や季節との關係はない。

王令周公子明保

周公子明保を何人に比定するかについて、從來多くの説があり、周公之後羅振玉・伯禽郭沫若・君陳陳夢家・祭公辛伯吳其昌・周平公馬敍倫・蔡公謀父唐蘭・周公貝塚・佐藤などがその主要なものである。その人物を定めることは器の時期を決するのみならず、銘文の解釋の上からいつても殆んど一篇の宏旨に關するものがあると思われるので、いまこれらの諸説を要約紹介し、簡單に私見を加えよう。

1　周公之後説　羅振玉いう。

周公者周公旦之後、世爲王卿士者、史記魯周公世家索隱、周公元子、就封於魯、次子留相王室、

令彝器文

代爲周公、子明保、猶洛誥言明保予沖子、多方言大不克明保享于民、命周公子明保、盍命周公掌邦治

羅說は周公を周公旦その人とみず、周公の後にして代々周公を稱している王室の卿士と解する。そして明保を動詞とし、書の洛誥・多方にいう明保と同じく、この銘においても沖子を明保することを命じた語とするのである。楊樹達氏もその說を是とし、この銘文が他の部分においても召誥・洛誥の文辭と似ているところが多いことを指摘し、兩者の語彙・語法には通ずるところがあると論じている。明保は書の二例においては確かに動詞によまれているのであるが、もし本器の「子明保」が洛誥の「明保予沖子」の意であるならば、子は賓位として明保の下にあるべく、また「予沖子」を子と略稱することも考えられない。羅說では子を動詞あるいは副位の語として解する他にはないと思われるが、しかしその場合は大盂鼎「故天翼臨子」、也殷「懿父廼是子」のように、主語が天あるいは祖靈である方が適わしい。かつその說では周公は生稱となり、下文の「周公宮」は周公旦の宮廟で、この一文中に兩者の稱を區別していないことになる。羅說は周公の後は代々王の卿士として周公と稱したとしているが、西周の金文資料にはこれを證すべきものがなく、王室の卿士として周召二公の名がみえるのは東遷の後、東周期に入つてからのことである。羅說の缺陷は明保の二字を直ちに書の語彙と結合して動詞と解し、たとえば作册翻卣「隹明保殷成周年」のような金文例に注意しなかつた點にある。卣の文では明らかに人の稱號である。

2　伯禽說　郭氏は「周公子明保」とは周公の子にして魯侯伯禽であるという。

周公卽周公旦、明僳乃魯公伯禽也、此器、上稱明僳、下稱明公、知明僳卽是明公、下明公殷、上稱明公、下稱魯侯、知明公卽是魯侯、周公之子而爲魯侯者伯禽也、得此知伯禽乃字、僳乃名、明者蓋封魯以前之食邑、猶康叔封衞以前、稱康侯也

且明僳之名、于典籍中亦有徵、左傳定四年言、封魯公曰、命以伯禽、而封於少皡之虛、封康叔曰、命以康誥、而封於殷虛、正義引劉炫云、伯禽猶下命以康誥、是伯禽爲命書、此說至當、今知伯禽名明僳、乃知伯禽逸篇文、有竄入今書洛誥者、其王若曰、公明保、予沖子一節、正是成王呼伯禽名而誥命之之辭、與康誥之王若曰、孟侯、朕其弟小子封、爲例正同

郭氏は明保とは魯侯伯禽の名で、明は封地、保はその名、伯禽は字であるという。その證として、左傳の「命以伯禽」とは伯禽という篇名の逸書であり、洛誥「王若曰、公明保、予沖子」の文は伯禽佚文が洛誥に竄入したものだとする。孫海波もまたその說に據る。これは甚だ新穎にして喜ぶべき說のようであるが、しかし郭氏が逸書伯禽の佚文と解した洛誥の文は、果して郭說のように解しうるであろうか。その一節は次のごとくである。

王若曰、公明保予沖子、公稱丕顯德、以予小子、揚文武烈、奉荅天命、和恒四方民

郭氏はこの一節の文首を、康誥の「王若曰、孟侯、朕其弟小子封」と同例とする。從つてこの文首は「王若曰、公明保、予沖子」と王が伯禽によびかけた語となるが、書において予沖子は予一人と同じく天子の自稱であり、下文にも「以予小子」の語がある。明保を人名とし予小子と同位語と解しては、この文は通じがたい。もし康誥と同語例とするならば、文は「王若曰、明侯、小子保」といわなくて

はならない。また郭氏は書の多方「大不克明保享于民」の明保については言及していないが、書の二例は明らかに動詞に用いられていて、明保の稱號と關係がない。伯禽の禽を字とするごときも、大祝禽鼎・禽設の例からみて不通の論とすべく、郭說はただ巧合を求めたものというべきである。

3　君陳說　陳夢家氏はかつてその新釋に召公說を采つていたが、斷代では改めて君陳說を提出している。その說にいう。

周公子明保、乃周公次子君陳、見漢書古今人表、禮記坊記鄭注云、君陳葢周公之子、伯禽弟也、禮記檀弓上正義引鄭玄詩譜曰、周公封魯、………元子世之、其次子亦守世采地、在王官、正義因謂君陳卽公之次子、尙書序曰、周公旣歿、命君陳、分正東郊成周、作君陳、東郊卽東土、由費誓序可知

君陳應是此器的明保、其理由如下

1　君陳是周公次子、而此器明保是周公子

2　尙書序說、君陳分正東郊成周、而此器明保、於成周尹三事四方、爾雅釋言、尹正也

3　君陳之君、猶君奭之君、乃是保或大保之官、君奭稱召公爲保爲君、顧命稱召公爲大保、此器稱明保爲保、爲公爲公尹、而作册大鼎有皇天尹大保之稱、是尹之爲保、亦猶君之爲保、君陳明保、其官職是君・尹・保、明是其封邑、公是其尊稱、此器稱君陳爲明公尹、猶顧命稱君奭爲召大保奭、金文之稱公大保、是君陳乃周公之次子、傳受周公的爵位、世守周的采地爲王官、惟此器作時、周公尙在、故稱明公

4　說文、田陳也、詩東山釋文、古田陳音同、小臣傳卣曰、王才鎬京、命師田父、殷成周年、作册翻卣曰、隹明保殷成周年、師田父恐卽是明保

陳氏の說は理において通じやすいが、その證は殆んど書序のみにかかり、坊記鄭注のごときも君陳を周公の次子とするに當つて「葢」の一字を加えている。書の君陳一篇は逸して、わずかに坊記・緇衣に佚文を存するも、內容を推測しうるものは殘されていない。陳氏說の要點は3にあり、明保を大保に對する語としたことは正しいが、明を封地とするのは郭說に泥んだもの、また4は不要の論である。馬敍倫も君陳說をとつており、陳說はあるいは馬說を展開したものであろう。馬氏は今本竹書紀年成王十一年、「王命周平公治東都」とある記事をこの器銘と關聯させているのであるが、平公は昭王のときなおその職にあり、從つて器の時代も昭王期に下る可能性があるという。器の時期から考えて、もとより首肯しがたい說である。

4　周公之孫說　唐蘭氏の主張するところで、器を昭王期に屬する。はじめ氏は周公の子にして昭王期にまで及ぶ人物であるとして、次のように論じた。

周公子明保者、周公之子明保也、善齋所藏又有作册翻卣、銘云、唯明保殷成周年、與此葢一人、此銘下文稱明公、然則本名是明、其爲太保時、稱曰明保、爲尹時、稱曰明公也、明當是周公旦之子、故後文云、令矢告于周公宮也、周公旦之子、得逮昭王者、周書祭公解、記穆王稱祭公謀父爲祖祭公、則謀父實周公旦之孫、康王之兄弟行、而當穆王時也、可與此銘互證

唐說は器を昭王期とする前提に立つてその人を求めたのであるが、氏はまた近時康宮の問題を論じた

長篇の論文においても器の時期を昭王とする前說を執り、ただ明公・明保については周公の孫にして昭王の叔父輩に當る人物であろうとしている。令器を昭王期とするのは、令殷の「伐楚伯」を昭王期の末年、その南征を記すとする解釋から出發しているのであるが、その時代觀の誤については別の機會にいう。

5　祭公辛伯說　　吳其昌の考釋にいう。

> 左傳僖廿四年、凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也、左傳昭七年、祭公謀父祁招之詩、穆天子傳別作鄒公、而說文云、鄒周邑也、國語韋注、祭畿內之國、周公之後、又杜預春秋釋例云、祭城在河南、上有敖倉、周公後所封也、而今本僞竹書紀年云、祭公辛伯、從昭王伐楚、則其關鍵見矣、呂氏春秋季夏紀音初篇、卽已有王及祭公隕於漢中之語、可見祭公從昭王伐楚、古有是說、記者不獨竹書

こうして吳氏は唐氏と同じく、逸周書祭公篇によつて周公・祭公辛伯・祭公謀父という系譜を求め、謀父を穆王、辛伯を昭王期に當るとし、そのまま明保を辛伯に比定するのである。唐氏の前說と同じく、何れも令殷を昭王南征をいうとする解釋に立つものであるが、成王初年に歿した周公の子が昭末になお遠征の軍に從つているとは考えがたく、吳說は年代的にみても無理である。

6　周公說　　貝塚氏は文を「周の公子、明保」と訓み、明保を周公その人に外ならぬという。その說は「中國古代史學の發展」の餘論にみえる。

> 吾人は周公子明保を通說の如く周公の子である明保と讀まず、周の公子である明保と讀み、之こそ周公旦に外ならず、明保とは周公の別の呼び名であらうと解するのである。蓋し明保の明と周公旦の旦とは相連關する語であるからである。郭氏は令彝・令殷を中心として周公・明公・明保を標識として多數の金文を含む群を構成している。この群の金文は、作册大の父なる作册令の時代に作られ、作册大鼎より多少古く、明保卽周公旦が執政として權力を振つた時代に、その臣僚の作つた器物である。

この說に對する疑點は次の如くである。

1　西周の器には「某の公子」という語例なく、また公子という稱謂もない。

2　明保を周公とすれば、一銘の中に同一人をよぶに周公子明保・周公・公・明公という四種の稱を用いたことになるが、そのような例は他にみえず、これらを一人と解しては文の解釋上にも支障を生ずる。

3　旦と明とは名字對待の關係にあるというも、名下に官名をつけていう例なく、また公伯を附していう例もない。

すなわち明保を周公旦その人と解するのは、名號の上からも困難であるのみならず、銘文の解釋上からも、周公と明保とは區別すべきである。器銘を「周公の子、明保」と訓むべきことは、殆んど疑を挾む餘地のないものと思われる。

明保はまた文中において明公・公・明公尹とよばれているが、これはみな明保の別稱としてよい。明保とは文中初出、かつ王命を記すに當つてその正號を用いたもので、周室元勳の後であることを明らかにする意味で「周公子」の三字を加えたのである。他はみなその臣僚よりする呼稱とみてよく、例

えば班毀において、文首にまず毛伯と稱して正號を用い、文中の王の語としては毛父、作器者たる班よりしては公・皇公と稱しているのと同じである。

明保が周公の子であることは明らかであるが、それを何人に比定するかによつて、周公世號說・伯禽說・君陳說・祭公辛伯說などを生ずるのである。周公の胤は文武の昭穆とともに各地に封建され、左傳に凡蔣などの六國をあげているが、金文によつて考えると、他に魯・成周・陝西の地に入つたものなどがある。也毀では也がその二公を周公の宗に陟祀しているが、その宗はおそらく成周にあり、本器の周公宮に當るものであろう。書序に「周公在豐、將沒、欲葬成周、公薨、成王葬于畢、告周公作亳姑」とあり、史遷說も同じ。また書序に「周公既沒、命君陳、分正東郊成周、作君陳」という。これは周公の後を命じたものと解すべく、その葬所がかりに畢にあるとしても、その宮廟は成周におかれていたものと考えてよい。「吾死必葬于成周」という周公の遺言は、周公晩年の說話と思い合せて、意味深いものがあるように思われる。ともかく周公の宮が成周にあり、周公の子にしてその本宗を守るものがその地にあつたとすれば、少なくとも祭公說は成立しがたいものとなり、同時に伯禽說も根據の弱いものとなる。

明公毀に

　唯王令明公、遣三族伐東或、才管、魯侯又囚工、用乍簟彝

とあり、郭氏はこの明公と魯侯とを一人と解している。しかし明公は王命を受けて三族を東國に派遣したので、明公自身東國に赴いたという表現ではない。しかも東國の管に在るとき魯侯が祝禱のことを行つているので、兩者はもとより別人である。この明公は本器にみえる明公・明保であり、その點からいえば伯禽說も成立しないわけである。

君陳說は、皇天尹大保たる召公が君奭とよばれている事實からみて、明保たるものが君某とよばれる可能性があり、名號の上から最も關係があると思われるし、書序にも成周を分治したことを記していて、この器銘の內容にも最も適合する。明は神明の意で聖職を意味し、何れも聖職にある君陳・君奭二公が成周王畿の地を分治したのである。周召分陝とはおそらく二公分治のことをいうもので、それは成周の造營以來代代世襲され、詩の周南・召南は二公分治の地の詩である。東周以後、周の東遷するに及んで、二公の名は再び王室卿士として史籍にあらわれてくるが、西周期においては、周初の金文以外には殆んどその名がみえない。成周は王都でなかつたからである。しかし周召二公の後は、周初以來おそらく連綿としてこの地にあつたので、本器にいう明公は他の關係彝器からみても周公の後を承けたものとすべく、その點からいえば明保を君陳に比定するのが最も事情に合するのである。君奭の例からみて君陳の陳はその名であるが、もとより師田父とは別人である。

尹三事四方、受卿事寮

尹は尹正の意。左傳定四年「周公相王室、以尹天下」の尹である。金文では多くの官の正長の意に用いる。三事四方について郭說にいう。

　三事、當即書立政、立政任人、準・夫・牧、作三事之準・夫・牧、夫乃吏之壞字、即上文之庀乃事吏、庀乃牧、庀乃準也、事吏古本一字、吏殆事務官、準乃政務官、牧則地方官也、其在立政、

於三事之下分擧細目、概括内外服無遺、其在本銘、於舍三事令下亦列擧卿事寮・諸尹・里君・百工・諸侯、雖詳略各殊、而内含則一、故三事乃泛指百官而言、猶言三種官吏、舊解爲司徒司馬司空者、失之

この器の三事が、果して立政の準・吏・牧にして事務・政務・地方の三官に繋屬させうるかどうかは、立政が中央政府の機構を述べたものであるからその點から疑わしいが、周においては凡そ行政一般のことを三事と稱したようである。詩の小雅十月之交に

皇父孔聖　作都于向　擇三有事　亶侯多藏　不憖遺一老　俾守我王

とみえ、向都の行政官を任じたことをいう。本器の三事はこの三有事に當る。また詩の雨無正に

周宗既滅　靡所止戻　正大夫離居　莫知我勩　三事大夫　莫肯夙夜　邦君諸侯　莫肯朝夕

とあり、箋に三事を釋して三公とする。しかし詩によれば三事大夫の上に正大夫があつてこれがいわば都宰にあたり、その下に三事大夫があり、別に邦君諸侯が朝夕している。この邦君諸侯が銘文の四方に當るわけであろう。また大雅常武に

率彼淮浦　省此徐土　不留不處　三事就緒

とあり、傳に三事を三有事と解し、箋には三農のことであるという。都鄙何れにも三事があつて行政を分擔し、正大夫がこれを董督する組織であつたと思われる。すなわち明公は成周の宰として、成周の三事諸官、及び周邊の諸邦族を統轄したのである。なお金文には、毛公鼎「命女兼嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣雩朕褻事」のように參有嗣というものもあるが、これは三事と異なるようである。銘では三事と四方と對文。四方は邦君諸侯で、その目は下文諸侯以下にみえている。受は授。上文の「尹三事四方」の尹に對する語で、下文の舍命に相當する。授命授職の意である。

丁亥、令矢告于周公宮

丁亥は甲申の後四日に當る。矢は令𣪘にみえる。命ずるものは明保である。告を陳氏の新釋には卜辭にみえる告祭と解しているが、斷代ではその說明を削つている。告はおそらく禮記曾子問「諸侯適天子、必告于祖」という場合の告で、重大な行爲に泣んでこれを祖廟に報告し祀る意である。周公宮を陳氏ははじめ周の公宮と解し、卜辭にみえる公宮を以てその名義を說いたが、斷代ではその說を改めて「周公の宮」と訓んでいる。宮を羅・唐・吳の諸家は宮廟と解し、郭陳二氏は居處の意にして必ずしも宮廟ではないという。周公を生稱とすれば後者の解となるのであるが、もし生人に告げるのならば「告于周公」といえば足り、宮字を加える必要はない。

宮は概ね宮廟の意に用いる。善鼎の「王才宗周、王各大師宮」は宮廟に格る意の格の字を用い、その大室で册命を行ない、令鼎に「王至于溓宮、攷」と溓氏の大室で啓上している。盠器にみえる圖宮・畋宮はみなその旅宮である。宮の一般的用法からいうと、周公宮とはその宮廟の意でなくてはならない。周公を生稱とする說のごときは、この點においても成立は困難である。器銘にいうところは、おそらく明保が周公の職を嗣いで成周一帶の治政に任ぜられ、その職に就き政令を發するに當つて、これを周公の宮に告祭したものであろう。すなわち曾子問にいう「告于祖」の義である。

公令、徃同卿事寮

上文には主語を略しているので、ここに改めて主語を加えた。公は下文の明公。徃は卜文にもこの字があり、董作賓氏は出と釋している。

丁卯卜、㫃貞、方其不出後・上・二九・一一　丁巳卜、今春、方其大徃後・上・二九・一〇

徃は彳に從つていないが、いま便宜この字を用いておく。兩辭同義、兩字は一字であることが知られる。徃は出入のみでなく之往の義もあるので、唐・陳二氏は銘文を造と釋しているが、造には別にその字があり、出と釋するのがよい。字が口に從うのは祝册し修祓する意で、出行の際の道祖の儀禮を示す。

徃を征盤の征と同字とし、人名と解する説もある。すなわち「公令徃」で句讀するものであるが、征と徃には用法上いくらか區別があり、また徃を人名としては記述の統貫を失う。

郭氏の大系にこの句を解して、「周公命明公、出京、與卿事寮相會」という。公を周公、また命ぜられるものを明公とみているのであるが、下文は「同卿事寮」であつて、「與卿事寮相會」ではない。徃とは、矢をして成周にゆき、卿事寮會同のことを報じさせたのである。會同は成周において行われた。作册翻卣・小臣傳卣などに「殷成周」といい、史頌段に里君百生が成周に會することをいうものなどはそれである。當時洛邑は王城と成周とに分れていて、庶殷は成周にあつた。それで明公は十月癸未の發號に先立つて矢を成周にゆかしめ、卿事寮を會同し、舍命の式を行うための準備を命じたのである。八月甲申より十月癸未まで、約二ケ月がその準備期間であつた。

以上第一段。周公の子たる明保が成周宰治の職を命ぜられ、三事及び邦君諸侯に政令を發するに當つて、まず矢をしてそのことを周公の宮廟に報告させ、また十月に行うべき就任舍命の式の準備として、卿事寮を招集せしめたことをいう。

隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、徃令

月吉は初吉の意であろう。十月癸未は八月甲申より六十日に當る。成周は庶殷のあるところ。その朝、明公は王城より成周に至り、舍命の式を行つた。郭氏は徃令の令を人名と解し、この二字を下文につづけてよむが、文意が疏通しない。

朝と旦とは、用例上多少異なるところがある。册命のときには概ね旦といい、稀に昧爽という。朝至という例は金文には他にみえず、經籍には數例ある。たとえば書の召誥「王朝歩自周、則至于豐」・「太保朝至于洛、卜宅」・「周公朝至于洛」・「周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯」などの句では、會同舍命の儀禮に朝を用いている。

「朝至」という語はこの召誥の例を以て解してよいと思われるのであるが、斷代には朝至を東至の義とし、周京より洛に赴く意であるという別解を出している。その解釋は、當時の王所・周都についての新しい提説が根據となつており、重要な問題を含むところがあるので、やや長文であるが陳氏の所論を引いておく。

此銘、以八月甲申、王令明保、後三日丁亥、告於周公宮、至十月癸未、始朝至於成周、相隔二月、朝至卽東至、詳下、則王命明保之地、並周公之宮、當在西土、善鼎曰、王才宗周、王各大師宮、

此大師宮之在宗周者、周公當成王時、爲大師、此在宗周之大師宮與周公之宮、不知是否一地、周公子明保、不親告而令令、告於周公宮、可證八月甲申之時、王和明保在一地、而與周公不在一地、明保使令告於周公宮、而公（卽周公）令令、造同卿事寮、是卿事寮、本屬於大師周公所掌、由此可見明保代理周公的職位、與文獻所載周公次子世爲周公之說、相符合、告於周公宮、而公令造同卿事寮、則周公是生稱、而宮是周公所居之宮、卿事寮先受掌於周公、因王命而授於明保

自八月甲申、至十月癸未、恰是六旬、至此、明公朝至於成周、王令之時、稱爲明保、此時代周公至成周、尹三事四方、故此以下稱公或公尹、朝至之詞、見於以下各篇

召誥　太保朝至於洛　周公朝至於洛

洛誥　予惟乙卯、朝至於洛師

牧誓　王朝至于商郊牧野

凡此洛・洛師・牧、並成周、由西土的周說來、都屬於東國、所以朝至也者、謂東至、金文朝字、一旁象日出草中、一旁象水潮之形、日出東方爲朝、故朝有東義、考工記匠人建國、以正朝夕、正義以爲、言朝夕卽東西也、爾雅釋山、山東曰朝陽

この說の問題點は次の諸點である。

1　善鼎の大師宮を周公宮と解し、當時周公が宗周にあつた證とするが、善は纂侯の佐助として徽の師戍を監嗣する職にあり、善氏と周氏との間に特別の關係があつたとは思われず、また周公が大師・師と稱した例は金文にない。器の時期もまたかなり隔つている。

2　「徃命」・「同卿事寮」を命じたのは周公であるとしているが、そのことは上文では王が明保に命じたことである。また本來周公の職事であるものを明保に代行させたとするが、舍命のように重要な儀禮を代行させたとは考えがたい。

3　周公宮の周公を生稱とみているが、宮は上述のように宮廟の意である。

4　王・明保の所在及び周公宮をみな西土にありとするが、下文によると、十月癸未明公は成周にあり、翌甲申、京宮・康宮・王所に牲を用いている。三者はみな王城の地にあつたとみるべきである。

5　初命より舍命の式まで六旬であるが、それは初命が西土でなされたことを意味するのでなく、大會同の儀禮を準備する期間であつたと考えられる。初命を宗周、舍命を成周のこととするのは臆說である。

6　召誥に「周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯」の語があり、「朝至」の朝と「朝用書」の朝とを區別すべき理由はない。また召誥「王朝步自周、則至于豐」という文は、東至とは解しがたい。

朝至は冊命金文にいう旦格と同じ語法で、何れもその儀禮の行われる時刻をいう。陳氏の說は、周公を生稱とし、周の三都を宗周岐山・莽京鎬都、及び豐とする考えから導かれたものであるが、本器の儀禮はすべて東都たる新邑洛において行われたものである。當時新邑洛には一時王都が遷されていたのではないかと思われ、本器銘によるとこの地に京宮・康宮があり、王所がある。尙書洛誥はこの地において大一統の宣言が行われたことを記している。周公はこの地を宰治し、その廟も洛にあり、子孫世襲して東周に至つた。この器銘は、周公の職をつぐ際の儀禮を記しているものと思われ

る。

舍三事令

令は命。舍命のことは小克鼎に「王才宗周、王命善夫克、舍命于成周、遹正八自之年」とみえ、その地に王命を施行することをいう。上文の「尹三事四方」という王命を實施する意である。

眔卿事寮眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方令

上文の三事四方の命を細説する。いわゆる外服・內服を含んでいる。書の酒誥に外內服をあげて、

越在外服　侯甸男衞邦伯
越在內服　百僚庶尹、惟亞惟服、宗工越百姓里居

とみえ、銘文の諸侯以下は外服、百工までは內服に當る。酒誥は里君を里居に誤つているが、この器銘によつて正すことができる。外內服の說は周初の金文にその證があるわけである。

三事命と四方命とを別にあげているのは、もとよりその對象を異にし內容を異にするからである。三事命は地區の中央行政府に當り、四方命のうち、その內服は主として行政地區內の行政諸官、外服は成周王畿周邊の邦君諸侯を對象とする。外服の庶邦君はそれぞれ獨立的に自己の統治組織をもつており、それらの庶邦君を對象とする誥命を記した書の大誥には

肆予告我友邦君　越尹氏庶士御事
爾庶邦君　越庶士御事
爾邦君　越爾多士尹氏御事

という表現をとつている。外服諸侯が獨立的な邦族であつたことを知りうるのである。

內服はまた細分すれば百僚庶尹以下と、百姓里君とに分たれる。百僚庶尹はその統治上の行政諸官をいい、百姓里君は被治者の氏族自治機構より生れた半官的職制であつたらしい。百姓は血緣的、里君は地緣的性格をもつ名であるが、おそらく成周庶殷は血緣氏族を單位として邑里に配されていたのであろう。百工もそういう氏族から獨立したものではなく、職能的氏族の形態をとつていたものと思われる。これらによつて、周王朝の支配形態の一斑を察することができる。

旣咸令

以上の三事四方の舍命を總括する。その文段構成は

隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、徃令
舍三事令
眔卿事寮眔者尹、眔里君眔百工、眔者侯・侯甸男、舍四方令

となる。三事の內容は分說を要しないので略している。楊樹達氏は、「舍四方令」を最後の一條の冒頭におくべきを倒文にしたものとみているが、文意は同じ。

以上第二段。王命を受けて六旬の後、三事四方に對する舍命を行つたことをいう。

甲申、明公用牲于京宮

甲申は癸未の翌日。舍命の後に祭祀してこれを神明に告げ、統治の成功を祈つたものである。

京宮を羅釋に「京宮殆鎬京之宮」という。また唐蘭氏はかつて詩の大雅公劉・皇矣にみえる京に比定

したが、最近、康宮を論じた論文では舊說を改めて、成周にも京宮があつたとしている。鎬京にしても詩の京にしても、成周とは一日の行程ではありえないから、京・康・王の三宮はもとより新邑にあつたものとすべきである。ただ唐氏はその新しい論文においても康宮を康王の宮とし、京宮を先王の宮とする說を執り、器の時期を昭王期と定めているが、康宮の名に拘泥した說のようである。そのことは後にいう。京はその字形よりいえばアーチ形の宮門の象形で宮廟のあるところを意味する。卜辭に義京・磬京・果京などの名があり、また庚宗の儀禮は義京の儀禮と同じ。綜述・二六五以下　何れも用牲のことを卜している。

乙酉、用牲亐康宮

乙酉は京宮用牲の翌日である。康宮を羅釋に康王の廟とし、唐蘭氏も同說であるが、唐氏はその後の宮廟をみな昭穆の序に合するものとして、その點からの論證を試みている。その說は後の論文においても維持されているものであるから、その要を引いておく。

康宮者康王之宮也、康王爲始祖、故昭王曰昭、其廟曰康卲宮、穆王曰穆、其廟曰康穆宮、共王更爲昭、則懿王爲穆、孝王更爲昭、則夷王爲穆、鬲攸從鼎、有康宮偁大室、蓋夷王之廟也、厲王更爲昭、則宣王爲穆、克鐘有康剌宮、蓋厲王之廟也、至幽王而宗周遂亡、是康宮所祀、凡有九世矣、此銘當昭王時、則所祭僅康王可知

すなわち京宮には太王より成王までを祀り、昭王より以下は昭穆に班つて康王の廟なる康宮に配祀したとするのである。その說は共懿二王についても、唐氏の排次するところによると共・孝の兩兄弟は昭、懿・夷父子は何れも穆となつて、これらが廟制上どのように解釋されているのか明らかでない。このような廟制の問題を離れても、唐氏のあげる諸廟はみな宗周の宮で、本器にいう成周の康宮とひとしからず、また宗周に京宮のあることは金文にその證をみない。唐說は康宮の康をあくまで康王の名とみることから出發するのであるが、郭氏は京・康は何れも宮名の美稱にすぎないとする。

余意、京康華般卲穆成剌、均以懿美之字爲宮室之名、如後世稱未央宮長楊宮武英殿文華殿之類、宮名偶與王號相同而已、虢季子白盤、有王各周廟宣榭、舊亦多解爲宣王之榭、實則殷世既有宣榭之名、故康宮之非康王之宮、亦猶宣榭之非宣王之榭也

この郭說にも多少ゆき過ぎのところがあつて、宗周にある康宮は康王の名義と關係あることは一應考慮すべきであると思う。ただ成周の康宮は京宮と相並ぶもので、その名義は康王とは別に由來するところがあるはずである。康の形義よりみて、それは稷・嘉禾の傳說と關係があるのではないかと思われるが、そのことは別の機會に述べる。

唐蘭氏は康宮を論じた最近の論文の中で、康宮を逸周書作雒解にみえる五宮、太廟・宗宮・考宮・路寢・明堂のうちの考宮に當るとし、京宮は宗宮に當るという。

朱右曾逸周書集訓校釋說、宗宮文王廟、考宮武王廟、從營造洛邑是成王時代來說、當時的考宮確實應該是武王廟、但這在每一個王朝將起變化、康王時代的考宮、就應該是成王廟、昭王時代的考宮、就應該是康王廟了、明公所祭在京宮之後的康宮、其地位正相當于宗宮之後的考宮

考宮は皇考を祀る宮で、本器の康宮は昭王期の考宮に外ならないとするのである。しかし逸周書の五

宮はその制甚だ疑わしく、周初の古制をえたものとしがたいのみならず、さきの昭穆の廟制とも背馳する。唐說は成周康宮と宗周康宮とを混同したところに大きな難點があり、殊に令器を昭王期とする時代觀が殆んど決定的な障礙となつている。

器銘に「周公子明保」とあり、明保は周公の子である。周公の沒は成王初年、その攝を解いて間もないころであろう。銘はその子の嗣職のことをいう。器が成王の前半にあることは何ら疑問の餘地なく、明保などの關聯器からいうも、その時代觀は動かない。周公の沒年をかりに成王十年、七十歳左右とすれば、昭初まで約四十五年、その子が執政につく時期としては長きに過ぎて不自然である。また本器と同じ鳥形册圖象をもつ作册大方鼎は祖丁の器を作り、康初の器である。本器は父丁の器を作り、作册大の器に先立つはずである。唐氏は作册大を本器作者の父とし、また丁の廟號をもつものであるというが、曲說に近い。本器が昭期ならば大鼎は穆期に入るはずであるが、それでは西周の斷代は崩れてしまう。唐氏は本器を昭期としたため、令・睘・遣・中・麥・趞の諸器をも悉く昭王期に屬し、大異動を生ずる結果となつた。もし令彝・令段を作册大方鼎の前に位置させるならば、このような變動は生じない。もともと成周の康宮と宗周の康宮とはその名同じきもその實は同じでなく、これを混同したところに唐說の混亂を生じたのである。

陳夢家氏は郭氏と同じく本器を成王期におくが、宮と廟との名號の別を論じて、宮とは生人の居住する宮室で宗廟とは異なり、上文の周公宮は周公の居處に外ならないとする。また京宮・康宮のごときも先王の廟處ではなく、本器にいう用牲は奠基の儀禮にすぎないという。奠基に牲を用いることは殷墟の宮殿遺址にもみえ、召誥にいうところも奠基の禮ではあるが、器銘の用牲を奠基と解するのは唐突にすぎ、文意に合わない。

器銘の主題は三事四方の舍命の儀禮をいう。舍命の翌日より相ついで三宮の奠基を行うというのは、舍命の儀禮と相屬しない。用牲のことは必ずしも奠基に限らず、小盂鼎「用牲、啻周王□王武王」・剌鼎「王啻、用牡于大室、啻卲王、剌御」のごときは、みな禘祀に牲を用いるものである。論語堯曰に引く湯誓「予小子履、敢用玄牡、敢昭告于皇皇后帝」、墨子兼愛下「予小子履、敢用玄牡、告於上天后」なども同じ。奠基說は召誥「用牲于郊、牛二」とあるものを奠基の儀禮と解し、本器の用牲をこれと同じ儀禮とみたのであるが、逸周書作雒解「乃設丘兆于南郊、以祀上帝、配以后稷」、洛誥「烝祭歲、文王騂牛一、武王騂牛一」などとともに、それは郊祀の禮をいう。即位の禮に近いものである。器銘は册命の辭を載せていないが、上文の「尹三事四方、受卿事寮」は明らかに授職のことであり、從つて舍命の後に牲を用て祀り祖廟に報告する禮を記す。奠基の禮とは無關係である。

咸既

班段・史懋壺には咸を一字句に用い、また咸の下に一動詞を加えるものには、𩰫侯鼎「王宴、咸、畬」・貉子卣「咸、宜」などの例がある。本器の上文にも「既咸令」の語がある。咸既同義とみてよい。既の初義は飽食をいう。

用牲𢀛王

羅釋に「饗王也」といい、吳釋にも昭王に饗禮を行つたものとする。しかし用牲と饗とは異なつた儀

禮である。

王を唐氏は王城と解していう。

王、王城也、漢書地理志云、河南郡河南、故郟鄏地、周武王遷九鼎、周公致太平、營以爲都、是爲王城、至平王居之、又云、雒陽、周公遷殷民、是爲成周、春秋昭公廿二年、晉合諸侯于狄泉、以其地大成周之城、居敬王、然則王城成周、實二邑也、用牲于王城者、亦祭禮也、羅氏誤以爲明公饗王、吳釋從之、疏謬最甚

郭氏は説無く、陳氏はほぼ唐説に據る。唐説では京・康二宮は王城の外にあることになるが、二宮が唐説のように先公祖王の廟であるならば、王城の外にあるはずはない。王とは王宮であろう。王宮にも大室のような祀處があつたものと思われる。明保は周公の子にして周室出自の人であるから、これらの諸宮に牲を用いて報告の祀禮を行つたのである。

以上第三段。舍命の後、牲を諸宮に用いて報告の祀禮を行うことをいう。舍命の儀禮はこれでその一切を終る。

明公歸自王

唐氏は「歸自王城、復至于成周」とするも、王宮より退出したとみるべきである。上文に「明公朝至于成周」とあり、明公の居處は王城にあつたと思われる。

明公易亢師鬯金牛、曰、用𥜽

これより以下、舍命の典禮に奉仕した亢師・矢令に對する賜賞と授職とをいう。亢師を羅・馬二氏は太師と釋するも字形合わず、唐・郭二氏は亢師、陳氏は説文に曲脛の人と訓する尢にして古文の㞷、音は黄に近しという。幽衡・朱衡の衡を亢に作る例があり、唐氏は亢と釋している。いま字形により亢と釋しておく。この亢の作器と思われる一器があることを陳氏は指摘している。

*亢段　愙齋・一二・三　攈古・二之一・二三　攀古・一・二六

亞形中高　亢乍父癸隮彝

器は攀古によると、口緣・圏足部に方形雷文、器腹に斜格の鈎連雷文、その上下に小圏文を付し、段器に近い形制である。この亢が本器の亢師と同一人であるとすれば、亢は族名、師はその名となる。矢令もこれに準じて考えてよいことになろう。

鬯は秬鬯、金字は金下に三小垂のある形にかかれているので、唐・郭・陳の諸家は下の牛につづけて金・小牛とよむ。しかし金の下部は獨立した一字とみえず、小牛とつづく形でもない。金字の古い形象は麥鼎などにもみえるように下部が王字に似ていて、その材質を鉞形に鑄こんであつたらしく、三小垂はその光彩を寫したもののようである。馬氏は金字を稌と釋し、禮記內則の「牛宜稌」によつて牛と併せて賜與したものとみているが、字形に合わぬ解である。

以上の三物はみな祭祀に用うべきものであるから、「用𥜽」の語を添えて賜うたのである。「用𥜽」は「用事」と同じ。𥜽は卜文にみえ、金文にも獻侯鼎「唯成王大𠦪、才宗周」・盂爵「隹王初𠦪于成周」などの例がある。祭名。また祭器に冠して餴鼎・餴段などという例が多いが、その祭祀と關係があろう。馬釋に𠦪を祓と雙聲の語で祓齋の義のある祭名とするも、むしろ餴の義に近いものと思われ

る。

易令𨛜金牛、曰、用禘

亢に對する賜與と同じ。令の作器に亢に對する賜與をも記しているのは、同時に行われた册命賜與は一方をも略することなく記す慣例があつたのであろう。亢と令とはその圖象標識を異にしており、兩者は別の氏族であると考えられる。

廼令曰、今我唯令女二人、亢眔矢

以下明保より亢・矢に對する授職の語。亢・矢何れもその氏號を以て稱しているので、名は師と令とである。羅釋に亢師を太師としているが、ここでは通じない。唯はこのところだけ口旁を附して唯を用いている。

奭左右𢦔乃寮以乃友事

〓は羅釋に未詳とする。殷虛書契考釋では奭にして赫顯の義とみている。卜辭ではこの字を王の配妣の意に用いる。吳釋にこの字を上文に屬するも、よみようがない。郭氏は母の異文にして敏の意であるという。

羅振玉釋爲赫、形義俱難適、余以爲乃母之奇文、象人胸頭垂二乳也、卜辭亦有〓母通用之例、……母摸同紐、例可通叚……、本銘〓字、冠於左右于乃寮以乃友事上、當讀爲敏

陳氏は新釋では動詞にして率字の義であるとし、「疑此假爲率、盂父鼎云、隹女率我友以事」を引き、兩者を同じ文例であるとしているが、斷代においてはこの字に言及していない。積微居には尙の假借とし、書の康誥「爽惟民迪吉康」・「爽惟天其罰殛我」をその例とする。しかし庶幾と訓しては、康誥の文も通じにくいところである。思うに〓の字形は兩乳をモチーフとする女性の文身を示したもので、その文身の形は男子の文身を示す文に加えられているものと同じである。小稿釋文參照。字は本來は戊辰彝「妣戊武乙〓」のように某王の妣をいうときに用いる。字形よりいえば爽・奭に近く、何れも明の義がある。明は敏・勉の義のほかに輔相の義もあり、尙書君奭「明恤」、孟子梁惠上「願夫子輔吾志、明以教我」などがその義に當る。いましばらくその意に解しておく。

左の字は言に從うも左と同じ。班設に左比・右比の語あり、善鼎に左疋、同設に差右の語がみえ、みな佐助の意。寮は卿事寮の寮。友事は師訇設「率以乃友、干吾王身」とある友で、法友・官友・官守友・友內辟のように用いる。僚友をいう。酒誥に太史友・內史友とあるものは金文の卿事寮・大史寮と同じ語例である。以は與、金文においては並列の連詞に用いる。

以上第四段。亢と矢二人が明保より賜賞され、また職事を命ぜられたことをいう。

乍册令、敢𢐗明公尹厥宣、用乍父丁寶𢍰彝

作册は官名。作册𠭯鼎にみえる。令は上文では矢と氏號を以てよばれ、ここでは名を用いている。上文の「亢眔矢」は明公の語であり、自らいうときには名を用いたものとみられる。上文の賜與の際にも、自らいうには令と稱し、亢には亢師と稱している。それぞれの場合に名號の用い方があつたのである。

明公尹は上文の明保・明公である。明保は周公家の官職の正號で、召公家が大保と稱するのと同じ。

明公は明保の一般的な尊稱。明公尹はその下屬よりして正長を稱した。明保は周の聖職で、作册等の祭祀儀禮の關係者はその隷下にあつたと思われる。郭氏が「蓋王命明公、尹三事四方、故稱其號、復稱其職也」としているが、作册・內史の長を作册尹・內史尹というように、尹は正長の意である。厥宦は從來人宦あるいは人室とも釋されている。人とよめば「明公尹人」とつづくことになり、唐釋に「明公尹人者、公時爲尹、猶𣪘銘之公尹白丁父也、尹人者謂尹氏之人」というが、器銘にいう賜與授職は明公その人によつてなされている。厥の字形が人字に近く書かれ殆んど區別しがたいが、彝の器銘及び尊銘の字形からみて、やはり厥と釋すべきであろう。宦は休。文考父丁は𣪘銘に丁公と稱しているものであろう。

敢追明公賞于父丁、用光父丁　鳥形册圖象

追は追孝・追享の追、祖考にその寵榮を及ぼすことをいう。〓尊に「不杯〓、多用追于炎不朁白懋父䀎」とあるのと同義である。光も〓尊に「〓萬年永光」の語があり、その遺德を張皇すること。獻𣪘に「乍朕文考光父乙」、守宮盤に「周師光守宮事」のような例もある。

鳥形册圖象は𣪘の文にもみえている。ただ鳥形のみを標するものは、吳釋に

祖甲卣 窓齋・一八・一三　父甲卣 同・一八・一四　文己觶 殷存・下・二八

の三器をあげている。觶の鳥形は殊にこの器銘の鳥形と似ている。

唐蘭氏はこれを族標識としながらも夨令の標識とせず、作册𩰫卣・作册般甗などを引いて、册は作册氏、その上字は本姓氏であるとしているが、複合的な圖象はそのままで一標識として扱うべきである。

以上第五段。作器の目的を述べて全文を收束する。

この銘はすべて五段より成る。

1　八月甲申、王は明保に命じて三事四方を尹し卿事寮に授職のことを命じたので、丁亥、明公は夨に命じてこのことを周公の宮に告祭させ、卿事寮を招集させた。

2　十月癸未、擧式の準備成つて、明公は成周に至り舍命の式典を行つた。

3　翌甲申より、京宮・康宮・王の三所に引きつづいて牲を用い祀禮を行つた。

4　明公はこのたびの式典に奉仕した亢師・夨令に恩賞を賜い、新たに職事を命じた。

5　夨令は明公の休賜に對え、その寵榮を父丁に及ぼすためにこの器を作つた。

以上のように解するならば、文はほぼその統貫を得ることとなろう。器銘にいう舍命の式は、周公の後を嗣いだ明保就任の際の儀禮と考えられる。

訓　讀

隹八月、辰は甲申に在り。王、周公の子明保に命じて、三事四方を尹し、卿事寮を授けしむ。

丁亥、夨に命じて周公の宮に告げしむ。公命じて、徃きて卿事寮を同めしむ。」第一段

隹十月月吉癸未、明公、朝に成周に至り、命を徃し、三事の命を舍く。

卿事寮と諸尹と里君と百工と諸侯、侯・甸・男とに、四方の命を舍く。既りて咸く命ず。」第二段

甲申、明公、牲を京宮に用ふ。乙酉、牲を康宮に用ふ。咸く既る。牲を王に用ふ。」第三段

明公、王より歸る。明公、亢師に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禘れ、と。
令に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禘れ、と。
廼ち命じて曰く、今、我唯女二人、亢と矢とに命ず。爽めて乃の寮と乃の友事とを左右けよ、と。」

第四段

作册令、敢て明公尹の宣に揚へて、用て父丁の寶障彝を作る。敢て明公の賞を父丁に追ぼし、用て父丁を光かしむ。　島形册圖象」第五段

參　考

陳氏は本器の考釋の後に、つぎのように述べている。

此器與班器銘文、近二〇〇字、是成王時銘文之最長者、對于周初歷史、極關重要、此器出土後、考釋者頗多、郭沫若以王爲成王、而以明保爲伯禽、唐蘭以自王爲王城、而以王爲昭王、馬敍倫以明保爲周平公、而亦以王爲昭王、此三家都各有得失、而郭氏排斥衆說、明此爲成王時器、實與原器形制文飾和銘文內容相符合、自一九三五年以來、曾考釋此器、先後十易其稿、廿年以來、屢不能定

最近二年中、因令器之出土于丹徒、河南縣城的實地勘査、與漢魏洛陽城的調査、以及其他有關西周器的出現、乃重爲考定、並述西周都邑的考證于後

陳氏はその考釋に十たび稿を易え、なお定稿をえなかつたという。本器の考釋がいかに困難であるかが知られよう。困難は主として銘文中の人物關係と、記されている典禮の性質の理解如何にかかつている。

文中の周公をその生號とすれば、器の時期は問題なく成王期となる。しかし周公宮が周公の廟所であるならば、その沒後となる。これを昭王期に屬するものは、今段の伐楚を昭王期の南征と解し、本器をも段とともに昭王期に下すのであるが、伐楚・南征のことは昭王の一代に限ることでなく、西周の各期にわたつて、その討伐はしばしば行われていたのである。

文中の用牲を陳氏や鮑鼎のように尙書召誥の卜宅奠基と同じと考えるものもあるが、器銘にいうところはもとより召誥・洛誥にいうところと同じではない。銘文によると、京宮・康宮はすでにあり、王所の宮寢も備わつている。成周もすでに築營されて、卿事寮・三事の諸官がおかれている。從つて召誥・洛誥とその儀度に似たところがあるとしても同時のことでなく、器の內容は舍命の式、すなわち就任式に當る。おそらく周公の後を嗣ぐ明保の舍命の儀禮を記したものであろう。

今本竹書紀年によると、周公の薨は成王廿二年にあり、成王の晩年である。しかし紀年の記事には隨所に混亂が多く、そのまま信じがたいところがある。たとえば十三年に「魯大禘于周公廟」とあつて、周公はそれより早く沒しているのである。今本十一年に「王命周平公治東都」とあり、その前年に周公の退隱をいう。西周の曆朔については別に論ずるが、いま尙書武成及び召誥によつて成王期の曆譜を構成すると、成王十年、その親政の年に今段、翌十一年に本器の日辰が適合する。すなわち七年成周成り、十年周公沒、十一年明保がその後を嗣いで舍命、十三年魯で大禘が行われたこととなつて、

一應事情に合する。成王の在位を三十年とするも、他にこの兩器の日辰と密合する年次は求めがたいようである。尤もこの兩器の年次を相接するものとしなければ他に曆譜に合う任意の年を求めうるが、少なくとも令彝の製作は周公薨去の翌年にあると考えてよいと思われる。

同銘の器に令尊がある。ここに附記しておく。

*令尊

著錄

令　尊

器影　燕京學報・九　國學季刊・四　大系・一九八　善齋・一三二　通考・五五四　通論・一三四　故宮・下・二二五

銘文　貞松・七・一九　善齋・禮三・九三　大系・三　小校・五・四二　三代・一一・三八・二

考釋　通考・四〇〇　通論・四九

器制　通論にいう。「高二八・六糎、通體飾饕餮及鳥紋、有八稜」。

令尊銘

また故宮圖錄にいう。「高二八・六糎、寛二三・四糎、重五・九二瓩、器形上圓下方、通體飾饕餮紋及鳥紋、有八稜」。口下に蕉葉の饕餮文、頸部には正中の稜を挾んで相對う夔鳳文がある。夔鳳は前向、垂啄あり、尾は垂尾。腹部・圏足部に饕餮文を飾っている。文様頗る繁縟、鬱然たる古器の偉容をもつ。

參考

銘一〇行一八七字。字迹は殆んど令彝と同じであるが、一行十八・九字に及び、器腹深く銘識されているので好拓乏しく、また銹泐が多い。

二六、作册翻卣

時代　成王大系・断代　康末昭初唐蘭　昭王麻朔

出土　「傳一九二九年民一七年與令諸器同出于洛陽馬坡」断代

收藏　「善齋藏」貞松

著錄

器影　善齋・一一八　大系・一六六　通考・六六八

作册翻卣

銘文　貞松・八・二九　研究上・四一　善齋・三・三四　大系・四　小校・四・六〇　三代・一三・三九・二　二玄・一七八

考釋　大系・一〇　通考・四二三　麻朔・二・一三　断代・二・九一

器制　通考にいう。「通梁高六寸八分、口縦二寸八分、横三寸八分、提梁兩端作環形、腹前後有羊首」。

蓋に兩角あり、突起が著しい。器蓋とも素文。素文環耳の卣は殷器にその例がみられる。嬴季卣通考・六六七・盂作父丁卣通考・六六九などは、兩耳を獸首にしているほかは、形制がこの器と近い。

銘文　器四行二六字　蓋五行二六字

隹明保殷成周年

大系にいう。

此與令彝乃同時器、明保卽彼周公子明保、殷成周卽彼之朝至于成周、殷殆殷規之意、有傳卣言、王在□京、命師田父殷成周年、例與此同

作册翻卣器文

陳氏はこの師田父を、田陳の古音通ずることを證として君陳に外ならず、すなわち令彝の明保であるという。しかし師は金文では師長の職をいい、明保とはその地位職掌を異にするもので、同一人ではありえない。

殷は周禮大宗伯に「殷見曰同」とあり、令彝にも「同卿事寮」の語があるため、郭氏のように両器同時の作とする說を生ずるのである。殷は小臣傳卣・臣辰卣にもみえていて、一定の年次を以て行われる會同の禮であり、令彝に記す儀禮とは異なるものであるから、これを一時の作とする根據とはしがたい。令彝は明保始政の際の舍命の儀禮を記し、定時に行われる殷覜・殷見のこととは別事である。殷見は周禮注に「殷見四方、四時分來、終歲則徧」とあり、毎歲行われるもので大事紀年には用いがたく、殷覜は數歲一次のものであるから、これを紀年に用いうる。しかし舍命の禮とはまた異なるのである。

秋官大行人職に、「時聘以結諸侯之好、殷覜以除邦國之慝」とあり、注に「殷覜謂一服朝之歲也、慝猶惡也、一服朝之歲、五服諸侯皆使卿以聘禮來覜天子、天子以禮見之、命以政禁之事、所以除其惡行」という。これは金文にいう殷のことに近いようである。また遹正をいうものあり、成周遹正のことは史頌設、小克鼎など後期に至つてもしばしば行われていることであるが、小克鼎には

王命善夫克、舍令于成周、遹正八𠂤之年

という大事紀年の文があつて、舍命と遹正とが並び行われている。遹正は古くは遹省といい、大盂鼎・宗周鐘においてはその受民疆土に對して行う。用例を以ていえば巡狩に近い。これに對して一定の地に邦君諸侯を會して行うものが殷、すなわち殷覜の禮であるらしく、一定の年次を以て、あるいは大祭祀などのときにその儀禮が行われたようである。臣辰卣に

隹王大龠于宗周、徭饔莽京年、才五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、殷于成周

というものがそれである。吳其昌は殷を衣祀に外ならぬとしているが、宗周・莽京を棄てて成周の地で衣祀が行われるはずはない。

以上のことからいうと、舍命・殷・遹正には相似たところがあるが、その目的・對象・儀禮の性質においてそれぞれ異なるところがある。從つて始政舍命の儀禮をいう令彝と、殷禮をいう本器とは同時のことではなく、始政後ある年次を經てからのものとみるべきである。

公易乍册翻鬯貝

公は上文の明保。令彝にも明公・公と稱している。作册翻は成周の殷禮に奉仕して賜賞をえたのである。

翻を郭氏は醽の省文とみていう。

翻作器者名、字當是醽字之省文、大克鼎與伊設、均有醽季、蓋卽此作册翻之後、孫詒讓釋醽爲緟、近是、石鼓吳人有醽字、正與𦎧逢爲韻、又毛公鼎・番生設・叔向父設、均有醽𠤳字、卽是綢繆、紐同而音近對轉、均其佳證

同じ氏族の作器と思われるものに、別に盤一器歐米・一五二 三代・一七・三・三 があり、

翻厥乍寶隣彝

の銘がある。器はボストン美術館藏。足に極めて線條化したいわゆる目雷文を付し、上層は立刀形をなす。本器と時期的に近いものと考えてよい。また參考の項に附說する伯翻盉の銘にも翻字に作る。必ずしも醽の省文とみるを要しない字である。醽は釜甑を用いて糸を薫染する形象の字で、東は糸を

翻　盤

入れた橐を示す。これは周禮纁氏が薫染を掌ることと合し、まさに孫氏のいうように纁字である。翻はただ釜甑と絲を執る象を示したもので、糸を薫蒸する意であり、纁とは異なる字である。邑・貝を賜うことは、初期の金文に多い。概ね祭祀や儀禮の際の賜物である。

翻揚公休、用乍父乙寶隮彝　□

公は明公。銘末の圖象は兩册形上に南字形、下に舟字形を加えた複合形式のものである。兩册形の圖象は作册系の器に多い。南字形は何の形象か不明であるが、罕閑兩册の上に樹てられており、偃游を付している。郭氏は「下款首一字不識、當卽翻之族徽、兩册乃册之繁飾文、舟當卽翻之名」というも、圖象は全體として一の標識をなすものであり、その一部を名に用いるような例はない。

訓　讀

隹明保、成周に殷するの年、公、作册翻に邑・貝を賜ふ。翻、公の休に揚へて、用て父乙の寶隮彝を作る。□

參　考

器制極めて簡樸、字迹は令彝・臣辰諸器などに類している。翻は父乙の器を作つており、令器と同出と傳えるものであるから、おそらく成周庶殷の一であろう。

別に伯翻盉があり、近年錄遺に著錄されている。文にいう。

白翻乍母妃旅盉　錄遺・二九二

伯翻盉銘

銘は陽線を以てする界線の中にかかれている。初期の金文でこの種の界線をもつものには、他に井鼎三代・四・一三・二　師趛鼎貞松・二四　などがあり、ほぼ昭穆期と考えられるものであるから、この盃もそのころのものであろう。盃の器制もその期ごろまで行われている。妴は[illegible]に従う。伯䨓はおそらく䨓氏の後であろう。

昭和三十九年四月印刷發行
昭和五十一年九月再版發行

神戸市東灘區住吉町
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ内中町
印刷所　中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第七輯

白川靜

金文通釋七

二七、嗷士卿尊
二八、臣卿鼎　卿諸器
二九、獻侯鼎　勅𨞺鼎
三〇、臣辰卣　臣辰諸器
三一、厚趠方鼎
三二、𤔲鼎
三三、史獸鼎
三四、𡚬尊
三五、盂爵　同時出土諸器　盂卣

臣辰卣

財團法人 白鶴美術館發行

二七、噭士卿尊

器名　噭尊文選　士卿尊斷代

時代　成王麻朔・通考・斷代

出土　「近出洛陽」貞松

收藏　「廬江劉氏」貞松　「中央博物院藏器」故宮

著錄

器影　善齋・一三一　通考・五三四　故宮・下・二二三

銘文　貞松・七・一八　善齋・禮三・八九　小校・五・三五　三代・一一・三二・七　二玄・一四八

考釋　文選・下・二・一　麻朔・一・八　通考・三九七　斷代・二・一二〇

器制　善齋にいう。「身高一尺二寸六分、口徑一尺五分、底徑七寸一分」。中段に饕餮文あり、鼻梁を中心に左右に展開し、目部が大きく、尾部が離れている。帯文の上下に各二條の凸文を付している。器制は段式の古い様式を傳え、㴩伯逘尊一六四頁と極めて近い。銘文からみても、西周初頭の器であることが知られる。

㪤士卿尊

銘文　四行二三字

丁巳、王才新邑、初饙

この器銘は、召誥・洛誥など周書の諸篇との關聯が注意され、資料としても重要な意味をもつている。

丁巳を陳氏は召誥にいう「越三日丁巳、用牲于郊、牛二」とあるのと同日であるから、本器にいうところは召誥の文と關係があるという。しかし召誥の文はいわば新邑の成るに及んで大一統の宣言を發したもので、この文にいう初饙と召誥の郊祭とが同一の儀禮であるとは定めがたい。重大な儀禮は概ね吉日を擇んで行なわれるものであるから、干支を同じうする日に擧行されることが多いと思われる。尤も新邑における最初の祀典であるから、同日ではないとしても、その時期はおそらく相近いものがあろう。

新邑の語は召誥・洛誥にみえ、康誥には新大邑、多士に新邑洛の語がある。陳氏いう。

尙書中五篇周初誥命中的六個洛邑的名稱、只有新邑、兩次見於成王時代較早的銅器上、成王銅器上常見的成周、則不見於五篇周誥之內、這個現象、是應該注意的

すなわち新邑と稱する器を、成周と稱する器に比して、稍しく早しとする考えのようである。

㪤士卿尊銘

成周の名は尙書ではただ畢命にのみ見えている。新邑成るの後、しばらくして成周の名が定まったのであろう。

饙は卜文にこれと似た字があり、祭名に用いられている。于氏は字を二字に析ってよみ、上字の左旁は食止に從い、右旁は史の緐文、下字は工であるとするが、やはり一字であろう。史字形のところは奔の或體と似ており、遊鐶か何かの飾りを附した象のようである。左旁は𠂤形に從っているが、𠂤は胙肉の象で、本來は軍事に用いたものである。作器者の卿は士職にあるものらしいので、これ

はあるいは軍禮の意味をもつものかも知れない。字の立意は歸と通ずるところがある。

獻侯鼎に宗周の大禘をいい、盂爵には成周の初𠦪をいう。この器は新邑の初饛をいうもので、三器中最も時期の早いものとみられ、器制・銘文もそれに適わしいものがある。

王易嗾士卿貝朋

嗾士卿は他の器では「臣卿」あるいは單に「卿」と稱している。これらの卿はみな一人と考えられるが、陳氏は「臣卿」とこの嗾士卿とは一人ではあるまいという。この器の卿は「父戊」の器を作り、臣卿鼎では「父乙」の器を作つているからである。しかし兩器とも「在新邑」というので期は同じく、その人が異なるものとは思えない。そのことについては臣卿鼎の條にいう。

嗾はおそらく地名であろう。士は官名。臣辰卣に士上の名がみえ、後期金文には士父・士智・士道などがある。「嗾士卿」とは「渻嗣士逘」というのと同じ語例である。

用乍父戊隮彝　子□(圖象)

文考を父戊といい、賜物に貝を賜うており、殊に銘末に「子某」と署している。子某は殷の多子の名號で、その子字は手を左右上下した特徵的な字形を用いる。器は洛陽の出土と傳えており、以上のことからみて作器者は成周庶殷の一であると思われる。「子□」はこの場合氏族標識として用いられているのであるが、このような例は他に多くみられない。

卿は新邑における饛祀を助け、奔走して賜賞を受けこの器を作つたのである。殷士祼將の一例である。

訓讀

丁巳、王、新邑に在り。初めて饛す。王、嗾士卿に貝朋を賜ふ。用て父戊の隮彝を作る。　子□(圖象)

參考

この器は器制古く、殆んど殷器に膺接する時期のものとみてよい。陳氏いう。

此器形制、與保尊・召尊等相同、但中段有獸面文、尙存殷代法式的遺風、此銘新字和第二行首字、都同于殷末的卜辭、而其稱成周爲新邑、皆表示此器應屬成王的初期

その字迹もまた甚だ宏放にして殷末の小臣艅犧尊に類している。周器中最も早い時期の器と考えてよいものである。

臣卿鼎も同人の作器とみられる。その鼎の條參照。

二八、臣卿鼎

器名　卿鼎攈古　公違相鼎愙齋　公違鼎文錄　新邑鼎愙齋賸稿

時代　成王厤朔・通考・斷代

收藏　「吳式芬・陳承裘舊藏」斷代

著錄

器影　澂秋・四

臣卿鼎

銘文　攈古・二之三・五九　愙齋・六・四　澂秋・四　綴遺・三・二一　小校・二・七七　三代・三・四一・一　河出・一八五　二玄・一四九（殷）

考釋　文錄・一・一二　文選・下・一・六　厤朔・一・九　通考・四三　斷代・二・一二一

器制　澂秋にいう。「器通耳高建初尺一尺零六分、口徑八寸七分、深五寸五分、重庫平九十兩」。立耳圓足。項下に饕餮文の帶文一條を附す。饕餮は三層より成り、上層はいわゆる立刀形で殷式の風を存している。器制文様はすべて父乙鼎通考・二四　父丁鼎通考・二五　に酷似している。

銘文　三行一八字。殷あり同文、二行一八字。錄入した圖は殷銘である。

臣卿殷銘文

公違省自東、才新邑

公を陳氏は周公と解し、達を遠の義とみている。いう。

此銘的公、可能卽周公、爾雅釋詁、達遠也、說文、省視也、此謂周公遠省自東、至於新邑

銘文中に單に公と稱しているときは、上文にその名を示しているのが普通である。䚄卣に明保・公、班殷に毛公・公、小臣宅殷に同公・公というがごとし。しかし周初の器には、𤫊殷・㚖𡚱のように單に公と稱し、あるいは耳𡚱の侯、史獸鼎の尹、保卣の保のように、身分・官名のみを稱する例もある。これらはその當事者にはそれで通じたのであろうが、當時特定の人のみの稱であつたかどうかは識りがたい。陳氏の說は周公居東の說から出ているようである。

達を遠と訓した例は金文になく、これを遠と訓するのも達去の義からであろう。達・圍・衞は字の立意同じく、聲義の通ずる字であるから、達省とはあるいは巡省の意であろう。「公達省自東」とは中甗「中省自方」と同じ語法である。

東について、王國維は澂秋館に跋して次のように論じている。

詩車攻、駕言徂東、傳云、東洛邑也、汪容甫據之以說書金縢周公居東之東、其實車攻之東、容爲洛邑、而周公所居、當卽逸周書作雒所謂俾中旄父宇于東者、當卽衞地、非洛邑也、此鼎云、公達相自東、在新邑、東與新邑明是二地、不得如容甫之說也、乙丑長夏、王國維記

これ器銘にいう東を衞地とみるものである。陳氏は東を詩の東山にして魯地であるという。

此銘的東、卽魯頌、乃命魯侯、俾侯於東、東山、我來自東之東、乃指山東魯地、此可與第廿八器（小臣𧻓鼎）之卽事于西、相對照、西應指岐豐

陳氏が文首の公を周公とみたのは、この東の字との關聯においてであるが、東山の詩は豳風に屬し、山東とは關係がない。舊說では東山の詩を周公說話を以て解することが行なわれているけれども、その關係のないことはかつて論じた。稿本詩經研究通論篇第二章七參照

東がどの方面を意味するかは金文の例を以てみるべきである。明公殷にみえる東國征伐には魯侯も參加しており、山東の方面とみてよく、小臣謎殷では東夷を伐つて海眉に至つている。また班殷に「三年靜東國」とあるものは東國痡戎を伐つものであつた。しかし競卣に「卽東命」というものは南夷の征伐をいう。淮域をも東と稱したので、宗周鐘には南國𠬝子を征し、南夷東夷廿又六邦が具見したと記している。また保卣には「王令保、及殷東國」とあり、宜侯夨殷では商圖を省して東國の圖に及び、虎侯夨を宜に侯たらしめている。宜も淮域にあるとみられる。これを以ていえば東と稱する範圍は極めて廣く、いわゆる大東小東は河南より山東安徽の境を含むとみてよい。

省とは遹正のことであるが、その範圍はたとえば成周周邊とか涇東のようにほぼ一地域に限られている。本器の「達省」とは、移動しながら遹省を行なつたものとみられ、多少範圍は廣いであろうが、東とはほぼ殷の舊王畿方面をさすとみてよく、宜侯夨殷にいう商圖の範圍であろう。新邑から出發して殷の舊王畿をめぐり、また新邑に歸還し、その行に從つた臣屬に賜賞を與えたものとみられる。卿は殷室多子の家筋で、卿を伴なつたのも舊王畿遹省の便宜を考えてのことであろう。

臣卿易金、用乍父乙寶彝

臣卿は㪤士卿であろう。陳氏はこれを別人とする說である。

臣卿與前器的士卿、恐非一人、臣卿與士卿、稱謂不同、臣卿父乙、而士卿父戊、士卿有族名、士卿尊的花文、不同于卿組的

すなわち稱謂不同・父名不同・花文不同をその根據としている。字迹も多少異なるところがあつて、臣卿の文字は嗷士卿の文字よりも整齊の趣がある。しかしこれらの相違が直ちに世代の相違を示すものとはみえず、新邑の語はおそらく限られた時期の稱であろうと考えられるので、兩器の時期は極めて近いとみてよい。

同名の作器者の器にして祖考の名を異にする例は必らずしも乏しくない。盂卣に父丁、大盂鼎に祖南公、小盂鼎に□伯といい、また同一の圖象文字款識をもつ器にして父名を異にするものには、たとえば臣辰・亞昊の諸器のように、その例が甚だ多い。もし卿が尊銘末の銘識から知られるように殷室多子の族であるとすれば、かれらがその父祖に類別呼稱を用いていたと考えることもでき、一人の器にして父乙・父戊の名があつても差支えないことになる。

尊に士といい、鼎に臣というのも、必らずしも別人の證とはしがたい。士は官名であり、臣はおそらく小臣より出た身分稱號で、兩存しうるのである。また器の花文のごときは、雙器として作るときには同一の花文形制も考えられるが、奠設の場合を考えて器制花文に工夫を加えることもあり、これも別人說の證とはならない。器制文樣の同一ということよりも、それらの位置しうる時期が問題であるが、尊・鼎ともに卿の器は殷末につづく西周初頭の器としてよいものである。もし陳氏の說のようにかりに臣卿・士卿別人とするも、少くとも一家の器であり、同期の器であるといえよう。

「臣卿易金」は受身に解すべく、臣卿が公から賜賞をえているのである。

訓　讀

公、違（めぐ）りて東より省し、新邑に在り。臣卿、金を賜ふ。用て父乙の寶彝を作る。

臣　卿　毁

参　考

卿の諸器は濊秋にこの器をはじめ六器を著錄している。のちまた分散し、いまその二器を Fogg Museum of Art に藏している。濊秋館に收める卿の六器は次の通りである。

1　臣卿鼎　本器濊秋・四

2　臣卿毁　濊秋・一五

周存・三・補　二玄・一五〇

器制　濊秋にいう。

「器高建初尺六寸七分、口徑八寸八

分、深五寸一分、腹圍二尺五寸五分、重庫平九十四兩」。兩耳獸首、珥もまた獸首に象る。項下及び圈足部に饕餮の帶文あり、三層の雷文より成る。上層は立刀形をなし、その文樣は1鼎と同じ。器制文樣ともに禽毀一〇三頁と似ており、時期も相等しいものと思われる。

銘文　1鼎と同じ。二行一八字。字迹もよく似ており、一手になるものであろう。鼎の釋文のところに錄した。

參考　王國維いう。「此與公違鼎、皆臣卿所作、卿所作器。除鼎敦外、尚有尊一卣二觚一、均歸澂秋館、而愙齋著錄潘文勤所藏一敦、銘曰、卿作厥考障彝、與卣文正同、殆亦同時所出也、乙丑六月、海昌王國維」。澂秋にはまた羅氏の釋文を付している。

卿　尊

3　卿尊　澂秋・二六　攗古・二之一・七　二玄・一五一

收藏　Fogg Museum of Art, Cambridge, Mass.

器制　澂秋にいう。「器高建初尺一尺一寸、口徑八寸五分、深八寸一分、腹圍一尺六寸七分、重庫平八十兩」。中段に二帶文あり、上は犧首を中心に虺龍、下は夔鳳が左右相對している。龍は首後向、體は細い線條をなし、立刀形を付す。夔鳳は全體が美しい曲線で構成され、冠毛も後に靡いている。二帶文の上下に二條の凸文がある。

卿　尊　銘

銘文　二行七字。「卿乍厥考寶障彝」。　字迹は1・2と同じである。

4　卿卣一　澂秋・三六　攈古・一之三・五三　小校・四・四三　三代・一三・二〇・三・四

器制　澂秋にいう。「器通高建初尺一尺三寸一分、口徑五寸七分、前後減一寸、深七寸四分、腹圍二尺二寸八分、重庫平一百十九兩」。鐶耳。提梁に獸首あり、蓋緣・項下・圈足部にそれぞれ虺龍の帶文を付し、3の腹部上段の文様と同じ。蓋には兩角がなく、器形文様は商器とみられている父辛卣　Yett. 二四　通考・六二三　に近似している。

卿卣一

5　卿卣二　澂秋・三七　貞松・八・二二　三代・一三・二〇・五・六

收藏　Fogg Museum of Art, Cambridge, Mass.

器制　殆んど4と同じ。澂秋にいう。「器通高建初尺一尺零一分、口徑四寸八分、前後減一寸四分、腹圍一尺七寸六分、重庫平六十三兩」。前器よりかなり小型である。

銘文　器蓋二文

器　卿乍厥考障彝

蓋　卿乍厥考障彝

字迹は上記諸器と同じ。

6　卿觚　澂秋・四〇　攈古・二之一・一六　綴遺・一六・三一　小校・五・六五　三代・一四・三〇・九　二玄・一五二

器制　澂秋にいう。「器高建初尺八寸九分、口徑五寸二分、深六寸四分、腹圍四寸七分、重庫平二十三兩」。文様は上段蟬葉文、中下段は饕餮文。文様の表出はすべて線條的で、饕餮は三層よりなる。中・下段に稜を付している。寶雞出土柉禁中の妣己觚　柉禁・一七　通考・五五七と極めて近い。

銘文　二行七字。「卿乍父乙寶障彝」と銘している。父乙は鼎銘と同じ。字迹はまた諸器と同じく、一人の手筆である。

*7　卿𣪘　愙齋・八・二　小校・七・六七

收藏　「器爲潘文勤公所藏」愙齋

銘文　二行六字。「卿乍厥考障彝」。　字迹5の卣二と全く同じ。三代には錄入せず、あるいは卣二の銘を誤まり傳えたものであろう。

以上7を除いて、器制を知りうる卿の器はすべて六器である。陳氏はこの諸器を論じていう。

1・2同銘、臣卿爲父乙作器、3・4大略同銘、銘六字或七字、卿爲厥考作器、6卿爲父乙作器、

銘七字、6之父乙即1・2之父乙、所以卿與臣卿亦是一人、就花文説、1・2相同、3～5大部分相同、6接近于3～5而不同、1・2應稍早于3～5、

士卿尊的花文不同于卿組的、卿卣同于第三〇器（趞卣）、都是成王時的、可定爲成王時的觚、是很少的、卿觚乃一個極好的例子

觚の現存するものは概ね殷器あるいは殷系の器で、西周に入るものは極めて早期に限られている。この組の器はその器制にすべて殷式の餘風を存しているが、このことは、士卿尊に子某の款識をもつことからも説明しうるように思われる。士卿と臣卿とは同人であると思われるが、かりに別人であるとしても、その器銘には何れも新邑の語があり、他には見えないものであるから、これらの諸器は新邑洛が營まれた當時のものと考えてよく、成王の初年に屬しうるものである。

二九、獻侯鼎

器名　獻侯作丁侯鼎乙編　成王鼎貞松

時代　成王大系・通考・斷代

收藏　「舊盛京故宮藏」貞松　「秀水金氏」三代表　「曾在北京故宮寶蘊樓陳列」斷代　「中央博物院藏器」故宮

獻侯鼎

著錄

器影　西清・乙・一・六　寶蘊・上・八　通考・三八　通論・七　故宮・下・五二　二玄・一五四

銘文　敬吾・上・二四　寶蘊・上・八　貞松・三・一五　大系・一五　綴遺・三・二〇　三代・三・五〇・二，三　河出・一九二　二玄・一五三

考釋　大系・三一　通考・

二九二　通論・二九　文録・一・八　文選・下・一・五　斷代・二・一一八

通論にいう。「通耳高二四・二糎、腹飾饕餮紋、足飾垂花紋、器深、口微斂、分當、足直長而圓、此爲成王時器、代表殷末周初的典型形式」。立耳。器腹深く、足長く、いわゆる分當鼎である。分當の足柱を中心に饕餮が左右に展開し、口大きく、耳あり、角は大きなヮ字形をなしている。饕餮の身尾に當る部分は獨立し、立刀形となつて分當間に相對つている。地は雷文を埋める。器制・文様は何れも臣辰父癸鼎三五一頁に近いものがある。制作極めて完好、周初分當鼎中の優品と思われる。

器制

器は二銘あり、二器あるはずであるが、他の一器をみない。

銘文

四行二〇字。敬吾・綴遺・三代三の錄するところは第二器の銘で、殘泐がある。

唯成王大桒、才宗周

乙編に器銘は後人の追述にかかるものとし、「當成王時、不應有成王諡也」という。從來王號はみな諡號と考えられていたのであるが、郭氏は「諡法之起源」金文叢攷所收において西周に諡號なく、その王號はすべて生稱であることを論じている。諡號なしとの說は、實はその他の廟號の說明に支障を來すのでやや勇決に過ぎるものであるが、天子の場合は生號がそのまま廟號とされたものと考えてよい。諡號・廟號の問題については別に述べる。この器において、成王はもとより生稱である。生稱として成王の名のみえるものは、成王方鼎・本鼎など、一二の器に過ぎない。

桒は金文において、あるいは食・示の扁に從う。卜文にもこの字があり、桒年・桒雨のように用いている。毛公鼎に「桒緷較」の語があり、桒は賁飾の意であるから、字は賁彼義切に近い音であろう。動詞としては次の用法がある。

祭祀　令彝　明公易亢師鬯金牛、曰、用禘、易令鬯金牛、曰、用禘
　　　盂爵　隹王初桒于成周
祈匃　杜伯盨　用桒壽、匄永令
輔弼　彸伯毁　朕不顯且玟珷、膺受大命、乃且克桒先王

ここは第一の祭祀の例と同じ。盂爵においてはその儀禮は成周で行なわれている。

商獻侯𩵦貝、用乍丁侯隮彝 ⦅?⦆

商は賞の初文。獻侯を乙編に齊の丁公の曾孫獻公としている。丁侯を丁公に充てる考えであろう。郭・陳二氏は𩵦を獻公の私名とし、綴遺には「獻侯名意、造字例闕」という。貝を賜うときには、その貝の得たところなどを説明的に加えていう場合がある。

小臣艅犧尊　丁巳、王省夒且、王易
小臣艅夒貝
小臣謎段　白懋父承王令、易自達
征自五齵貝、小臣謎蔑曆、罘易貝

この兩者と同例とも考えられるが、天子に對しては私名をいう義によつて、一應私名とみておく。字は盾の周邊に四口を列して祝册し、祝禱する象を示した字で、造字の義は嚚に近いものがある。

勅⿰阝敢鼎

丁侯は獻侯の祖考の廟號であろう。丁侯の器を作るものにまた勅⿰阝敢鼎がある。

＊勅⿰阝敢鼎

器影　善齋・二三　善齋・禮一・五六　通考・四七

銘文　貞松・二・四一　小校・二・五〇　三代・三・一八・六

文にいう。「勅⿰阝敢乍丁侯隮彝、[圖象]」。何れも[圖象]形款識を付し、丁侯の器を作つているのであるから、一家の器とみてよい。獻侯と勅⿰阝敢と各〻この圖象を用いているのは、本宗分支を通じてこの標識を共用しているのであろう。

丁侯の丁は廟號であろう。廟號には多く公を稱し、侯をいう例は多くない。銘末の圖象について、郭氏はこれを軒轅に充てていう。

勅⿰阝敢鼎銘

天黿二字、原作[圖象]、器銘多見、舊釋爲子孫、余謂當是天黿、即軒轅也、周語下、我姫氏出自天黿、猶言出自黄帝、十二歳之單閼、即十二次之天黿、近年據余攷知實當于十二宮之獅子座軒轅、由氏姓演爲星名者、與商星同

郭氏らしい着想である。聞一多に「釋[圖象]」古典新義下所收の一篇あり、字を奄にして魯の舊名とする。說文邑部「鄶、周公所誅鄶國、在魯」というものこれである。また丁山氏は轘轅に別の圖象を充てている。殷商氏族方國志七二頁。この圖象をもつものは從來著錄にみえるもの數十器、その長銘のものはここにあげた二器と⿰女丮鼎貞松・三・一四・父癸卣貞松・八・二八及びいわゆる征人鼎日本・一八七 奇觚・二・二等である。殷以來の古族で、父癸卣においては、子より賜物をえている。丁⿰女丮卣積古・一・三三に「乍丁⿰女丮隮彝、[圖象]」とあり、丁侯とはこの丁⿰女丮の丁のことであろう。[圖象]形款識をもつ諸器については、別に述べる。

訓　讀

唯(これ)成王、大いに奉して宗周に在り。獻侯䵼に貝を賞す。用て丁侯の障彝を作る。[illegible]

參　考

器は銘文中に生號としての成王の名のみえる稀有のもので、器制・文様より推して成王期に屬しうることは疑がない。丁侯の名のみえている勅䵼鼎もまた簡樸式の樸素にして重厚な製作で、同期の器と考えてよい。

勅䵼鼎（丁侯鼎）は陝西金石志に引く乾州志によると、乾縣甘谷の西峯亘場中より得たものという。それで陳氏は、「丁侯之家並獻侯的采邑、當在此附近」という。乾縣は岐山の東、武功の北に當る。[illegible]の標識をもつ器はその數甚だ多く、かつ概ね殷器であつて、本來陝西の族ではない。これを軒轅に充てて周の祖とするのはもとより當らず、聞氏の奄と解する説の方が遙かに興味がもたれる。器は成王が宗周において大奉を行なつたとき、東方諸侯の一である獻侯がおそらく助祭奉仕して貝を賞せられ、丁侯の器を作つたのであろう。宗周で儀禮が行なわれるようになつたのは、周の克殷の業が一應の段階に達したことを意味するものと思われる。器制・字迹よりみて、成王期に位置しうるものであろう。

三〇、臣辰卣

時　代　成王大系・通考・斷代　昭王麻朔

出　土　「有臣辰盉者、聞於一九二九年冬、與矢令諸器、同出於洛陽、同出者共有銅器三十餘事、惜已分散矣」。郭釋　いまその關係彝器の知られてもいるのは、四十數件に上つている。

收　藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松　いま白鶴美術館の收藏に歸している。

著　錄

器影　善齋・一二三　通考・六五五　白鶴・撰・一九　書道・四九　通論・一八二　日本・七二

水野・一〇三　二玄・一五六

銘文　善齋・禮三・三七　貞松・續・中・二三　大系・一六　小校・四・六五　三代・一三・四四

・一，二　白鶴・撰・一九　書道・四九　二玄・一五五

考　釋　叢攷・二二七　大系・三二　文錄・四・二九　文選・下三・一三　通考・四二〇・三八七

麻朔・二・二〇　積微居・一八一　斷代・二・九二　Dobson・二〇二

郭沫若　臣辰盉銘考釋　燕京學報・九、民二〇、又・金文叢攷

銘文は卣・尊・盉みな同文であるから、それぞれの銘釋のものをあげた。

器　制　通論にいう。「通梁高二一・五糎、口縱八・三糎、横一〇・七糎、提梁兩端作羊首形、

徧體飾象及夔紋、四面有鈎稜」。

器體は矩形に近く下腹が張つている。蓋の鈎稜の一部が兩角の形をなす。主文は尊と同じく

臣　辰　卣

象文である。器蓋の文様は各〻二段より成り、蓋の上段と器の下段とは象文、蓋の下段と器の口縁部は夔文を飾る。象文は後身部に渦卷狀をなす花文を付しているが、これは大豐𣪘・叔德𣪘等にみえる文様と似ている。大豐𣪘等の文様はこの系統に屬するものとみられる。夔文は鳥首後向、前に前垂があり、すべて浮雕的な表出である。圏足部に螭文あり己字形をなす。𣪘器に多くみえるものである。提梁には蟬文を中央より左右に列している。文様の全面は曲線的な美しい雷文で蓋われ、四面の鈎稜、文様の浮雕的表出と相俟つて、華麗を極める。全器白銅色を呈し、優れた鑄成をみせている。

本器と同型の卣がなお一器 Fogg Art Museum に藏せられている。本器よりも稍しく大型であるが同銘、同時の出土品で、雙器をなすものである。

銘　文　器蓋二文。各八行五〇字。蓋文は末行の第一字が彝である。

隹王大龠于宗周

龠は禴の初文。爾雅釋天「夏祭曰礿」、周禮大宗伯「以禴夏享先王」とみえ、いわゆる時祭の一と解されているものである。それで郭氏は、「此在五月、爲時正合」としている。しかし時祭の説は後世の儒家によつて整理された禮說で、金文中には時祭の證を求めがたい。時祭ならば定例のものであるから、大龠ということもあるまいと思われる。陳氏は字を和の初文とし、和會の義としていう。

臣　辰　卣　器　銘

第四字、郭沫若以爲夏祭之名、其字疑是龢（卽和）之初文、小爾雅廣言、龢和也、大和于

宗周、猶康誥四方民大和會、……和見士于周、大和于宗周、與下殷同于成周、是不同的、前者可能是同姓諸侯的和會、後者是異姓侯民的集會受命

この大龠は下文の成周における殷禮と對應するもので、大龠の後に莽京で饔の禮が行なわれている。政治的な中心地である宗周において行なわれているのであるから、龠は單なる祖祭・時祭ではなく、陳氏のいうように和會の意味をもつ儀禮であるかも知れないが、金文では和會の字には龢を用いる例である。積微居には竹書「帝辛六年、周文王初禴于畢」の文を引く。畢は後に周王の陵墓が営まれた聖地である。龠は後の禴祭からみて祭祀儀禮であることは疑ないが、下文の莽京における饔、成周における殷禮と一聯の儀禮であるから、陳說のように政治的意味を含んで擧行されたものと考えてよい。宗周は鎬京である。

𢓊饔莽京年

𢓊には出・遂・造の諸釋がある。卜文の例によると、出あるいは往と訓してよい。

饔を郭氏は館、陳氏は居と釋している。郭氏の銘釋にいう。

饔字亦見呂鼎、彼銘云、唯五月既死霸、辰才壬戌、王饔于大室、彼饔字、正从夕作、此銘上宛从月、葢古人月夕字、毎通用不別也、由二器之辭旨、與文字之字形與聲類以求之、余謂此當是館之初字、从食宛、宛亦聲、……出館莽京、猶詩云出宿于泲

字形聲類よりして館と釋すべしとするものであるが、なお首肯しがたい。また陳氏が居と釋する根據は次のごとくである。

疑是居字、字从宀从食、从及得聲、後者說文以爲、即詩我姑酌彼金罍之姑、此字亦見于呂鼎、王居于大室、麥尊、會王居鎬京、皆成康時器、此器上記王行大禮于宗周、下言出居鎬京、則此二者的性質、可以分辨、宗周之于豐鎬、猶成周之于王（周）

この說は字を及、すなわち姑に從う字とし、それによつて居と釋したものである。周禮大司馬に「獻禽以享礿」とあり、白虎通にも「夏曰禴者、麥熟進之」とあつて、禴祭のときには禽や麥を獻薦することが行なわれている。銘文は大事紀年形式をとるものであるから、ただ館・居のことを以て年を紀することは考えられず、大龠・𢓊饔は年を紀するに足る重大な儀禮であつたとしなければならない。

饔はおそらく宴と同義の字であろう。宴の義には多く匽の字を用いるが、饔は室内において設上に肉を用いる象で、最も宴の初義に近い形象である。莽京は周の神都で辟雍のあるところであるから、そこで辟雍儀禮として饔禮が行なわれたのであろう。尹卣嘯堂・四一にも「王初饔莽、唯還在周」の句がある。麥尊には、宗周に見事した後、莽京で彭祀が行なわれたことを記しているが、政治的儀禮の後に祭祀儀禮が行なわれたものと解してよい。舍命・殷禮の後に用牲のことが行なわれるのと似ている。

莽京を郭氏は豐に充て、陳氏は通說と異なつて鎬と釋する。郭氏の說にいう。

宗周卽鎬京、莽京卽豐京……召伯虎毀之一曰、隹六年四月甲子、王在莽、召伯虎告曰、余告慶、莽慶正相爲韻、莽豐古同紐、而音亦相近、且彝銘中所見之莽京與宗周比隣、是則莽京卽豐京矣

陳氏の論については別に專論の機會をえたいと思うが、陳氏は宗周・鎬京（葊京）・豐の所在を次のように定めていて、通說とかなり異なるところがある。

宗周　宗廟所在、在此朝見、則武王時的周、在岐山

鎬京　王宮所在、有辟雍大池、在長安南昆明池北、豐水東

豐　（王及）臣工所居、在鄠縣東豐水西、距鎬廿五里、葊地在畢、近鎬斷代・二・一四一

宗周の地を岐山としているが、葊京との距離的關係からみても到底信じがたく、また豐鎬についても通說と異なつている。葊京を鎬京と釋しているのは、金文において辟雍は葊京にあり、詩には「鎬京辟雍」の語があるので、葊京はすなわち鎬京に外ならぬとしたのである。しかし葊京辟雍は金文では西周初期の器にみえ、中期以後には葊京の儀禮をいうものがなく、おそらく後に辟雍は鎬京に移されたらしく、詩にいう鎬京辟雍は金文の葊京辟雍と異なるものであろう。字の聲義よりするも、葊京は豐京とみる方がよく、強いて分別すれば豐は地の大名、葊京はその地の辟雍所在の神域をいう。宗周と葊京とは容易に往還しうる距離にあつた。

才五月、既望辛酉

在を普通には辛酉までつづけてよむが、卜文や殷金文の例を以ていえば、在五月で一讀とするのがよい。

王令士上眔史矦、廏于成周

士を羅氏は土と釋するも、史矦と並擧されている人名であるから、官名として士とよむべく、字形も土とは異なる。士は王と似た形象で、何れも斧鉞の象から出ている。矦を郭氏は黃、陳氏は寅と釋する。卜文の例からみると何れとも釋しうる形であるが、金文の黃・寅の字形からいえば何れとも合わない。いま字形のままに釋しておく。成周に廏することは作册翻卣にみえ、卣では明保がそのことを行なつている。本器では士上・史矦に命じてそのことを行なわせている。廏は殷、大會同の儀禮で、地區の官民を會同するものであるが、小臣傳卣では師田父が成周の殷禮を命ぜられており、祭祀官や軍官がその禮に當つたらしい。後に遹正・遹省とよばれているものと似た儀禮であろう。史は周初以來多くみえる官名であるが、士はこの器や豁子卣などにみえ、後期に至つてその例を加える。殷禮は士上・史矦の二名にその執行を命ぜられており、作器者はその何れとも記されていない。陳氏は「今取前者」といつて士上を作器者としているが、令彝にも二人受命の例があつて作器者は後者である。普通は複數で受命の場合でも、賜與などは區別して記す例であるが、本器にはそれもない。あるいは二人とも同じく臣辰の族に屬する人であるかも知れない。賜與も百姓を對象とされており、臣辰の族に對して下賜されたもののようである。

替百生豚、眔商卣・鬯・貝

替を郭氏は禮と釋していう。

替象器中盛雙玉之形、亦見辛鼎、云、虘用替厥剌、剌有朋儕義、叔夷鐘、造爾朋剌、卜辭亦有此字、……彼字王國維釋爲豐之初文、本銘及辛鼎文、說爲禮字正適、禮者謂儐禮之也

すなわち字を禮と釋し、儐禮の意とするのである。陳氏は字を裁割の義としていう。

卽說文珏字、此假作割成穀、詩甫田以穀我士女、此言穀百生豚、則分百姓以豚

郭說によると、銘の文意は、士上・史寅が百姓に對し儐として豚を贈った意となる。儐とは、上長からの使者に對して、使者を受けたものが禮物を贈ることであるが、この文では替・商の主語は王であり、その寵榮を紀念して器が作られているのである。從つてこれを儐賜と解するのは文旨に合わない。

また陳釋によると、銘文の「殷于成周、替百生豚」を王命の語としており、從つて士上・史寅が百姓に豚を分與したことになるが、眔で結ばれている下文も同様の關係に解すべきであるから、兩者がさらに百姓に卣・鬯・貝を贈つたことになる。これも事情に合しない解である。

百生は經籍では百姓、天下の群黎のように廣い意味に用いられているが、金文では一族の子生をいう。善鼎に「余其用各我宗子雩百生」とあつて宗子と百生とを對文とし、また𩰫鎛にも「保盧兄弟……保盧子生」とあつて兄弟・子姓を對擧している。子姓もまた百生である。すなわちこの銘における賜賞は、臣辰の一族子生に對して豚が與えられ、宗子に相當する族の代表者に卣・鬯・貝を賜うたもので、士上・史寅の兩者、あるいはその中の一人が卣・鬯等の賜與を受けたのである。おそらくこの殷禮には、臣辰の族がその禮を助けたのであろう。百生を廣義に解すれば、成周の殷禮に參會した庶殷邦族の義となるが、それらが賜與の對象となることは考えがたいように思われる。

替の字は辛鼎周存・二・四〇にもみえ、「虔用替厥剮多友、多友贅辛萬年隹人」という。辛が寶器を作つて朋剮多友に替し、多友もまた辛に萬年眉壽を與えることをいう。鼎を以て倗友を替するというのであるから、その語例からいえば、趞曹鼎「用鄉倗晉」、克盨「隹用獻于師尹倗友婚媾」、また𢓊伯設の「好倗友雩百者䀠遘」の鄉・獻・好などの意に近い語である。この器では替・賞は對文、ともに長上から與えられることをいう。もし王說のように豐の音でよむ字とすれば、隆賜豐厚、褒賞の盛をいう語であろう。豚はその字形が彘に近く、彘と釋してもよい字である。

豚にしても卣鬯貝にしても、賜といわずに替・賞の語を用いている。賞と賜とは用法上多少異なるところがあるらしく、賞は事功による一時的な褒賞の意に多く用いるようである。卣・鬯・貝はみな祭祀儀禮の用に供すべきもので、殷禮執行の責任者に與えられ、豚はその族人に褒賞されたのである。

用乍父癸寶隮彝　　臣辰冊㐅

文考を父癸といい、銘末に圖象款識を付している。作器者は東方の族で、その出土地からみて成周庶殷の一であろう。銘末の圖象款識について、郭氏はいう。

臣辰卽作器者名、㐅其族徽或花押、臣辰之器聞出土時有三十餘事、今已見著錄者、已在十器左右、均有臣辰㐅等字樣、與此盉同銘者、有尊・卣各一具、集古遺文著錄二爵、銘爲父乙臣辰㐅、與此爲父癸作器者不同、蓋臣辰之諸父

すなわち臣辰を作器の人名とみているのであるが、金文において圖象標識を以てその名を示した例はないようである。

郭氏は銘釋において「臣辰疑卽史寅之名、因寅乃十二辰之一」といい、器を史寅の作器とし、臣辰

・史寅は名字對待の例であるという。名字の對待は王引之が春秋期の人名についてその關係を論じ、春秋名字解詁を著して以來、金文の研究家も好んで西周期の人名解釋にその法を試みているが、實は西周期前半には容易にその適例を見出しがたい。況んや圖象文字のごときはその族人がすべて用いるものであるから、これと名字の對應を求めるのは無理な話である。

𠬝は文錄・文選に先、貞松續・小校には光と釋し、積微居には子の字であろうという。卜文の甲子の子字と同じとするもので、「羅氏號治甲文、乃不能據甲文以識此字、何也」と難じている。しかし甲文の子字は正面形であり、同字としうるか疑問である。陳氏は微字との類似を說いているが、これも異なる。字の上部は皇の上部と近く、かりに光と訓んでおく。尤もこの標識の器は甚だ多く、それぞれ多少形の異なるところがある。

訓讀

隹王、大いに宗周に禴し、徃きて莽京に饔したまへる年、五月に在り、既望辛酉、王、士上と史矢とに命じて成周に殷せしむ。百生に豚を𥁕(おく)せられ、眔(およ)び卣・罍・貝を賞せらる。用て父癸の寶隮彝を作る。臣辰册𠬝

參考

臣辰の諸器は、一九二九年、洛陽馬坡に出土し、當時三十餘器に上つたと傳えられているが、いま著錄にみえる關係彝器は、陳氏の聚成するところによると、實に四十二器にも上るのである。もとより、同時出土以外のものをも含むであろうが、この一族が當時成周有數の大族であつたことを窺うに足るものがあろう。いま陳氏の列するところを本として、その器を概見しておく。𠬝は種々の形にかかれているが、みな𠬝を以て示しておく。また册も兩册の形であるが、すべて册と記しておいた。

甲、士上組　本器と同銘のものが合せて四器ある。父癸組のAといつてもよい。

1　卣　本器

2　卣　同出。Winthrop Collection, Fogg Art Museum. 白鶴美術館の藏器と器制は全く同じ。ただ稍しく大型で、高さ八寸九分である。

3. 臣 辰 盉

3　盉　同出。善齋舊藏。Freer Gallery of Art, Washington

善齋・一〇七　大系・一九四

通考・四七六　通論・一一九」

貞松・八・四三　善齋・禮八・三三　大系・一五　河出・一九三

器制について通論にいう。「通蓋高二二・三糎、四足分當、腹及蓋均飾饕餮紋、蓋内銘」。頸部甚だ高く、器腹の約二分の一を占める。白備父盉のように、頸部と器腹と殆んど相等しいというほどではないが、盉の形制としてはやや異例に屬する。饕餮はただ眉目のみあり、餘は殆んど雷狀の地文をなしている。

4　尊

同出。白鶴美術館藏。

白鶴・四　白鶴・撰・一八　大系・二〇〇　賸稿・三二　通考・五三六　日本・一四一　二玄・一五八」　大系・一六

器體は筒形で侈口、器腹に象文、上下に虺龍文を配し、制作極めて精緻、器側の四方に稜を附している。高さ九寸八分、口徑七寸三分、銘文は卣・盉と同文で、内底に銘してある。八行五〇字。字迹は盉・卣と殆んど同じである。

4. 臣　辰　尊

5　盉

善齋・禮八・三四

標識のみを記す。父癸組のBといってよい。

乙、父癸組

父癸の廟號と、臣辰の

身高一尺三分、口徑五寸七分、四足分當、口緣下に二條、器體上部に一條、及び蓋の緣邊に二條の瓦文を付するほかは素文。極めて簡素な作りで、甲組の盉とは對照的である。文様を別とすれば、器形は甲組の盉と殆んど等しい。蓋に「父癸　臣辰𠂹」の銘文がある。臣辰の下に兩册形を加えていない。

6　鼎　貞松・上・一六　通考四〇

通考二九二にいう。「大小未詳、分當、腹飾饕餮紋、民國十七年洛陽出土」。「臣辰册𠂹　父癸」の銘文がある。通考は𠂹を先と釋す。

7　段　三代・七・一六・一，二

器蓋二文。「臣辰册𠂹　父癸」

6. 臣　辰　鼎

8　段　三代・七・一六・三，四　器蓋二文。7と同文

9　段　善齋・五五　頌齋・續・三三　通考・二六三

通考三三七にいう。「高三寸六分、口飾鳥紋一道、兩耳作獸首形、有珥、銘兩行四字、與臣辰諸器同、出于洛陽」。器制は御正衛段とほぼ近い。帶文下に一條の弦文がある。銘に

いう。「乍父癸　乂」

10　爵　Leventsitt

11　爵　頌齋・續・八七　「乂　癸」。通高六寸二分。腹に目雷文一道を飾っている。

丙、父乙臣辰組

12　鼎　Wacker

13　鼎　賸稿・五　立耳三足鼎。口下に饕餮の帯文がある。「高七寸、深四寸、口徑七寸」。

14　鼎　翁大瑞　NB 3226

15　鼎　三代・二・四六・八　「臣辰乂　父乙」

20. 臣　辰　卣

16
17
18
19　爵　三代・一六・三三・五〜八　善齋・禮六・四六，四七　通考・四三九　臣辰乂（蓋）父乙（柱）

18「身高一尺二分、口至後七寸六分」

19「身高一尺三分、口至後八寸」

両器とも腹部に二段より成る方形雷文一條を飾る。

20

21　卣　福格　梅葉爾　歐米・八四　十二家・彝・一五　通考・六五七，六五八　父乙　臣辰乂

通考三七八にいう。「父乙臣辰爵、高七寸二分、腹飾雷紋一道、銘父乙二字在柱、臣辰先三字在鋬、同銘者四器、出于洛陽、善齋吉金錄著錄二器畫圖」

21について通考四二〇にいう。「通梁高八寸九分、口縱二寸七分、横三寸八分、提梁飾雷紋、兩端作獸首形、腹及蓋各飾夔紋一道、蓋器銘各兩行五字、在腹內、十二家（彝一五）著錄」

22. 臣　辰　設

22
23　設　福格　歐米・一一九　通考・三〇二

通考三四五にいう。「通蓋高七寸七分、四耳作獸首形、各有長珥、下垂爲足、蓋與口、各飾目雷紋一道、蓋器銘父乙臣辰乂、與臣辰諸器、同出于洛陽、精華（圖一一九）著錄」。精華に紐育楊氏藏という。

24　彝　（拓本）

臣辰諸器の聚成は通考四四・四五頁にも試みられていて、臣辰盉・卣・尊をはじめ計三十一器を錄し、そのほか、趞尊・趞卣をもこの族の器に加えている。

以上の聚成は著錄未見のため檢しえないものも若干あつてなお整理を要するが、ともかくこの一族の器の多いことに驚かされる。特に注意すべきは38の尊で銘に小臣辰と記されており、これが小臣の身分を示すものとすれば、臣辰の族は殷系の王族の出自となる。臣卿の臣もおそらく同じ由來をもつものであろう。小臣は王族出自の身分稱號である。臣辰諸器は殷器の形制を受けた周初の器として一大群を成しており、周初の文物制度の研究に重要な資料を提供するものといえよう。

三一、厚趠方鼎

器名　趠鼎薛氏　父辛鼎續古　厚趠鼎從古

時代　成王大系・通考

收藏　「姚義夫雄所收」續古　「山東濰縣陳氏藏」攈古

著錄

器影　續古・四・一七　大系・五〇　通考・一三八

銘文　薛氏・九・一四　續古・四・一七　從古・一三・一〇　攈古・二之三・七三　奇觚・二・五　周存・二・三三　愙齋・五・一三　大系・又一四　小校・三・八　三代・四・一六・二　河出・一八〇　二玄・一七三

考釋　餘論・二・二九　文錄・一・二九　大系・二九　通考・三〇九

器制　續古に錄するところは素文の方鼎である。立耳。腹部に十字形の界線があるのみ。稜なく、足の脚底が細まつている。中氏方鼎三器と大體似た形制であると思われる。大系もこの圖様を掲げている。

しかるにこの器はまた通考に器影を掲げている。方鼎ではあるけれども、文様異なり、全く別の器である。通考にいう。「大小未詳、腹飾饕餮紋、旁有四稜、四足飾饕餮紋、濰縣陳氏

厚趠方鼎

簠齋藏器、續考古圖四・一七 箸錄、繪圖全不相似」。いま兩器を比較するに全く別の器というほかない。その銘は同文、かつ兩器行款を等しくしている。

通考に掲げている照片によると、鋬鋬はかなり變様のもので尾部甚だ小さく、角は曲刀形をなして身の後に垂れている。この鋬鋬の形は、服方尊の器腹にみえるものと甚だ似ている。もし通考に掲げる器が薛氏著錄のものであるとすれば、宋以來の傳世の器となつてまことに珍重すべき例となるが、器制上異器とみるべく、同銘の二器とする外ない。

銘文　五行三三字

隹王來各于成周年

大事紀年の形式をとつている。來格二字を連用している例は殆んどない。各は概ね宮廟など聖所にいたる場合に用いる。來格は同義の語であるが、ここに格を用いているのは、おそらく王が成周における何らかの儀禮に臨む意であろう。成周において祭事を行なうものは、概ね西周初期の器と考えてよい。

厚趠又僓于溓公

厚趠は人名。他に所見はない。厚設三代・七・一八・七 の厚は、あるいはその族であろう。僓を郭氏は饋と解し、「疑饋字、从人从貝、𦣞聲、𦣞乃𠂤之緐文」としている。又僓を饋送の意とみるものである。この說はおそらく餘論から出ていよう。餘論にいう。

僓字舊無釋、吳引徐同柏說、釋爲賴、云、賴从貝剌聲、此从貟从朿、朿剌省、其說殊迂曲、竊謂、此字从𦣞从人从貝、古字未見、以形義求之、疑當爲从歸省、……當爲遺之異文、皆其比例、此當爲持遺之義、又遺讀爲有遺、謂溓公以物遺、趠因以作鼎也

孫氏は不嬰設の「余來歸」、陳肪設の「用追孝」の歸・追の字形をあげてその說を證している。從古が字を賴と釋したのは賚の義に解しているもので、三者字說を異にするも、その義は殆んど同じ

である。ただ遣送のものが何であるかについては說がない。

字は人と𠂤と貝とに從う。𠂤は出師のときの祉肉を懸繫した象で、これを貝と合せて負戴する象がこの字の形である。拙稿釋師參照。論叢三集所收　それで饋送というも單に盤飱を送る義ではなく、祭肉や貝を以て遺るものであろう。

溓公の溓は止に從う。おそらく䨣鼎にみえる溓公と同じであろう。䨣鼎においては溓公は䨣や史旟に征命を下している。また令鼎にみえる溓仲も同一の家と思われるが、仲は王の馭たる人である。本器にいうところも軍禮に關するものと考えられ、「又償」とはそういう意味をもつ行爲であろう。「又償」は被動態によむべきである。

趠用乍厥文考父辛寶隮齋、其子〻孫、永寶　朩

溓公から償を送られた寵榮を記念してこの器を作っている。文考を父辛といい、銘末に圖象文字を加えているのは、趠もまた東方の族であろう。

齋とは方鼎をいう。方鼎の彝銘にしばしばみえるもので、字はまた才・妻に鼎を加え、あるいはさらに皿に從う字形もある。方鼎の器名としてよい。說文等にはこれを黍稷の器にして粢と解しているが、その誤については郭氏に詳論がある。その器制の行なわれた時代について、郭氏はいう。

殷制甚古、簠則在方鼎絕跡以後、逮宗周中葉始出現、二者正相替禪、則方鼎蓋以充簠之用也

また周禮甸師・舂人を引いて、齋は稻粱を盛る器であったと論じている。なお容庚氏の通考、陳氏の海外に、その器制についての詳論がある。

訓　讀

隹王、成周に來格するの年、厚趠、償を溓公に又せらる。趠、用て厥の文考父辛の寶隮齋を作る。其れ子〻孫、永く寶とせよ。朩

參　考

銘末の圖象は、宋代著錄以來しばしばみえているもので、たとえば

祖己甗　博古・一八・二九　嘯堂・下・六四　薛氏・五・七
癸　鼎　考古・一・四　博古・一・一二　嘯堂・上・三　薛氏・一・六
祖辛父甲鬲　貞松・續上・二五
朩　鼎　貞松・二・二八
朩冊乍父己鼎　攈古・一之三・四三　殷存・上・六　三代・三・二・三
朩□乍父乙甗　西清・三〇・三　三代・五・七・五

などはこの族のものであろう。癸鼎は考古に「得於京師」としている。羅振玉は朩はけだし戣の初形であろうかという。鬲の銘にはこれに二正字を加えており、あるいは除道の意味をもつものであるかも知れない。

三二、𤔲鼎

時代　成王 賸稿・通考　成康期 斷代

出土　「己巳一九二九年　出土洛陽」貞松

收藏　「藏河南博物館」賸稿

著錄　器影　賸稿・七

𤔲　鼎

銘文　賸稿・七　貞松・補・上・一一　三代・三・四七・三

考釋　賸稿・七　通考・四七　斷代・三・八二

器制　賸稿にいう。「高六寸八分、耳高一寸三分、足高二寸六分、深四寸、口徑六寸六分、重百十六兩、腹飾紘文兩道、色赭褐、周身綠鏽」。また斷代にいう。「器是成王時通行的素鼎、僅有弦文兩道」。立耳素文。器制は勅[illegible]鼎三三六頁とほぼ同じである。

銘　文　五行約二八字。賸稿に「銘約二十六字、在口內、爲鏽所掩、不能施墨、故可辨識者僅十九字」といい、貞松には二十字を摸錄している。斷代は銘を二十八字と數えている。

王初□□于成周

第三字は全く不明。第四字は月字の兩旁に暈を施したような形で、字としては亘に近い。成周をいう器銘は多く儀禮に關しているから、これも何らかの祭祀儀禮であろうが未詳。下文の溓公は嗇鼎・厚趠方鼎にみえ、前者は征役に關し、後者では王が成周に來格した年に、溓公が賜賞を行なつている。あるいは後者の器と關係があろう。成

字は戊字の形のままである。

溓公蔑𤔲暦、易□□□□

孫海波・陳夢家兩氏は、この蔑暦を軍事に關するものとみて、𤼈鼎と關聯させ、陳氏はこの器をその條下において論及している。孫氏は易下の一字を畟とし、周公東征のときの器であるという。

溓公名、見𤼈鼎趞鼎、畟名見畟卣、雖不見于史册、然皆從周公東征之有軍功者、𤔲字不可識、由溓公・畟二人推之、𤔲亦從周公東征之人、此器亦當作于成王之世也

𤼈鼎は王の東夷を伐つことを記したもので周公東征とは關係なく、また賜下の一字は畟の字形に似ているが定かでない。かつここに人名を入れるとすれば、𤔲以外の名が入るべきではない。從つて畟卣とも無關係である。蔑暦は師旅のことのみに限らず、祭事その他の有功を旌表するときにも用いる。拙稿蔑暦解參照　文首に「王初」とあり、その句末に成周とあるので、文例より推して成周の儀禮に際しての賜賞であることは明らかである。その意味で、𤼈鼎よりも厚趞鼎と關係がありそうである。賜物のところは銘辭に殘泐多く、すべて不明である。

𤔲覭公休、用乍父辛障彝　◻

公は溓公。父辛の器を作り、銘末に圖象文字款識を附している。しかも器は洛陽の出土であるから、作器者は成周にある庶殷の一であろう。銘末の圖象は殷器以來甚だ多く、古くからの大族であろう。

訓　讀

王、初めて成周に□□す。溓公、𤔲の暦を蔑し、□□□□を賜ふ。𤔲、公の休に揚へて、用て父辛の障彝を作る。◻

參　考

◻形の款識をもつものは金文編八六九頁に廿五器を錄し、概ね殷器である。宋刻やその他を合せるとなお十數器を加えることができる。器種は爵・觶・尊・卣・盉・毁・鼎に及び、中に長文のものも數器あり、殷代の有力な氏族であったことが知られる。

𪓔父丁觶　「𪓔乍父丁　◻」

𨘢方鼎　文廿八字。二玄・八八參照。

咎卣　文廿四字。二玄・九六參照。

𨘢方鼎は王の井方を征する年、師中にて饗酒のとき尹より賜賞を受けたことを記す。咎卣は王から㚸を賜うて后祖丁の器を作るをいい、洛陽の出土。他に兄癸卣考古・四・五　博古・九・二二　あり、鄴よりの出土と傳える。また父己鬲考古・二・五　は郟城よりえたという。この𤔲鼎は洛陽の出土である。𪓔・𨘢・咎・𤔲の諸氏はみな◻を標識とする氏族より出で、殷滅亡の後、諸方に分散したものであろう。

三三、史獸鼎

時代　成康期斷代

收藏　「杭州鄒氏舊藏、今歸廬江劉氏」貞松　「金傳聲・劉體智舊藏」斷代　「中央博物院藏器」故宮

史獸鼎

著錄

器影　善齋・二七　通考・五〇　故宮・下・七〇

銘文　貞松・三・二九　周存・二・補　善齋・禮一・七九　綴遺・四・五　小校・三・一八　三代・四・二三・二　二玄・一六〇

考釋　文錄・一・三〇　通考・二九三　韡華・乙上・八　積微居・二一二　斷代・三・八二

器制　故宮にいう。「通耳高二〇・三糎、深一一・六糎、口徑一七・五糎、腹圍五八糎、寬一八・三糎、重二・一八五瓩、口緣飾夔紋一道、足飾饕餮紋」。立耳。耳は縄形。腹深く、足は少しく内に彎曲している。虺龍文は線刻式のもので前垂があり、先端は魚尾形をなし、正中の稜を中心に左右に展開しており、その文様は全體に様式化の傾向がみられる。

銘文　八行五〇字

尹令史獸、立工于成周

尹は官名。正長をいう。單に官名のみを稱していて、何人であるか知られない。周初の器には公・侯・尹・公大史など、官名のみをあげて名をいわぬものがある。この器では成周における經營のことを命じているのであるから、おそらく成周の尹であろう。令の器によると、成周とその周邊は明公・明保の掌るところであつたとみられ、令彝

に明公尹の名がある。作册大方鼎にも皇天尹大保の名がみえるが、陳氏は本器の尹・皇尹はその略稱であるという。柯昌濟はこれを尹佚に充て、逸周書に史逸を尹佚に作るのを證としているが、一應金文にみえる關係から考えてゆく方がよい。

獸字は單に從うている。羅振玉いう。

按獸狩古一字、古者田狩習戰陣、故從戰省、以犬助田狩、故字从犬

卜文においても狩にこの字形を用いている。

「立工」を羅氏は「立工卽立功、獻工卽獻功」というも、陳氏はなお考うべしとしている。韡華・積微居に立を涖と解する。しかし「涖工」とはどういう行爲をいうのか說明はない。下文の賜物がすべて禮器であることからいえば、器銘のいう工とは儀禮に關するものであり、かつ下文に獻工の日を記しているので、それは一定の日數を要し、かつ日を定めて命ぜられたものと思われる。尙書召誥にいう。

越若來三月、惟丙午朏、越三日戊申、太保朝至于洛、卜宅、厥既得卜、則經營、越三日庚戌、太保乃以庶殷、攻位于洛汭、越五日甲寅、位成、若翌日乙卯、周公朝至于洛、則達觀于新邑營、越三日丁巳、用牲于郊、牛二、越翼日戊午、乃社于新邑、牛一・羊一・豕一

これは洛邑を營むときの奠基の儀禮を記したものと解されているが、實は奠基のことといえども數日にして成るものではない。おそらく下文にみえるように、庶殷に誥告を發するための式場の設營をいうものとみるべきであろう。

召誥にいう「攻位」があたかも本器にいう「立工」のことに當るのではないかと思われる。立には樹立の意もあり、册命形式金文に習見する「立中廷」の立はその位に就くこと、位置に卽くことをいう。「立工」とは位置を定めて設營することをいう。この文は、何らかの儀禮を執行するためにその式場の設營を命ぜられたものと解される。召誥に「太保乃以庶殷、攻位于洛汭」とは、本器の「尹命史獸、立工于成周」とよく似た表現である。この銘文は洛邑造營のことをいうものでなく、すでに成周の語が用いられている。成周はその造營當時は、新邑・新大邑の名でよばれていた。

十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工

初命の日を記していないのでその間に要した日數は知られないが、表現からみて長年月にわたることではない。しかし獻工のことを改めていう以上、多少の日數を要したことが知られる。陳氏は文首を「十又二月」と釋するも、「十又一月」とすべきである。

工には、明公毀「魯侯又𡆥工」・也毀「告剌成工」・班毀「登于大服、廣成厥工」・虢季子白盤「畜武于戎工」のように祭祀儀禮・政事・軍事などに用いるが、その功をいうときには有・成・告などの語を用い、獻という例がない。獻とは設營され準備されたものを引渡す意とみられる。具體的な物が對象である。おそらく成周における儀禮の際の式場設營のことを命ぜられ、功成ってこれを尹に引渡したのであろう。

重ねて「咸獻工」というのは、その引渡すべきものが一二の物件でないことを示している。すなわち設營の萬端を引渡すのであるから、一々點檢して遺漏なきを確かめたのである。韡華に、金文で

は咸字がみな文末にあるので、ここは「獻工咸」の倒文であるという。しかし令彝に「舍四方令、既咸令」のごとき例があり、上下に令を重ねて用いている。この器と同じ語法である。

尹賞史獸𤔲

この器では賞と賜とを分けて用いている。從つてその語の對象も異なるものとみられる。句末の一字は難解の字で、從來勞・昏の二釋がある。勞と釋するものは吳大澂・羅振玉・王國維らの説である。羅氏は字を「象手持爵形、有功者、持爵以勞之也」とし、毛公鼎の「〓勤大命」の例をあげている。小校・文錄等もその釋に同じ。綴遺・文選は字を缺釋のままである。楊樹達氏は勞字説を非とし、金文の勞とこの字形とは異なり、叔夷鐘等に用いる勞字は說文古文の形に近く、この字と別字、柯昌濟が字を昏と釋しているのがよいとし、勳の初文とする。

今按柯釋字爲昏、是矣、然賞史獸昏、文義難通、余謂昏當讀爲勳、謂賞史獸之勳勞也、昏熏古音同、字通

昏勳の同聲通假は、積微居の彔伯㦰毀再跋二〇に詳しい。〓は下文の爵と字形近く、金文の婚・䡅もこの字形に從う。いま𤔲の字形解釋としては羅說をとるべく、その功を稱することを示した字である。思うに字はその字形の示すように、酌を以てこれを褒賞するのが原義であろう。すなわちこの「賞…𤔲」は、何らか具體的な行爲を以てその功を賞することをいうものであろうと思われる。周禮典瑞に、祼圭を以て賓客に祼する禮があり、小盂鼎にその禮がみえている。おそらくその禮を與えたのであろう。〓が昏の字形に含まれているのは、昏禮の際の儀禮によるものとみられ、勳は後の形聲字。𤔲とは別字であると思われる。陳氏は𤔲を瓛と釋しているが說なし。瓛は桓圭であるが、桓圭ならば賜物の例に加えてよい。師遽彝には圭・璋を賜物としている。ここに賞といい、下文の賜と區別しているのは、祼享の禮を以て與えたことをいう。

易豕鼎一・爵一

鼎等の禮器を賜うことは曧毀にみえている。豕鼎という例は珍らしい。同例のものに曶鼎「犙牛鼎」・吳買鼎「雝鼎」のような例がある。貞松に方鼎と釋するも字は方ではなく、彘に近い字である。

爵を賜う例は縣改毀にみえる。縣改毀では、婚嫁の際の贈物として與えられている。鼎・爵のような禮器が與えられているのは、史獸がその官職の示すように、祭祀儀禮を掌る地位にあつたからであろう。周初の時代に、作られた彝器を賜物とすることがあるのは、賜與のために器が作られることのあつた事實を示すものとして、注意すべきことである。

對䫹皇尹不顯休、用乍父庚永寶障彝

皇尹は皇天尹と相似た稱號である。また明保をも明公尹と稱しているから、同様の職掌である。この鼎の器制・文字からみて、その時期は成王の後期から康王期にわたる人であろう。不顯の語も、成康期からみえはじめている。

作器者は父庚の器を作つており、おそらく成周庶殷の一であろう。永寶を障彝の上に加えていう例も多くない。

訓讀

尹、史獸に命じて、工を成周に立てしむ。十又一月癸未、史獸、工を尹に獻ず。咸く工を獻ず。尹、史獸に罰を賞し、豕鼎一・爵一を賜ふ。皇尹の丕いに顯かなる休に對揚して、用て父庚の永寶隮彝を作る。

參考

字迹は行款ほぼ整い、字に齊飭の風が加わつてきている。器銘にいうところは、成周における擧禮の際のことであるが、おそらく成末康初に位置すべきもので、成周において誥命などを發する擧式に當つて、立工のことがなされたのであろう。召誥・洛誥などに記す儀禮は、その後にも沿襲して行なわれていたものと考えられ、周書五誥の類が後に傳承されたのも、そういう擧禮の典則としての意味をもつていたと思われる。

三四、睪　尊

時代　成康期 斷代 衞武公 濬縣

出土　濬縣第四次發掘 民國二二・一〇・二〇〜一二・一二 において、第六十墓より出土。郭寶均・濬縣辛村古殘墓之清理 田野考古報告第一册 民國・二五・八參照。

著錄

器影　濬縣彝器・一二

銘文　田野考古報告・圖版一

二　濬縣・一三

考釋　濬縣彝器・一三　積微居・一六三　斷代・三・八

○

器制　濬縣にいう。「高六寸八分五厘五毛、深五寸五分八厘、口徑五寸九分一厘、足徑四寸三分二厘、重七十

睪　尊

四兩四錢九分六厘、侈口、　鼓腹圈、底圈足、腹飾饕餮雲雷文、上下界以絃文、二獸面左右對生、質厚色黝綠、間以翠藍、製作精工、爲二模或四模範成、底留方格鑄文、口部有覆幕痕」。饕餮は腹部の上下に二條の帶文をなし、身上に三立刀形がある。同墓出土の銅器に鼎・甗・卣・爵・𣪘・戈などあり、何れも西周初期の器制のものである。

銘文　四行二四字

隹公𨾓于宗周、嬰從

公を孫海波は衞の武公に充てて解し、四證をあげて論じている。その説にいう。

公疑卽衞武公、竊嘗考之、其證有四、史記衞世家言、釐侯卒、太子共伯餘立爲君、共伯弟和、有寵于釐侯、多予之賂、和以其賂賂士、以襲攻共伯于墓上、共伯入釐侯羨自殺、衞人因葬之釐侯旁、謚曰共伯、而立和爲衞侯、是爲武公、武公卽位、修康叔之政、百姓和集、四十六年、犬戎殺周幽王、武公將兵、往佐周平戎甚有功、周平王命武公爲公、是衞君之稱公、自武公始、尊銘之公、殆卽武公、此一事也

然則衞君之稱公者多矣、何以必知爲武公耶、曰、銘言公𨾓于宗周、又言嬰從公帀毆洛于官、與武公佐周平戎之事相合、此二事也

以書體言之、此器與晨伯鼎・蘇甫人匜・虢文公子鼎等器、極相近、要皆西周末葉時所作之器、與武公時代相符合、此三事也

金文之言宗周者、皆東遷以前之器、蓋東遷之後、宗周之地不復存、而諸侯亦不以時朝見天子也、東遷之前、衞君事、昭著于史册者、惟康叔從周公東征、頃侯賂周、及武公平戎三事、餘如考伯嗣伯……諸君、事跡不顯、按康侯之名、見于金文中者、有康侯封斧等器、頃侯賂命、亦與此銘不類、以事跡考、非武公而莫屬、此四事也

此四事、足證此公之爲武公也、必矣

この説は、器そのものの時代觀にふれていない點に致命的な問題がある。後にもふれるように、この器をはじめ同出の諸器は何れも明らかに周初の器制を示していて、この器を幽平の際におくことは、諸器の時代觀からみても不可能である。また字迹のごときも周末に下るものではなく、銘文の解釋においても武公平戎の役に牽合しうる點はない。

陳氏はこの公を衞の康公にして、その初封の人であると考えている。いう。

此公疑是衞康公、卽康侯、前文所提及的康公盂、以及康公畁斷代三・挿圖六　俱有康公之名、後者

據說一九三三年與康侯諸器同出濬縣、其地乃衞國所在、光緒一四年一八八八河南出土的賢𣪘善齋

六四曰、唯九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從、公命事、此公叔恐卽康叔而稱公、銘與此器可相

比較、器制花文亦皆同時

これは他器との比較において器の時期を推定したもので、孫氏の説に較べると實證的である。しかし賢𣪘の公叔を以て本器の公に充てこれを康叔と解するのは、𣪘の銘文理解上に問題がある。「公叔初見于衞」とは、衞侯に對して公叔が初見の禮を行なつているのであり、衞の初封が康叔であるとすれば、公叔はこれに見事するその臣屬とすべく、公叔は康叔ではありえない。一般に金文において、單に公・侯・伯・尹・保等と稱する場合、作器者においてはその人が明らかであるけれども、これらの呼稱がつねに特定人の稱號であるとはいえず、その辟君に對して公・侯などの尊稱のみを用いたものが多いのである。從つてその人を定める場合には、單なる揣摩を以て論ずることはできない。

器制からみてこの器が西周初期のものであることはほぼ承認しうるところであるが、銘文からみてもそのことは理解しうる。器銘は宗周における何らかの儀禮を記したものと思われるが、宗周の儀禮をいうものは、初期の金文に多くみられるものである。文字も稚拙なところがあるけれども、その稚拙さは征盤一二三頁に類し、西周末期の字様ではない。

睃は未釋の字。その字原からいうと、原の古文に通ずるところがある。孫海波はいう。

睃不可識、疑爲䙴字、說文遷、高平之野、人所登、……予宿疑此爲从辵䙴聲之字、而苦無證以明之、此與金文遷字偏旁相近、考䙴字書雖不載、以聲類求之、當爲从彔田聲、故遷字从之得聲也、遷見古音同隷元部、金文中、諸侯朝見天子也、每云見于宗周、如麥尊、若二日侯見于宗周、匽侯旨鼎云、匽侯旨初見事于宗周、皆是、亦與此銘辭例相同、此葢假䙴爲見歟

これ字を䙴にして見の音、假りて初見・見事の字に用いたとするものである。陳氏もまた原とその字近しとして

依文法、當是動詞、字近于金文的原字、此地大約是往于宗周之義

といい、之往の義とみている。しかし原の字から之往の義を導くことは困難なようである。

銘文の字形は彙の古形に近い。說文に「彙、蟲也、似豪猪而小、从帬、胃省聲」とし、また蝟字を出して「或从虫作」とする。易の泰卦初九に「拔茅茹、以其彙」とあり、類也・美也・勤也等の訓がある。釋文によると、「菫作夤、出也」に作る。夤には敬・勤の訓あり、易の鄭注に彙を勤と訓しているのは、夤の字として解しているのである。淮南子墬形訓の注に、夤は讀むこと胤嗣の胤のごとしという。器銘は彙、夤の義によつて解すると、甚だ疏通をうるように思う。

思うに器銘の公は、同出の器の多いことからみて衞地の名望とみられ、あるいは衞公であろうかと思われるが、宗周に赴いた理由は初見・見事の禮のためともみえず、下文にいうところを以て推すに、あるいは訃を以て告げる禮をいうものではないかと思われる。訃を以て告げるものには、金文に師嫠𣪘・洹子孟姜壺などがあり、これらと合せてみると相通ずるところがあるようである。師嫠𣪘にいう。

師鮴父殷、䇂叔市、巩告于王、隹十又一年九月初吉丁亥、王才周、各于大室、卽立、宰琱生內右師䇂

以下册命の文がつづいている。これは父が殂してその服を嗣ぐ册命のことを記しているものであるが、これによると先公沒すれば嗣子は自らこれを王室に赴告し、祖考の服を受けることが行なわれていたのである。おそらく本器もそういう際のことを記しているものであるらしく、その際隨從した䇂に對して賜賞したことをいう。器銘の𪓐は彙・𧴪の初文であろうと思われ、師䇂段にいう巩告の義に當る。納日を寅餞する寅も、この字義を承けているものであろう。

䇂は作器者の名。字は阜旁に從うている。孫氏いう。

䇂字書未見、……葢武公之家臣、史册未見、今無考

陳氏は字を陸・睦の旁と同形にして、陸・睦兩字の何れかであろうという。しかし金文にみえる陸字の形とはかなり違つている。この作器者は下文にその考を乙公と稱しており、東方系の人とみられる。おそらく衞地にあつて、衞侯に事え、儀禮のことを以て公に從つて宗周に赴いたのであろう。

公帀旣、洛于官

帀旣の二字は甚だ難解である。孫氏は「䇂從公帀」を句とし、帀を師、旣を翳障の義とみて、公の師旅が洛水を守戍したことをいうとし、すべて軍事を以て解している。

市卽帀字、金文假以爲師、蔡大師鼎與此同、可證、䇂從公師者、言武公率師平戎、見天子于宗周、而䇂從之也

旣字不見于字書、以形考之、卽医之繁縟文、医盛弓弩矢器也、字通作翳、國語、兵不解医、管子作翳、注、所以蔽兵、謂脅盾之屬、又周語、是去〔其〕藏而翳其人也、注、猶屛也、廣雅釋詁二、障也、是医有屛障之義

洛水名、出左馮翊歸德北夷界中、東南入渭、官、地名、不可考、當卽洛水附近之地、旣洛于官、言武公之師、屯于官、足以屛障洛水也

武公の師旅が洛水を屛障するに足るとはまことに壯語というべきも、金文はすべて實事を以ていい、この種の表現をみない。また「言武公率師平戎、見天子于宗周」というのは、銘文の次序と合しない。そういう軍旅のことをいうならば、それに適わしい表現があるべきである。

陳氏は「帀旣」の二字を「亥旣」と釋し、「不詳其義」というのみで、釋に及んでいない。帀は亥とは字形異なり、やはり市系統の字である。市は金文では左右均齊にかき、この銘のような字形をみないが、形からみて蔽膝の象とみられる。旣もその解をえがたいが弓矢の器とは關係なく、兩字とも服裝に關する語であろう。師䇂段に「叔市」というのと類しており、居喪の服をいうものと解される。下句の「洛于官」はこれと關係ある語であろう。

洛を孫釋に涇洛の洛と解するも、「洛于官」とは競卣の「各于官」と同じ語例である。洛は格の異文ともみられ、積微居はその義を以て解している。しかし來格の字は概ね各・洛に作り、洛を用いた例をみない。それで字はあるいは落の義でないかと思われる。左傳昭七年「願與諸侯落之」の注に、「宮室始成、祭之爲落」といい、また釁鐘など釁禮を用いるときにも落という。すべて事終

つて服改まることをも落という。

この場合、官がどういう建物であるかが重要な意味をもつ。孫氏は官を地名とみているが、孫氏はすでに洛を水名とみているので、「于官」を「屯于官」とし、地名とする。陳氏は官を館と解し、その諸義を説くことが甚だ詳しい。

官假作館、說文、館客舍也、廣雅釋宮、館舍也、古有候館公館之設、周禮遺人、五十里有市、市有候館、魯語上、宿于重館、注云、館候館也、禮記雜記、諸侯行而死于館、注云、館主國所致舍、雜記、大夫次于公館以終喪、注云、公館公宮之舍也、禮記曾子問、公館復、注云、公館若今縣官舍也、漢書車千秋傳注云、館官舍也、此器之官、當指宗周館諸侯的公館、覲禮、天子賜舍、曰、伯父、女順命于王所、賜伯父舍

器銘の官が館の假借であることはほぼ確かである。しかしこれをただ「公館に至る」と解しては、下文における賜賞の事由が説明されていないことになろう。公館に舍するのが常例であるならば特にそのことをここに記す必要はなく、また單に賜賞の場所を記したものとも思われない。

この器銘は字釋に困難なところがあつて容易に通解をえがたいが、孫氏のように軍旅のことをいうとはみえず、また陳氏のようにただ宗周に來つて公館に入つたというのでは、作器の理由が知られない。かつ公館に入るのに洛字を用いた例をみず、洛には別の義があるとしなければならぬ。

いま推測を以ていえば、この器は後の師嫠殷と同じく、告喪の禮をいうものであろうと思われる。その立場から通解を求めると、孫・陳兩氏の説よりはよほど疏通をうるところがある。すなわち徧地にある奚の主公が、その先公の殂落のことを宗周に赴告し、嗣服の命を受けたが、その儀禮を終つて館に入り終喪し、落して服を改めた。禮記雜記に「大夫次於公館以終喪」とあるに當るものである。それで事終つてのち、公に隨從してその儀禮を助けた奚に賜賞が與えられ、奚はその恩寵に對してこの器を作り、そのことを器に銘したとみるのである。このように解するならば文はほぼ疏通をうると思われるが、ただその禮は西周の器では師嫠殷に見えるのみで、初期の器にはその例がない。一應假説としてこの解を出しておく。

商奚貝、用乍父乙寶障彝

貝を賜うていること、父乙の器を作つていること、器が濬縣の出土であることなどから、作器者が東方系の氏族であり、徧地の公の臣屬であつたことを知りうる。

この第六十墓からは、また亞[illegible]の器が出土している。亞は祭祀儀禮を管掌する職事を示すものとみられ、奚もまたその族類であるかも知れない。周初において、この種の儀禮に東方の諸族が多く與かつていることは、宗廟儀禮關係のものに東方系氏族の作器が多いことによつて知られる。その後その地位が低下して禮經には商祝のごとき喪事を專掌するものを留めているが、周初には相當の名族がそのことに當つていたのである。そういう事情をも考慮して、この器銘を理解すべきであろうと思われる。

隹公、宗周に賸す。奚從ふ。公、帀䬝して、館に落す。奚に貝を賞せらる。用て父乙の寶障彝を作る。

參　考

濬縣第六十墓の同時出土の器はかなり多い。郭寶鈞氏の出土表にいう。

此墓爲四期發掘最完整之一墓、卽父乙尊所自出者、出鼎一・甗一・尊一・爵一・卣一・敦一・鬲一・斧一・戈九

このときなお收むるに及ばなかつた棺中の物は、みな匪の寇略に遇うて失なわれた。郭氏は

棺中如何、以時晩未及取出、但是晩卽被匪鳴鎗劫去、三千年保存至今、吾人仍只得其半、而失其半、考古於此時、亦可哀矣

と記している。いま存する同出の器は、すべて濬縣彝器に著錄されている。

*鼎　原號4（濬縣四）

兩耳立耳、三圓足。項下に虺龍の帶文あり、帶文は線條で三層にかかれ、上層は立刀形をなしている。銘文三字、「朿父辛」と銘す。孫氏は器を春秋期に入るものとしているが、器形文様は周初の様式である。

*甗　原號3（濬縣六）

素文。甑部は著しい分銅形をなしている。腹內に一字「戒」の陽文による款識がある。殷器以來、多くみえるものである。

*素𣪘一　原號8（濬縣八）

二耳獸面のほかに文様なし。兩耳は脫して後に補い、口・足にも補修が加えられているという。無銘。

*奚尊　原號5　すなわち本器。

*自豕卣　原號7（濬縣一五）

自字下に波形あり、豕も兩手に從う。兩耳犧首、蓋に兩角がある。蓋・項下及び圈足部に虺龍の帶文がある。また提梁にも虺龍を付している。みな三層よりなる細身の文様で、殊に項下の帶文には立刀形を存している。器蓋に各六字「自豕乍障彝[illegible]」の銘がある。[illegible]は二字に分書されている。

自　豕　卣

*父癸爵　原號6（濬縣一八）

器腹にかなり幅廣い饕餮文がある。眉・足にみな方形雷文を埋めている。鋬下に「父癸」の銘がある。

＊戈　原號2932（濬縣二二）
長胡三穿。無銘。

右の諸器中、[illegible]の器が含まれていることが注意される。陳氏はその器が周初の器であることを證として、本器を成康期に屬した。その時期推定は大體正しいと思われるのであるが、同時出土の器は一應相對的な時期推定の證となりうるに過ぎないものであるから、器の時期は直接その遺物に即して論ずべきであろう。本器の器形・文様は成・康何れの期にも入りうるものであるが、字迹は健爽雋鋭の風に乏しく、むしろ稚拙のところがあり、祉盤一二三頁・盂爵三八七頁などに近い。かつ銘文の意を上述のように理解するとすれば、周の統一後に世代の交替したことが記されている。それらの點から、器の時期はほぼ成王の後半に位置すべきものと思われる。

三五、盂　爵

時　代　成王斷代　康王麻朔　昭王大系・通考

收　藏　「吳縣王氏」三代表　「長洲毛叔美慶善舊藏器」綴遺　「陳介祺舊藏、後流入日本」斷代　「故小川睦之輔蒐集品」日本

著　錄
器影　「圖象所未見」斷代　日本・二二七
銘文　攈古・二之三・三　愙齋・二二・三　簠齋・二・一八　奇觚・七・三〇　周存・五・一二一　大系・二四　綴遺・二二・二九　小校・六・七七　三代・一六・四一・三　書道・五一　日本二二七

考　釋　餘論・二・二一　大系・四九　文錄・四・三一　文選・下・三・一四　麻朔・一・四五　通考・四九，九三　積微居・五五　斷代・二・一一九

器　制　從來圖象を著錄したものがなかつたが、最近「日本蒐儲支那古銅菁華」に收められた。梅原博士の解説にいう。「高約二〇糎。大きくて整うた器體をやや短い三脚が承けている。雙柱上の飾は圓渦紋の半球形である。器體を飾るのは巧みに渦雷紋化した饕餮形を重ねたものであつて、流下にも同式の渦雷紋を配し表出は鮮鋭である」。その器制は最も子父辛爵故

盂爵

宮・下・三六九　に近く、また父乙爵通考・四二五　・父己角同・四四五なども相似た文様である。殷末周初の器制と考えてよい。

銘文　四行二二字　銘は器腹の内にある。

隹王初𢍉于成周

𢍉は獻侯鼎・叔隋器にもみえる。

獻侯鼎　唯成王大𢍉、才宗周

叔隋器　隹王𢍉于宗周、王姜史叔使于大保

二器何れも宗周において𢍉祀が行なわれているが、本器では「初𢍉于成周」という。同じ祀禮が宗周・成周において行なわれており、陳氏は鼎・爵をみな成王期においているが、叔隋器のみを成康期に下している。しかし叔器には王姜・大保の名がみえ、字迹も三器みな相近く、何れも成王期に屬してよいものと思われる。𢍉祀がこのように宗周におけると同様成周においても行なわれていることは、成周が當時宗周と並ぶ地位をもつていたことを示すとみられ、これまた周初新邑洛の營まれた當時の事情に適うものがあると考えられる。

王令盂寧𢍉白、賓貝

盂を郭氏は盂鼎の盂と一人と解し、盂鼎との關係から本器の時代を考えてこれを昭王期に屬したのである。その說にいう。

此盂與盂鼎之盂、自爲一人、唯盂鼎二器、均作于康王末年、康王在位凡二十六年、此言王初𢍉于成周、是王卽位未久、又言乍父寶𢍉彝、則盂父已死、若以爲康王初年之器、則與盂鼎相隔二十餘年、且大盂鼎言、井乃嗣祖南公、又言、作祖南公寶鼎、不及其父、則是盂父、于康王二十三年、似猶未死、故今以此器、改隷于昭世

盂の二鼎が康王の世にあるべきことは、小盂鼎に周王・武王・成王の禘祀を記していることから疑のないところであるとしても、大盂鼎に祖南公の器を作るがゆえにそのとき父なお存し、この器に父をいい、また王の初𢍉をいうことから次の昭王に下るというは、論證として十分でない。祭器は必らずしも直上尊親の器のみを作るとは限らず、祖器や考妣の器を作ることもあり、また、本器に

おいて文父の器を作つているのは、二鼎に祖の器を作つているよりも先立つという論理も成立する。凡そ當時において、父がなお存するのに子が顯貴の地位にあつて廟器を作ることは、一般的には行なわれなかつたであろうと思われ、冊命形式金文においては多く父子嗣襲のことが述べられている。從つて盂爵において父と稱せられているものが、二鼎において祖南公とよばれているという想定もありうる。すなわち郭氏とは逆に、盂爵の盂は二盂鼎の盂の父であろうともいえるのである。すでに獻侯鼎・叔隋器に宗周の䙴をいい、本器にまた成周の䙴をいうのは、相關聯しての祀禮であると も考えられる。もしこの盂を二鼎の盂の父輩とすれば、王は成・康の二王のうち何れかであろう。宗周の䙴をいう上記の二器は成王期のものであり、殊に獻侯鼎には成王の名を著わしているのであるから、本器を康王初年におくも特に不都合を感じない。郭氏は器影をみていないようであるが、器制はこれを周初の器と並べてそれほど時期の下るものとは思われず、字迹は腹内の狹いところに銘してあるので筆勢に多少窘束の感はあるけれども、行款を排次せず自由にかかれており、盂鼎の字迹よりは遙かに古意を存している。大小二盂鼎より以前の器と考えて差支えない。獻侯鼎・叔隋器のいう宗周の䙴祀と相近い時期のものとしておく。

「寧𢍜白」は睘尊の「安尸白」と語例同じく、安・寧は同義である。睘尊の安を積微居には歸寧を以て解したが、この器においても楊氏は歸寧說をとつている。

左傳莊公廿七年云、杞伯姬來、歸寧也、杜注云、寧問父母安否、然則銘文云寧鄧伯、亦言問鄧伯安否耳、書洛誥曰、伻來毖殷、乃命寧予以秬鬯二卣、曰明禋、據此知寧人必有物以將意、非僅以言而已、此於金文雖無所見、然可據洛誥之文、推概得之也

洛誥の文を歸寧をいうと解するのは甚だ事情に當らぬ感じであるが、もし本器の寧を歸寧を以て解するとすれば、鄧伯の家から周室に來嫁しているという關係がなくてはならぬ。鄧に二地あり、一は陝西にあり媿姓、一は楚地南陽にあつて曼姓である。陳氏いう。

春秋桓七、鄧侯吾離來朝、漢書地理志南陽郡鄧縣云、故國、春秋之世、與楚爲隣、實與楚同姓、楚世家、鄧侯不許也、集解引服虔曰、鄧曼姓、西周晩期之鄧孟壺（夢續・二五）及鄧白氏鼎（夢一・一二）、兩器出於陝西、陝西金石志說、壺出土盩厔、鼎則光緒中武功出土、傳世又有復公子白舍𣪕（擄古・二之二・八二）稱、我姑登孟媿、則鄧爲媿姓、是西周之鄧、或在陝境

𢍜白がこの二鄧の何れであるとしても、もしこの器を成王期に屬するとすれば、その妃王姜とは姓異なる。從つて歸寧說をとる限り、成王期說は成立しない。

二鄧と本器との關係を考える場合、もし康王期說をとるとすれば、太平御覽五四に引く尋陽記に、康王十六年、南狩して九江廬山に至り、廬山の西南に康王谷の名を殘しているという傳說があるので、南鄧との交涉も一應考えうるし、また左傳昭十二年、楚の先王熊繹が呂伋・禽父らとともに康王に事えたという記事のあることも思い合わされるが、後に述べるように、この鄧伯は媿姓の鄧であると考えられる。

以上は一應歸寧說を前提としてその可能性を考えてみたのであるが、本器の寧が成周の䙴祀のときに行なわれていることからみて、歸寧とは無關係な、祭祀の際の使者の派遣であること、また𢍜伯

の地が成周より遠からぬところであることが知られる。歸寧は后夫人のなすところで、王のなすべきことではない。

盂にはまた卣あり、父丁の器を作り、圖象款識𢀛を付している。すなわち東方系の人であるが、盂卣は陝西の出土にかかり、その族は關中に徙されていたものである。また鄧盂・鄧白氏の器も陝西から出土している。これを以ていえば、盂が使者として派遣された羿伯は、おそらく陝西の媿姓の鄧伯であろう。その地は器の出土地を以ていえば盩厔・武功の附近である。このとき羿伯は、盂に對して貝を儐した。王の使者に儐報したものである。

用乍父寶障彝

彝字は前行末に記されている。小臣𧽊鼎と同じかき方で、周初の器に稀にみることがある。餘論には矢白隻卣の器文、格伯設第二器の例をあげている。通考九三 參照。父某の名を加えていないが、卣銘によると父丁である。

以上二一字、爵銘としては長文であり、そのため銘は器腹に加えられている。

訓　讀

隹王、初めて成周に奉す。王、盂に命じて羿伯を寧せしむ。貝を賓せらる。用て父の寶障彝を作る。

參　考

器影が知られていなかつたために昭王説なども提出されているが、器制上成康期に入りうるものであることが確かめられ、獻侯鼎など奉祀をいう器と近いと考えてよい。なお盂の作器に盂卣があり、その器もまた成康期諸器と形制近く、同期のものであることが知られる。

＊盂卣

器名　兮公卣三代
時代　成王斷代　康王雙劍誃
出土　「陝西出土」雙劍誃
收藏　「此卣近在都肆」貞松・補
著錄
器影　雙劍誃・上・三二　大系・一六七　通考・六六九　二玄・一七六
銘文　貞松・補・中・一一　大系・二四　小校・四・五八　三代・一三・三八・一（蓋）・二
考釋　文錄・四・一七　雙劍誃・考・七　通考・四二二　斷代・二・一一九
器制　雙劍誃にいう。「通梁高八寸六分、通蓋高七寸六分、器高六寸、深五寸、口徑縱三寸六分、橫五寸三分、蓋高橫二寸九分、色綠微紅」。兩耳犧首、素文。蓋に小さな兩角がある。

陳氏いう。「乃簡樸式的卣、與第二〇器（作冊麵卣）召・嬴季諸器相近、但它盖上邊的兩立角已退縮、表示較晩」。銘文も小字で行款整い、周初の宏放なる氣象をもたないが、厚趠方鼎と極めて近いものであるから、もとより成康期に入りうるものである。

盂　卣

銘　文　　器文、四行二二字。蓋文、一行三字。

兮公宦盂鬯束貝十朋、盂對揚公休、用乍父丁寶尊彝 ¥

後期の器に兮甲・兮白の名がみえるが、本器の兮公との關係は知りがたい。器は陝西の出土に係り、兮公はおそらくその地の人で、盂はその下臣であろう。

宦字は止に從う。宦は令器・作冊大方鼎等、初期金文にのみ用いられている字である。休と同義。東方系の用語と思われる。于省吾氏は宁にして予、すなわち賜與の義としているが、令殷における押韻によると聲異なる。ここでは休賜の義である。鬯は令彝に鬯・金・牛とあつて、鬯酒の義。束は束絲の略であろう。多くは帛束・束絲という。于氏は鬯束を一語として香草一束の義とし、他器に例のないものとしているが、やはり語例のない解釋は避けるべきである。父丁は爵銘にいう父であろう。

盂卣器銘

銘末に圖象文字款識¥を付している。この款識は子征尊に「¥・子征・父辛」としてみえているものであるが、この子征は殷の多子の一で、その後はおそらく保卣にみえる五侯征であろう。しからば盂は殷室出自の貴游なるべく、移されて陝西兮公の隷下に入つたものと思われる。

乍旅甾　　蓋文

第三字は甫とは字形が稍しく異なる。金文では專・圃の字がこれに從う。旅の下には多く器名を附

する例であるが、器は卣である。あるいは簋字を離析してかいたものかも知れない。

器の時期について、陳氏は「爵卣之盂、應仍屬成王時代的、他與康王時大小盂鼎之盂、是否一人、待考」とし、器を一應成王期に屬する考えである。また于氏はいう。

此銘盂器、傳世者有大小盂鼎盂爵及此卣、凡四器、……盂係康王時人、大小盂鼎既出於陝西郿縣、此器亦出於陝西、是出土之盂器、自爲一人之所作也

これは時代を康王期とするものである。しかし大盂鼎にいう盂は、王の語からみても殷人であること極めて著明であるが、その地位聲望甚だ高いものがあり、堂々たる辟侯であつて、人鬲千七百餘を賜うている。爵・卣にみえる盂と、その地位にかなりの相違がみられるので、爵・卣と兩鼎の間に、ある程度の時間的距離をおく必要があろうかと思われる。器形・銘文の比較からもそのことがいえるのであるから、いま爵・卣を一應成康期に屬しておく。

白鶴美術館誌總目 (一)

第一輯（傳武王期銅器）　昭和三十七年八月

一、大豐段……一

第二輯（大保關係諸器）　昭和三十七年十一月

二、大保卣……三九

大保方鼎・成王方鼎……四三

三、大保段……五六

四、朿觶……六九

五、旅鼎……七二

六、叔隋器……七七

七、椈殘器……八四

八、御正良爵……八六

第三輯（周公伯禽關係諸器）　昭和三十八年三月

九、小臣單觶……八九

一〇、禽　段……………………………………一〇三
魯侯諸器・周師旦鼎・塱方鼎……………………一一〇
一一、征　盤……………………………………一一三
一二、魯侯爵……………………………………一二五
一三、明公段……………………………………一三三
第四輯（康侯關係諸器）　昭和三十八年六月
一四、康侯段……………………………………一四一
康侯關係諸器・涾伯逘關係諸器…………………一六〇
一五、作册畄鼎…………………………………一六七
一六、保　卣……………………………………一七三
征關係諸器・保尊…………………………………一八四
第五輯（王・王姜關係諸器）　昭和三十八年十月
一七、趞　卣……………………………………一九七
趞尊・寰鼎・寰諸器………………………………二〇四
一八、斝　刧尊…………………………………二一三
一九、睿　鼎……………………………………二一七
二〇、員　卣……………………………………二二三
二一、員　鼎……………………………………二二九
員諸器……………………………………………二三三
二二、作册睘卣…………………………………二三六
睘諸器……………………………………………二四五
二三、泉伯卣……………………………………二四八
不壽段……………………………………………二五三
第六輯（令・明保關係諸器）　昭和三十九年四月
二四、令　段……………………………………二五五
二五、令　彝……………………………………二七六
令尊………………………………………………三〇八
二六、作册翻卣…………………………………三一〇
第七輯（三都關係諸器）　昭和三十九年七月
二七、嗷士卿尊…………………………………三一七
二八、臣卿鼎……………………………………三二三
卿諸器……………………………………………三二七

二九、獻侯鼎……二三三
勅㪤鼎……二三六
三〇、臣辰卣……二三九
臣辰諸器……二四八
三一、厚趠方鼎……二五七
三二、嗣鼎……二六二
三三、史獸鼎……二六六
三四、𢍰尊……二七三
同時出土諸器……二八二
三五、盂爵……二八五
盂卣……二九一

昭和三十九年七月印刷發行
昭和五十一年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻 金文通釈1 [上] (全七巻九冊)

発行日……二〇〇四年一月一五日 初版第一刷発行

著者……白川 静
発行者……下中直人
発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一 東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四(編集) 〇三-三八一八-〇八七四(営業)
平凡社ホームページ http://www.heibonsha.co.jp/

装幀……山崎 登
印刷……凸版印刷株式会社
製本……株式会社石津製本所
製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40369-7
NDC分類番号812.2 A5判(21.6cm) 総ページ438